ISSN 0515-7781

紀要

愛知大学
国際問題研究所

論説
ルーマニアのコブシャ・ミカにおける自然環境汚染
……浅尾　仁　1
華中特務工作の回想……梶野渡氏インタヴュー
……三好　章　31
馬場　毅
広中　一成
欧州共同体の使節権をめぐって
—Parerga und Paralipomena(4)— ……川崎　晴朗　65
人口移動による上海方言の弱化現象に関する一考察
……虞　萍　95
试论建国初期宣传网的建设及宣传工作
……平野　孝治 119

研究ノート
東亜同文書院の内蒙古調査旅行……森　久男 141
ウルジトクトフ
レーガン政権期におけるアメリカ国内M&A活動の諸特性と動向の分析
—Mergerstat® Reviewの諸調査資料を対象として
（産業別調査・分析に関する集成的補論）—
……上木　敏正 167
複合事業体としてのBRACとグラミン銀行
バングラデシュのBOPビジネスの事例を中心として
……澤田　貴之 197
民俗与乡村秩序
—基于中国云南省江川县Y村汉族“做九”事件的实证解读
……李　樹燕 217

資料
寧夏農村の建国後の変遷について ……馬場　毅 241
周　星

翻訳
ロバート・ヘンリー・コックス
「福祉改革の帰結:社会的権利の概念はどのように変化したのか」
……保住　敏彦 265
教科書の中の君主政体
—清朝末期における倫理的・政治的知識の普及
……P.ザルロー 著 287
石山真由、孫江 訳

2010.11　136

ルーマニアのコプシャ・ミカにおける自然環境汚染

浅尾　仁

はじめに

ルーマニアの町コプシャ・ミカ（Copşa Mică）は、ルーマニアのなかで、かつても現在も最悪の環境汚染地域の一つとされている。この論文では、コプシャ・ミカにおける自然環境汚染の実態を分析する。主たる分析対象期間は、1989年のチャウシェスク体制崩壊以前である。その実態をより鮮明にするために、日本における過去の若干の事例をもとりあげる。

この論文の分析対象地域は、ルーマニアのほぼ中央部にあるシビウ県北部に位置する。汚染の中心地コプシャ・ミカには、1990年当時、6,581人が生活していた。そこから北東に13km離れていても汚染からまぬがれえなかったメディアシュ（Mediaş）には、73,083人が住んでいた。[1] その合計は79,664人になる。

1989年までの主要汚染源は、コプシャ・ミカにある隣接した二つの企業、つまりI.M.M.N.[2]（非鉄金属冶金企業）とカルボシンである。前者は主として鉛・亜鉛などの生産、後者は主としてカーボンブラックの生産をしていた。[3] ただし、自然環境汚染にメディアシュの企業がまったく無縁だったわけではない。そこでは、ヴィトロメタン（Vitrometan）、ジェアムリ（Geamuri）、ピエラリエ（Pielărie）などが、汚染に一定の関与をしていた。[4]

1．*Anuarul Statistic al României 1991*, p.53.

2．I.M.M.N. の名称は変遷してきているが（“Istoric”, http://www.sometra.ro より）、時期にかかわらず、この名称を使用する。

3．コプシャ・ミカにおける二つの汚染企業の生産状況およびそれにかかわる労働者・住民がおかれていた実態については、つぎの拙稿においてすでに分析ずみである；「ルーマニアのコプシャ・ミカにおける環境問題」、『関西大学商学論集』第47巻第2・3号合併号（2002年8月）所収。

4．V. Buzea, “Amenajarea pădurilor Ocolului silvic Mediaş, în condiţiile poluării industriale”, *Revista Pădurilor*, Anul 104, Nr.2 / 1989, p.73.

Ⅰ　自然環境汚染実態

1　大気汚染

（1）大気中への汚染物質の放出

大気汚染が広範囲におよんだ原因の一つとして、地形など自然環境条件も無視しえない。コプシャ・ミカおよびメディアシュの北側にトゥルナヴァ・マーレ川（Târnava Mare）が東から西に流れている。川の北側に標高500m前後のなだらかな丘陵が続いている。南側も同様の丘陵に囲まれたような地形となっている（コプシャ･ミカの町は標高287mの地にある）。コプシャ･ミカ周辺での空気の流れは、北側にある丘陵下のトゥルナヴァ・マーレ川流域（東北東―西南西）に沿うのが優勢である。風速1-2m/秒の微風のもとでの風の振り子現象とそのうえに頻繁な無風状態が生じていた。結果として、この地域では、鉛直方向への拡散条件が弱い。[5] 日本でも、地形・風向などが当該地域での環境汚染の度合いに影響したことは周知のことである。

大気中に拡散していたのは、高濃度の鉛・カドミウム・亜鉛・銅・砒素・アンチモンといった重金属を含む煙霧状のガスやカーボンブラックの粉塵であった。第1表[6]は、コプシャ・ミカ、メディアシュにおける大気汚染の実態を示した資料である。

第1表　コプシャ・ミカ、メディアシュにおける空気の質（1989-1990年）

地区	汚染物質	最大許容濃度 (mg/m³)	最大許容濃度を超えた頻度 (%)		最大濃度 (mg/m³)		平均濃度 (mg/m³)	
			1989	1990	1989	1990	1989	1990
コプシャ･ミカ	二酸化硫黄	0.250	48.5	16.7	2.988	6.944	0.363	0.210
	二酸化窒素	0.100	—	0	—	0.092	—	0.019
	浮遊粉塵	0.150	40.8	15.7	2.321	0.905	0.160	0.085
	浮遊カドミウム	0.00002	64.6	50.8	0.0014	0.000018	0.00011	0.00003
	浮遊鉛	0.0007	91.4	79.2	0.0523	0.02	0.0061	0.0029
メディアシュ	二酸化硫黄	0.250	30.6	4.7	2.611	1.303	0.24	0.079
	浮遊粉塵	0.150	20.3	7.2	0.489	0.421	0.123	0.069
	浮遊カドミウム	0.00002	57.8	23.9	0.00058	0.00007	0.00005	0.00002
	浮遊鉛	0.0007	75.8	55.4	0.091	0.0045	0.0034	0.001

第１表によって、1989 年におけるコプシャ・ミカの大気汚染状況を、最大濃度が最大許容濃度の何倍になっているかでみよう。二酸化硫黄は 12.0 倍、浮遊粉塵（その主要部分はカーボンブラック）は 15.5 倍、浮遊カドミウムは 70.0 倍、浮遊鉛は 74.7 倍である。コプシャ・ミカ、メディアシュの汚染は、ともに尋常ではないが、メディアシュの汚染度の方がコプシャ･ミカより相対的な意味では低い。最大許容濃度を超えた頻度でも、平均濃度でも、それはいえる。

なお､第１表のデータと同時期をあつかった他の資料･論文におけるデータとの間に、一見したところ目につく不一致について付記しておかねばならない。

1989 年について、コプシャ・ミカおよびメディアシュの別のデータがある。[7] それによれば、両地域における最大許容濃度を超えた頻度が第１表とほとんど異なっている。とはいえ、多くの場合、類似の傾向にはある。最大濃度では、メディアシュのそれが、第１表と異なっているところがある。これらの違いの背景には、観測網の整備状況 [8] の違いとそれにもとづく試料数の違いがあると判断される。

1990 年について、コプシャ・ミカに関する別のデータがある。[9] それによれば、最大許容濃度を超えた頻度で二酸化窒素をのぞいて第１表とすべて異なる。最大濃度では二酸化硫黄および二酸化窒素をのぞいて第１表と違っている。それらの差異は、いずれも、主として試料数の違いによるものと推定される。二酸化窒素以外は、第１表のもとになった試料数の方が

５．A. Vădineanu et al., “Rezultate ale cercetărilor complexe referitoare la starea mediului reflectate în raportul comisiei guvernamentale privind poluarea din zona Copşa Mică”, *MEDIUL ÎNCONJURĂTOR*, vol. Ⅱ , nr. 1-2 / 1991, p.36.

６．A. Vădineanu et al., op. cit., p.36. Tabelul 1 より。最大許容濃度は１日の平均値についてのものであり、調査当時の基準である（いくつかの許容濃度は、体制転換後に変更されている）。第１表は原文のままではなく簡略化した。コプシャ・ミカの欄の鉛最大許容濃度についての誤植を修正した。さらに、コプシャ・ミカの浮遊カドミウムについて、1990 年の最大濃度（0.000018mg/m³）は平均濃度より低く、誤植と考えられる。観測条件は異なるが、参考のために記せば、他の資料が示す最大濃度は 0.00053 mg/m³ である。“Măsurători de calitate a aerului în reţeaua ministerului mediului din România”, *MEDIUL ÎNCONJURĂTOR*, vol. Ⅱ , nr. 1-2 / 1991, p.11.

７．Petre Mărcuţă şi Rodica Şerban, “Aspecte privind calitatea aerului şi precipitaţiilor în anul 1989 pe teritoriul României ”, *MEDIUL ÎNCONJURĂTOR*, vol.1, nr. 1 / 1990, p.18.

８．Petre Mărcuţă şi Rodica Şerban, *op. cit*., p.15.

９．“Măsurători de calitate a aerului în reţeaua ministerului mediului din România”, *MEDIUL ÎNCONJURĂTOR*, vol. Ⅱ , nr. 1-2 / 1991, p.11.

かなり少ない。

（2）汚染地における二酸化硫黄排出と日本の事例

二酸化硫黄について、若干の補足をしておきたい。

1989年における二酸化硫黄の年間平均汚染濃度は年最大許容濃度(0.060 mg/m³)[10]の6.1倍であった。1990年までの調査によれば、前述した二つの企業が全面稼働している場合、1年間に大気中に放出した二酸化硫黄は、11,500-67,500t（トン）である。[11]それが、コプシャ・ミカ、メディアシュの住民79,664人（1990年）やその他の人々にふりかかった。1989年におけるルーマニア全体での二酸化硫黄排出量は160万tである。[12] 2企業による上限の排出量は、全国排出量のおよそ4.2%に相当している。

日本の四日市公害において、1965年の同地域での二酸化硫黄の年間排出量は約14万tと推定された。[13]そのうちの半量である年間約7万tの二酸化硫黄が、塩浜コンビナート（東部）から排出された。塩浜コンビナートから約2㎞以内の地域に約3万人以上の人々が住み、彼らがこの大気汚染の影響を強くうけた。[14]この7万tは、コプシャ・ミカの2企業が排出した二酸化硫黄の上限量67,500tに近い。

1963年12月、四日市の磯津に設置された自動測定機によれば、二酸化硫黄濃度がときに1ppmを超え、それが12時間以上も継続したり、最高2.5ppmになったこともあった。[15]二酸化硫黄は「1~2ppm以上というような高濃度の場合を除いて市民に直接認知されることはないが…略…、悪臭はそれよりもはるかに低い濃度で、むかつき、嘔吐、頭痛などの反応を起こす。ひどい時には、学童が授業を中断して避難したり、望楼の消防士が

10. STAS 12574-87 privind condiţiile de calitate a aerului în zonele protejat. この二酸化硫黄の基準は、当時のものであり、2002年に改正されている。
11. A. Vădineanu et al., op. cit., p.37.
12. Anuarul Statistic al României 1992, p.45. ルーマニアでの硫黄の降下量は、国内のみならず国外から流入した部分もあるとするつぎのような議論が、かつてあったことを記しておきたい。1982年発表のHermann Graf Hatzfeldの研究を引用する形で、ルーマニアの硫黄降下量は年80万tであるが、国内のみの放出量は年10万tを超えていない、といったものである。V. Giurgiu , “Pădurea şi calitatea vieţii —concept, realităţi şi perspective”, *Ocrotirea Naturii şi a Mediului Înconjurător*, t. 27, nr. 2 / 1983, p.85.
13. 吉田克己『四日市公害　その教訓と21世紀への課題』柏書房、2002年、47ページ。
14. 前掲書、42ページ。なお、1960年当時の四日市市人口が約20万人で、コプシャ・ミカ、メディアシュ近辺でなんらかの汚染の影響下にあるとみなされた人口もおよそ20万人であった。
15. 前掲書、50ページ。

卒倒したこともあった。」[16] かかる状況をうけて、1969 年 2 月 12 日に「いおう酸化物に係る環境基準について」という閣議決定で、二酸化硫黄の環境基準が初めて決まった。「年間を通じて、1 時間値が 0.2ppm 以下である時間数が、総時間数に対し、99% 以上維持されること」など複数の基準を同時に満たすようにするものであった。[17] その後、1973 年 5 月 15 日の閣議了解「二酸化いおうに係る環境基準について」で「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」となった。

当時のルーマニアでの 1 日の許容濃度は 0.25mg/m³ つまり、およそ 0.1ppm で、日本の 0.04ppm よりはるかにゆるやかなものであった。コプシャ・ミカでは、1989 年についてその半年近くは、許容濃度を突破していた。同年の最高濃度にいたっては 1ppm を超えていたことになる。1990 年のそれは 2.5ppm さえ超えていた。

ところで 1990 年には、コプシャ・ミカの 2 企業で修理作業と生産削減がおこなわれた。その結果、カーボンブラック、一酸化炭素、二酸化硫黄、鉛、亜鉛、カドミウムの排出量水準は、およそ 40-50％だけ低下した。[18] それでも、二酸化硫黄濃度はさらに増大したり、汚染物質によっては最大許容濃度をかなりの頻度で超えている（第 1 表参照）。

2　水汚染

コプシャ・ミカの 2 企業のすぐ北側を流れるトゥルナヴァ・マーレ川へ、工場廃水が放出されていた。それには、高濃度の重金属、硫酸アンモニウム、フェノール、シアン、石油生成物、他の有機物が含まれていた。

水汚染について、自然界の水に放出された汚染物質の分量とそれによる汚染濃度を以下に考察する。

（1）水に放出された汚染物質量

まず、水に放出された汚染物質の分量はどのようなものであったか。

16. 前掲書、55-56 ページ。
17.『官報』第 12650 号所収。
18. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.36.

1989年までの通常の生産状態のもとでは、年間に鉛54t、亜鉛639t、カドミウム37t、鉄395tが川へ放出された。ただし、1990年は、生産減によりそれら重金属の放出量もおよそ50%減少した。[19]

川へ放出されたカドミウムに焦点をあてるとき、日本ではイタイイタイ病が想起される。1972年8月9日、イタイイタイ病裁判で被害者側住民が勝訴した。1972年10月以降、神岡鉱業所は排水の水質結果などを報告している。それによれば、1972年に神岡鉱山8排水口から排出されたカドミウム量は、1日1.17kgである。単純に換算すれば、1か月分で約35kg、1年分では約427kgとなる。[20] ただし、カドミウムの排水は、8排水口以外に休廃坑・廃石捨場・旧軌道沿線などからも流出しているが、それらは先のカドミウム量に含まれていない。[21]

しかし、それより以前から大量のカドミウムが神通川水系に排出されていた。1880年代後半ごろから比重選鉱法を採用していた期間に、廃滓からカドミウムとして147.5tが排出された。その後の浮遊選鉱法で流出した廃滓からカドミウムとして447tが排出された。1943年に完成した亜鉛電解工場で一部操業を開始して以後、[22] そこからイオン状のカドミウム260tが流出したと推定されている。[23] その合計は854.5tになる。

I.M.M.N.では、その設立以来1980年代末までに、どれだけのカドミウムを川に放出したのか。その総量は不明であり、今後の調査・研究にまつほかない。ここでは、川に放出されたカドミウム総量の輪郭をとらえるための予備的作業をしておきたい。

カドミウムは主として閃亜鉛鉱に随伴している。したがって、コプシャ・ミカにおけるカドミウムの企業外への排出量は、亜鉛生産状況とのかかわりで考察すればよい。

カドミウムの川への放出量が短期的には、年間平均37tであったことは

---

19. Ibid., p.37.
20. 倉知三夫・利根川治夫・畑明郎編『三井資本とイタイイタイ病』大月書店、1979年、220-222ページ。
21. 前掲書、199ページ。
22. 前掲書、101ページ。
23. 倉知三夫「神岡鉱山立入調査の意義と発生源対策について」、神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会編『イタイイタイ病・カドミウム汚染を許さず――住民運動の20年　環境復元をめざして』桂書房、1992年所収、42ページ、44-45ページ。

すでに指摘した。しかし、亜鉛生産量が 29,845t であった 1989 年[24] を含めて、それ以前のいずれの年にまで、その 37t が該当するかはさだかでない。I.M.M.N. の第 2 生産ラインが 1985 年に本格稼働して以後[25]、環境汚染度は従来以上になったとされる。1985 年から 1987 年までの各年の亜鉛生産量はいずれも、1989 水準をうわまわっている。[26] そうした事実を考慮して、年間 37t のカドミウム放出量がその 4 年間でも継続していたと仮定するならば、合計 148t になる。この間の製造過程は、後述するように製錬のみである。その点で比較対象となりうるのは、神岡鉱業所の亜鉛電解工場からのカドミウム排出である。そこでは、1972 年までの 30 年間に亜鉛電解液とともに高原川に排出されたカドミウム量が、前述のとおり 260t と推定されている（その期間の年間平均亜鉛生産量は、およそ 22,391.5t であった [27]）。この対比のかぎりでは、I.M.M.N. からのカドミウム放出量が神岡鉱業所のそれより、年間あたりでは多いようにみえる。しかし、それがそのままカドミウム総量に直結するわけではない。

そこで、さらなる予備的作業の一環として、I.M.M.N. における亜鉛生産の技術工程を歴史的におさえておきたい。 以下の 5 点において神岡鉱業所の生産方式と異なっており、I.M.M.N. によるカドミウム放出総量を今後、推定するうえでの材料となるであろう。

第 1 に、I.M.M.N. における亜鉛生産では、当初から製錬のみがおこなわれており、神岡鉱業所のように採鉱や選鉱までおこなっていたわけではない。

第 2 に、亜鉛生産能力の問題がある。それが低く、生産量そのものも少なければ、カドミウム放出量も相対的に少なくなる。設備能力は設立当初、年産 3,000t、1946 年 4,000t であり、1950-1960 年にいたって 28,000t になった。[28] しかし、1960 年までに実際の亜鉛生産量が年産 20,000t を超えることはなかった。1965 年以降において 25,000t を超え、さらに生産能力の拡大もあって 30,000t を超えるという展開であった。そのもとで、山林被害も拡

24. *Anuarul Statistic al României 1992*, p.413.
25. 稼働開始は、1984 年（“Istoric”, http://www.sometra.ro）。
26. 浅尾、前掲論文、6 ページ。
27. 倉知ほか、前掲書、140 ページより試算。
28. “Istoric”, http://www.sometra.ro

大したことは、後述する。かかる生産水準の期間はおよそ25年だったことになる。つまり、この期間こそが、大量のカドミウム放出に密接にかかわっていたのではないかと推測される。神岡鉱業所では、1880年代後半ごろから川へカドミウムの放出をしていたことは前述したとおりである。

第3に、1939年の同企業設立からその初期にあっては、外部企業より亜鉛焼鉱を調達しており、第二次大戦後10年ほどしてみずから焼鉱・焼結をおこなう設備を導入した。[29] I.M.M.N. には焼鉱・焼結工程が存在しない時期があったことになる。神岡鉱業所では当初から、そうした汚染源となる製造工程が存在していた。

第4に、焼鉱を溶解・還元する工程において、I.M.M.N. では乾式法（最終的にはISP法）を採用し、神岡鉱業所では湿式法（電解法）を採用していた。

第5に、浄化装置などの装備・技術水準、さらには設備の整備状況の違いも想定される。事実、I.M.M.N. では相応の資材その他を確保することなく、また、大修理や毎年の点検をしないこともあった。[30]

（2）水の汚染濃度

1989年におけるトゥルナヴァ・マーレ川下流域の表流水の汚染水準は、つぎのようであった。すなわち、定められた許容限度にくらべて平均濃度は、鉛10.0倍、亜鉛136.7倍、カドミウム33.3倍である。最大濃度との比較では、それぞれの倍率が一挙に拡大する。地下水では、最大許容限度を鉛が2-4倍、カドミウムが1.2-3倍、超えていた。その結果、川の水はいかなる消費形態にも適さないものとなっていた。[31]

カドミウムに限定して、さらに分析をすすめる。

当時のルーマニアにおける水質についてのカドミウム許容限度は、0.003mg/ℓであった。日本では、イタイイタイ病の原因が明らかになっ

29. “Sometra Copşa Mică la 70 de ani”, în *Tribuna* din 21 iulie 2009.（電子版 http://www.tribuna.ro 以下同じ）。これはシビウで発刊されている日刊紙である。
30. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.36. カルボシンについてであるが、1970年代後半、フィルターを設置する取引の入札に日本の会社が来たが、高価すぎるとしてとりやめになっている（The New York Times, March 5, 1990.）。こうした事情もルーマニアにはあった。
31. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.37.

たことをうけて、1969 年 3 月 27 日に厚生省が、飲料水中のカドミウムの暫定基準として、0.01ppm を決めた。[32] それが正式な基準となったのは、1978 年の「水質基準に関する省令」（昭和 53 年厚生省令第 56 号）[33] においてであった。2010 年 4 月 1 日からカドミウム 0.003mg/ℓ 以下が日本でも施行されるようになった。許容基準に関するかぎり、ルーマニアは先進的であった。しかし、それは実質的意味をもっていなかったといわざるをえない。先に示したように、平均濃度でさえ、許容基準をはるかにうわまわっていたからである。従来までの日本基準 0.01ppm との対比をしてみよう。トゥルナヴァ・マーレ川下流域の表流水について、1989 年の平均濃度 0.1mg/ℓ は日本基準の 10 倍、最高濃度 0.25mg/ℓ は日本基準の 25 倍にあたる。[34]

1967 年 7 月 20 日に採取された神岡鉱山排水のカドミウム濃度は、0.005-4.13ppm であった。神岡鉱山下流川水のそれは、不検出 -0.009ppm だった事例が報告されている。[35] 1968 年 3 月の神 3 ダムの水質は 1.5ppb であった。[36] また、1970 年 6 月に採取された神岡鉱山排水のカドミウム濃度は、最低 0.001ppm、最高 0.020ppm、平均（総合排水値――9 採取点）0.007ppm となっていた。また、神通川神通第 1 ダム（神 1 ダム）の水質測定値は 0.001ppm であった。[37] 神通川の流水のカドミウムを自然河川の値である

32.『厚生白書（昭和 44 年版）』、157 ページ。この暫定基準値を決定した当時は、0.01ppm とされていたが、のちに公文書では数値をそのままに pmm が mg/ℓ に変更された。したがって、0.01ppm は 0.01mg/ℓ となる。なお、暫定基準値決定のよりどころになったのは、1969 年 3 月に発表された『昭和 43 年度、厚生省公害調査研究委託費による「飲料水中のカドミウム、有機水銀の暫定基準設定のための調査研究」研究委員会報告』である。

33.『官報』第 15490 号所収。

34. 形式的にいえば、ルーマニアの基準は、流水一般についてのものであり、日本のそれは水道水についてのものであるから、同列には論じられない。とはいえ、1970 年 4 年 21 日の閣議は「水質汚濁に係る環境基準について」を決定した（『官報』第 13003 号所収）。それをうけて、経済企画庁が「水質汚濁に係る環境基準」（『官報』第 13035 号付録所収）を公表した。そこでは、環境基準の 0.01ppm が飲料水中のカドミウム含有量の暫定基準を採用したものであることを説明している。環境基準の 0.01ppm などが告示されたのは 1971 年 12 月 28 日の環境庁告示第 59 号（『官報』号外 159 号所収）においてである。そこでは公共用水域を対象にしたカドミウムの環境基準を 0.01ppm 以下（年平均値）などの設定をしているから、0.01mg/ℓ（0.01ppm）を基準とした日・ルの比較に問題はない。

35.『公害白書　昭和 44 年版』、80 ページ。このデータは、昭和 42 年度日本公衆衛生協会カドミウム研究班報告書にもとづいて厚生省公害部が作成したものである。

36. 倉知ほか、前掲書、243 ページ。これは、科学技術庁の調査による。

37.『公害白書　昭和 46 年版』、付録 21 ページ。これは通商産業省公害保安局の調査による。

0.1ppb 以下にするというのが現地での課題になっている。[38] それを基準にすれば、先の濃度はもちろん高い。環境基準 0.01ppm をもちだせば、それを凌駕しているのは、鉱山排水の最高値のみである。

しかし、長期間におよぶカドミウム汚染は高濃度の底質となってあらわれている。1968 年の底質濃度として、神 1 ダム 1.6-18ppm、神 2 ダム 5.9-12ppm であった。[39]

このようなカドミウム汚染は周知のように深刻な人的被害をもたらした。1968 年 9 月 30 日時点でイタイイタイ病患者は 217 人（うち 123 人は要観察者）を数えていた。[40]

1990 年におけるトゥルナヴァ・マーレ川下流域の表流水の汚染水準は、1989 年よりさらに高くなっている。平均濃度は 1.02 mg/ℓ、最高濃度は 3.5 mg/ℓ である。[41] これらは、神岡鉱山下流川水と比較すれば異常な高濃度である。それをもって、コプシャ・ミカなどにおける人的被害者数がイタイイタイ病被害者数をうわまわるであろうといった議論することはできない。たとえば、カドミウムによる汚染期間および生活形態･食生活などが、日・ルでは異なっているからである。

3　山林被害

山林被害については、その歴史的経過をたどってみよう。

1960 年代、1970 年代におけるコプシャ・ミカの山林被害の実態をみてみる。

コプシャ･ミカにおける樹木（黒松、ナラ）の大気汚染による生長阻害は、1960 年代後半においてはっきりとあらわれていた。1963-1967 年の期間と 1968-1972 年の期間を比較すれば、樹木の種による差はあるものの、その生長度は後者においてかなり低下していた。胸高直径で測定した生長損失

38. 神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会編『イタイイタイ病・カドミウム汚染を許さず――住民運動の 20 年　環境復元をめざして』桂書房、1992 年所収、19 ページ。
39. 畑明郎『イタイイタイ病――発生源対策 22 年のあゆみ――』実教出版、1994 年、156 ページ。科学技術庁のデータによる。なお、1975 年から 1976 年にかけての調査で、神岡鉱山地域の谷川の底質中カドミウム濃度は、およそ 5ppm-20ppm の間に分布していた（倉知ほか、前掲書、241-242 ページ）。
40.『公害白書　昭和 44 年版』、79 ページ。
41. A. Vădineanu et al., *op. cit.*, p.37.

量が、黒松では、1963-1967 年の期間が約 27％、1968-1972 年の期間が約 74％になっている。ナラでは、同じ期間において、約 37％から約 52％になった。樹木の生長阻害と土壌中の汚染物質濃度との間には強い相関のあることも検証されていた。[42]

大気汚染の蓄積によって、1974-1976 年の 2 年間だけでも、コプシャ・ミカ地区の山林被害面積は 2 倍になった。[43] 1976 年までの時点で、コプシャ・ミカの汚染企業から 3km の場所にあるナラ林が、完全に立ち枯れになっていた（第 1 図参照。もちろん、こうした現象がコプシャ・ミカのみで発生していたわけではない）。[44] このときすでに、コプシャ・ミカのように過度に汚染された条件のもとでは、既存のいかなる樹木種もたえられないとの評価までされていた。[45]

第 1 図　立ち枯れ

1983 年の時点においても、コプシャ・ミカにおける山林汚染の事実が指摘されている。すなわち、つぎのようにである。工業汚染が山林のエコ

42. Marian Ianculescu,“Efectele poluării atmosferei asupra ecosistemelor forestiere şi măsuri pentru protejarea lor”, *Ocrotirea Naturii şi a Mediului Înconjurător*, t.21, nr.2 / 1977, p.124.
43. *Ibid*., p.123.
44. *Ibid*., ページ番号なし。p.124 と p.125 との間に掲載。
45. *Ibid*., p.125.

システムの破壊を通して生活の質の低下をもたらしている。そのもっとも雄弁な事例がコプシャ・ミカであって、そこでは工業汚染が当該地域の山地の広い範囲をひどく傷めている、と。[46]

1989年発表の論文のなかで、最近では、コプシャ・ミカやメディアシュから離れた地域の山林の汚染も、ますます大規模になっているのが観察される、としている。その場所としてあげられたのは、ブラージュ、ドゥムブラヴェニ、アグニッタ（Agnita、コプシャ・ミカの東南東およそ35kmの位置）であった。[47]

コプシャ・ミカにおけるナラの葉に含まれる重金属および硫黄について、非汚染地域の健全な樹木のそれとを比較してみよう。

1989年において、ナラにおける重金属最大含有量が健全な樹木における最大含有量の何倍になっていたかを示す。鉛33.4倍、カドミウム18.9倍、亜鉛10.1倍、銅3.0倍、硫黄3.9倍（この硫黄のみ、1985-1986年のナラとの比較）である。[48] 他の資料によれば、最大限に汚染された地域について、つぎのような汚染濃度が記録されている。[49] ナラの葉に含まれる濃度が、鉛37-469ppm、カドミウム1-4.1ppm、亜鉛50-800ppm、銅11-70ppm、硫酸イオン（SO_4^{2-}）0.44-0.89%となっている。

かかる環境下では、植物の生長が阻害されるのは当然である。コプシャ・ミカ周辺で被害をうけた3か所の山林内についての調査結果をみてみよう。山林植生について、種によっては、その1年の生長指数が本来の100から28に減少している。木材量でいえば、1980年代後半の5か年平均でおよそ年間70,000 m³の損失となった。[50]

---

46. V. Giurgiu, *op. cit*., p.84.
47. V. Buzea, “Amenajarea pădurilor Ocolului silvic Mediaş, în condiţiile poluării industriale”, *Revista Pădurilor*, Anul 104, Nr.2 / 1989, p.73. ただし、それらの汚染源としては、I.M.M.N. のみに必ずしも限定されているわけではない。なお、ルーマニアにおける近年の急速な工業化が、一定地域での工業汚染の爆発的増大を必然的にもたらしたと指摘されている。
48. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.38. Tabelul 4 より。
49. C. Răuţă et al., “ Poluarea industrială a solurilor şi vegetaţiei forestiere în zona Copşa Mică ”, *Anale I.C.P.A*., 1987, vol. XLVIII, p.275. Tabelul 3 より。
50. ナラおよび生長阻害について、A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.38, p.40.

4　土壌汚染

（1）土壌汚染の全体的様相

1980年代におけるコプシャ・ミカ周辺の土壌の汚染分布は、第2図[51]のようである。

第2図　土壌汚染分布

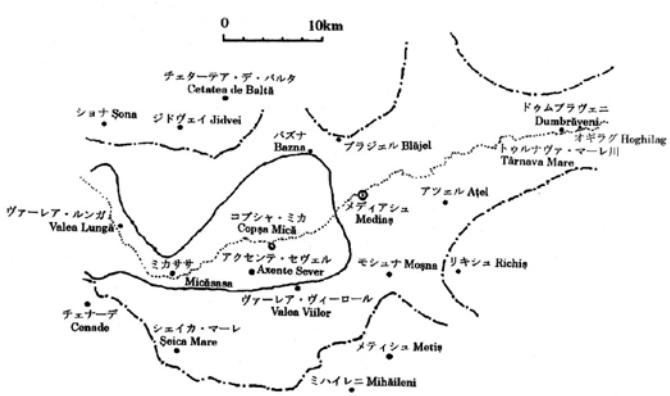

汚染土壌は二つに区分されている。[52]

一つは、最大限に汚染された領域であり、それはI.M.M.N.隣接地区20,000haで“森の死”の現象を呈している。コプシャ・ミカを中心に実線で囲っている範囲が、当該地区である。

もう一つは、中程度から微小の汚染領域であり、それは100,000haという広範囲である。その範囲を一点鎖線で示している。

2領域をあわせれば、総汚染面積は120,000haとなる。これを2区分するうえでの基準になっているのは、硫酸イオンによる汚染を前提として、

51. C. Răuţă et al., *op. cit*., p.271. ここに示された地図をもとに、その一部分を引用した。土壌型についての詳細な記入がきわだっていて、汚染状況がわかりにくいからである。なお、同時に、部分的な補足をした。原図では、コプシャ・ミカとオギラグの位置が不鮮明であるため、正規の地図を参考にしながら、その位置を図示した。さらに、トゥルナヴァ・マーレ川を地図上につけくわえて、点線で示した。

52. *Ibid*., p.271, p.276, p.278. 最大限に汚染された領域は、原図では、カドミウムによる汚染領域である。銅、鉛、亜鉛による汚染領域は、それとほとんど同じところもあるが、カドミウムによる汚染領域より総じて、すこし狭い。著者は、最大限に汚染された領域を、銅をのぞいてカドミウム・鉛・亜鉛が最大許容限度を超えている点に特徴があるとしている（p.276）。

重金属（とくに、鉛・亜鉛・カドミウム）の最大許容限度である。

その後も汚染範囲についての研究がすすめられている。[53] それによれば、1990 年にかけた時点において、汚染被害をうけている総面積は 180,750ha になり、そこに 200,000 人が生活をしていた（被害は、コプシャ・ミカがあるシビウ県内にとどまらず、アルバ県などにもおよぶが、シビウ県の面積そのものは、542,200ha である）。そのうちの 31,285ha は山林領域、残りの 149,465ha は農業用地である。汚染面積全体のなかでも、1-2 の主要汚染物質が最大許容限度を超えるようなひどく汚染された範囲は 21,875ha である。うち 3,245ha が山林領域、残りの 18,630ha が農業用地である。

この汚染分布によれば、ひどく汚染された範囲が 21,875ha であり、先の地図（第 2 図）で示した最大限に汚染された領域は 20,000ha である。その差をもたらしているものとして、三つの要因がある。

第 1 の要因は、汚染範囲設定の相違である。後者の範囲（20,000ha）は土壌汚染に限定したものである。前者の範囲（21,875ha）は、それにかぎらず、大気汚染などにかかわるなんらかの汚染物質が許容限度を超えている領域も含まれている。その結果、前者の範囲が広くなり、そこにメディアシュ地域も入ってくることになる。

第 2 の要因は、汚染度をはかるうえで指標となる汚染物質数の相違である。汚染度を区分する際の境界基準として、両方の調査において汚染物質の最大許容限度が用いられている。しかし、いくつの汚染物質を適用するかの違いがあって、前者の方が少ない。その結果、理論上は、前者の範囲が広くなる。

第 3 の要因として調査精度の相違が考えられる。前者での調査時期が後であり、調査体制も充実していた。ただ、それが汚染範囲確定にいかにつながったかは、さだかでない。後者の調査では、A 層すなわち、最表層の鉱質土壌において、銅の最大値は 77.3ppm であり、最大許容限度以下の記録しかないとしている。[54] 前者での調査では、農地ではあるが、そこにおける銅の最大濃度として 370ppm が記録され、許容限度を超えている。[55]

---

53. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.36, p.40.
54. C. Răuţă et al., *op. cit*., p.276.
55. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.37.

（2）土壌における重金属汚染

コプシャ・ミカの汚染地区における表層土の重金属汚染状況をつぎに示す。

山林土壌の堆積腐植層および農地における重金属含有量などを示した資料がある。[56] 堆積腐植層の重金属最大含有量は、鉛 1,195ppm（平均値 530ppm）、カドミウム 46ppm（平均値 21.2ppm）、亜鉛 1,980ppm（平均値 1,297ppm）、銅 452ppm（平均値 165ppm）である。最大許容限度は、鉛 100ppm、カドミウム 3ppm、亜鉛 300ppm、銅 100ppm である。この許容限度に対する最大含有量の倍率は、鉛 12.0 倍、カドミウム 15.3 倍、亜鉛 6.6 倍、銅 4.5 倍になる。平均含有量もすべて最大許容限度を超えている。

農地における重金属最大含有量は鉛 835ppm（平均値 195ppm）、カドミウム 31.4ppm（平均値 6ppm）、亜鉛 675ppm（平均値 349ppm）、銅 370ppm（平均値 59ppm）である。各重金属最大含有量は最大許容限度に対して、鉛 8.4 倍、カドミウム 10.5 倍、亜鉛 2.3 倍、銅 3.7 倍である。農地の重金属平均含有量は、最大許容限度に対して鉛・カドミウムは、ほぼ 2 倍ではあるが、堆積腐植層のそれにくらべれば相対的にはかなり低いといえよう。

汚染源企業からの距離が明確な土壌に関する別の調査を第 2 表 [57] に示す。

第 2 表　山林土壌の汚染濃度（ppm）

		鉛	カドミウム	亜鉛	銅
西北西 6 km 地点	F 層（1-0cm） A 層（0-4cm）	3,550 490	98.7 22.6	2,010 770	805 61.4
北北西 6 km 地点	F 層（1-0cm） A 層（0-5cm）	1,256 552	16 22.5	1,093 791	68 77.3
北北西12km 地点	F 層（1-0cm） A 層（3-11cm）	240 53	5.4 2.3	570 101	37.7 10.8

二つの角度から汚染状況をみる。

一つは、汚染源からの距離が同じで、方角がやや異なっている地点、つ

56. *Ibid*., p.37. Tabelul 3 より。
57. C. Răuţă et al., *op. cit*., p.273. Tabelul 2 より一部を引用した。各山林土壌の同一地層についての F 層および A 層のデータである。

まり、西北西 6km 地点と北北西 6km 地点の土壌濃度比較である。A 層については、汚染濃度がかなり似かよっている。とはいえ、堆積腐植層の一部分である F 層は、まったく違っているという特徴がある。なお、三つの F 層では、西北西 6km 地点での重金属汚染がもっともひどい。ここは、典型的な粘土質褐色土からなる地層である。そこでの各重金属濃度は、最大許容限度に対して、鉛 35.5 倍、カドミウム 32.9 倍、亜鉛 6.7 倍、銅 8.1 倍である。

もう一つは、汚染源から同一方角にあって、距離が異なる土壌についての汚染度比較である。北北西 6km 地点と北北西 12km 地点における土壌の汚染度をみよう。F 層においても、A 層においても、汚染源からより離れている 12km 地点の土壌汚染濃度が明らかに低い。しかも、A 層ではすべての重金属が最大許容濃度以下にある。とはいえ、F 層では、銅以外のすべてが最大許容濃度をうわまわっており、将来における A 層の安全性を必ずしも保証するものではない。

（3）コプシャ・ミカにおける土壌汚染と日本の事例

コプシャ・ミカにおける土壌汚染のうちカドミウムおよび鉛に限定して、日本の事例との比較をしてみよう。

まず、カドミウムについてである。イタイイタイ病関連農地のカドミウム濃度と比較してみると、先の「相対的に低い」という評価も様相が違ってくる。

1967 年の調査では、水田土壌上層平均として、同一土壌の水口 4.01ppm、中央 2.41ppm、水尻 2.18ppm であった。[58] 1971 年 -1976 年の他の調査ではつぎのようであった。神通川流域の客土対象となった農用地土壌中のカドミウム濃度は最高 4.85ppm、平均 1.12ppm であった。[59] かかる事実をふまえるならば、コプシャ・ミカ農地におけるカドミウム平均濃度 6ppm は高

58.『公害白書　昭和 44 年版』、80 ページ。この調査結果は、昭和 42 年度日本公衆衛生協会カドミウム研究班報告書にもとづいて厚生省公害部がまとめたものである。

59. 地球環境経済研究会編著『日本の公害経験――環境に配慮しない経済の不経済』合同出版、1991 年、44 ページ。この農地のデータは、農用地土壌汚染防止法で対策地域として指定され、客土などの対策事業が実施される以前の 1971 年－1976 年の調査結果である。神通川扇状地周辺の通常の土壌中のカドミウム濃度は 0.34ppm であった。

濃度汚染ということになる。ただし、イタイイタイ病では水、コプシャ・ミカでは大気と、両者の主たる汚染経路が異なっている。

つぎに、鉛についてである。1971 年に、日本電気硝子藤沢工場のばい煙・粉塵にともなう深刻な鉛汚染が問題になった。[60] 1970 年から 1974 年までの日本の各都市における大気中鉛濃度（日平均）の最高は、つぎのようである。1970 年に川崎で 4.71 μg/m³ を記録した以外は、すべて 3 μg/m³ をしたまわっている。[61] ところで、藤沢市での鉛汚染ではどうであったか。1971 年 4 月 6 日 -9 日に 72 時間昼夜連続測定を 8 か所で、神奈川県当局が藤沢市と協力しておこなった。同工場から 1km 以内にある 7 か所のうち、浮遊鉛が高濃度であったのは、工場に隣接する万福寺である。4 月 7 日 1.36 μg/m³、4 月 8 日 2.78 μg/m³、4 月 9 日 14.76 μg/m³ であった。つぎに高かったのは、宮崎アパートのそれぞれ 2.51 μg/m³、7.72 μg/m³、7.64 μg/m³ である。[62] 場所によっては、3 μg/m³ をはるかに超えている地点もあり、鉛中毒と診断された住民の存在が報道されていた。全調査結果のなかで最高値で

60. 同工場の 1959 年操業開始後、しばらくして、騒音・二酸化硫黄・フッ素ガスなどの被害が付近住民の間で問題になりだした。1964 年の工場拡張とともに被害がいっそう拡大していった。かかる状況のなかで、1971 年 3 月に同工場労働者に鉛中毒患者がでたことがあかるみになった。それを契機に、鉛汚染への住民の不安が広がるとともに同企業への住民の批判的な運動も高揚していった。朝日新聞、1971 年 7 月 22 日付けで、106 人が自主検診を受けた結果、7 人が鉛中毒、94 人が精密検査の必要があるとの報道があった。そこでは、血中鉛 80 μg/dl あるいは 60 μg/dl の人がいたとされる。当時の労働者の鉛中毒認定基準の一つは、血中鉛 60 μg/dl 以上となっていた（昭和 46 年労働省基発 550 号。これより前も、この基準はかわらない）。藤沢市当局が依頼した病院側の検診では、ほとんど問題なしとされてきており、いかなる医療機関が診断するのかという問題も浮上した。なお、同工場ではガラス製品の製造に一酸化鉛を使用しており、それを処理する G 炉が汚染源とされた。かかる一連の諸問題の展開については、藤沢市鵠沼神明公害対策委員会『ここに歴史あり――公害闘争と住民運動――』1988 年に詳しい。そこには、企業による環境汚染に住民が対峙し、豊かな自然を取り戻していく営みがある。これは、コプシャ・ミカにおける状況と対照的であり、ルーマニアの旧政治経済体制を考察するうえでも示唆に富むものである。大気中における鉛濃度の環境基準設定については、中央公害対策審議会が 1971 年から検討を始めた。1976 年に鉛の環境基準設定の必要なしとの答申があった旨を環境庁が都道府県知事などに通知している（昭和 51 年環大企 220 号）。中央公害対策審議会鉛に係る環境基準専門委員会「大気中鉛の健康影響に関する報告」昭和 51 年 5 月 26 日付け（これは、中央公害対策審議会に対する報告である）、16 ページでは、つぎの趣旨のことを述べている。世界でみられる 1-3 μg/m³ 前後の大気中鉛濃度が人の血中鉛濃度を増加させる証拠はない。したがって、1-3 μg/m³ 前後の大気中鉛濃度が健康に好ましくない影響をおよぼすとは考えられない。どの濃度から血中鉛が増加し、健康に影響するかは、十分にわかっていない。少なくとも現状のわが国の大気中鉛濃度では、好ましくない健康影響があらわれるとは考えられない。

61. 中央公害対策審議会鉛に係る環境基準専門委員会、前掲報告、4 ページ。

62.『広報　ふじさわ』臨時号、1971 年 5 月 16 日付け。その他の調査結果も、すべて同紙による。

ある 14.76 μg/m³ も、1989 年のコプシャ・ミカ、メディアシュと比較すれば（第 1 表参照）、最大濃度より低く、平均値より高いという水準である。それでも、その値はルーマニアの最大許容濃度の 21.1 倍にあたる。また、その生産状況からみて、藤沢工場から 5km 離れて汚染されていないと想定して測定された農村部の遠藤一本松（8 か所のうちの 1 か所）での浮遊鉛濃度は、確かに低いものであった。3 回のうち 1 回が 0.20 μg/m³ で、残り 2 回は「痕跡」という記録である。

しかし、遠藤一本松における汚染の蓄積を示す土壌表面の鉛は 25ppm、地中で 24ppm である。5km 離れた地点でも、万福寺のそれ（土壌表面 230ppm であり、抜きんでて最高値）をのぞけば、他地点とかわらないか、むしろ高めとさえいいうる。すなわち、測定地点 8 か所のうち 4 か所の濃度を遠藤一本松が超えているという状況である。これを、ルーマニアの第 2 表と比較してみよう。藤沢で調査対象になった土壌条件がさだかではないため、コプシャ・ミカとの厳密な比較はできない。濃度のみに注目すれば、藤沢の当該地の濃度はコプシャ・ミカ土壌のどの平均値よりも低くなっている。

Ⅱ　農畜産物被害実態

1　農産物

（1）農産物における重金属汚染

土壌が重金属などに汚染されているわけであるから農作物も重金属に汚染されることになる。小麦、とうもろこし、燕麦、甜菜（葉）、えんどう（葉）について、汚染地区のものと非汚染地区のものとを比較をしてみよう（1990 年までの調査）。この調査では、同一作物について、えんどうをのぞいて複数の試料（地上部分）の検査がおこなわれている。もっとも多い試料数は小麦の 6 点である。汚染地区にあっても、調査地点の違いによって重金属濃度にかなりのばらつきがある。[63]

コプシャ・ミカにおける小麦の鉛濃度についてみよう。汚染地区の複

63. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.38.

数ある調査地点のなかで、最低 22.9ppm、最高 106.3ppm である。非汚染地区の鉛濃度は、0.1-10ppm である。汚染地の最低濃度でも非汚染地の最高濃度の 2.29 倍になる。[64] ちなみに、先にとりあげた日本の藤沢工場周辺での小麦の鉛濃度は、最低 3ppm、最高 19ppm、平均 9.3ppm であった。[65] 比較のみでいえば、コプシャ・ミカより低濃度である。また、小麦のカドミウム濃度では、つぎのようである。汚染地区では最低 0.90ppm、最高 6.75ppm であり、非汚染地区では 0.30ppm となっている。汚染地の最低濃度は非汚染地の平均濃度の 3.0 倍である。とうもろこしの鉛濃度では、全品目中、最高の 185.0ppm を示した試料がある。同時に、全品目中、最低の 17.5ppm を記録したのも、とうもろこしである。

カドミウム濃度の最高は、とうもろこしの 11.30ppm となっている。最低は別のとうもろこし・燕麦の 0.5ppm である。非汚染地区のカドミウム濃度は 0.30ppm となっている。

鉛とカドミウムの濃度は全般的に高い。「得られる収穫物は、重金属とくに、鉛およびカドミウムが高濃度であるために、人間や家畜の食料には利用できない」[66] という状況になっていた。

亜鉛濃度の最高は、とうもろこしの 198.8ppm、最低は他のとうもろこし・小麦の 41.3ppm である。亜鉛濃度について非汚染地区のとうもろこしは 20-70ppm、小麦は 20-40ppm である。銅濃度の最高はとうもろこしの 50.0ppm、最低は燕麦の 7.5ppm である。銅濃度について非汚染地区の燕麦は 5-9ppm である。[67]

亜鉛と銅の濃度も健康上の安全を保証する水準にはないが、鉛・カドミウムにくらべて、その濃度は相対的に低い。いずれにしても、農産物を通じて人間の側への重金属の移転（食物連鎖）の問題がでてくる。時期はすこし後になるが、1992 年の基礎的調査にもとづく野菜の重金属汚染に関するつぎの結果を参考のために記しておく。コプシャ・ミカ地域で栽培されたじゃがいも 2kg、トマト 2kg、ニンジン 1kg を、成人が 1 週間で消費

64. *Ibid.*, p.38. Tabelul 5 より。
65.『広報　ふじさわ』臨時号、1971 年 5 月 16 日付けより。
66. A. Vădineanu et al., *op. cit.*, p.38.
67. *Ibid.*, p.38. Tabelul 5 より試算。

したとする。その場合、カドミウムの最大許容限度（0.525mg）を12％ほど超えることになる。同じくコプシャ・ミカ地域で栽培されたじゃがいも、トマト、ニンジン、キュウリをそれぞれ220gずつ、計880 gを1日で消費したとすれば、鉛の日摂取最大許容限度(0.430mg)に達する。[68]

すでに述べた二酸化硫黄は、酸性雨となって土壌（および植生）に壊滅的打撃を与えている。汚染の影響下にある場所の表層土のなかでは、酸性雨によってpH1-2が記録されたところもある。[69] 土壌が重金属や硫酸イオンで汚染されればされるほど、土壌は劣化していくことになる。そのことは土壌微生物にいかなる影響をおよぼしているであろうか。

コプシャ・ミカから異なる方向にある6地点（南に13km地点、東南東に19km地点、東北東に19km地点、東に24km地点、北北西に6km地点、西に20km地点）における調査がある。それぞれの土壌を2-3層に区分して（堆積腐植層を含まない)、バクテリア数やセルロース分解菌数などを調べたものである。[70]

どの地点においても、土壌の表層部から20-30cm近辺で、バクテリア数は激減している。土壌の表層部から20-30cm近辺のバクテリア数が最上層部におけるバクテリア数に占める割合がもっとも低いのは、東に24km地点での2.1%である。もっとも高いのは､南に13km地点の13.5%である。

セルロース分解菌数については、バクテリア数ほど土壌の上下層での差異はなく、むしろ逆の徴候さえうかがえる。6地点のうち2地点では、セルロース分解菌数が上層部より下層部で多い。その比率が最高であるのは西に20km地点においてであり、下層部のそれは最上層部の6.7倍になっている。

かかる状況などをふまえて､つぎのような結論がみちびきだされている。一方ではバクテリア数の減少、脱水素（酵素）活性の低下があり、他方ではセルロース分解菌数の増加が促進されている、と。[71] 土壌における生命活動が退化しているということである。

---

68. Radu Lăcătuşu et al., “Soil—plant—man relationships in heavy metal polluted areas in Romania,” *Applied Geochemistry*, Vol 11, no.1-2 / 1996, p.105.
69. A. Vădineanu et al., *op. cit*, p.37
70. それらの数については、C. Răuţă et al., *op. cit*., p.273. Tabelul 4 より試算。
71. *Ibid*., p.276, p.278.

（2）農産物生産高の減少

コプシャ・ミカおよびメディアシュ地域、それにトゥルナヴァ・マーレ川沿いあたりで、何か所かの牧草地が被害をうけてきた。いくつかの区域では、小麦、大豆やブドウがその収穫の30％を失った。[72] コプシャ・ミカからメディアシュにかけての北側の丘陵地帯（南面している）では、かつてブドウ栽培がおこなわれていた。それが1970年代には全滅してしまった。今日でさえブドウはもちろん植物がほとんど育たず、地すべりなどはげた姿をさらしている（第3図参照）[73]。

第3図　丘陵地帯の被害

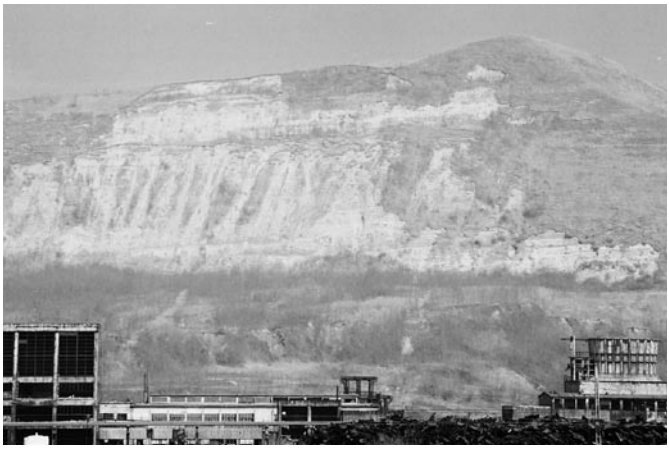

土壌の劣化のもとで、各種農産物生産高の減少は、どの程度であったかを例示しよう。

1989年におけるシビウ県内の汚染地区と非汚染地区の1ha当り農産物

72. Angheluta Vadineanu, “Environmental Status Report 1990 ROMANIA”, The Nature Conservation Bureau Limited ed., *Environmental Status Reports: 1990*, Volume Two, Albania Bulgaria, Romania, Yugoslavia, IUCN EAST EUROPEAN PROGRAMME, 1991, p.115. これをTurnockがその編著で引用しているが、必ずしも正確ではない。F. W. Carter, D. Turnock eds., *Environmental Problems in Eastern Europe*, (London and New York, Routledge, 1993), p.141.

73. 2002年3月に、筆者が汚染企業の北側を写したものである。1989年からすれば、かなり時間が経過している。しかし、見た目のはげ山という現象は、1970年代末のものとかわらないというのが、現地の人々の印象である。

平均生産高の差を比較してみる。小麦で 900kg、とうもろこし（粒）で、1,100kg、じゃがいもで 6,000kg、野菜で 8,000kg だけ、それぞれ汚染地区のほうが少なかった。[74] この調査では非汚染地区の生産高そのものは明示されていない。ちなみに、1989 年の 1ha 当り全国平均生産高は、小麦（ライ麦を含む）3,364kg、とうもろこし 2,472kg、じゃがいも 12,395kg であった。[75] 汚染地区での極端な低生産高を推測することができる。

2　畜産物

家畜について、1982-1986 年の期間中におこなわれた専門的分析結果がある。たとえば、この間に牛の出産率は累進的に低下し、48.6-57％の水準に達した。牛の流産が 12.3％から 30.1％へと累進的に増えた。牛の死亡率なども増加した。また、牛や羊の乳量が低下した。非汚染地区であるモティシュ（Motiş）農場 [76] の牛の乳量が年 2,126 ℓ であるのに対し、汚染地区のそれは 1,017-1,467 ℓ であった。[77] この事例の場合、汚染地区では、非汚染地区の 47.8-69.0％の年間乳量ということになる。

ここでも看過してならないのは、家畜が重金属をその体内にとりこんでいるという事実である。牛、羊、馬に慢性および急性の鉛中毒があると指摘されている。牛乳の検査によれば、鉛濃度が平均許容濃度の 3.8 倍を、カドミウムでは 8.2 倍を超えている。[78]

1989 年までの実態を示したものではないが、参考のために 1997 年に発表された研究成果を示しておきたい。コプシャ・ミカ地域の妊娠中の牛 2 頭と非汚染地域の雌牛 1 頭の臓器などに含まれる鉛の量を比較したものである。牛 2 頭の平均で計算すると、鉛含有量について汚染地域のほうが非汚染地域より、肝臓で 11.1 倍（汚染地域の平均は 2.77mg/kg）、腎臓で 7.7

---

74. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.40.
75. *Anuarul Statistic al României 1991*, p.281. 1990 年のデータではあるが、シビウ県の 1ha 当り農産物平均生産高はつぎのようである。小麦（ライ麦を含む）2,938kg、とうもろこし 2,933kg、じゃがいも 12,160kg である（*Ibid*., p.327, p330, p336.）。
76. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.39. モティシュ農場はコプシャ・ミカの南東、およそ 11km に位置する。コプシャ・ミカからの距離は遠くないが、非汚染地区とされている。
77. *Ibid*., p.39. 乳量について、牛のそれと明示されていないが、実情から判断した。
78. *Ibid*., p.39. 1990 年春に生まれた 64 匹の子羊が 6 月には、6 匹になり、そのうちの 3 匹は足が不自由である、という羊飼いの話を紹介している（東京読売新聞・夕刊、1990 年 6 月 15 日付け、3 ページ）。

倍（汚染地域の平均は 3.22mg/kg）、多い。[79] 畜産物を介して、重金属の人間への食物連鎖の問題がここでもでてくる。「毛髪中の鉛とカドミウムの濃度は、参考区域の該当者たちにみられる値にくらべてより多く、それぞれ 1.5 倍、2.4 倍であった。」[80] かかる状況は、汚染地で生活してきた人々の寿命にも影響することになる。

おわりに

コプシャ・ミカにおける空気・水・土壌の汚染、山林の汚染、農畜産物の汚染などの実態を明らかにしてきた。

コプシャ・ミカで I.M.M.N. やカルボシンは生産を開始した（当初は、現在より西より）。天然ガスなど生産に有利な条件があったことがその契機になった。一方において、I.M.M.N. では、溶鉱炉、水平レトルト式関連設備、ドワイトロイド式直線焼結炉、ISP 式関連設備、New Jersey 式精留施設、カドミウム精留施設など生産手段の種類・規模・数量を拡大してきた。他方において、I.M.M.N. では当初、150 人の雇用者であったとの情報もあり、[81] それが最盛期にはおよそ 4,500 人前後にまで労働力を増大させた。それだけ自然への依存を深めていく過程であった。経営形態としては、民間企業として出発し、1948 年以降、国有企業として生産活動を展開した。

自然を利用して物質的欲求を実現するべく、同企業は旧体制・「社会主義」のもとで生産を継続し拡大した。しかし、それは同時に、コプシャ・ミカをとりまく自然環境全体を深刻なまでに汚染させた事実を、この論文で明らかにした。同時に、そこでの自然環境汚染が部分的ではなく、多面的でかつ複合的であることを解明した。

1　自然環境汚染と環境法規

コプシャ・ミカ周辺における空気・水・土壌の汚染、山林の汚染などが深刻な状態にあるのに対し、環境関連法規はどのような役割を果たしたの

79. Lacatusu, R. et al., “Lead in soil—plant—animal system within the Copsa Mica polluted area (Romania),” *Mengen-und Spurenelemente*, Vol. 17, 1997, p.108. Tabelul 4 より試算した。
80. A. Vădineanu et al., *op. cit.*, p.39.
81. *Tribuna* din 21 iulie 2009. “Istoric”, http://www.sometra.ro

であろうか。1973 年の国連人間環境会議といった国際的動向などをも背景として、同年 6 月 20 日に環境保全法[82]が大国民議会で採択された。この法律を三つの観点から以下に整理する。

第 1 に、すでに明らかにした自然環境の汚染実態にかかわりがある点に限定して、同法（の趣旨）に言及する。

空気に関して、同法は定められた限度を超えて有害物質を大気中に放出することを禁止している。相応の設備もなく、空気の汚染源になりかねないような新たな（経済）単位を経営したり、あるいは既存（経済）単位を拡張したりすることを禁止している（第 8 条）。かかる規定があるもとで、たとえば I.M.M.N. では、同法施行後も新たな汚染源となりうる設備の拡張（ISP、亜鉛末製造設備など[83]）をした。それにともなって人的被害をもたらすに十分な量の二酸化硫黄をはじめとする汚染物質を大気中に、長期にわたって放出し続けた。同法が制定された 1973 年当時、それに応じた環境保全設備が整備できていない場合、段階的対応が容認されていた（第 80 条）。それが、1980 年代末まで継続していたとは考えにくい。なお、制裁として有害物質の大気中への排出などは、3 か月 -2 年の禁固刑か罰金刑としている（第 77 条）。

水に関して、同法は地下水を含めてあらゆる領域の水中へ、水の特性をかえかねない量と濃度で、排水・廃物・残滓あるいはいかなる形の生成物であれ、排出・投棄・注入することを禁止している（第 13 条）。また、空気の場合と同様に、相応の設備・措置もなく、その活動で水の汚染源になりかねないような新たな（経済）単位を経営したり、あるいは既存（経済）単位を拡張したりすることを禁止している（第 14 条）。実態は、分析したとおり条文の範囲をはるかに逸脱していた。

土壌および山林に関しては、土壌・山林そのものの保全をする観点からの諸規定となっている。大気汚染の結果としての土壌・山林汚染をも視野に入れたものではない。

---

82. Legea nr. 9 / 1973 privind protecţia mediului înconjurător, în *B. Of. P.I*, nr. 91 / 1973. 条文に関係する本文中の記述のすべては、この法律にもとづいている。なお、この法律そのものに対する評価の問題は、ここでは問わない。同法は、旧体制崩壊後の 1995 年に廃止された（Legea protecţiei mediului nr. 137 / 1995 , în *B. Of. P.I*, nr. 304 / 1995 の施行による）。

83. “Istoric”, http://www.sometra.ro

第 2 に、中央・地方の国家行政機関、協同組合組織および他の社会組織と環境保全法との関係について触れる。

その活動が環境に害をおよぼしかねない経済社会単位を傘下におさめている行政機関が担うべき諸任務が規定されている。たとえば、汚染を未然に防止するための監視や物的・金融的支援などである（第 42 条）。行政機関の一つである保健省は、環境要因の質における変化に関連して人々の健康状態の経過を注視し、必要な措置を講ずるなどの任務を負っている（第 45 条、a)）。県・市・町・村の人民評議会執行委員会が環境保全の分野で担うべき諸任務も規定されている。その一つとして、環境保全に関する諸法規がいかに適用されているかを分析し、人民評議会に定期的に報告することになっていた（第 57 条）。かかる行政機関の任務がどの程度に遂行されたかは、十分、解明できていない。しかし、結果として存在した深刻な自然環境汚染という事実はすでに解明したとおりである。

第 3 は、被害者たりうる人々と環境保全法との関係についてである。

労働組合総同盟およびその他の社会組織に対しては、環境保全の分野で、一般勤労者の間に世論を形成するためにたたかい、かつ社会的コントロール活動に参加するよう推奨される、と同法は規定している（第 58 条）。

同法が規定しているわけではないが、企業の経営組織と環境問題との関係について触れておきたい。企業内部には、1978 年に確立された経済管理制度[84] のもとで、集団管理機関として勤労者全体集会、勤労者評議会、勤労者評議会執行局が組織されていた。勤労者全体集会は、自主管理の最高フォーラムであって、他の管理機関に対し監督をすると位置づけられていた。勤労者評議会執行局の主要権限の一つとして、環境汚染をなくすうえでの基準を適切に適用するための措置を講ずることになっていた。[85] しかし、現実に発生した環境汚染と自主管理機関の権限行使との間あるいは労働組合の姿勢との間にある大きな乖離を認めざるをえない。

環境保全法は汚染関連情報の提供に関連して、マスコミにつき、つぎの

84. Legea nr.5 / 1978 cu privire la organizarea şi conducerea unităţilor socialiste de stat, în *B. Of., P. I*, nr. 56 / 1978. Legea nr.5 / 1978 cu privire la organizarea şi conducerea unităţilor socialiste de stat, precum şi la funcţionarea acestora pe baza autoconducerii muncitoreşti şi autogestiunii economico-financiare, în *B. Of., P. I*, nr. 11-12 / 1982. 後者の法律を Legea nr.5 / 1978―Republicare と略す。

85. Legea nr.5 / 1978, art. 37, ţ). Legea nr.5 / 1978―Republicare, art. 39, ţ).

ような規定をしている。「新聞・ラジオ・テレビは、環境汚染の事象およびそれを解消するのに必要な措置について、幅広い報道を公衆に保証することによって強力な世論形成に寄与し、かつその面での一貫した教育的活動を展開することになる」（第 60 条）、と。それ以外にも、社会主義的文化教育評議会が環境汚染防止に向けて勤労者への情報提供と教育のための系統的活動をする（第 55 条）。共産主義青年同盟・ピオネール組織全国評議会が環境を劣化させる原因を青年や子どもたちに知らせるための活動を組織する（第 59 条）等々といった諸規定がある。1989 年までの旧体制下で、コプシャ・ミカやメディアシュの住民がそうした国内の公式報道に接することはなかった。ましてや、日本の環境問題で関係住民がそれぞれ汚染防止・被害補償のために立ちあがったような公然とした運動を、同地の住民が経験することはなかった。

環境保全法を土台に、大気汚染に関しては、とくに 1970 年代後半にかけて汚染物質についての新たな環境基準が設定された。コプシャ・ミカに関するかぎり、かかる環境基準が適切に機能したとはいえない。旧体制下での大気汚染への対応について、つぎのような評価が体制転換後におこなわれている。ルーマニアでは汚染物質の放出に対し、きびしいコントロール（抑制）は実施されなかったが、空気の質の状態を評価するのにたる放出物のコントロール（検査）のみはおこなわれた、と。[86] ここには、汚染の停止・除去はともかく調査研究はするという姿勢がうかがえる。コプシャ・ミカ周辺での深刻な自然環境汚染の実態を掌握している関係者は、旧体制のもとですでにいた（そうした情報を汚染源企業がどの程度、掌握していたかは別として）。それでもさらに落葉落枝による系統的なモニタリングの提案をしたりするのも[87]、このような政治的環境およびそれから自由ではない研究状況を反映したものであろうか。

環境保全法などが自然環境汚染を防止するうえで有効に機能してこなかった原因はどこにあるのか、といった研究課題が浮かびあがってくる。そのためには、同法を含む環境関連諸法規に内在する制約を歴史的経緯を

86. “Raport naţional privind mediul şi dezvoltarea în România ● Sinteză”, *MEDIUL ÎNCONJURĂTOR*, vol. Ⅲ , nr.1 / 1992, p.10.
87. C. Răuţă et al., *op. cit*, p.278.

も含めて分析することが必要である。しかし、それのみでは不十分であることはいうまでもない（後述）。

２　自然環境汚染と人的被害

コプシャ・ミカ周辺における自然環境汚染の分析に際して、日本における環境汚染の事例との比較も、部分的におこなった。それは、コプシャ・ミカ周辺の汚染度を理解するうえで有益であった。しかし、こうした分析結果にもとづいて、コプシャ・ミカ周辺の環境汚染と日本のそれとの間における全体的な汚染濃度の高低比較あるいは深刻度を確定しようとしたものではない。コプシャ・ミカ周辺における自然環境汚染の実態をより深く解明するための作業の一環としての比較にすぎない。

自然環境汚染・農畜産物汚染の結果としての人的被害の問題も浮上してくる。しかし、被害当事者にとっては、人数の問題ではない。汚染によって被害をうければ、被害者にとっては、それがすべてであるからだ。にもかかわらず、重金属などによる被害者の実態を明らかにすることは（部分的には、前出の拙稿において分析している）、自然環境汚染を総合的に明らかにする課題の一部分を構成するといえるであろう。1977-1990 年の期間に、汚染のために発症した典型的な疾患として、カドミウム中毒、鉛中毒とその症状としての鉛脳症・橈骨神経麻痺・鉛疝痛などあげられる。鉛・カドミウムという重金属による人的被害である。また、呼吸器疾患の患者が非汚染地にくらべて優位であることも検証されている。[88] かかる被害実態をさらに解明するという課題に接近するうえで、二つの観点に留意したい。

第１は、いかる疾病でどれほどの人々が被害にあっているのかを、現地の関係者を中心にいっそう詳細に掌握するための調査が求められる。同時に、恢復のための医療研究・治療およびその社会的支援・補償を当事者が要求するのは、自然なことと考えられる。

第２に、人的被害を生みだした原因を構造的に明らかにすることが求められる。その作業の一環として先に触れた環境関連諸法規の問題点分析も

88. A. Vădineanu et al., *op. cit*., p.39.

ある。それとともに、さらに多くの諸要因を視野に入れることが欠かせない（それらの諸要因は環境関連諸法規それ自体とも関係している）。

ここでは、その諸要因を立体的にではなく、順不同で羅列的に列挙しておくにとどめる。多様な生態系、とりわけ自然生態系、生産内容・生産条件・規模、汚染物質排出量・排出期間、企業統治・経済管理、科学技術応用能力、発生した環境汚染問題への対処能力、当該企業の国民経済（再生産構造）における位置、国際的経済的関係、政治的法的体制（政治指導者の思想も含む）、マスコミの位置（情報の共有関係を含む）、個々人における民主主義の成熟度（自律度・コミュニケーション能力）、生活様式、住民数・人口密度など、そして経済体制といった諸要因である。これら諸要素のからみあいは、汚染度の違いにも反映し、人的被害者数の違いにもつながるであろう。

このような問題関心にかかわりをもつ議論が、すでにおこなわれているのは周知のことである。[89] そうした議論をも視野に入れた分析は、今後の課題である。

89. 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989 年、45-50 ページ。中間システム論およびそれにかかわる見解が論述されている。

Pollution of the Natural Environment in Copsa Mica, Romania

ASAO Hitoshi

This paper is to discuss the environmental problems under the old system of Romania until 1989. It is to investigate the actual conditions of the pollution which effected the entire natural environment of the area by the two enterprises in Copsa Mica. Under such circumstances, it is also to reveal some cases of the pollution resulted by heavy metals in agricultural and livestock products.

The average concentration of sulphur dioxide exceeded the maximum permissible concentration. The annual amount of emission of cadmium was 37 tons and the average level of water pollution caused by cadmium far exceeded the maximum permissible concentration. Losses of wood in the polluted forest area reached 70,000m³ per year. The maximum polluted area was extended to 20,000 ha. Both lead and cadmium concentration of agricultural and livestock products in the polluted area exceeded the maximum permissible concentration, being unfit for human consumption. Thus, it is made clear that the pollution of the natural environment in and around the area of Copsa Mica was not partial, but multifaceted and complex.

In the course of the analysis, some cases of the environmental pollution in Japan are compared with those in Copsa Mica. This comparison is useful to understand the degree of the pollution in the area of Copsa Mica.

The pollution of the natural environment is linked to human suffering. Future study is required to reveal the actual conditions of the human suffering as well as the causes, which have brought about the serious pollution of the natural environment in Copsa Mica. To that end, it is necessary to examine a variety of the factors, including legal restrictions.

華中特務工作の回想……梶野渡氏インタヴュー

愛知大学現代中国学部　教授　三好　章
教授　馬場　毅
大学院中国研究科研究生　広中一成

はじめに

ここに紹介するのは、日中戦争期の華中、特に江蘇省において住民に対する宣撫工作・治安工作、さらに情報工作を主要任務とする特務工作に携わった梶野渡氏の回想である。

インタヴューは2009年6月4日午後、8月3日午後の2回にわたり、のべ6時間近く、梶野氏の研究室兼応接室である「悠悠庵」でおこなった。日中戦争の時系列に沿って、馬場・三好・広中の3人が質問し、それに対して梶野氏が答える形をとった。

梶野氏は大正8年、すなわち1919年の9月生まれ、今年2010年には満91歳になられた。御健康で、郷土史家として地元の古蹟や古戦場の研究に忙しい日々を送られ、しばしば市民講座などで講義も行い、ご自分より一回りも二回りも若い「老人大学」の学生たちを叱咤なさっている。今年は、桶狭間の戦い450年ということで、ますますお元気である。記憶力はもちろん、足腰も、眼も耳もしっかりした、まさに矍鑠たる方であった。

梶野氏自身、『知られざる戦史　一兵士の陣中日記』と題する私家版の回想録を出されており、これにもとづいて、講演などを行っている。今回、本学に科目等履修生として私（三好）の講義を聴講なさっていた方のご紹介で、梶野氏にお会いすることができた。先の大戦を、身を以て経験なさった方が少なくなっていく中、今回のように特別な従軍経験をお持ちの方のお話を伺えたことは、幸運であった。

今回のインタヴューでは、梶野氏が関わられた「特務工作」、具体的には占領地区の安寧を保つための治安維持工作と、占領目的を理解させ、占領統治に協力させるための宣撫工作が中心的な内容である。なお、「特務

工作」以外にも興味深い内容の事柄[1]があったが、今回は内容的にしぼり、琅琊山の醉翁亭碑にかかわるエピソードを最後に付け加えるに留めた。

ここで、宣撫工作について簡単に説明しておこう。昭和 13 年 3 月 16 日付「中支占領地区ニ於ケル宣撫工作概要」[2]によれば、その目的は「作戦地域内ノ支那民衆ヲシテ今次事変ニ於ケル帝国ノ真意ヲ明ラカニシテ、排日抗日思想及欧米依存ノ精神ヲ排除シ、日本ニ依存スルコト即チ安居楽業ノ基ナルコトヲ自覚セシメルニアル」のであり、「庶民ヲシテ速ヤカニ正業ニ復帰セシメ、生命財産ヲ保證シ、先ツ民心ヲ安定セシメ、秩序ヲ恢復シ、皇軍ノ恩恵ニ信倚セシムルト共ニ逐次抗日ヲ主張セシ国民政府ト離脱シ新政権ノ樹立ニ伴ヒ、之ニ帰復セシメ以テ思想政治経済的ニ根底ヨリ親日機運ノ醸成確立ヲ期ス」ことにあった。このため、政治工作として住民の調査管理、治安維持会などの組織、難民の救恤など、経済工作として軍票の流通[3]、さらに教化宣撫工作として中国語[4]による住民への教化、親日紙『新申報』の配布、そして住民への医療活動などをあげている。これらは、時期と場所こそ違え、梶野氏が津浦線沿線の滁縣において行った特務工作と異なるところはない。

なお梶野氏は、2000 枚以上の現地の写真をお持ちであり、本稿末にそ

---

(1) 以下に示した梶野氏の履歴の中で紹介した、昭和 19 年 1 月の八路軍掃蕩戦では、中央軍第三十三師 すなわち重慶政権の国民政府軍救出が一つの目的であり、任務を達成し、中央軍の将校たちに感謝され、また整列して日本軍を出迎えた中央軍に対して「日支提携」「共栄共存」など「共栄圏」について軍曹であった梶野氏が中国語で説き、中央軍は無条件でかれらの拠点に帰還し、別れる時は、かれらは振り返りながら手を振っていたという。この作戦は 偶然中央軍を救出したのではなく、師団司令部からの命令に基づくものであった。

(2) 満鉄上海事務所長報「中支占領地区ニ於ケル宣撫工作概要」昭和 13 年 3 月 16 日（井上久士編・解説『華中宣撫工作資料』十五年戦争極秘資料集 13』不二出版、1989 年 12 月、48～53 頁）。この史料は「満鉄・一九三七年宣撫工作計画」に収められた全 10 編のひとつ である。同史料の引用は、これによる。1937 年 10 月、上海近郊宝山での活動に始まり、38 年 3 月には華中各地に 37 班、50 名に上っていたという。もっとも、これは満鉄が派遣した 67 人の社員やもと満洲国官吏、東亜経済調査局員、さらに東京拓殖大学出身者および 卒業者などからなり、民間人を動員したもので、軍そのものの機関ではないものの、本部班長には中佐クラスが当たっており、当然ながら軍の管理下に置かれていた[3]。

(3) 前掲「中支占領地区ニ於ケル宣撫工作概要」には、蘇州における軍票の交換高として 金票との交換 880 円、小麦粉との交換 49 袋で 1743 円、白米との交換 209 石 3 斗で 1205 円、合計 3828 円、という数字があげられており、「軍票ノ支那人間ヘノ流通ヲ円滑ナラシメル為……万已ムヲ得ザル場合ヲ除イテハ総ヘテ軍票ヲ以テ授受シテ居ルノテアル」（52 頁）と、軍票による売買を住民との間で行っていたことが記されている。

(4) 前掲「中支占領地区ニ於ケル宣撫工作概要」では、「支那語」ではなく、「中国語」と 記されている。

の一部を掲載する。出所来歴はもちろん、それが撮られたときの状況も確認でき、一つ一つが興味深く貴重な資料的価値がある。

梶野渡氏

梶野氏の略歴を紹介しておく。

梶野氏は大正 8（1919）年、前年の米騒動につづき、朝鮮半島での三一独立運動、さらに中国の五四運動という東アジアの一連の変動の年に、愛知県に生まれた。

昭和 15（1940）年 1 月、現役兵として召集され、名古屋において独立歩兵第五十六大隊に入営。陸軍歩兵二等兵。そのまま大阪から出帆し、江蘇省浦口、現在の南京市北岸上陸。その後、まず昭和 17（1942）年 3 月の現役満期まで、一兵卒として軍務に服した。その間､昭和 16(1941)年 5 月からは皖蘇省境作戦に参加し、上等兵となっていた梶野氏は中隊長付の伝令の任に当たっていた｡そこで、安徽省来安付近の張山集で新四軍第三師と接触し、交戦となり、銃が焼けるまでうち尽くしたが足と腹部に敵弾を受け負傷、さらに近くで手榴弾が破裂するなどしたが、中隊長に戦況を報告するなど任務を遂行、その後、後方に搬送された。腹部の銃創は九分九厘助からないといわれていたものの、安徽省滁県から浦口の療養所に送られ、さらに南京陸軍病院などで約 5 か月の療養で完治し、10 月には原隊復帰となった。

このあと、現地で再度招集されて昭和 17（1942）年 3 月、伍長として安徽省四河子での津浦線の鉄道警備隊長を命ぜられ、滁縣駅での警備を命じられた。そして、その一環として滁縣附近の住民への宣撫工作・治安工作を行った。今回のインタヴューの中心となる時期である。その当時「反日感情の高い中国住民に対して、日中友好の大切さを宣伝しても、なかなか耳を傾けては呉れませんでしたが、それをこちらに顔を向けてくれるようにするのが、兵長の任務でした。夜寝るのも惜しんで働きました」（『知られざる戦史』12 頁）という。その間、同年 7 月には銃撃や手榴弾での攻撃で再び負傷し、南京陸軍病院に入院、加療したが、8 月には警備隊に原隊復帰した。それから昭和 18（1943）年 7 月には独立歩兵第五十六大隊本部付きに編入され、宿県に部隊が移動するまで滁縣を中心に警備に当

たった。その後、八路軍掃蕩戦や京漢作戦に参加し、昭和 19（1944）年 6 月徐州にあった師団司令部参謀部勤務となった。同年 11 月から 12 月にかけて、初年兵受領のために名古屋に戻り、その時大量の写真を持ち帰られたのである。そして昭和 20（1945）年 6 月、曹長となっていた梶野氏は第六十五師団司令部勤務となり、そこで終戦を迎えた。翌昭和 21（1946）年 3 月、内地に帰還し、帰国後現役満期除隊となった。

梶野氏は徴収を受けて出征したのであり、志願兵ではない。インタヴューの中にも出てくるが、志願兵でもないのに足かけ 6 年以上の歳月を兵士・下士官として中国大陸で過ごされたのである。この間、特務工作、具体的には治安維持と宣撫工作に携わり、住民への働きかけや中国側の情報の収集にあたられたのであり、これだけでも稀有な経験である。そればかりか、作戦行動とは直接関係はないものではあるが、持ち前の歴史への興味と関心から、「醉翁亭碑」という中国の誇るべき歴史遺産を保護し、後世に残すという大きな仕事もなされている。しかし、この石碑は文化大革命中に破壊されたのだが、それを後日「日本帝国主義による破壊」と事実を歪曲し、捏造した中国のあり方にも事実を以て批判を行っている。事は本筋からはやや離れ、しかも現在解決しているものであるが、日中戦争そのものに関しても、個別の事実に基づく検証が多方面で必要であることを、感じもした。

なお、インタヴューの録音は広中がおこし、それを三好が確認の上、整理を行った。

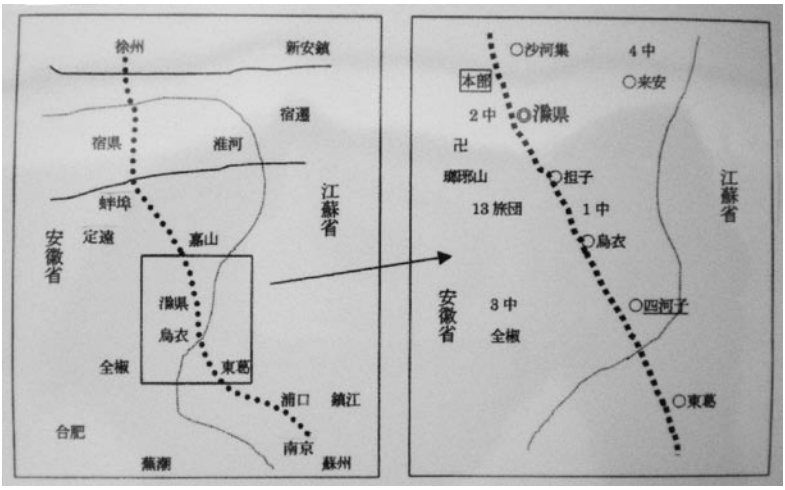

滁縣付近拡大図（梶野 渡氏作成）

【インタヴュー】

入営から最初の負傷まで

広中：入営なさったのは、いつですか。

梶野：1940 年の 1 月です。

広中：その後はどういう経緯をたどられましたか。

梶野：浦口から津浦線に乗りまして、安徽省の烏衣に向かいました。津浦線は北京に行く鉄道なんですよ。私どもはここから出発して、私は烏衣に入りました。そしてここに私たちの部隊本部がありまして、部隊本部勤務をしまして、そこから今度は師団司令部勤務だということで江蘇省の徐州へ行きました。そこで入営して 2 ヶ月半の教育を受けました。そこではものすごい教育を受けました。私らは第四十五連隊に入ってしまいました。今までその連隊は九州熊本の第六師団の管轄でしたが、これを名古屋の第三師団に管轄を切り替えるということになり、私たちが初めて第三師団から行くことになったのです。

馬場：梶野さんが所属していたのはどの部隊ですか。

梶野：独立歩兵大隊です。連隊と大隊との中間で、戦争中にできました。独立歩兵第五十六大隊です。大隊の治安宣伝部の班長をやっていまし

た。やがて情報担当を兼ねるようになりました。連隊に入ると、兵隊たちは「また六」が来たと騒ぎ始めました。「また六」というのは、「またも負けたか六連隊」とも言い、日露戦争で一番弱かった名古屋の第六連隊のことを意味することばでした。兵隊たちは「また六が来たからたたき直さないといかん」と言って、ものすごくしぼられました。確かに九州の人は強かったです。水筒の中に酒を入れて、それを飲みながら戦闘をしていたくらいです。そういう連中と過ごしていたので私たちは強くなりました。

それからしばらく経った、昭和 16 年の 5 月 29 日、私は弾を 6 発受けました。場所は安徽省の来安県長山集です。相手は共産軍です。新四軍第三師です。張山集には新四軍第三師の前線司令部があり、私たちも苦労していました。

三好：弾を受けたのは行軍中ですか、作戦中ですか。

梶野：作戦中です。夜明けです。7 倍くらいの敵に囲まれて、手榴弾をずっと投げられていました。

私たちは夜中の 2 時にこの山を占領した後、一個小隊 33 名がその場に残ることになりました。私は当時、中隊長の伝令をやっていたので、そこに残る必要はありませんでしたが、中隊長から梶野はこの小隊に残れと命令され、私は残ることになりました。これも運命だったんでしょう。実はこれより少し前の夜中、私は部隊本部の連絡役をやらされました。その時は何も見えない中、敵中を通って部隊本部を探し出し、大役を果たしました。それがあり、中隊長は私が無事任務を果たしたということで、小隊に残してくれたんだと思います。

午前 4 時頃になって、少し明るくなってきた頃、山の下の方がざわざわしたので見ると、兵隊が動いているのがわかりましたが、敵か味方かわからなかったので撃つことができませんでした。そうすると、向かいに同じ高さの山がありましたが、そこから夜明けと同時に一斉にこちらへ向かって撃ってきました。敵でした。私たちはそれに気を取られ応戦をしていましたが、その間に敵の半分が麓に登ってきていたのです。それが見えた時には、もう私たちの 50 メートルほど前に来ていて、こちらへ手榴弾を次々と投げてきました。その結果、私を

ふくめそこにいた34名のうち、16名即死、6名負傷で私が一番重傷でした。それでも私はその時歩いていました。

馬場：新四軍の中に民兵はいましたか。

梶野：その時民兵はいませんでした。民兵の話が出たので申し上げますが、終戦の一月前くらいだったと思いますが、滁県と宿県の間で一晩に40キロメートルもの線路が奪われました。これは民兵を総動員してやったものと思います。

馬場：それはいつ頃に起きたことですか。

梶野：終戦の少し前です。昭和20年の8月早々です。

広中：先ほど、6発弾が当たったとおっしゃっていましたが、腹と足以外にどこを撃たれたんですか。

梶野：腹と足以外に肩とメガネの縁に当たりました。メガネは後ろに3メートルくらい飛ばされましたが戦闘に夢中で気づかず、応援に来た友軍が「梶野、顔が血だらけだぞ」と言わたので、顔に手をやったらメガネがないことがわかりました。

三好：ほんの少しずれていたら、大変なことになっていましたね。

梶野：そうです。（薬莢入れの写真を示し）、ここにも弾が当たりました。

原隊復帰後の梶野氏
（ベルトについているのが薬莢入れ）

この白いところが弾の通った跡です。この薬莢には弾が30発入っていました。払暁、部落に突入した時、塀を沿って進んでいたら、角で敵兵とぶつかってしまい、敵がカバンをぶつけて逃げたので追いかけましたが、道が複雑で見失ってしまいました。しばらく進むと、レンガの崩れた塀があったので、ここを越えて行ったと思い、塀に足をかけたところ、その下に敵が隠れていました。私は足場が悪かったので、下を見ながら足をかけたので隠れていた敵の軍服が見えました。足をかけた瞬間に撃たれましたが、私は動物的感覚でそれをよけました。一

瞬遅れたら体を抜けていたことでしょう。撃たれても体は痛くありませんでしたが、顔がとても痛く感じました。それは、弾を発射する時使う火薬のガスが顔にあたり、火傷したからでした。

その時 6 発弾が当たっていますが､そのうち 1 発は腹に受けました。普通軍隊では腹に弾を受けたら 99 パーセント助からないとされ、軍医もめんどくさい手術なんてする必要なしと見放しました。それから 20 日ほど経ったら弾が自然と皮のところまで出てきたので、軍医にいって弾を出してもらいました。それからすぐ退院することができましたが、弾が入ったままの 20 日間は死んでしまうのではないかと布団に入るのがとても恐ろしかったです。ところが、弾が取り出され退院でき、明日は確実に朝が迎えられるという気持ちになったとき、どこからともなく「おまえはまだやることがある。長生きしないといけないよ」と声が聞こえました。これはただの空耳だったかもしれませんが､私はこれを敢えて「天の声」と信じ､私はまだやる仕事がある､そのために生かされているんだと思うようになりました。90 歳を越えた今もその思いでやっています。

滁縣にて：治安宣伝係

梶野：さて、私は昭和 17 年 3 月 1 日付けで満期除隊になり、これで帰れると思って喜んだのもつかの間、翌日臨時招集の赤紙が来て、伍長として原隊で勤務すべしと命ぜられました。そして、治安係として目を付けられていたこともあり、今度は部隊本部のある駅の警備隊長をやることになりました。

三好：それが滁県ですか。

梶野：はい。滁県駅の警備隊長です。そこは部隊の看板となるところで、部隊長はもちろんほかの部隊の将校もやってきたため、ここの勤務状態が中隊の職務状況の目安となりました。そのため、私はここの警備につくにあたり、この人間は部隊本部にいれても問題はないかと人物考査をされていました。正式に部隊本部勤務についたのはその年の夏でした。

三好：入院していた時、前線には出ていませんし、仕事もしていらっしゃらなかったと思いますが、軍歴上はどう換算されていたんですか。

梶野：結果としてゼロでしょうね。ゼロですがあいつは見込みがあるということで、目をかけてくれました。戻ったら兵長として分遣隊長に任じられました。同年兵の中では一番早く分遣隊長になりました。しかし、下士官志願はしていなかったので、満期除隊になればすぐ帰れるはずでしたが、除隊してすぐ部隊から連絡があり、伍長として任官すると言われました。そして、本部に行くと本部付にされました。普通は本部に行っても部隊本部出向という扱いにされ、もし何か問題があったらすぐほかと交替させられるようになっていました。しかし、私は本部付で籍が本部に置かれたので、簡単には替えられないわけです。私のような立場のものは、普通歩兵でふたりぐらいいましたが、通常下士官志願しないような兵は軽く見られていたので、そんな立場になれるはずはありませんでした。下士官志願した場合、教導学校に行ったりして、1年半教育を受けなければなりませんでしたが、私はたった2ヶ月半しか受けてなく、部隊の指揮なんてとれませんでした。

それにしても、本部付になってよく怒られました。変わったことをしていたので兵隊らしくない兵隊だと言われました。でも今になってはそれが誇りです。

三好：臨時召集の場合、年限は決められていなかったんですか。

梶野：いつ戻れるのかわかりませんでした。ある時、中央で参謀をやっていたのが私たちの部隊にやってきたことがありますが、名簿を見て「ここの部隊は古い兵隊がたくさんいるな」とびっくりしていました。私は3回くらい戻るチャンスがありましたが、サイパンが玉砕したとか、硫黄島がやられたとかいろいろあって、結局ずるずると大陸に残ってしまいました。恐らく私は志願していない兵隊で一番長く大陸に残った兵隊だと思います。

広中：そもそも、梶野さんが情報に携わることになったきっかけは何でしたか。

梶野：私は初年兵の教育が終わった後、昭和16年5月までずっと作戦要員として活動していました。部隊には作戦要員と守備隊要員というのがありましたが、戦場に行ったら作戦要員でなければ出世できませんでした。作戦要員には落伍されたり病気になられたりしては困るので、

四河子鉄道警備隊

警備車輌

丈夫な人が選ばれ、体の調子の悪い人とか弱い人は守備隊に勤務し、さらに素行の悪いのは分遣隊に回されました。分遣隊に行ったということは進級が二つ星から上がらないというレッテルが貼られたようなものでした。私は弾を受けていて、行軍ができないということで、最初は分遣隊に送られ、分遣隊長となりました。

その分遣隊は私を含め兵士６名で、４キロメートルくらいの鉄道を守備しました。線路から 500 メートル先を行くともう敵陣区域だったので、とても恐ろしかったです。おまけに私たちが守っていたところには敵の通路があり、その近くの線路は地雷によってすぐ爆破されました。津浦線の中でも一番爆破されていた所でした。こんな所にいては命がいくつあっても足りないと思いましたが、その時にはもう６発も弾を受けてもう死んだも当然でしたので、あきらめて守備につきました。しかし、少なくとも敵の情報を得るためには付近の住民との繋がりを持たないといけないと思い、周辺の集落の宣撫工作を始めました。

最も効果があったのが、日本の薬を持っていって塗ってやることでした。住民は漢方薬を買うようなお金を持っていなかったので、傷口に草を貼ったり、木の葉っぱを貼ったりしていました。漢方薬を持っ

ていない彼らは西洋の医学で治療してもらうなんて夢のまた夢だったので、日本兵が使っている薬を非常にほしがっていました。私は中隊の医務室に行き、衛生兵に頭を下げて薬をもらいに行きました。医務室には宣撫用のマーキュロクローム、つまり赤チンですがそれを薄めたものがあったり、水あたりを治す正露丸や脱脂綿、消毒用のアルコールとか、皮膚病に効く軟膏がありましたのでそれを集めてきて、住民に使ってやりました。すると、住民たちはそんな薬を使ったことが一度もなかったので、たちまち治ってしまい、彼らは治ったお礼といって卵とか鶏とかを喜んで持ってきてくれましたが、私はお前らが治ってくれればそれでいいといって受け取りませんでした。そうしてしばらくすると、その評判が敵地区まで広がって、敵地区から泊まり込みでやってくる者もいました。

ある時、皮膚病がひどくなって、すねから下の皮がめくれて真っ赤に化膿してしまった住民がやってきました。化膿した部分からは膿が流れ出ていてひどい状態で、家族からもあっちいけ、あっちいけと気持ち悪がられていました。私は嫌がるわけにはいけませんでしたので、いすに座らせ、膿をきれいに消毒して薬を塗ってやりました。ところが包帯がなかったので、持っていた三角巾を半分に破って縛ってやりました。すると、これまで彼らは真っ白な布で包帯をされたことがなかったのでとても感激したらしく、村長が感謝にかけつけてくれました。その村長は「我々は今まで革命、革命といって戦争が続き、最近は日本と戦争が始まり、農民はほったらかしでひどいものでした」と

住民への医療活動

話してきました。ちょうどそこは南京から50キロほど離れた所で、徐州作戦の時に部隊の待機場所となっていて、その間に日本軍はかなり強引なことを行っていたようで、彼らから恨みを買っていました。

村長は、「日本軍はとんでもないやつらだと思っていたが、梶野さんは人のいやがることを率先してやり、それも大切な布を使ってくれました。もちろん患者本人は感謝しているが、見ていた村人全員が感激しました。これまで梶野さんはいい人と思ってはいましたが、まだ疑っていました。しかし、これからは本当の友達としてお付き合いしましょう」と言ってくれました。

この一件があって一番変わったのは、いままで私と仲間を連れて村に行くと、共同井戸の周りで洗濯とか洗いものをしていた女たちはみんな怖がって家の中に逃げていっていたのですが、そのことがあってから平気で洗いものを続けるようになったことです。私はその奥さん連中と話をするには何かあげなければならないと思い、酒保から化粧石鹸を15個くらい買っていって、奥さんたちにこの香りのいい石鹸を使って旦那を喜ばせてあげなさいと冗談を言いながら、一個ずつ配ってあげました。その時、最後に並んでいた女の人にあげようとして顔を見たところ、若い娘だったのでびっくりしました。普通田舎で若い娘が日本軍の前に現れることなんてあり得ないことでした。あまりのことに私がびっくりして石鹸を渡せずにいたところ、奥さん連中から「梶野さん、顔が赤くなってるよ」とからかわれました。このことでみんなの緊張が解け、奥さん連中から「梶野さん年はいくつだ」、「梶野さん奥さんはいるのか」とか、色々聞かれるようになり、こちらが困るほどでした。

洗濯に来た女性たち

そのようなことがあったある時、正月過ぎだったと思いますが、歩哨が遠くから10人くらい女性がこちらにやってくると報告してきました。女性が兵営にやってくるはずないと思って

外に出ると、確かに女性がこちらに来ていて、よく見るとその奥さん連中でした。何の用事かと聞くと、あなたたちの服の洗濯に来たとのことでした。突然のことで兵隊たちはびっくりしましたが、私は洗濯物を何でもいいから出すよう命令し、奥さんたちは慣れた手つきで洗ってくれました。奥さんたちの中には、この前来ていた若い娘もいました。私たちのところは、何せ中隊の中でも札付きのやつらが集まっている部隊ですから、狼の中に羊が迷い込んだようなもので、兵隊たちが娘に何かしないかとひやひやしましたが、何も起きず安心しました。奥さんたちが帰ったあと、兵隊たちは、梶野さんは村で何を宣伝してきたのかと感心されましたが、それだけ奥さんたちから信用されたわけです。

その頃、春節だったので敵は動きませんでしたが、それが終わると案の定動き出しました。私たちは陣地を作り直したりして襲撃に備えていましたが、ある日夜襲をやられました。私たちは6名しかいなかったので、大勢で来られたらひとたまりもありませんでした。もし一個所から攻めてきたら、こちらは擲弾筒とか軽機など兵器では勝っていたので問題はありませんでしたが、四方を囲まれてしまったら、死角を突かれてやられてしまうので、敵が分散しないよう気をつけながら応戦を続けました。戦いが始まってから30分くらいたったかと思いますが、東の方から「わー」という大きな声と銃声がしました。それを聞いてわたしはあれっと思いました。もし、味方の日本軍が応援に来るなら、北の方から線路伝いに来るはずだったので、東の方から来るのはおかしいと思いました。しかし、敵は日本軍が応援に来たと思って逃げていきました。銃声の主は一体誰だろうと思っていたところ、鉄条網のところから私のことを呼ぶ声があり、見たところ例の村長でした。梶野さんのところが襲われているから村の人を集めて応援に来たとのことでした。村には弾の出る銃はあまりありませんでしたが、音だけ出る鉄砲はありました。その地域は以前から馬賊が多いところで、襲われないためにみんな持っていて、彼らはそれをバンバンと撃ってくれました。中国の集落の人たちが助けに来てくれたんです。嘘のような話ですが事実です。

三好：その時攻めてきたのは新四軍でしょうか、それとも国民党軍でしょうか。

梶野：新四軍か国民党の遊撃隊です。たぶん、国民党の遊撃隊だと思いますが、正確にはわかりません。こちらは大きな音の出る擲弾筒を使っていたので、敵は容易に近づいて来ませんでした。そうしている間に、バンバンと集落の人が撃ってくれたので、敵は逃げていきました。分遣隊の隊員も村の人が助けに来てくれてびっくりしていました。

それから一週間あとぐらいですが、毎日私たちは夜中の1時までと5時までの間に一回ずつふたりで4キロメートルある鉄道を巡察していて、その日夜の11時頃、春田というのと巡察に行こうと出たところ、東の方でものすごい大きな音がして、30メートルくらいの火柱が上がりました。これは鉄道がやられたと思い、走って行ったところ、走っても走っても現場がありませんでした。結局自分たちの警備範囲の境界まで行きましたが、何もありませんでした。境界の向こうは南京の第十五師団の管区でしたが、その方を見たら、40メートルから50メートル先にレールや枕木が散乱していました。自分たちの管区が無事だったということでほっと胸をなで下ろして帰りました。しかし、私は出発する時に爆破のことを中隊本部に電話するよう命令しておいたので、中隊長がモーターバイクで分遣隊に来ていました。私が歩いて戻ってくると、中隊長から「梶野、何をのんびり帰ってきてるんだ。爆破はどこだ」と叱られましたが、爆破は管外の4、50メートル先ですよと答えたので、中隊長はモーターバイクをとばして自ら見に行きました。

馬場：それはいつ頃の話ですか。

梶野：昭和17年の2月です。

私は住民と部隊とが仲良くするために色々努力しました。その甲斐あって、段々と住民がなついてきました。ある時、部隊が中国軍の討伐から帰ってくると、住民たちが日本の旗を振って出迎えてくれました。それを見て兵隊たちは日本に帰ってきた気分になり、以前私をからかった将校連中も、梶野はよくやっていると漸く私のことを理解してくれました。

部隊長の凱旋

馬場：日章旗を持っているのはみんな中国人ですか。

梶野：はい、そうです。

馬場：（部隊長と県長〔知事〕、商工会長が写っている写真を見て）部隊長は大隊長ですか。

梶野：大隊長です。中佐です。（写真を指さしながら）これがボス、商工会長です。昔の軍閥のひとりです。これは知事ですが、商工会長の方が威張っていました。軍閥の名残です。よかったのは、私は商工会長に息子みたいにかわいがられていました。

左より県知事・汪政権大隊長・
日本軍部隊長・商工会長

馬場：商工会長の名前はわかりますか。

梶野：黄と言います。下の名前

は忘れました。彼は昔の軍閥で、商工会長という肩書きでしたが、県知事の首をすぐ切れるくらいの力を持っていました。

三好：こちらのきれいな服の方はどなたですか。

梶野：これが県知事です。

三好：これは国民政府の服ですね。

梶野：こういう写真を向こうの人がわざわざ撮って私にくれたんです。私はこういうことをして我々におもねる必要はないと彼らに文句を言いました。

三好：この写真を撮られたのはいつごろですか。

梶野：これは部隊長の誕生祝いの時に撮られたものなので、昭和 18 年の春ごろです。

三好：そうですね。着てるものが春物ですね。知事が着ている服は汪政権の軍服ですね。

梶野：汪政権が南京にできたのが 1940 年の 3 月で、私が入営したのが 40 年で、部隊本部勤務になったのは 42 年だったので、この頃はちょうど自治体が組織化して強化されていった非常に大事な時期でした。その頃、私たちの部隊長は大東亜共栄圏の建設だとやかましく言っていましたが、侵略しておいて大東亜共栄圏とは何だと思い、私は私なりの共栄圏的な考えでいろいろやりました。

私はとにかく、占領軍であることを頭から抜き、同じ人間だという考えで臨みました。どうしても占領軍という意識では上から押さえ込むことになってしまいます。私は同じ人間として農民でも県知事でも同じ立場で平等に接しました。そのおかげで、みんなから梶野は威張らないと評判になりました。中国の人は面子を重んじるので、その点からも私の態度はよかったと思いますし、相手に無理なことも言いませんでした。

ある時、中国側の要人が南京の中山陵を参りたいと言って、20 人くらいの団体を作りました。南京に行くには揚子江で連絡船に乗らないといけませんが、船には日本の憲兵がいて体から荷物まで全部調べ上げるんです。要人たちはそれがいやで、いつも部隊長に「梶野を貸してくれ」と言ってきました。部隊長も理由を知っていたので、私に

出張命令をくれました。命令を受けて私が先頭に立って連絡船に乗ると、何事もなく通ることができ、要人たちもニコニコして私についてきました。そのあと、みんなで中山陵を参り、たまたまバスに乗って出かけようとすると、憲兵がズカズカと入ってきました。私は奥の席に座っていましたが、私のことがわかると憲兵はすぐ「ご無礼しました」と敬礼をして降りていってしまいました。それを見たみんなは、「やっぱり梶野さんを連れて来てよかったな」と喜んでくれました。さっきも言ったように、私は威張りもせずにおねだりもしなかったので、相手からすれば付き合いやすかったと思います。また、人間同士人格を尊重して接していたので、向こうも私をつれていっても苦にならなかったはずです。このほかに、上海の商社から発電器を買ったときも、商工会にお願いされて一緒に上海までお供しました。こういう大きな仕事でも呼ばれるということは、私が彼らから信頼されていたからだと思います。こういうようなことがありましたが、昭和18年夏私は宿県に移りました。

南京中山陵にて

馬場：梶野さんは県知事など現地の高級幹部と接していますが、中国側でよく接触された窓口はどこでしたか。

梶野：中国側の窓口は特別にありませんでした。私は軍人が政治問題に関与してはいけないと思っていました。当時は特務機関というのがありました。満洲は特務機関として残りましたが、中支は連絡事務所と名前を変え、そこの人が政治問題を指導していました。私は県知事が動きやすくなるように環境を作りました。

馬場：物資搬入は担当していたんですね。

梶野：はい。物資搬入の窓口はやっていました。

馬場：物資は農民個人が持ってきたんですか。

梶野：いや、商工会を通してです。商工会の下には綿布組合などがありま

した。穀物を出して綿製品やタバコ、マッチなど雑貨を入れました。小さなものは扱わず、貨車を使ってやりました。駅で支払いをやりました。

馬場：農産物はどうしましたか。

梶野：農産物も入れました。麦の買付などもやりました。そもそも滁県というのは付近の穀物の集散地で、市場がありました。私は市場に物資を持ってきた農民が襲われないように気をつけ、なるべく物資が安全に運び込まれるようにしていました。

いろいろな物資が出入りしていたので、三井物産、三菱商事、安宅産業などの日本の商社が部隊についてきました。そして、将校連中を接待して儲けようとしていましたが、搬入手続の判は私が持っていたので、商社の思うとおりにならず、将校からよく怒られましたが、私は何でも平等にやらなければならないと言って、将校の言うことを聞きませんでした。私は日本の商社でも中国の商社でも平等に判を押しました。それにしても、どこにでもついてくる商社のエネルギーには感心しました。

三好：中国の商社とはどこですか。

梶野：組合です。

商工会長と梶野氏

馬場：綿布組合ですか。

梶野：綿布組合もありました。（写真を指さし）、これが商工会長で、綿布組合の組合長でした。ある時、商工会の連中が何かの記念で中国の要人を呼んで琅琊山の豊楽亭で一杯やったとき、要人が「梶野がいないが、どこに行った」と探したそうです。その時、私は山の上で警備をしていました。そこで要人は私の仕事が終わるまでわざわざ待っていてくれて、私と写真が撮りたいというので、一緒に撮りました。そういう関係だっ

たので、終戦になってすぐ、私は彼らと連絡をとろうと思いましたが、そういう連中はみんな漢奸となってオミットされてしまいました。だから、私はなるべく迷惑がかからないように、静かにしようと連絡しませんでした。

三好：中国側の情報についてお話し頂けますか。

梶野：当時、共産党がいたところでは春耕工作というものがありました。合作社が農具を持って来て、兵隊が土を全部耕してしまいます。百姓はそれを見ているだけです。その後、夏収工作があり、兵隊が全部麦を刈ってしまいますし、秋には秋収工作をやりました。この時も百姓はただ見ているだけです。さらに、農閑期の冬には冬学運動があり、徹底的に夜学が行われるわけです。その時、住民たちに共産党はこういうことをやっていますと教えるわけです。それで住民に、もし共産党のことがわかっていただけたなら民兵になっていただいて、共産軍の後についてきてもらいたいとお願いするわけです。

三好：今お話しの春耕工作や秋収工作のことは、どこでお知りになりましたか。

梶野：貼ってあったり住民に配られていたビラで知りました。私は情報をやっていましたので、スパイを使ってそれらを収集していました。減租減息工作のことも知っていました。当時、中共は優秀な人を下部団体に置いていました。住民と直接接触するからです。

馬場：スパイを使って情報を集めるとおっしゃいましたが、これは現地に行って集めたのですか、部隊にくっついて集めたのですか。

梶野：色々です。前の人の申し送りのものもありましたし、自分が見つけて集めたのもありました。色々調べているとくっついてくる奴がいましたが、それらは油断なりません。向こうと繋がっているのがいましたので。笑い話みたいになりますが、終戦後も私はまだ組織を持っていて情報を集めていました。そうすると、部隊長から南京の軍司令部の飛行機が敵地区に不時着して偉い人が行方不明になったから探せと命令があったり、徐州の北の炭坑にいた在留邦人 3000 名あまりが終戦後行方不明になったので、参謀長から調べろと指示されたりしました。そんなことをしていたら、ある時、中共軍から手紙が来て、将校

として優遇するから中国に残れと誘われました。結局、私が使っていたスパイが中共と繋がっていたのでそういう手紙が来たわけです。

広中：スパイとして使っていたのは全て中国人ですか。日本人はいませんでしたか。

梶野：全員中国人でした。スパイは大体向こうと繋がっていたので、私はひとつだけの情報は信じません。あちこちから情報を得て、それをどう判断するのかが情報係の仕事でした。また、スパイは怪しいと思っていたので、私の方から大事な情報は教えませんでした。でも、大体分かってしまいます。事前にどこに行くというのも、具体的なことは言いませんが、編成表が出て色々装備を渡され、それを見て今度の作戦はどれくらいかかるというのが兵士でも分かりますし、出発する方向から大体この辺りに行くのかというのが見当つきます。こういうのは機密事項でスパイたちに漏れることはありませんが、彼らは大体分かっていました。それと、作戦に出る時には人夫を使いました。大体一個中隊で予備弾薬とか食糧を持たせました。一個中隊で 20 ～ 30 人くらい使いました。小さい作戦ではそれより少ないですし、大きい作戦ではたくさん使いました。それによって、その作戦の長さが分かりました。

三好：その人夫はどこで集めましたか。

梶野：人夫頭というのがいて、そこから集めました。面白いことに、日本の戦国時代には寄親寄子制というのがありましたが、それと一緒で、人夫頭は 30 人と言ったら 30 人きちんと集めてきました。集めることに、何も苦労がありませんでした。そして、戦場では弾が当たることがあるのに、彼らはきちんと着いて来ました。彼らの着ていた服はぼろぼろでとてもひどいものでしたが、帰る時にはシルクの長い服を何枚も重ね着し、弾薬が無くなって空になった荷台には彼らが部落から奪った物が積まれていました。うまく行けば大儲けできるので、彼らは必死に着いて来ました。

馬場：人夫たちを雇う時、報酬は払いましたか。

梶野：賃金を払います。

馬場：それは何で払いましたか。

梶野：軍票で払います。当時軍票が一番価値を持っていました。人夫頭にまとめて払いました。

三好：梶野さんが、直接、人夫頭に支払ったのですか。

梶野：私ではなく経理係が払いました。お米なども経理が支払いました。

馬場：警備なさっていた鉄道が爆破されたことは、ありますか。

梶野：私は、昭和 16 年 10 月末に部隊本部に戻ってすぐ分遣隊勤務を命じられ、それからずっと部落の宣伝工作をやり、17 年 1 月頃に部落の女性が洗濯にやってきて、2 月の初めに敵の襲撃を受け、それから守備していた鉄道を爆破をされ、それから 10 日後くらいにも、また爆破を受けました。この時も爆破された方に走って行きましたが、やはり何もなく、管外の方を見たら 10 日前と同じところがやられていました。これはどうも様子がおかしいと思いました。なぜなら、私たちの分掌から 1 キロメートル半先に敵がいつも横断する道があり、いつもその道のそばの線路が爆破されていましたが、前回と今回は第十五師団管区の道も何もないところを爆破されたからです。いつもと違うところをわざわざ爆破されたのが不思議でなりませんでした。

そこで、いつも行く部落の村長なら何か知っているだろうと思い聞いたところ、村長は口をもごもごして顔色が変わったので、問いただすと答えてくれました。村長によると、爆破のあった日の夕方、村長のところにとなりの部落の村長がやってきて、うちの部落に来てくれといわれたので行ってみると、中国側の軍隊がいて、村長に今日の夜線路を爆破するつもりだが、日本軍の来ない安全な場所と時間を教えてほしいとお願いされた、というんです。それを聞いて村長はこのままだと梶野さんの守備区域がやられてしまうと思ったが、要求を断るわけにもいかなかったので、村長が自ら案内するといって梶野さんのところを避けて軍隊に爆弾を仕掛けさせたそうです。村長は私に梶野さんの管区ではなかったが線路を爆破させてしまい申し訳ないといってくれましたが、分遣隊が襲撃され線路の爆破が繰り返される中、部落の住民が私たちに協力してくれたことは大変ありがたいと痛感しました。この時、私はやはり人間同士であれば誠意は通じ合うものだとそこで初めて知りました。そして、これからは真心をもって相手とお

付き合いしなければならない、と若いなりに感じました。そしてこの考えを人生観にしようと決めました。

津浦線の爆破（四河子附近）

三好：ところで、そういう村長さんのいる村に対して鉄路愛護村などの名前が付いていませんでしたか。

梶野：そういう名前はついていませんでした。

三好：そうですか。それでは梶野さんたちが鉄道を守るという任務を村長さんたちが理解してくれて協力してくれたという ことですか。

梶野：そうです。特に組織を作ったということはありませんでした。今申してきたように、村長たちとやりあっていたので、軍隊の中で梶野は中国との交渉は上手という評判になりました。

三好：交渉は中国語でやったんですか。

梶野：中国語ではありません。日本語です。これについては前段があります。陳という名の少年がいました。彼はいつもは中隊の炊事場の手伝いをしていて、作戦になると炊事場が暇になるので人夫として従軍してきました。陳がいる時はたまたま私の部隊と一緒になることが多く、私は彼によく言葉をかけて弟みたいにかわいがり、彼も私を非常に信用してくれました。その後、私が入院し、それから分遣隊勤務になり集落で宣撫工作をやることになりましたが、最初集落に入るとき、集落の前に川があり渡し船で渡らなければならなかったので、対岸にいた人を呼んで渡し船をよこしてもらうことにしました。すると、若い人が船を漕いできてくれましたが、こちらへ近づくと、「おい、梶野じゃないか」と、その人が言ってきたんです。よく見るとそれが陳でした。陳は「梶野さんはけがをして内地に戻ったという話だったが、また帰ってきたのか」と聞いてきたので、「実は内地まで帰る予定で上海まで送られたが、またこっちに戻ってきて、今度この四河子というところの分遣隊長になったんだ。これからは集落のみなさんと仲良くしない

といけないと思ってここにあいさつに来たが、まさか陳がいるとは思わなかった。ついでに村長を紹介してくれないか」と頼むと、陳は梶野さんのためならということで、村長のところまで案内してくれました。陳は利口な人間で、兵隊の使ういいかげんな中国語を中隊の炊事場にいたおかげでよく理解していたので、村長と話す時には彼が通訳をしてくれました。

三好：彼は滁県から宿県に移る時まで付き合ってくれたんですか。

梶野：そうです。分遣隊で宣撫工作をしている間はずっと着いて来てくれました。先ほど言ったことですが、洗濯に来てくれた女性は陳が連れて来たんです。私はこの時、「情けは人のため成らず」ということばを実感しました。作戦中、兵隊は陳を「苦力、苦力」と呼んでいましたが、苦力というのは人格を否定するようなあまりいいことばではないので、私はそれを使わず、名前で呼んで仲良くしていました。彼はそのことを知っていたので私に懐き、村長を紹介してくれた時も非常にうまくやってくれ、住民たちにもうまく私のことを伝えてくれました。宣撫がうまくいったのは何よりも陳のおかげでした。そして、このことが中隊本部に伝わり、梶野は中国人と接するのがうまいからということで、部隊本部の治安係として目を付けられるようになりました。

馬場：ところで、当時中国には大刀会や小刀会という住民たちが集まった結社がありましたが、そういう結社に遭遇されたことはありますか。

梶野：いいえ、ありません。幇という組織があったことは知っています。分遣隊にいた頃、私は東の方の集落には行けましたが、西の方の集落は近くてクリークもなかったので行きやすかったですが、そういう組織が集落内にいたので入れませんでした。

宿県へ

梶野：それから少し経った昭和 18（1942）年 7 月、私は宿県というところへ移動しました。しかし、軍の移動は機密事項なので、お世話になった集落の人に挨拶もできませんでした。ところが、昼から移動を始めるというその日の午前 11 時頃に、集落のナンバー 2 の人が突然別れ

の挨拶にやってきました。軍事機密がどこかで漏れて、それを聞きつけて来たそうです。当時、私は駐屯部隊とその駐屯地の都市や村、またそこに住む人民との窓口になっていました。肩書きは治安宣伝係でしたが、渉外係です。駐屯部隊と市民とを仲良くさせ、大東亜共栄圏建設の方向へ導くことが仕事でした。そのため、私は絶えず町へ出て、市民と話をしていましたが、町の政治には関与せず、自治体の自主性に任せていました。しかし、経済関係については、弾薬とか麻薬は秘かに入れられては困るので、規模の大きい物資の搬出入については部隊が管理し、私は会計の書類に判を押す担当でした。当時から中国は賄賂の多い国と言われていて、私のところに判子をもらおうと、たびたび賄賂を渡そうとする人が現れましたが、いちいちそれをもらっていてはきりがないので、賄賂は一切受け取らず、正直に申請した者には全て判を押し、少しでもインチキをした者には書類を受け取らないことにしました。そういう態度を取っていたおかげで、だんだん賄賂を渡そうとするものもなくなり、会計の仕事も楽になりました。

昭和18年部3月、軍曹になり、7月に独立歩兵第五十六大隊本部付に編入されました。したがって、部隊本部での勤務は昭和18年の夏から始まり、さらに移動することになったのは昭和19年の夏ですから、部隊本部にはちょうど一年間いたことになります。その間にも、今申しました住民との折衝役をやって治安確保にあたっていました。

馬場：部隊本部付になられたあとは前線には出ていらっしゃらなかったんですか。

梶野：いいえ、その時も前線には行っていました。

馬場：部隊本部勤務のあとはどこに行かれましたか。

梶野：そのあとは第六十五師団司令部の勤務になりました。そこの参謀長直轄の特別調査班です。それが昭和20年の6月です。本当は上海の第十三軍司令部にいくはずになっていましたが、私のところの部隊長が梶野は出さないといって、私が第十三軍にいくのを反対したため転属されませんでした。しかし、逆に部隊長が転属されてしまいとても気の毒でした。その第十三軍には中野学校出身の大尉がいて、その部下として情報を担当する予定となっていましたが、それもなくなりま

した。

少し遡って、昭和 20 年の 3 月ですが、私は曹長になりました。これは特別なことでした。普通志願しなければ軍曹止まりで曹長にはなれませんでしたが、聞くところによると師団長の特別抜擢というのがあったそうで、3 月 1 日付けで曹長に任官されたのです。師団で 2 名だったそうです。私はすぐに、師団司令部に行けといわれました。その時私の配下に着いたのが、その後立命館大学で教授になったり、朝日新聞社の記者になったりしましたし、同文書院の人もいました。同文書院の人は一つ星でしたが、8 月 1 日に来たので名前も知らず、終戦になってすぐ帰って行ってしまいました。

大戦末期、師団司令部は徐州にありましたし、大きな師団でした。アメリカ軍を連雲港に上陸させて日本本土上陸を延期させるという作戦があり、そのための陣地構築をやりましたが、日本の思うとおりには行くはずはありませんでした。

復員

広中：戦争が終わって日本に戻られたのはいつですか。

梶野：昭和 21 年 3 月です。

広中：どういうルートで戻られましたか。

梶野：参謀長が「おまえが師団にいるとうるさくなるから、早く帰れ」といって､早く戻してくれました。情報という特殊任務をしていたので、中国から睨まれてうるさくなるおそれがあったからです。案の定、私が徐州を発った翌日に、憲兵が中国側に捕らえられました。師団長が中国側の手が入るというニュースをどこかで得たと思います。徐州を出たあと上海に行って、そのあと博多に上陸しました。

馬場：徐州から上海に出られたのが 21 年の 3 月ですか。

梶野：もう少し早かったかと思います。21 年の 2 月かと思います。それからしばらく上海にいました。

馬場：その時、すでに引き揚げ船が来ていたわけですか。

梶野：はい。在留邦人と一緒でした。アメリカの船に乗って帰りました。

三好：その時にこんなにたくさんの写真を持ってこられたんですか。

梶野：これは都合がよかったんです。昭和 19 年 12 月に初年兵を受領することになって、部隊長の下士官として名古屋まで行けと命令されました。その際、初年兵の名簿を入れる軍用行李を持っていきましたが、これには「軍事機密」というシールが貼ってあって、憲兵も開けることができませんでした。この中に写真をたくさん入れて持って帰りました。そのおかげで、私は部隊の中で一番たくさん写真を持っています。

広中：もともと写真を撮ることが趣味だったんですか。

梶野：いや、これは部隊本部の写真班が撮ったものです。私は毎回情報を得るために部隊の先頭にいましたが、私のそばにいればいい写真が撮れるので、いつも私についてきて、撮ったら何でも私にくれました。

徐州では、小学校で住民と合同運動会をして、その時花火を使いましたが、実は宣伝でも花火を使っていました。部隊の中に三河の花火師がいて、花火の中に伝単（宣伝ビラ）を入れたものを作ってもらい、敵の方に向けて打ち上げてもらいました。伝単には表に宣伝文を書いて、裏には春画をつけました。敵は表の方は読まないけど、春画には興味があるので持っていきました。作戦が始まると、花火の弾を石油缶に入れて汗が入らないように封をして、人夫に花火筒を担がせて前線に持っていきました。

後日談：醉翁亭碑のこと

梶野：ところで、あれは琅琊山の醉翁亭にある豊楽亭の碑の拓本ですが、あれは滁県にありました。滁県というのは大体唐の時代にはできていたらしいですから、唐より古い時代にはあったんですね。西晋というのがありましたね。八王の乱で司馬睿というのが逐われて、揚州から建業（後の南京）に入ろうとしていましたが、その時協力したのが王という一族で、その一族の中に王羲之という書道の先生がいました。王羲之のお父さんは寿県というところにいました。そして建業を宣撫できたので入場し、東晋を作りました。私は下士官になってから滁県に部隊本部があったので行ったんですが、その時ある人から「梶野ここの郊外に瑯琊山という名の山がある」と言われました。しかし、瑯

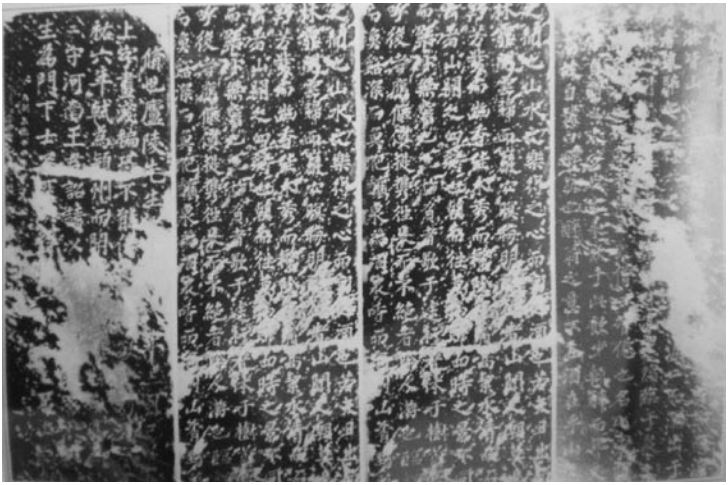

醉翁亭碑拓本

琊山は山東にあるはずなのに、ここにあるのはおかしいと思って調べてみましたら、そうだったのです。東晋を作ったあと、司馬睿は滁県の山を避暑地としたようで、その山が瑯琊山に似ていたので瑯琊山と名付けたそうです。

私がいたころはその山の寺に醉翁亭の碑と豊楽亭の碑というのがありました。私は碑については知っていましたが、実際にまだあるとは知らず、びっくりしました。その碑文は昔の中学の教科書に載っていたくらいの有名なものでしたが、教科書にはたった一行載っているだけで、全文が載っているわけではありませんでしたので、内容がわかりませんでした。そこで、町の歴史に詳しい人に聞いたところ、これは宋代の大文学者の欧陽脩が散文を作り、蘇東坡がそれを書いたそうです。欧陽脩は科挙の先生をやっていて、蘇東坡はその生徒だったので、彼らは師弟関係でした。それが縁で、この碑ができたそうです。この碑文は、中国では「欧文蘇書」と呼よばれていて、非常に有名でした。そのため、日本の兵隊が大砲でこの碑を壊したと後世の人に言われないよう守ってきました。その間、将校連中に「おまえは何しに来たんだ。その碑は敵国のものなのに」と、よく叱られました。それ

に対し、私は「ここには日本の文学の源があるんだ。これはアジアのものだから守らないといけない」と言い返しました。

ある時、旅団長が視察に来て、部隊長が碑のある寺を案内したところ、歴史に興味のあった旅団長が碑を見るなり、「これは蘇東坡の書じゃないか」と、参謀や将校たちにしきりに尋ねましたが、彼らは答えることができませんでした。そこで、一番後ろについていた私はでしゃばってはいけないと思いつつ、前に出て「閣下のおっしゃるとおり、蘇東坡です」と答えました。それから先に進んで、酔翁亭で休憩していた時、部隊長から「梶野、閣下にこの寺の由緒を説明しろ」と命ぜられました。そんなことは夢にもおもわず、びっくりしました。当時、軍人というのはとても威張っていて、兵卒の身分では佐官はもちろん、下士官であっても容易に会話することなんてできませんでした。ましてや旅団長は将官で、その脇には参謀が何人もいるところで話をするなんてとんでもないことでした。しかし、そこで閣下のお墨付きをもらえば、碑の保存ができると思ったので、覚悟を決めて知っている範囲のことを全て話しました。そうしたら、閣下は私を褒めてくれてお墨付きをもらい、碑を残してもらえるようになりました。

話は戻りますが、宿県に移動する間際にやってきた集落のナンバー2が滁県の思い出にと渡してくれたのが、この拓本でした。碑を守ってくれたお礼としていただきました。私が滁県にいたことを証明できるものは、唯一これだけです。

ところが、田中角栄の日中国交正常化の後、たまたま手に取った本に「日本帝国主義が放火し碑を焼いた」とありましたので、これには意見をしなければと思い、それがきっかけで、再び中国とのおつき合いが始まりました。それは、日本が中国と国交正常化を果たした1972年のことでした。私は名古屋の丸栄で初めて開かれた中国物産展に行きました。会場に行くと習字の本が積み上げられていて、その中に、『酔翁亭の碑』というのがあり、懐かしくなったので買いました。しかし、文章を読んでみると、「日本帝国主義が放火し碑を焼いた」と書いてあり、びっくりしました。焼いたとありますが、現に私が碑を完全に守っていたのですから、そんなわけはありません。もっとも、

醉翁亭

終戦まではいなかったので、最後はどうなったのか知りませんが、碑が焼かれてない証拠があります。この写真を見て下さい。この写真に写っている建物の中に碑が四面ありました。碑は横1メートル、高さ2メートルある大きなものです。もし碑が燃えていたら建物が先に燃えるはずですが、写真のとおり燃えていません。そして、私が去ってから滁県は治安がよくなっていたので、日本軍が壊すはずはありません。そこで、私は滁県の県長に手紙を出しました。「私は戦争中滁県に駐屯していた兵士だが、確かに滁県を占領していたことは市民に対して恐怖と屈辱を与えて申し訳なく、その罪を問うなら甘んじて受けるが、我々部隊は市民を脅したり、物を取ったりした憶えはなく、みなさんの生活の安定のために一生懸命やったつもりで、ましてや文化財については格別に注意を払って守ってきたつもりだ」と書き、写真を添えて送ったのです。

それからしばらくして、滁県、いまは滁州市と名を改めましたが、そこから、文学者を集めて豊楽亭で開かれる式典への正式な招待状が届きました。私は碑を残しておいてよかったと思いました。ところが、碑は文化大革命の時に紅衛兵に壊されてしまったのです。私は、日本軍は碑を大切に守ったのに、なぜ中国人が自分の国の碑を壊すんだと怒りました。もし、日本軍が本当に碑を壊していたら、中国は立て札を立てて日本の野蛮ぶりを宣伝していたでしょう。壊された碑は1985年に新しく彫り直されたとのことで、私は安心しました。

インタヴューを終えて

宣撫工作を中心に、華中における日本軍の占領統治の実態の一端を語っていただいた。話が途切れることなく、しかも時系列に沿っての回想は、聴き手にとって受け取りやすく、整理も容易だった。最後に付け加えた「醉

翁亭碑」についてのエピソードは、梶野氏ご自身の中国との今にいたる関わりのきっかけであり、宣撫工作と無関係であるように見えながら、村落など地域の指導階層である地主層や、古くならば郷紳と呼ばれたひとびとにとって、琴線に触れるものでもあろう。もちろん、一般民衆への医療活動などは、「日支提携」や「共存共栄」などの政治宣伝以上に、民心を獲得する上で有意義であったはずである。

梶野氏が特務工作を行っていた地域は江蘇省と安徽省との省境地域であり、日本によって樹立された汪兆銘南京政権、中国共産党の新四軍、国民政府軍が三つどもえに、より正確には三すくみ状態で、互いに表面的にも、あるいは地下工作を通じて対立と利用を繰り返していた。1941 年 1 月の皖南事変以後、とくに安定的な根拠地を得始めて実質的に抗日民族統一戦線よりも党派の利害を前面に押し出しつつあった新四軍と、汪政権内部にあって重慶と連絡を採りながら行動してた勢力や、やはり汪政権内部で共産党の秘密党員として活動していたもの、さらに「幇」の勢力など、この地域では日本軍が占領統治と利害が衝突、あるいは利用対象となるものが錯綜していた(5)。要するに、抗日ナショナリズムやアジア主義、あるいは共産主義や社会主義といったイデオロギーで整理できるほど単純な世界ではなかったのである。そうした中で民心を獲得することは、やはり具体的な営為が必要なのであったし、獲得できたと思っていても肝腎なところで摑み損なっていた部分もあったことがうかがわれた。

最後に、今回のインタヴューでうかがった事柄のうち、未整理ではあるものの重要と思われる事柄を列挙して、稿を閉じたい。

まず、滁縣四河子の鉄道警備隊に配属されていたとき、近くに中国人ムスリムである回民（かいみん）の集落があったこと、また大運河で荷役などに関わっていた青幇に海軍がコンタクトを取り、利用していたこと、1945 年 8 月 10 日頃には使っていたスパイから日本の敗戦の情報を聞き、ビラを見せられたこと、またそのころには新四軍の東北への移駐が本格化しており(6)、これもスパイから情報が伝えられていたこと、さらに終戦後、降伏した相手

(5) 新四軍を中心とした、華中の状況に関しては、三好章『摩擦と合作―新四軍 1937～1941』（創土社、2003 年 3 月）参照。
(6) 三好章「新四軍東北移駐試論」（『中国研究月報』第 55 巻第 2 号、2001 年 2 月）参照。

である国民政府軍に武器を引き渡したものの、共産党軍がそれを奪いに攻撃をしかけてきたために、国民政府軍が日本軍に再武装を要請したことなど、一つ一つが歴史の転換点であったといえよう。

なお、以下に梶野氏が所持されている写真の極く一部を掲載する。

1．宣撫工作

ポスター貼り(1)

ポスター貼り(2)

スローガン

医療活動

パレード

村芝居

２. 八路軍殲滅戦、国民政府軍救出

八路軍の遺棄死体

陣地の捜索

国民政府軍将校

３．南京陸軍病院

病院棟

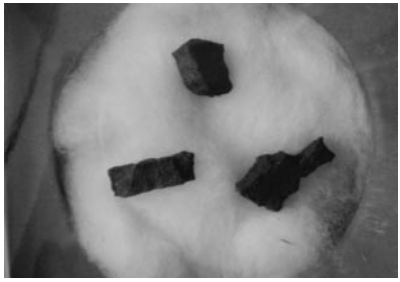

体内から取り出した手榴弾片

４．村民と日本兵

５．汪政権要人

右より二人目高冠吾

欧州共同体の使節権をめぐって

―*Parerga und Paralipomena* (4)―

川　崎　晴　朗

It would appear,...that many of the leading principles of the modern law of nations have come down to us from a period of remote antiquity.

――John Hosack*

Custom is normally a relatively slow process for evolving rules of law, since the practice in question will take time to develop and it will usually only be some time thereafter that the necessary opinio juris *will grow up in relation to it... To some extent the growth in the role of international organisations as a factor in international life contributes to a more rapid adjustment of customary law to the developing needs of the international community. Apart from any more direct function of international organisations as a potential source of law, the concentration of State practice now developed and displayed in international organisations and the collective decisions and the activities of the organisations themselves may be valuable evidence of general practices accepted as law in the fields in which those organisations operate.*

――Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts**

はじめに

このシリーズは、今回で終了する。思えば、本紀要の第 123 号（2004 年 9 月刊）以降ほとんど毎号に欧州共同体（のち欧州連合＝ EU）の外交

---

* *On the Rise and Growth of the Law of Nations,as Established by General Usage and by Treaties, from the Earliest Time to the Treaty of Utrecht* (London: John Murray, 1882), p.21.

***Oppenheim's International Law* (9th Ed.;London and New York:Longman,1996),I,30-1.

能力（国際能力）、とくに使節権についての筆者の研究成果を発表させて頂いた。

＊　＊　＊

リスボン条約は、2009年12月1日に効力を発生した。この結果、EUによる使節権（とくに能動的使節権）の行使ぶりにもかなりの影響が加えられるが、この点につき論文をまとめるにはまだ資料が十分に集まっていない。本稿では、一般的なテーマをさらにいくつか取上げることとしたい。

Ⅰ　国の国際能力・国際機関の国際能力

近代以前の「外交」・「外交能力」

近代国際法の下では、国家は四つの要素、すなわち永久的住民、明確な領域、政府及びその他の国家と関係を取り結ぶ能力（capacité d'entrer en relations avec les autres Etats）、換言すれば外交能力をもたなければならない、とされる（1933年12月26日締結の「国の権利及び義務に関するモンテヴィデオ条約」第1条）。

近代以前の世界にも、ある地域に存在する政治団体が国家の構成要素のうち住民及び領域、そして住民を統治する能力をもつ場合が当然あったであろう。さらに、このような政治団体が複数あり、その間で相互間の関係をある程度強制的に支配する規範が生まれ、これに則（のっと）って各種の交通が行なわれたことがあったであろう。未熟な形式・内容においてではあっても、慶弔使節の往来を含む一時的な「外交」は、洋の東西を問わず古代にも存在したと思われる。かつてde Maulde-la-Clavièveが述べたように、「外交は歴史と共に古く、外交は歴史が滅びるとき、はじめて滅びるであろう。……二つの社会が存在すれば、両者の間には必ず調整すべき利害が生ずる。二つの社会は戦争を行ない、その結果として講和を行なう。そして、たとえそれが壊れやすいものであろうとも、比較的に不変で永続性のある国際的な制度が誕生する。」(1)

これで見ると、近代以前、世界各地にあった政治団体で国家の実質を備

(1) René de Maulde-la-Clavière, *La Diplomatie au Temps de Machiavel* (Paris: Ernest Leroux, 1892), I, Avant-Propos,i.

えたものは、たとえ embryonic な形にせよ相互の間で公的な性格を帯びた交通を行なっていた、それによって複数の政治団体で構成される地域的国際社会が形成されることがあった、といえそうである。ただし、国際社会が同一時期に世界のいくつかの地域に散在していたとしても、当時は交通・通信の手段が限られ、また相互間に人・ものの交流がほとんどなかったため、それぞれがほぼ閉鎖された独立の世界を構成していたことであろう。

16、7 世紀のヨーロッパに近代国家が叢生し、これら諸国は一つの国際社会を形成した。そして、同社会を構成する諸国間の相互関係を規律する法規範として「ヨーロッパ公法」が誕生した。しかし、近代ヨーロッパ国際社会にしても、古くからヨーロッパにあった地域的国際社会（複数）を腐葉土として形成されたものである。（最直近のものは 15 世紀中葉にイタリア諸国間に形成された、といわれる。）これが次第に世界の隅々まで拡張され、近代国際社会に発展した。かくて、「ヨーロッパ公法」は「国際法」として非ヨーロッパ諸国でも拘束力をもつようになり、またヨーロッパ諸国で発達した（その一部は間違いなく「ヨーロッパ公法」の誕生前から）政治的・儀礼的考慮に基づくさまざまな慣行・風習が「国際礼譲」として世界各地で適用されるようになった。近代の幕開けにより世界が一体化し、それに伴なってほぼ同一の規範が支配する地球規模の国際社会が誕生したのである。

F. de Martens は、国際交通権は国際社会の本質そのものから生ずるものであり、それは国際法の基盤（base）という役割をもつ、といい(2)、また Oppenheim は、1905 年に上梓した *International Law* の初版で、国際交通はすべての主権国家がもつ国際法人格の前提（preposition）である、と述べた(3)。1996 年に刊行された同書第 9 版の編者は、「国家相互の間に行なわれる交渉（dealings）は国際社会のメンバーにとり必須のものであり、したがって国際交通を促進し、かつ容易にすることが国際法の多くの規則の基礎になっている。」と述べている(4)。

---

(2) *Traité de Droit International* (Paris: Librairie A. Marescq Ainé, 1883), I, 404―5. 本書は、Alfred Léo がロシア語の原書をフランス語に訳したもの。

(3) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* (1st Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1905), I, 192.

(4) Jennings *et al* (eds.) , *Oppenheim's*…, I, 451―2.

ここにいう国際法及び国際社会は、それぞれ近代国際法及び近代国際社会をさしていることはいう迄もない。Pradier-Fodéré は使節権が国家に帰属することを「自然の理（ことわり）」と見る(5)。しかし、国または国に擬することができる政治団体が必要に応じて使節権を含む外交能力をもつことは、これらが人間の集団である以上、時代を問うところではないのであろう。

国のもつ基本的権利・国際交通権

1．山本教授は、「平等、存立、独立、自衛、主権、交通、威信などは、国家が国際社会の一員に加わる前から保持していた権利であって、国際社会にとっても絶対的で本質的なものとされた。」といわれる(6)。近代国際法でいうこれら国家の基本的権利のうち、平等権が確立したのは比較的おそかったようである。例えば Satow は、神聖ローマ帝国が 1806 年 7 月その歴史を閉じたとき皇帝の優越（precedence）は消滅した、そのころ、帝国、王国または共和国の別なく、すべての主権国家の平等が広く認められたと推定できる、と述べている(7)。キリスト教徒の国々についてはその通りであろう。

近代以前、世界各地にあったと思われる地域的国際社会においては、構成メンバーの間では平等の観念はなかなか発達しなかったと思われる。想像できることは、一方では、各地域で複数の国が覇権を競い、やがて相対的に国力が勝る国が他の国を征服し、同化させ、その結果当該地域では唯一の国となることが多かったであろう、また他方では、その地域で覇権を握った国が他国の存続を認めた場合には、これらの国と宗属関係を結び、臣従せしめたであろう、ということである。タキトゥス『ゲルマーニア』を訳した泉井久之助氏が述べているように、「由来、一つの帝国（Imperium）は、さまざまの種族・民族と、そのそれぞれの首長・王侯の上に支配権―号令権（imperium）を揮うところに成立する。」(8)

---

(5) P. Pradier-Fodéré, *Cours de Droit Diplomatique* (2e édition; Paris: A. Pedone, 1899), p.203.
(6) 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994 年）、207 頁。
(7) Ernest Satow, *A Guide to Diplomatic Practice* (2nd Ed.; London, etc.: Longmans, Green & Co., 1922), I, 35.
神聖ローマ帝国は、1806 年 8 月 6 日、最後の皇帝フランツ 2 世（オーストリア皇帝としてはフランツ 1 世で、1835 年まで帝位にあった。）が帝冠を辞して終焉を迎えた。Satow が神聖ローマ帝国の歴史は 1806 年 7 月にその幕を閉じたといっているのはやや不正確であると思う。
(8) タキトウス『ゲルマーニア』（岩波文庫、1979 年）、序、7 頁。

かくて、ある地域の覇者となった国が他国の存続を認めた場合は、覇権国とその国から存続を許された他の国々との関係は平等ではなく、近代国際法でいう従属的な国家連合の原型となった。これが近代以前の世界各地域に於ける国際関係のごく一般的な姿であったと思われる。

しかし、メソポタミア、古代ギリシャ、アジア、中央アメリカ等で生まれた都市国家の間では、平等の観念がある程度生じていたかも知れない。

興味がもたれるのは春秋時代（前 722―前 481 年）の中国である。

中国では、春秋時代に入ると封建的統一国家であった周の勢威が衰え、周の王室によって封建された諸侯の一部は独立して各地に国家を築いたが、泉博士は、これら諸国は「世界の他の部分より独立したる国際社会を組織して居つたのである。」といい、これは当時唯一最古の国際社会であった、といわれる。同博士はさらに、春秋時代には国家平等の観念が広く普及していたようである、また一時的使節の派遣に関する慣習は予想外に発達していた、と述べ、「其が今日迄継続して発達したならば今日の国際法は基督教国以外に発生したものであつたらう。」ときわめて興味深い結論を出しておられる[(9)]。

国家平等の原則は近代国際法の概念であり、国家間の勢力均衡は国際政治上の原理ないし政策である。しかし、両者の間に密接な関係があることは明白で、Hosack は国家間で勢力の均衡をはかることは古代から行なわれていた、という[(10)]。均衡といっても、実際には、関係国の間で連携の種々相、いわゆる合従連衡が展開した結果であろう。Nys によれば、国家間における勢力均衡の理論は 15 世紀のイタリアで出現した、すなわち、このころフィレンツェ、ナポリ（シチリア王国）、ミラノ、教皇領及びヴェネツィアの 5 ヵ国の間で政治的均衡が成立したが、Nys は Francesco Giucciardini を引用しつつ、これは部分的にせよフィレンツェの権力者ロレンツォ・デ・メディチ（Lorenzo de’Medici）の功績であった、と述べている[(11)]。

---

(9)『国際法外交雑誌』、第 27 巻第 3 号（1928 年 3 月 1 日刊）、泉哲「春秋時代の国際慣習」、1―11 頁。筆者はこの論文の所在を入江啓四郎『中国古典と国際法』（成文堂、1966 年）により知ったが、入江教授自身は同書で、春秋時代の中国では諸国間に「国際法類似の秩序」、「準国際法秩序」が参入した、と述べておられる（17 頁）。

(10) Hosack, *On the Rise and Growth…*, pp.12―5.

(11) Ernest Nys, *Le Droit International: Les Principes, les Théories, les Faits* (Bruxelles: M. Weissenbuch, 1912), I, 23.

15 世紀のイタリアの諸国間に生まれた国際社会がヨーロッパ全体を覆う国際社会、さらには地球規模にまで拡張した国際社会のミニチュアといわれるのは、当時、これら諸国間には政治的均衡に基づく国家平等の観念がまがりなりにも生まれていたためではなかろうか。また、これも拙見であるが、ある国際社会――それが近代以前の地域的なものであれ、近代国際社会であれ――においては、相互に平等であると認識するメンバーの間ではじめて真の意味における並列的国家結合が生まれる、といってよいのではないか。このような国家結合の最初のものがいずれであるか、この点は歴史的事例の一つ一つにつき検証を行なってはじめて判明することである。例えば、1492 年 1 月にキリスト教徒がイベリア半島より最終的にイスラム教徒を駆逐する前の 1469 年、カスティーリアのイサベル王女とアラゴンのフェルナンド王太子とが結婚、のち 2 人はそれぞれの国で王位につき（イサベルは Isabel I 、フェルナンドは Fernando II として。ただし、後者はカスティーリア共治王としてはフェルナンド 5 世。なお、1496 年、2 人は教皇から「カトリック両王」の称号を授けられた。）、二つの国はポルトガルをのぞくイベリア半島を共同統治した。2 人の結婚に先立って作成された「セルベーラの契約」でカスティーリアの主導権が認められたにせよ、筆者は実質的にはこれが並列的な国家結合の最初期の例の一つであると考えている。その後、このような国家連合が各地に生まれるようになったが、構成国の間に並列的な関係が見られない国家結合も依然として多く見られた。普墺戦争後、1867 年の連邦憲法によりプロイセンを盟主としてつくられた「北ドイツ連邦」はその一例である。

また、入江啓四郎教授によると、春秋時代の中国では原則として邦国諸侯を主体とする「盟」があり、相互の関係は必ずしも平等ではなかったが、諸侯間の平時の善隣友好、戦時の攻守をはかったという[(12)]。これは、国家間における勢力均衡をはかった古典的な一例といえるかもしれない。

2．ところで、最近の国際法の専門書・論文等では、国家が国際法上享有する権利の一部を「基本的」と規定することはあまり見られなくなった。Oppenheim は、19 世紀の最後の 20 年に至るまで（すなわち、1880 年ごろ

(12) 入江『中国古典…』、96-129 頁。

まで)、すべての学者が国家は基本的権利及び義務をもつとしていた、しかし、若干の学者はこのような考えを否定するようになった、と述べている[13]。

しかし、例えば、Pillet は 1898 年、また Gidel は 1925 年にそれぞれ発表した論文で、いずれも自己保存権、独立権、平等権、名誉権（国の威厳を尊重せしめる権利）及び国際交通権の五つを国のもつ基本的権利としている[14]。したがって、20 世紀になっても国の基本的権利の存在を唱える学者がいたことがわかるが、そのような学者が次第に少なくなったことは事実であろう。Oppenheim の著書の第 9 版の編者も「基本的権利という観念は『人気を失なう』（fall into disfavour）ようになった。」と述べている[15]。

使節権は国際交通権の重要な一部であるが、この表現を耳にすることも少なくなった。1961 年 4 月 18 日に作成された外交関係に関するウィーン条約（1964 年 4 月 24 日効力発生）にも使節権の語は使用されていない[16]。

3．かつて国の基本的権利の一つとされた国際交通権の特質は、国が他の国に対し、一方的にこれを主張できないということであろう。前述の外交関係に関するウィーン条約は、第 2 条において「諸国間の外交関係の設定及び常駐外交使節団の設置は、相互の同意によって行なう。」と規定しているが、これは外交関係の開設にしても使節権の行使にしても、関係国の間の合意（*mutuus consensus*）の下で行なわれなければならないことを明文で示したものである。国際会議出席・投票の権利や条約締結権にしても、一国がこれらを一方的に主張できない点では同じである。

国際機関と主権・平等権・国際交通権

1．興味がもたれるのは、かつて国の基本的権利とされたもの、とくに主権及び平等権の概念に対し、国際機関、とくに第 2 次大戦後に出現した国際機関のいくつかが重要なインパクトを与えているという事実である。

(13) Oppenheim, *International Law*…, I, 158―9.
(14) A. Pillet,“Sur les Droits Fondamentaux des Etats dans l' Ordre des Conflits qu'ils font naître”dans *Revue Générale de Droit International Public*, Tome V (Paris: A. Pedone, 1898), p.68; Gilbert Gidel,“Aspect Général de la Théorie Classique des Droits Fondamentaux des Etats”dans *Recueil des Cours*, Tome 10 (1925 V) (Paris: Hachette, 1927), p.541.
(15) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*…, I, 331.
(16) 横田喜三郎『外交関係の国際法』（有斐閣、1963 年）、38，40，44―5 頁。

すなわち、横田洋三教授のいわれるように、国際機関の発達に伴ない、主権の至高性・絶対性が崩壊し、また平等権の変質が見られるようになったのである[17]。国家間の平等が長い年月を経て実現し、その結果、国家よりおそく出現した国際機関では構成国の間の平等が当然視されることになったと筆者は考えているが、そうであれば、近年、一部の国際機関で「平等」の意味が実質的に解釈されるようになったのは歴史の皮肉といえるかも知れない。

国際交通権にしても、国際機関の多くが会議に参加し、第三国と条約を締結するようになり、また一部の国際機関は使節権を行使している。このような状況の下で、現在、国際交通権を含む国の基本的権利の新しい定義が求められているといってよいのではなかろうか。

2．筆者がこれまで本紀要等で取上げて来た欧州共同体 (または EU) の使節権というテーマは、国際機関が第三国及び他の国際機関との間で常駐使節を派遣し、接受するという、これまでほとんど見られなかった新しい法現象を扱ったものである。使節権は、主権及び平等権と同様、伝統的に国家のみがこれを保持するとされていたが、欧州共同体は第三国及び他の国際機関の同意を得て、1952 年以降、これを幅広く行使している事実に着目したものである。

いまや高度に発達した国際機関は、㈠第三国及び他の国際機関と交渉し、協定を締結する、㈡国際会議に出席して発言し、また議決に加わる、㈢他の国際機関のメンバーまたは準メンバーになる、㈣域外の国・地域に選挙・停戦監視団等を派遣する、㈤さらに EU のように使節権を行使する、といったさまざまな方法で国際交通に参加している。すなわち、一部の国際機関は、「他の国家（及び他の国際機関）との関係を取り結ぶ能力」を、加盟国のみならず域外の国際法主体（少なくともその多く）から認められるようになったのである。

このような状況の下で、今後は国際交通権を含む国の基本的権利の概念が国際法学者によって再検討の対象となり、少しずつ「人気を回復する」（regain favour）ようになるのではなかろうか。

---

(17) 波田野里望・小川芳彦編『国際法講義（新版増補）』（有斐閣、1998 年）、291 頁。

Ⅱ　国がもつ使節権・欧州共同体がもつ使節権（1）

欧州共同体の外交関係の特殊性

１．欧州共同体が域外主体、とくに第三国との間に設定する外交関係が国家間の外交関係と相違するとすれば、最大の相違点は、ある第三国について欧州共同体加盟国及び当該第三国の間の外交関係並びに欧州共同体及びその国の間の外交関係が並存する状況がつくり出されるということであろう。これに関連し、いくつかのポイントを指摘しなければならない。

㈠ Louis は、第三国においては EU 理事会の議長国がその任期中、欧州委員会とともに欧州共同体を代表するが、この重複（overlap）はヨーロッパ統合の現段階では避けることができない（inevitable）と述べた(18)。ある第三国（及び国際機関）の許に派遣されている加盟国の大使のうち理事会の議長国の大使が、委員会代表とともに共同体を代表するとの趣旨であるが、議長国がその国と外交関係をもたない場合もあり得る。なお、リスボン条約は効力を発生したが、欧州対外活動庁（European External Action Service）はまだ発足しておらず、対外面で理事会及び委員会の間にどのような関係が構築されていくのか、観察をつづけなければならない。

㈡ 外交関係が国及び共同体の二つのレベルで存在する場合、欧州共同体本部の所在国、すなわちベルギーが外交関係をもたない第三国が欧州共同体とは外交関係をもつ可能性が生ずる。実際に見られたケースを一つ挙げたい。

ベルギーの植民地であったコンゴーは1960年6月30日独立し、ベルギーと外交関係を樹立したが、翌７月13日、これを断絶した。しかし、同国は EEC に対する初代代表として Joseph Mbeka 大佐を任命、EEC 理事会及び委員会はこの任命に同意し、ハルシュタイン委員長は 1961 年７月 19 日、その旨をコンゴー政府に通知した。10 月５日、Mbeka 大使は同委員長を表敬訪問、かくて同大使は公式活動に入った。ベルギーは同大使の任命にアグレマンを与えた理事会の構成メンバーであるから、国交のない国から

(18) Jean-Victor Louis, *The Community Legal Order* (European Commission,“*European Perspective*”)(3rd Ed.; Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1995), pp.76―7. フランス語版では、“overlap”は“dualité”となっている。

ブリュッセルに本部がある EEC に常駐する代表が赴任することに同意したことになる。コンゴーがベルギーと外交関係を再開し、初代代表として Sébastien Kini 公使を臨時代理大使の資格でブリュッセルに派遣したのは 1962 年 3 月のことである[19]。

㈠ いわゆる分裂国家との外交関係についても問題が生じ得る。最近の例は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）で、EU は 2001 年 5 月 14 日、同国と外交関係を設定したが、EU 加盟国（当時は 15 ヵ国）のうちフランス及びアイルランドは北朝鮮と外交関係をもっていなかった。（アイルランドは 2003 年 12 月 10 日、同国と外交関係を樹立した。）[20]

EU 及び EU 加盟国は、中国との関係についても、台湾が現実に存在する以上、その調整に困難を感ずることもあり得るのではないか。

㈡ Louis は、欧州共同体に派遣されている第三国の代表部につき、これら代表部は「伝統的な外交機能、すなわち代表、交渉及び連絡（traditional functions of diplomacy: representation, negotiation and communication）」を行なっている、と述べる[21]。欧州委員会がもつ域外代表部の職務も基本的には同じであろう。リスボン条約が効力を発生したあと、これら代表部は EU の代表部となったので、なおさらそのようにいえるであろう。

拙見であるが、ある第三国に EU 加盟国の全部または一部が大使館を置き、同時に EU が代表部を開設している場合、たとえ事前に協定があったとしても、それぞれの職務領域に対し、事実上、相互に何等かの影響を与え合うことはあり得る、といってよいのではないか[22]。また、ある第三

---

(19) ベルギー領コンゴーは EEC 設立条約第 131 条の規定により EEC に連合されたが、独立後 AASM (Associated African States and Madagascar) の一つとなった。1960 年 10 月 19 日の EEC 理事会の決定により、AASM が EEC と外交関係を樹立する場合も代表を任命する場合も EEC 側の同意は必要とされず、また代表による信任状の提出も不要とされた (M. Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes auprès des Organisations Internationales*［Bruxelles: Bruylant, 1971］, I, 735―6) 。なお、Mbeka 大使は 1965 年まで在任したので、コンゴーは一時期ブリュッセルに二つの外交使節団を置いていたことになる。同大使のあとを襲った Bernardin Murgal-Diaka 大使はまず 1966 年 10 月 24 日、ベルギーに信任され、1967 年 1 月 11 日になって EEC に信任された。EEC に対しては、Mbeka 大使の離任後、まず Ernest Kashemwa 公使参事官、つづいて Michel Suminwa 公使参事官が EEC に対する臨時代理大使であった。コンゴーがブリュッセルに置いた二つの外交使節団は、1967 年 1 月に一つに統合されたことになる。

(20)『外務省調査月報』2002 年度／ No.2、拙稿「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係」を参照されたい。

(21) Louis, *The Community*…, p.76.　本紀要第 135 号でも引用した（89 頁）。なお、Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…, I, 795―815 を参照されたい。

国がベルギーに通常の大使館に加えて専任の EU 代表部を設置している場合、相互の間に職務上の境界線をどう引くかの問題が現実に生じないであろうか。このことは、各 EU 加盟国がベルギーに置く大使館及び EU 代表部並びに各 EU 加盟国に設けられている他の加盟国の大使館及び欧州委員会代表部の間の関係についてもいい得るのではなかろうか。

2．このように、欧州共同体及び第三国の間で設定される外交関係の特殊性（国家間の外交関係と併存する結果生ずる）を如実に示す例は多いが、それでは、いつの日にか EU が連邦国家になるとすれば、外交関係が重層的に存在するという状況がその段階で消滅するのであろうか。その可能性は一概に否定できないと思う。

しかしながら、連邦制をとる国であっても、これを構成する支邦が使節権を行使した例は過去に相当数あった。筆者は、われわれにとって、第１次大戦前のドイツが好例を提供しているのではないかと考える。前述の北ドイツ連邦では、支邦（ラント）はいずれも能動的使節権を行使した。また、1871年に成立したドイツ帝国においても、これを構成する各邦は相互に外交使節を交換する権利を有していた。とくにバヴァリアは教皇庁、オーストリア・ハンガリー、イタリア、フランス、ロシア、スイス、ベルギー等に使節を派遣し、第１次大戦後にワイマール憲法が施行されたのちも、しばらくの間は教皇庁との外交関係を維持していた(23)。

3．EU 加盟国が政治的な理由である第三国と外交代表の交換を行なっていない場合はともかく、当該加盟国が財政上の理由でその国に大使館を設置することを当面控えることがある。このような加盟国は、EU の域外代表部に対し、みずからを代表せしめるという任務を託すことができると

(22) かかる事態は、国際機関の許に EU 加盟国代表部及び欧州委員会代表部の双方が置かれている場合にも生じ得る (John H. Jackson, *The Jurisprudence of GATT & the WTO* [Cambridge, United Kingdom: Cambridge University Press, 2000], pp.272―3; *The World Trade Organization: Constitution and Jurisprudence* [London: Royal Institute of International Affairs, 1998], pp.49―50)。

(23) 北ドイツ連邦の例を挙げているのは、例えば Alphonse Rivier, *Principes du Droit des Gens* (Paris: Arthur Rousseau, 1896), I, 439。*Aussenpolitik* の 1962 年 10 月号に掲げられた Carl A. Ehrhardt, “Das diplomatische Korps bei der EWG in Brüssel” によると、*Europäische Wirtschaft*, Heft 11 ／ 60 に掲げられた Karl Schilling, “Diplomatische Vertretungen der Europäischen Gemeinschaften in dritten Staaten” も北ドイツ連邦の使節権に触れているというが（S.660）、筆者は未見である。なお、のち西ドイツ首相となった Ludwig Ehrhardt は、*Aussenpolitik* の 1967 年 6 月号に “Die Aussenbeziehungen der Europäischen Gemeinschaft” を寄稿している（SS.339―349）。

ドイツ帝国が行使した使節権については、例えば、Pradier-Fodéré, *Cours de Droit*…, pp.227―8, n.1.

考えるのではなかろうか。その国に大使館を置いている加盟国にしても、財政的な見地から機能の全部または一部を EU 代表部に移すことで大使館を廃止したり、規模を縮小したりすることを望むようになるかも知れない。

筆者は、ある第三国に EU 加盟国の大使館及び EU 代表部が併存している場合、それぞれの職務領域に相互に影響を与え得る、と述べたが、欧州委員会の代表部が EU 全体のそれに衣替えをした現在、加盟国の大使館の「伝統的な外交機能」にどのような影響が加えられていくのか、興味がもたれる。

Ⅲ　国がもつ使節権・欧州共同体がもつ使節権（2）

欧州共同体が派遣・接受している代表部は、国家間で交換される大・公使館と比較するならば、さらにいくつか特異な点を有する。

1．二つの国家の間で外交使節が交換される場合、両国間にはすでに一方から他方への承認が行なわれ、その結果外交関係が成立している場合が多い。ただし、外交使節を派遣・接受することにより、派遣国が接受国を黙示的に承認する場合もある。

EEC 及びコメコンが相互承認したケースはあるが（本紀要第 127 号、71-2 頁）、欧州共同体と第三国との間では、一方が他方を明示的に承認するというステップを踏むことなく、両者の合意によって外交関係を設定し、また使節を派遣・接受することが一般的である。

2．欧州共同体に対する第三国の代表にかかわる儀典事項は、欧州委員会が刊行する外交団リストに含まれている“Vade-mecum à l’usage du corps diplomatique”に詳述されているが、内容は国から国へ派遣される外交代表について順守されている儀典事項とほぼ同じである[(24)]。

しかし、一国を他の国で代表する大・公使の場合と異なり、欧州共同体

(24) EC 委員会（のち欧州委員会）の外交団リストに“Vade-mecum”が掲げられるようになったのは 1997 年 1 月版からで、それ以前には、第三国代表向け及び AASM 代表向けの 2 種類のマニュアルがあって委員会が外交団に配布していた。なお、AASM 19 ヵ国は、1975 年 2 月 28 日に第 1 次ロメ協定が調印されたあと ACP 諸国の一部となった。しかし、EEC（EU の発足後は欧州共同体）に対する旧 AASM の代表及び EEC 条約第 238 条に基づいて EEC に連合した国（現在はトルコのみ）の代表に対しては、第三国代表とはやや異なる接遇が与えられている。Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…を参照されたい (I, 734―7)。

に対する第三国の代表は、リスボン条約の実施までは EC 理事会議長及び欧州委員会委員長の 2 人に信任された。1966 年 2 月の「ルクセンブルグの妥協」[25] までは、EEC 及びユーラトムに対する第三国の代表はそれぞれの委員会委員長に対して信任状を提出していたが、フランスはこれに強い異議を唱え、他の加盟国は同国に妥協したのである。（ECSC の場合は、「ルクセンブルグの妥協」後も、EC 理事会及び委員会が成立する 1967 年 7 月まで、第三国の代表は最高機関議長のみに信任された。）

筆者は、個人的にはフランス政府の主張は正しかったと考えている。欧州共同体または EU には国家元首に相当するポストがない以上、第三国の代表が EC 理事会（のち EU 理事会）議長及び EC 委員会（のち欧州委員会）委員長の双方に信任されることはむしろ当然ではなかろうか。国家の場合は使節権が誰に帰属するかは明確であるが、欧州共同体または EU の場合は必ずしもそうではないのである。とくに能動的使節権については、EEC 及びユーラトムの草創期、これら共同体の委員会が行使を始めたが、一部の加盟国の反対もあって現在の形式・内容を備えるのに時間がかかった。これは、本紀要第 135 号の記述から明らかであろう (99-100 頁)。

リスボン条約が効力を発生した 2009 年 12 月以降の EU に対する第三国及び ACP 諸国の代表の信任ぶりがどうなったかについては、改めて別の稿を起こし、詳述することとしたい。

受動的使節権についてなお一言したい。「ルクセンブルグの妥協」が成立する以前のことであるが、EEC に対する第三国代表の信任状提出にかかわる儀式（関係者の間で“tapis rouge”と呼ばれていた。）をフランスが嫌った。Salmon は、EEC 委員長（ハルシュタイン）は信任行為に「特別の輝き」（éclat particulier）を与えるため儀礼を重視し、国家間で守られている慣習をそのまま取り入れ、華美なものにした、と述べている [26]。Oppenheim は、国家元首は大・公使が信任状を提出するにあたり、彼を“with all the usual ceremonies”をもって厳粛に接見する義務がある、と述べたが [27]、ハルシュタイン委員長も同じ義務を感じていたのであろうか。それはともかく、

(25)「ルクセンブルグの妥協」については、本紀要第 125 号、177―8 頁。
(26) Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…, I, 728.
(27) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's*… , I, 1064.

1966 年 2 月 1 日付 *Le Monde* 紙上で Paul Fabre 記者がいうように、「ルクセンブルグの妥協」は“tapis rouge”をどうするかの点にはふれなかった（2 面）。

欧州委員会（のち EU）が域外の国に派遣する代表の場合は、信任手続は少なくとも初期の段階では simple なもので、“tapis rouge”からは程遠いものであったと考えられる。

Oppenheim は、国際機関が使節権を享有する場合、その設立条約及び同条約に基づいて制定される規則がこの権利を行使する者または機関（person or body）を定める、と述べている[28]。彼のいう「使節権」が厳格な意味における国際法上の権利をさしているか否かはっきりしないが、それはともかく、欧州共同体のように、設立条約等に明確な関連規定を置かない国際機関も存在するのである。

３．欧州共同体が第三国及び国際機関に派遣した初期の代表部は、そのほとんどについては full-fledged な外交代表部とはいえなかった。そもそも、それは EC 委員会（のち欧州委員会）の前身となる最高機関・委員会の代表部であって、欧州共同体の代表部ではなかった。また、1993 年に欧州委員会が発足したあとも、その域外代表部のステータスは、接受する国・国際機関により必ずしも同一ではなかった。信任手続に関しても、欧州委員会は域外に派遣する代表については当初 simple なものであったとしても、これを第三国の使節並みのそれに引上げる一方（例えば、代表は任国の外務大臣ではなく元首に提出し、また任国が発行する外交団リスト上で各国大・公使と同じように扱う。）、域外代表の間に見られたステータスの差をなくすことに努力し、かなりの成果を挙げた[29]。

ブリュッセルでは、欧州共同体に対する第三国の代表は国家間で交換される外交使節とほぼ同一の扱いを受けているが、筆者は、この事実は欧州委員会が第三国に対し、これらの国に置く委員会代表部の格上げを求める際に有利に働いたと考える。いわゆる「相互主義」の援用を主張できるからである。

---

(28) Jennings *et al* (eds.), *Oppenheim's…*, I, 1057.
(29) 本紀要第 128 号、拙稿、84―5 頁、『外務省調査月報』2007 年度／ No.1、拙稿、25―9 頁。

拙見であるが、リスボン条約の実施により欧州委員会の域外代表部はいずれもEU代表部となり、これによりEUの使節権は、形式上、能動面でも受動面でもようやく平等に行使されることになった、といえるのではなかろうか。また、前述のように、これまでは接受国により欧州委員会代表部の扱いが違っていたケースがあり、この相違が次第に縮小する傾向が見られたが、今後はこの傾向がますます強まるのではなかろうか。

4. 一つの国際機関は通常いくつかの機関 (organs) によって構成されるが、これらの機関が加盟国の一つに設置されず、複数の加盟国に分散されて置かれる場合がある。

ある国（加盟国・第三国のいずれを問わない。）がそのような国際機関に常駐代表を派遣する場合、その数を複数とする事態が生じ得る。国連の場合、多くの加盟国は国連本部のほか、ジュネーヴ、ウィーン及びナイロビにある国連事務局のそれぞれに代表を常駐せしめているが、EUについては加盟国も第三国もブリュッセルのみに代表部を置いている。しかし、ルクセンブルグ、ストラスブール、フランクフルト等にある大使館または（総）領事館が、事実上、欧州司法裁判所、欧州議会、欧州中央銀行等に対する代表部の役割を果たしている場合もあろう。将来、EUの発展に伴ない、これらの都市にブリュッセルにある代表部の分館が設置される可能性も一概に排除すべきではないと思う。

また、ある第三国の首府に置かれるEU代表部が、その国の首府以外の重要都市に分館を設置する場合もあり得よう。これまでも、欧州委員会の在米代表部がニュー・ヨーク及びサン・フランシスコに分館を置いた例があった（本紀要第128号、91頁）。ある国に置かれる代表部が地方に広報センターをもつ場合もある。例えば、在トルコ代表部は1996年Gaziantepに広報センターを開いたが、その後も10ヵ所以上に設置、2010年3月18日、新たにEskişehirにセンターを開設した。

5．国以外の国際法主体（不完全主権国、国際機関等）が他の国際法主体と常駐代表を交換する例は過去にもあった[30]。しかし、かかる代表の赴任・接受について準拠すべき一般的な国際法は存在しない。国家間を往来する外交使節にかかわる慣習国際法（1961年に外交関係に関するウィーン条約が採択されたあとは同条約）を類推援用するにしても限界があるか

もしれない。

欧州共同体に関しては、EU 理事会及び欧州委員会がいくつかの国際機関の許に代表部または連絡事務所を置き、またいくつかの国際機関が欧州委員会に連絡事務所を設置して来た。国際機関をのぞく非国家主体についても、欧州委員会とこれら非国家主体との間に連絡事務所の交換が行なわれて来た。その状況は、本紀要第 123―127 号で概観した通りである。

非国家主体は、国家と異なり、国際法上の行為能力が制約されている。さらに、行為能力の制約の度合が非国家主体によって違う。国と非国家主体との間の公式関係に関する国際法が存在しないことは前述の通りであるが、非国家主体同士の間で公式関係が生れた場合は、準拠すべき法規範がそれ以上に欠落している。

欧州委員会が非国家主体の許に置き、またこれら非国家主体が欧州委員会に派遣する連絡事務所のステータスについては、その個々について正確な情報を集め、検討しなければならないが、欧州共同体が高度に発達した国際機関であることを考えると、これが他の非国家主体、とくに他の国際機関と公式に、また継続的に接触する場合、それぞれの加盟国の合意の下に新しい国際慣習（法）が創出される可能性を孕んでいるといえないであろうか。

EU 理事会がジュネーヴ及びニュー・ヨークに置く連絡事務所が、リスボン条約の下で、欧州委員会がこれら 2 都市にもつ代表部と合体するか否か、合体するとすればそれはいつか、この点につき筆者は詳しい情報をもっていない。それはともかく、条約の効力が発生する前の 2009 年 9 月 22 日、筆者は在ジュネーヴ事務所の Dimitris N. Iliopoulos 大使から E メールをいただいたが、これによると同大使が着任した (take office) のは 2008

(30) Calvo は、完全な独立国となる前のルーマニアの例を挙げている。クリミア戦争後のパリ講和会議（1856 年）で、それまでオスマン・トルコに臣属していたモルダヴィア及びワラキア両公国に対し、それぞれ大公を選任することが認められたが、両公国の議会は同一人物を大公に選出し、1861 年、二つの公国は統合し、ルーマニアと称する自治国になった。Calvo によると、ルーマニアはオスマン帝国に対し代理公使 (chargé d'affaires) を派遣したが、彼は帝国からはそのような扱いを受けず、公的性格も認められなかった、またルーマニアは他のいくつかの国の宮廷にも使節を置いたが、非公式に（à titre officieux）接受され、外交団に加えられなかった、しかし諸外国はルーマニアに対し、国際法でいう使節を派遣していたという（Carlos Calvo, *Le Droit International Théorique et Pratique* [5e éd.; Paris: Arthur Rousseau, 1896], III, 193）。なお、ルーマニアは 1878 年のベルリン会議により独立を認められた。

年２月４日であるが、信任状を在ジュネーヴ国連事務局長に提出したことはないとのことであった。代表部は国連事務局に着任通知を出し、また Iliopoulos 大使は国連事務局長を表敬訪問したであろうが、「特別の輝き」をもつ信任行為はなかったのである。在ニュー・ヨーク事務所長にしても同じことであろう。換言すれば、EU 理事会事務所については、これまでの国際機関同士の間の慣行が守られていたようなのである。しかし、今後はどうであろうか。

６．欧州共同体と同じ所在地（ブリュッセル）にある国際機関（北大西洋条約機構＝ NATO、西ヨーロッパ同盟＝ WEU 等）に対しては、それとの関係が欧州共同体にとりいかに重要であり、また緊密であるとしても、欧州共同体がこれに常駐代表を派遣することは実際問題としてあり得ない。これは、二つの国家が地理的にきわめて近接していても原則として相互間に外交代表が交換されることを考えると、欧州共同体のもつ使節権の一つの特色といえるであろう。

７. 国際機関に派遣される加盟国代表は、外交使節に与えられる大使等の資格のほか“Head of Mission”、“Representative”等のタイトルをあわせもつが、これは欧州共同体に対する第三国の代表についてもほぼ同様である。欧州委員会が第三国及び他の国際機関に派遣する代表も一般に二つのタイトルをもっていた。ただし、欧州共同体が発足してかなりの期間を経てこのような慣習が定着したのであって、当初は代表の資格はまちまちであった。

８．欧州共同体または EU に対する第三国代表に付与する外交特権・免除について、共同体または EU 自体がこれを付与する訳ではない。ホスト国の政府に依存するほかない。この点、一国がその国に信任される外交代表に特権・免除を与えるのと違うのである。前述したように、ベルギー及びコンゴー（旧ベルギー領）の間に外交関係が途絶していた時期に後者が EEC 代表をブリュッセルに派遣したが、これは前者にとって awkward な事態であったかも知れない。

――これを要するに、国際機関の使節権行使は歴史が浅く、これをめぐる規範が十分に熟していないのである。欧州共同体及び第三国の間で交換される代表は、すでに述べたように、特命全権大使、大使等の通常の外交

使節に与えられる資格に加え、“Head of Mission”等のタイトルを併せ持つ。信任手続、特権の内容等も必ずしも一定していない。ACP 諸国、とくに旧 AASM の代表と一般第三国の代表との間には信任手続の差がある。国際連盟が発足した際、これと非連盟国及び連盟を脱退した国の連絡事務所との関係はさまざま形をとったが(31)、欧州共同体（そしてその加盟国）及び第三国も創成期の悩みを経験せざるを得なかったのである。

9．一般論であるが、二つの国家の間に外交関係が存在しない状態が非常に長期間つづくということはあり得ない。この関係が full なものでない場合も同様である。国家間に何等公式な関係が長年月存在しないというのは「自然の理」に反するのである。 筆者は、1982 年 1 月 18 日付 *International Herald Tribune* を読んでいたとき、イギリス及びヴァチカン市国が前々日の 16 日、外交関係を大使級に格上げするための協定を締結、450 年に及ぶ非正常な関係が終わりを告げた、という記事（UPI 電）を発見した。さらに、*The Times* (London) の同年 3 月 5 日付（それぞれ 9 面、14 面）等でも関連記事があった(32)。

田岡教授は、国際社会はいわゆる合意的社会（association contractuelle）で、国家の構成要因を備えた団体については、時間的遅速はあっても必ずその加入を認める、と言われる(33)。1982 年、イギリス及びヴァチカン市国が

---

(31) Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…, I, 58 － 61.

(32) ヘンリー 8 世（在位 1509 － 47 年）は生涯を通じてカトリックの正当性を擁護し、宗教改革に反対したことで知られるが、1527 年、王妃キャサリンとの結婚を無効にしようとして教皇クレメンス 7 世と対立した。ヘンリー 8 世の死後、イギリスにおける宗教改革が進展、エリザベス 1 世（在位 1558 － 1603 年）の下にアングリカニズムが確立した。エリザベス 1 世は 1563 年「三十九箇条」を発布、カトリック教会との争いは頂点に達し、1570 年、教皇ピウス 5 世は女王を破門、イギリス国教会（アングリカン・チャーチ）が成立するに至った。

周知の如く、ヴァチカン市国の成立は、1929 年 2 月、イタリア政府及び教皇庁が取り交わしたラテラノ協定に基づく。イタリアが一つの王国に統一されたのは 1861 年のことであるが、同国は当初教皇庁と対立していた。当時すでに教皇庁の許に外国使臣が駐在していたようで、1871 年 5 月、イタリア議会は彼等に外交上の不可侵権を与えることを認めたが、教皇ピウス 9 世はこれを拒否した。ピウス 9 世の後継者たちもイタリア国家の存在そのものを否定したが、この状態がラテラノ協定の締結までつづいたのである。

関連記事によると、イギリス及び教皇庁の公式関係の設定は第 1 次大戦当時にさかのぼる。（したがって、450 年前のことというのは正確ではない。）ヴァチカン市国はまだ存在していなかったが、イギリスは、1914 年、教皇庁（3 月 18 日付 *The Times* は“papal court”といっている。）に“special missinon”を設置、Sir Henry Howard を館長として派遣した。一方、9 年後、教皇庁の代表部がロンドンに開設されたが、公的なステータスをもたなかっ（次ページにつづく）

大使級の外交関係を樹立したのはやや異なる事例であって、むしろ 1960 年代以降の国際社会では 2 ヵ国の間の外交関係は大使レベルが一般的となり、長期間にわたりそれ以下のレベルで公式関係を継続存在することはもはや不自然であることを如実に示したケースと考えるべきであろう。

10. EU の場合、当初は一部の第三国のそれぞれといわば個別的に交通を行なっていたが、時日の経過と共にそのような第三国の数が増加したため、現在では、社会主義国を含む国際社会のほとんどすべての構成員が EU の存在を認め、これと交通をなすに至った、結果としてその態様（とくに能動面）も次第に一様になって行った、といえるのではなかろうか。

IV 「承認」、「外交関係」等の表現

1. これまで見て来たように、EU または欧州委員会が域外の国際法主体、とくに第三国と外交関係を設定・維持し、またこれら主体と代表部はまたは連絡事務所を交換してきた（そして、代表部のほとんどに対し、接受側は通常の大・公使館に対すると同様な外交ステータスを付与してきた）事実を如何に説明すべきか。そもそも、EU を含む国際機関が非加盟国等と公式関係を樹立する場合、この関係を「外交関係」と形容したり、また国

た。1938 年になって教皇庁代表は“apostolic delegate”のタイトルを付与され、また、1979 年に至り、特別措置として代表部にようやく外交特権が付与された。いずれにせよ、両国間には外交関係が存在していたのであるが、ようやく 1982 年になってこれが大使級に格上げされたのである。同年 3 月 18 日、Monsignor Bruno Heim が pro-nuntio の資格でイギリス女王に信任状を捧呈し（彼のタイトルは、それまで 8 年間、apostolic delegate であった。）、また 4 月 2 日付 *The Times* によると、イギリスの Sir Mark Heath 大使が教皇に信任された。（同紙は正確な信任日を示さず。）

周知の如く、1815 年のウィーン規則は外交使節の階級として大使、全権公使及び代理公使の三つを定めたが（1818 年、各国は全権公使及び代理公使の間に弁理公使の階級を加えることに合意した。）、1961 年に採択され、1964 年 4 月 24 日に効力を発生した外交関係に関するウィーン条約は弁理公使の階級を廃止、ふたたび大使、公使及び代理公使の 3 階級を定めた（第 14 条第 1 項）。ちなみに、外交使節の階級が三つまたは四つに定められるまでの状況及び各階級に“extraordinary”等の形容詞が付する慣習の起源については、Satow, *A Guide*…, pp. 237－248。

Satow によれば、第 2 階級の教皇庁使節には、internonce apostolic、envoy extraordinary and delegate apostolic または delegate apostolic のタイトルが用いられたという（243 頁）。*The Times* が報じたように、在英教皇庁代表のタイトルが 1938 年になって“apostolic delegate”になったということは、彼がこの年、全権公使に相当するランクに昇格したと解釈してよいと思う。

(33) 田岡良一『国際法講義』（有斐閣、1955 年）、119 － 123 頁。

際機関が派遣・接受する代表部・連絡事務所が caractère diplomatique をもつと主張したりすることは可能なのであろうか[34]。また、EU の対外能力の内容を語るにあたり、国家の場合と同様に「使節権」、「アグレマン」、「信任」等の表現を使用することができるのであろうか。

さらにいえば、EU は域外主体と「外交関係」を開設する前提として、一方が他方を明示的または黙示的に「承認」するのであろうか。もしそうだとすれば、この承認の効果は一体どのようなものと解釈すべきか。例えば、ある第三国が欧州共同体を「承認」することで前者は後者に国際法主体としての資格を付与することになるのか、または、後者はすでに国際法主体としての資格（たとえ限られた範囲であっても）をもつとして、前者は承認行為を通じてこの事実を確認（acknowledge）するのか。

これらの点については、すでにさまざまな学説が唱えられている。筆者も『外務省調査月報』2007 年度／ No.4 に寄せた稿で若干の見解を述べさせて頂いた。筆者は、第三国による欧州共同体の承認については、その効果は創設的なものであって、承認を通じて前者は後者に一定の国際法上の権利・義務の帰属を認める、と解釈するが、如何であろうか。もちろん、欧州共同体ないし EU は、現段階では国際機関であって連邦国家ではない。したがって、「承認」という用語自体を厳格に解釈し、そもそも国際法上、第三国が欧州共同体を含む国際機関を「承認」することはあり得ない（もちろん、欧州共同体が第三国を「承認」することは論外である。）、と主張される学者もおられよう。

２．それはともかく、欧州共同体は発足以来「外交関係」の表現を頻繁に使用してきた。実例は枚挙にいとまがない。

三つの共同体のうち最初に呱々の声をあげたのは ECSC であるが、最高機関の一般報告を読むと、“relations de caractère diplomatique”の表現が頻出することに気付く。例えば、第 11 次報告（1962 年 2 月 1 日―1963 年 1 月 31 日の期間をカバー）、ポイント 58、第 12 次報告（1963 年 2 月 1 日―

(34) Salmon は、欧州共同体及び第三国（EEC――現在の EC――に連合された諸国を含む。）の間の関係にこの caractère を認めることができると述べるのみならず、加盟国が EU 理事会の許に設置している代表部も伝統的な外交機能を果している、と記述する（Virally *et al* (éds.), *Les Missions Permanentes*…, I, 641―2, 718―721）。

1964 年 1 月 31 日)、ポイント 59、第 13 次報告（1964 年 2 月 1 日―1965 年 1 月 31 日)、ポイント 62 等にこの表現が見出される。また、第 13 次報告は、同じ箇所で“relations diplomatiques”の表現を使用している。

EEC 委員会及びユーラトム委員会の一般報告も、当初から“relations diplomatiques”の表現を使っていた。例えば、EEC 委員会の第 3 次報告（1959 年 3 月 21 日―1960 年 5 月 15 日)、ポイント 389、第 4 次報告（1960 年 5 月 16 日―1961 年 4 月 30 日)、ポイント 209、ユーラトム委員会の第 5 次一般報告（1961 年 4 月―1962 年 3 月)、ポイント 186、第 6 次報告（1962 年 3 月―1963 年 2 月)、ポイント 246 等においてである。例えば、EEC 委員会第 3 次一般報告は、1960 年 5 月 15 日現在、17 ヵ国が EEC と外交関係を樹立することを求め、EEC の関係機関（注　理事会及び委員会をさすと考えられる。）の同意を得ている、と述べている。また、ユーラトム委員会の第 1 次一般報告（1958 年 1 月―9 月）は第三国及び国際機関がユーラトムとの関係を設定したのは主としてこれら国及び国際機関のイニシアティヴによるもので、これは注目に値する、と記述している（ポイント 95)。

EEC 委員会の第 9 次一般報告（1965 年 4 月 1 日―1966 年 3 月 31 日）は、東アフリカ 3 ヵ国（ケニア、ウガンダ及びタンザニア）で構成される代表団が、1965 年 3 月 1 日―8 日、EEC 側と行なった交渉の過程で、交渉の再開（同年 9 月に予定されていた。）までに EEC と「外交関係」(“diplomatic relations”）を設立する計画である旨を述べた、と記述している（ポイント 326)[(35)]。ここでは、何故か外交関係の表現に引用符を付しているのである。

これら最高機関及び二つの委員会のみならず、1967 年 7 月に発足した EC 委員会及びその後身にあたる欧州委員会の一般報告及び月刊の *Bulletin* も「外交関係」の表現を随所で使用している。

外交関係の設定については、EU 理事会及び欧州委員会が合意の上決定する。例えば、欧州委員会の 1998 年一般報告は、EU 理事会及び欧州委

(35) ケニア等 3 ヵ国が東アフリカ共同体（East African Community）を結成したのは 1967 年 12 月 1 日であるが、3 ヵ国は 1963 年 7 月、EEC が AASM と同様な経済構造を有する国に対して行なった呼びかけに応じ、これと連合協定を締結すべく交渉を開始することとなった。この際、3 ヵ国は単一の代表団を組織した。EEC 及び東アフリカ 3 ヵ国は、1969 年 9 月 24 日、協定に調印した（1971 年 1 月 1 日、効力発生)。

員会がボスニア・ヘルツェゴヴィナと外交関係を樹立することを承認したと述べ（ポイント 958）、また 1999 年一般報告は EU 理事会及び欧州委員会がミクロネシア及びナウル両政府との外交関係の開設につき同意を与えた、と記述している（ポイント 886）。

3．欧州共同体は、実際に「承認」の表現を使用している。本紀要第 135 号の拙稿でも述べたように（112-3 頁）、1988 年 6 月、EEC 及び経済相互援助会議（コメコン）は公式関係を樹立し、ソ連、東ドイツ、チェッコスロヴァキア、ブルガリア及びハンガリーは EEC に対しそれぞれが外交代表部を信任せしめる決定を行なったが、EC 委員会が同月発行した *Bulletin* は、これを「正式な承認行為」（ an act of formal recognition ）であると述べている（ポイント 1.4.3）。また、EEC 及びコメコンの間の公式関係樹立に至る背景には、両者は相互承認すべきであるとのソ連・東欧諸国の主張があった。

新国家が成立する場合と異なり、国際機関が新しく発足し、国際交通に参加しようとする場合、非加盟国及び既存の他の国際機関が当該国際機関を明示的に承認することは原則としてない。他の国際法主体が例えばこれと条約を締結することがあっても、両者ともこの行為が相手に対する承認を構成するとは考えないようである。またある国際機関が国際会議に出席し、または他の国際機関にメンバーまたはオブザーバーとして加わることを認められても、国際社会による当該国際機関の承認とは看做されないであろう。

1988 年、ソ連圏諸国は EEC に外交代表を信任せしめることとし、またこれを実現させたが、コメコン自体が EEC に外交代表を派遣した訳ではない。国際社会の組織化が進んでいるが、現段階では、既存の国際法主体がある国際機関と公式関係を設定しても、*ipso facto*（事実それ自体によって）、当該国際機関の承認に付随する行為であるとは看做されないのである。ただし、欧州委員会がパリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン、ローマ、アディス・アベバ及びストラスブールの 6 都市に本拠を置く国際機関の許にそれぞれ設置している代表部については（付記 3 参照）、関係国際機関及びホスト国（その一部は EU 加盟国）の政府により diplomatic status を付与されている可能性が高い。この点についてはさらに情報を収集し、

検討を行なう必要がある。

それにしても、EEC 及びコメコンが相互承認したことは国際法の観点から興味がもたれる。拙見であるが、二つの国際機関は付与された任務の内容があまりにも異なり、また相互に体制を異にする国をメンバーとする組織であればこそ「承認」という手続が必要であったのではなかろうか。

4．本紀要第 135 号で述べたように、1990 年代初頭、ソ連及び旧ユーゴが分裂、多くの独立国が誕生した際、EC 理事会はソ連及び東欧の新生国の正式承認に関するガイドラインを採択した（113 頁）。これは「集団的承認」に近い行為といってよいのではなかろうか。

2008 年 2 月 27 日、コソヴォがセルビアからの独立を一方的に宣言した際は、EU 理事会はその承認を各加盟国の裁量に委ねざるを得なかった。本紀要第 134 号で述べたように、EU 加盟国の一部はコソヴォの独立を容認したが、これに反対する加盟国もあった（144-6 頁）。EU は「コソヴォ共和国」を集団的に承認することができなかったのである。ただし、コソヴォの独立に反対した加盟国が、将来その態度を改める可能性は残されている。

おわりに

1．本紀要にこれだけのスペースを頂きながら、筆者はまだ欧州共同体の使節権、さらに広くいえば国際機関の国際交通権について語り尽したとは思っていない。このテーマは新しく、興味深く、しかも今後どのような展開を見せるか予想ができないほど底が深く、また幅が広いものである。

筆者はいったん擱筆するが、リスボン条約の下における欧州共同体の能動的・受動的使節権の行使状況がある程度明らかになったとき、そして欧州対外活動庁が発足し、活動が軌道に乗ったときは、欧州委員会の外交団リスト（従来のタイトルは *Corps Diplomatique accrédité auprès des Communautés Européennes et Représentations auprès de la Commission* であったが、条約実施後は *Corps Diplomatique accrédité auprès de l'Union Européenne et de la CEEA* と改題された。なお、［付記 1］で述べるように、冊子の形ではもはや発行されていない。）の新しい“Vade-mecum”の内容

の紹介とあわせて、本紀要に１編の論文を掲載させて頂くことになるかと思う。

２．既述のように、リスボン条約の下で欧州委員会の域外代表部はEU全体を代表するようになった。本稿Ⅱ１でこのような域外代表部の職務についてふれたが、次に一言書き加えたい。

リスボン条約が実施に移されたいま、EU加盟国及び第三国に置かれている欧州委員会の代表部は、名称のみならず、その性格・任務の内容等を当然変更することになるが、筆者の考えは、その最も顕著なものの一つは、これら代表部がEUの共通外交・安全保障政策（CFSP）を推進するためのtoolになるというものである。CFSPはマーストリヒト条約（1992年2月7日調印、1993年11月1日効力発生）により創設され、アムステルダム条約（1997年10月2日調印、1997年5月1日効力発生）等により補強されたが、1999年6月及び12月にそれぞれケルン及びヘルシンキで開催された欧州理事会において、EU加盟国はCFSPの構成要素として欧州安全保障・防衛政策（ESDP）を強化、とくに“Petersberg tasks”（紛争防止、危機管理及び平和維持）を推進する能力を開発する意志を強調した(36)。こうしてEUは、政府間協力の枠内において、また一定の条件の下においてではあるが、その外交政策に軍事力の裏付をもたせることになった。リスボン条約の効力が発生したあと、EUの在外代表部の職務領域には、CFSPを含めてこれまでEU理事会が扱ってきた諸事項（すなわち、“Community matters”以外の諸事項）が新たに加わる、したがって各代表部のスタッフも増強され、専門化されると思われるのである。

３．シュレーゲルは、“Der Gegenstand der Historie ist das Wirklichwerden alles dessen, was praktisch notwendig ist.”といった(37)。「歴史の目標とは、実践上どうしても必要なあらゆるものの実現である。」といった意味であるが、中世以来、有名・無名を問わず多くのヨーロッパ人にとってヨーロッパの統合はどうしても必要で、その実現が歴史の大きな目標であると思えたことであろう。そして、第２次大戦後のヨーロッパ人の多くもその

(36) 欧州委員会、*General Report 1999*、ポイント635及び636。

(37) Friedrich von Schlegel, *Charakteristen und Kritiken I (1796―1801)* (München u.s.w.:Verlag Ferdinand Schöningh, 1967), S.178. この引用文は*Die Athenäums-Fragmente*, Nr.90である。

ように考え、三つの欧州共同体を発足させ、ヨーロッパ統合に向かって具体的な行動をとることを決意したのであろう。そして、その決意をあらわすため、ECSC（そしてこれにつづく EEC 及び EAEC）の名称に「共同体」（仏 Communauté、伊 Comunità、独 Gemeinschaft、蘭 Gemeenschap）という、おそらく前例のない語を意識的に使用したのではないか。現在、アフリカ共同体（AU）、カリブ共同体（Caricom）、アンデス共同体（Comunidad Andina）、南部アフリカ開発共同体（SADC)、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）等、「共同体」を名乗る国際機関がいくつか存在する。東南アジア諸国連合（ASEAN）も 2015 年の「共同体化」を目指している。「東アジア共同体」の構想もある。また、2010 年 2 月 25 日付朝日新聞によると、中南米・カリブ海地域の 32 ヵ国が会合、同地域の政治的な統合を強める共同体を創設することに合意したという（6 面）。この合意がいかなる結果をもたらすかは明らかでないが、「共同体」の文字を使用したのはいわば国際的潮流に乗ったものであろう。しかし、もともとこの表現は ECSC にはじまる欧州共同体のため造出された、と筆者は考えるのである。

しかし、いまや ECSC は 50 年の生命を終え、EEC は EC、さらに EU と改称、三つの欧州共同体のうち「共同体」の名称を維持しているのは EAEC のみとなった。「時の流れ」が感じられるのである。

＊　　＊　　＊

本紀要に掲載した筆者の拙ない研究成果を読んで下さった方々には心より感謝している。これからは、国際機関の国際交通権という興味あるテーマが、若い有能な研究者の手で広く、そして深く掘り下げられることを期待している。

最後になってしまったが、筆者は、研究の遂行にあたっては日本の外務省の友人・知人に非常に助けて頂いた。外務省を辞したあとも、知り合いは本省にも在外公館にもおり、またどうしても、という場合は彼等に知人で在外勤務中の方を紹介して頂いた。また、省員から在京大使館の方々を紹介して頂き、彼等を通じて貴重な資料を得たこともあった。

筆者の研究が完成の域に達していないことは十分に承知しているが、外務省の方々の御協力があったればこそ、ともかくここまで来ることができた。彼等に対し、格別の感謝の意を捧げたい。

筆を擱くにあたり、冒頭に掲げたHosackの言葉が筆者の頭をよぎる。この言葉は主権国家に加え、国際機関の一部も国際法のほぼ完全な主体として認められるようになった現代でもかなりの程度まで通用するのではないか、という思いが脳裏を離れないのである。

[付記1]　EUの外交団リスト等について

本紀要第133号（2009年3月刊）で、筆者はEUの職員録及び欧州共同体の外交団リストについて触れた（46-61頁）。

職員録については、筆者は国立国会図書館が2006/07年版（“updated in July 2006”となっている。）まで所蔵していると述べた（59頁）。

その後、2008年版（2008年5月27日の状況を示す。）及び2009年版（2009年6月29日の状況を示す。）が刊行された。その後も冊子の形で刊行が続けられているが、国会図書館には2008年版までしかない。他のEUiについても同様であろう。（2010年版の冊子版も10月に刊行されたというが、筆者は未見である。）

その一方で、いつごろからか、EUは電子版の職員録も用意するようになった。これはhttp://www.whoiswho.europa.euで閲覧できる。

外交団リストについては、紀要第133号では2008年6月版まで掲げたが、その後2008年12月版が発行され、国会図書館にも置かれている。

しかし、外交団リストは2009年から冊子としては刊行されなくなった。http://ec.europa.eu/dgs/secretariat_general/corpsで閲覧するほかない。

筆者は、EUによる使節権行使の実態を2009年11月末までフォローするつもりであったが、2009年秋になっても国会図書館に外交団リストの新版が到着せず（例年、6月か7月にその年の第1冊が刊行された。）、おそまきながら、本年に入ってからようやくリストが電子情報化されたことを知った。

[付記2]　初期の在AASM代表部

本紀要第135号の冒頭でふれた拙稿“Origins of the Concept of the ‘Eurafrican Community’”に関連するのであるが、最近筆者が読んだ論文でとくに興味があったのは『大阪商業大学論集（社会科学篇）』第155号（2010年1月刊）に前田啓一教授が寄せられた「EU開発協力政策は果た

して EU の政策と言えるのか？――欧州委員会内部での妥協、独仏間でのパワー・バランス――」である。

本シリーズの執筆にあたり、EEC 委員会（のち EC 委員会、欧州委員会）が EEC に連合された AASM(のち ACP 諸国) に置いた代表部がいつ開設されたかはっきりせず、紀要第 129 号の拙稿はとくに不満足な内容となった。前田教授の論文によると、欧州開発基金（EDF）の発足以前に Fonds d'Investissement pour le Développement Economique et Social des Territoires d'-Outre-Mer (FIDES) というフランス海外領土の開発のための基金があったという（3 頁注 3)。そこで筆者が思ったのは、フランスが EEC の発足前から海外領土のそれぞれに置いていた FIDES の事務所が 1968 年 1 月にほぼそのまま EEC 委員会の事務所となり、EDF にかかわる事務の処理にあたったのではないかということである。前田教授によると、EEC 委員会の開発担当委員及び EDF 総裁、さらに AASM にある委員会の主要事務所のトップには長期にわたりフランス人が据えられたという。また、委員会の開発総局長（DG VIII）には 5 代にわたってドイツ人が就任したが、Karin Arts 及び Anna K. Dickson によると、彼等は「フランスを幸せにする政策をすすめるというドイツの公式見解の忠実な遂行者」であったという（3-6 頁）。

これで見ると、EEC 委員会の在 AASM 代表部は、フランスの海外領土に関する限りは実質的に FIDES が衣替えしたものに過ぎない、したがって EEC 発足時から存在していた、といえそうである。この点につきもっと情報を集め、筆者の研究の最も不完全な部分を埋めていきたいと思う。

[付記 3]　在ストラスブール、アイスランド代表部等について

欧州委員会は、ストラスブールにある欧州評議会（Council of Europe、日本では「欧州審議会」、「欧州会議」等とも訳される。）に代表部を開設した。筆者はたまたま本紀要第 134 号（2009 年 9 月刊）で、欧州評議会の閣僚委員会や同委員会が設置した RG（リポーター・グループ）及び WP（作業部会）に出席するため欧州委員会が多数の出張者をストラスブールに派遣するようになった、彼等も同地に代表部が常設されることを望んでいる、と述べた（160-1 頁）。

ストラスブール代表部の初代代表は Ms Luisella Pavan-Woolfe で、2009

年 11 月 12 日、欧州評議会の事務総長に信任状を提出したという。これはリスボン条約が実施される直前で、実施後に代表部は EU 代表部になった。これで、EU が国際機関の許に置く代表部はパリ、ジュネーヴ、ニュー・ヨーク、ウィーン、ローマ、アディス・アベバ及びストラスブールの七つとなった。

一方、EU は、リスボン条約の効力発生後であるが、2010 年 1 月 10 日、アイスランドに代表部を開設した。それまで在ノルウェー代表部が同国を兼任していたが（本紀要第 130 号、31 頁）、この日、Timo Summa 大使が EU の初代専任代表としてアイスランド大統領に信任されたのである。これにより、西ヨーロッパの非加盟国のうち主要 3 ヵ国―スイス、ノルウェー及びアイスランド―の全部に EU 代表が常駐することになった。

第三国についてはすでにほとんどの国が EU に常駐代表を派遣している。やはりリスボン条約の実施後であるが、パラオの Carlos Hiroshi SALII 大使が EU に信任された（2010 年 4 月 6 日）。近くマーシャルが EU 代表を信任せしめる予定という。

[訂正]

本紀要第 135 号の拙稿 100 頁注 7 で、*The European Commission, 1985-72* とあるのは、*The European Commission, 1958-72* の誤りです。

（完）

Summary

The Right of Legation of the European Communities

—*Parerga und Paralipomena* (4)—

KAWASAKI Seiro

The author takes up some of the subjects of a general nature in this final portion of his study on the right of legation which the European Communities have exercised in the past. The articles he has so far contributed to this *Bulletin* and to the *Bulletin of the Tokyo Kasei Gakuin Tsukuba Women's University* represent the result of many years of his research, although he has not covered the whole range of the subject as yet.

The following are the subjects discussed in this article:

(1) The differences which may exist between the international competence of a sovereign State and that of an international organization; and the possible influence which some of the more developed international organizations, such as the European Union, may have upon the external competence of States not party to them.

(2) In particular, the differences observable between the right of legation practiced by a State and that by the European Communities；and

(3) How expressions like recognition, diplomatic relations, accreditation, etc., which are usually alluded to centuries-old practice among States, are now employed with regard to the European Communities.

At present, the author intends to publish *Annotated Summary of Lists of Delegations and Missions sent and received by the European Communities*. The lists, compiled from the results of his own research, cover the period running from September 1952 through November 2009.

人口移動による
上海方言の弱化現象に関する一考察

虞　萍

はじめに

2008年、上海市の常住人口は1888.46万人まで上昇した。うち、居住期間が半年以上の外来者は517.45万人を占めて、居住期間が半年以下の外来者を含むと、すでに642.27万人に達することになる。つまり、目下、上海市では、三人に一人は外来者である[1]。上海方言[2]はほとんどの外来者にとってはわからない言葉であるため、近年、上海市市民[3]は日常生活の公共の場（例えばスーパー、レストラン、美容院、遊園地など）では、方言の使用を控えなければならないことが多くなった[4]。

一方、1956年2月6日「関于推広普通話的指示」[5]（「共通語の推進に関

1．上海市統計局編『上海統計年鑑（2009）』中国統計出版社、p.35。本論で言及している「外来者」とは、戸籍の転入がない外部、特に農村から上海市に移住している人のことを指す。

2．中国大陸では、呉方言区、粤方言区、閩南方言区、湘方言区、客家方言区、贛方言区という七つの方言グループに区分されている。本論で論ずる「上海方言」は呉方言に属する。なお、上海市には上海方言、松江方言、練塘方言、嘉定方言、崇明方言がある。これらの方言の分布は銭乃栄の『上海語言発展史』（上海人民出版社、2003年、p.395付録）に詳しい。

3．本論で言及している「上海市市民」とは、上海市の戸籍があり、かつ上海市に常住している人。上海市外来流動人口管理政策に基づいて、戸籍を上海市に変更した人、いわゆる「新上海人」は含まない。

4．2009年9月5、6日と2010年2月14、15、19日、筆者が30名の上海市市民（市街地14名＜男性6名。うち、10代1名、20代2名、30代2名、40代1名。女性8名。うち、20代1名、30代1名、40代1名、50代2名、60代2名、80代1名＞。近郊地区16名＜男性10名。うち、20代2名、30代1名、40代2名、50代5名。女性6名。うち、30代1名、40代1名、50代2名、60代2名＞）に行ったインタビューとアンケート調査結果による。市街地に居住している14名の調査対象者が全員この問題を実感している。近郊地区に居住している16名の調査対象のうち、10名の人がこの問題を実感している。なお、アンケート調査内容は「付録　上海方言に関する民意調査」を参照されたい。

5．「関于推広普通話的指示」（「共通語の推進に関する指示」）は次のように規定している。「1956年秋から、少数民族地区を除いて、全国小中学校の国語授業で、一律に『共通語』を教える。1960年までに、小学校三年生以上、中学校および師範学校の学生は基本的に共通語で話さなければならない。小学校および師範学校の各科目の教師、中学校および中等専門学校も、基本的には共通語で教学しなければならない。」

する指示」）が公布されて以来、上海市は長年この指示を積極的に普及させた。近年、一部の小学校は、学生に「学校内では共通語のみ話す」ことを規定し、「授業の余暇に、上海方言で話すと、品行点を差し引く」、という評定方法まで採用した[6]。自分の子供が学校で品行点が引かれることのないように、一部の家長は家でも子供に極力共通語で話すようになった。このような非母語化[7]の教育スタイルは、一部の上海市戸籍の子供が上海方言で流暢に話せなくなるという事態を招いた。外来者が増えるにつれ、一部の上海市出身の小学生は、同じクラスで勉強している地方の子供の共通語の発音に負けないため、自発的に上海方言に抵抗し、学校以外でも上海方言を話さなくなった[8]。最近では、上海方言がまったく話せず、共通語のみ話す上海市戸籍の子供が現れた[9]。

上海方言に関する語彙的研究あるいは上海市の人口移動に関する研究はこれまでにも行われているが[10]、両者を接合し、人口移動の側面から上海方言の使用状況に現れる変化、外来者による上海方言受容意識の変遷および現状などを調査し分析した研究は少ない[11]。

6．2006年、北京で開催された「記念推広普通話50周年理論座談会」（「共通語推進50周年記念理論座談会」）で、中国社会科学院言語研究所所属、雑誌『中国語文』の副主編劉丹青の発言による。

7．『現代漢語大詞典』（『現代漢語大詞典』編委会編、上海辞書出版社、2007年）は「母語」に対して、次の二つの解釈をしている。「一、一般的に言うと、『母語』とは、人が最初にマスターする本民族の共通語、あるいは方言である。二、一つの言語が多種の言語に進展し変化した場合、この言語は、これらの多種の言語の『母語』になる。」本論では、「母語」に関する一つ目の解釈を中心に、論述を展開させる。

8．2009年5月1日、筆者が上海市で行ったインタビュー調査結果による。

9．「百度網」http://baike.baidu.com/view/113423.htm。

10．上海方言に関する語彙的研究は以下の論文がある。野田耕司「上海方言の授与動詞“拔”について」『熊本学園大学文学・言語学論集』第9巻第1号、2002年6月、p.115-141。佐藤直昭「上海方言における“有＋NP＋VP”構造と連続変調」『中国文学研究』第31期、2005年12月、p.255-274。朱一星「上海方言音連続変調の統語的特徴」（上）『研究論叢』第66期、2005年、p.185-190、（下）『研究論叢』第69期、2007年、p.121-127。上海市の人口移動に関する研究は以下の論文がある。福島義和「リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と上海大都市圏の発展（その1）」『社会科学年報』第44期、2010年、p.151-161。厳善平「流動する社会、分断する都市労働市場：人口移動にみる転換期中国の二重構造」『桃山学院大学総合研究所紀要』第31巻第2号、2005年11月、p.1-26。戴二彪「『中国新移民』の移出地構造の変動：経済発展の国際人口移動の影響」『経済地理学年報』第50巻第1号、2004年3月、p.46-62。

11．2007年8月中旬-9月末、上海社会科学院の「人口と発展研究所」は、上海市近郊地区に居住している420名の外来者に対して、「社会的支持」、「結婚恋愛観」、「交友」、「言語」などの面からアンケート調査を実施した。（胡蘇云、答浩、王宏「上海郊区外来青年社会融入度分析」＜張肖敏主編『和諧社会視野下的中国人口与発展』南京大学出版社、2008年、p.166-177＞。）

上海市において深刻になりつつある、以上のような人口移動がもたらす上海方言の弱化現象を研究するため、本論はまず上海市および上海方言の形成の経緯を整理し、中華人民共和国が成立する以前と以後（以下、建国前・建国後と表記する）という二つの時期に分けて、上海市人口の原籍構成状況、各時期の上海方言の使用状況および地元の上海人と外来者の上海方言に対する認識の変化を、筆者が2009年5月1日、9月5、6日と2010年2月14、15、19日に上海市で行ったインタビューおよびアンケート調査結果に基づいて帰納する。次に、近年上海市に居住するようになった外来者の、上海市への定着状況について分析し、上海方言が直面している問題点について考察する。最後に、上海方言の将来性および今後の課題をまとめたい。

一　人口移動による上海方言の使用状況の変遷と外来者による上海方言の受容意識

1. 上海市の形成と初期段階における上海方言の形成経緯

751年（唐天宝10年）、上海地区は華亭県（今の松江区）に属していた。長年、松江上流で土砂が堆積したため、海岸線が東に移動し、大きな船が出入りするのは不便になり、991年（宋淳化2年）以降、外来の船舶は松江にある「上海浦」という支流に停泊するようになった（その位置は、今日の上海市のバンドから十六舗付近の黄浦江あたりになる）。1267年（南宋鹹淳3年）、上海浦の西岸で小都市が設けられて、「上海鎮」と命名された。1277年（元至元14年）、華亭県が華亭府に昇格され、翌年は松江府に改名された。清朝まで、松江府は華亭、婁、上海、青浦、金山、奉賢、南匯という七つの県と川沙を包括していたが、1292年（元至元29年）、元朝中央政府は上海鎮を華亭県から独立させ、上海で上海県を設立することを許可した。それによって、華亭県の東北、黄浦江両岸にある高昌、長人、北亭、海隅、新江という五つの郷は、松江府に管轄されるようになった。これは上海建城の始まりであった。その時から、松江方言と異なる「旧上海方言」[12]が形成され始めた[13]。

一方、呉淞江の北には1218年1月7日（南宋嘉定10年12月初九日）に嘉定県を設けて、のち、宝山県を設立した。長江口の沙洲には907年頃

（五代初）に崇明鎮を設置し、1277 年には崇明州に改名し、1369 年（明洪武 2 年）には崇明県と改名した。上海市街地は、元々は呉淞江下流にある漁村であり、唐宋のときに次第に繁栄し、港になった。1265-1274 年、上海鎮が建てられて、鎮は黄浦江西にある上海浦に基づいて名付けられた。

1927 年 7 月 7 日、上海特別市の市政府が創立され、当時上海の人口はすでに 264 万人を上回っていた。1930 年 7 月 1 日、「上海特別市」は「上海市」に改名された[14]。上海市が設立されたとは言え、上海方言は完全に確立されたわけではなかった。以下はその要因を人口移動および上海市の地理上の合併などの側面から分析する。

2. 建国前の上海（上海市）人口の原籍構成状況および上海方言の使用状況

1845 年 11 月 29 日、「上海土地章程」の公表に伴って、イギリス租界は上海で創立され、1848 年 11 月 27 日には範囲が拡大された。1849 年 4 月 6 日、フランス租界も上海で創立され、1861 年 10 月には一回目の拡張が行われた。1863 年 9 月 21 日、イギリス租界とフランス租界が合併され、「共同租界」と呼ばれるようになった。1900 年 1 月 27 日、フランス租界は再び拡大され、その面積はもとの 2 倍以上に達した[15]。

1930 年まで、「共同租界」の人口は上海総人口の三割以上を占め、うち、非上海原籍の人口の比率は総人口の約八割以上を占めていた[16]。その時の「華界」の人口は上海総人口の約半数を占めていた[17]。表 1 は、1929-1936 年の上海における「華界」の外来者の原籍構成状況を反映している。上海市が設立される一年前である 1929 年当時、上海の「華界」に居住していた原籍が江蘇省と浙江省の人口は、それぞれ「華界」総人口の 69.75% と 18.93% を占める。1930 年代初期に、上海にいる江蘇籍の人口はやや減少

12. 当時の上海方言は今日の上海方言とは発音、語彙の使い方、語順などの面においては多くの差異があるため、ここでは「旧上海方言」と称する。上海方言の発展状況については『上海語言発展史』（前掲）が詳しい。
13. 『上海語言発展史』（前掲）p.1-2。
14. 熊月之、周武主編『上海：一座現代化都市的編年史』上海書店出版社、2007 年、p.1-63、p.631-637。盧漢龍主編『転変中的上海市市民』上海社会科学院出版社、2008 年、p.31 を参照した。
15. 木之内誠編著『上海歴史ガイドマップ』大修館書店、2007 年、p.147-153 を参照した。
16. 鄒依仁『上海人口変遷的研究』（上海人民出版社、1980 年、p.112< 表 19>）。
17. 初出は上海市年鑑委員会編『上海市年鑑』（各年、上海市通志館）、羅志如『統計表中之上海』（国立中央研究院社会科学研究所、1932 年）。底本は『上海人口変遷的研究』（前掲、p.90-91< 表 1>）。

（表 1）上海における「華界」人口の原籍構成状況（1929-1936）[18]

年 地区	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
上海	426,648 28.43%	436,337 25.78%	455,662 24.98%	430,875 27.43%	473,636 25.79%	488,631 25.52%	513,704 25.28%	513,810 23.95%
江蘇	1,046,622 69.75%	669,253 39.55%	725,470 39.77%	619,298 39.41%	725,510 39.50%	751,531 39.25%	797,843 39.26%	868,903 40.50%
浙江	283,995 18.93%	342,032 20.21%	367,270 20.13%	283,625 18.05%	341,568 18.60%	358,364 18.72%	384,622 18.92%	412,583 19.23%
安徽	51,099 3.41%	60,013 3.55%	64,882 3.56%	65,324 4.16%	79,852 4.35%	86,510 4.52%	91,726 4.51%	94,576 4.41%
広東	36,947	40,554	47,023	22,343	38,579	48,795	54,987	57,127
山東	20,395	25,958	28,861	25,836	30,259	31,684	33,018	35,165
湖北	19,681	24,270	27,291	26,798	28,836	34,211	35,100	34,782
南京	——[19]	22,875	25,211	25,195	29,959	31,316	33,237	33,407
河北	14,462	14,840	16,889	15,173	18,614	30,294	31,649	33,310
湖南	5,282	8,200	9,414	9,256	10,810	11,401	12,276	15,882
福建	9,654	12,173	13,454	11,052	12,963	13,196	13,351	12,348
江西	5,926	6,946	8,407	6,801	7,898	8,452	9,293	10,900
河南	2,677	4,872	6,213	5,706	7,758	8,306	8,859	9,875
北平	——	4,204	5,309	5,013	6,095	6,466	7,065	7,123
四川	1,615	2,420	2,648	1,798	2,028	2,134	2,193	2,775
青島	——	734	713	539	560	631	549	529
广西	559	846	975	637	1,065	1,129	1,147	452
山西	375	383	382	306	380	405	424	416
云南	97	320	325	146	213	216	232	222
陝西	855	818	247	216	208	202	177	218
貴州	112	224	277	63	142	130	163	157
甘肅	17	138	188	50	44	37	30	36
その他	130	13,925	16,878	15,039	19,652	653	754	721
総計	1,500,500	1,692,335	1,823,989	1,571,089	1,836,629	1,914,694	2,032,399	2,145,317

出所：鄒依仁『上海人口変遷的研究』（上海人民出版社、1980 年、p.112< 表 20> と p.114-115 <表23>）に基づいて作成した。

18. 本表は上海を除いて、1936 年の人口の多い方から順に排列している。また、上位三位である江蘇、浙江と安徽の外来流動人口が上海総人口に占める比率のみ算出している。なお、1929 年の人口は、4 月のデータである。1933 年の人口は、12 月のデータである。その他の年は、9 月のデータである。外国人を除く：鄒依仁注。

19. 横線部分はデータ不詳である。

していたが、全体的に見ると、江蘇籍の人口が上海市の総人口に占める比率は、終始一位であった。1936 年、上海市に居住していた原籍が江蘇省の人口は、「華界」総人口の 40.50% と減ったが、浙江省からの人口は 19.23% とやや増えた。両地の人口を合わせると、「華界」総人口のおよそ六割を占める。それに対して、当時、上海市の「華界」で生まれ育った上海人は、上海市の総人口の 23.95% に過ぎなかった。

1930、40 年代は「上海方言」と「旧上海方言」が交替する時期である、と言われている[20]。この時期の人口移動に伴う、外来者による上海方言の受容状況を把握するため、筆者は 2009 年 5 月 1 日に、上海市黄浦区に在住している浙江省紹興市出身の 87 歳の女性（A 氏、1921- ）、彼女の 6 人の子供にインタビュー調査を行った。A 氏は 19 歳のときに両親の意志に従って、自分より 8 歳年上の地元の男性と結婚した。20 歳のときに、夫の紡織関係の商売のため、上海に移住した。以降、A 氏一家は上海市に在住している。1993 年に、A 氏の夫が他界した。A 氏は文盲で、夫は小学校まで勉強した。今回は長女をインタビュー調査していない。彼らの 7 人の子供は共に上海市で生まれて、上海市で育った。長女は仕事の関係で、20 歳のときに北京へ移住した。その後、湖南省出身の医者と北京で結婚し、今日まで、北京に居住している。7 人の子供はそれぞれ 64 歳（長女、1945- ）、62 歳（次女、1947- ）、60 歳（三女、1949- ）、57 歳（四女、1952- ）、53 歳（五女、1956- ）、49 歳（六女、1960- ）、45 歳（長男、1966- ）である。A 氏の記憶によると、上海に移住したばかりの頃、自分と夫は、常に紹興方言で話していた。子供が生まれるにつれ、紹興方言以外、上海方言も使うようになった。上海方言は日常生活の中で自然に覚えた。子供たちは紹興方言を聞き取れるが、話すことはなく、日常生活の中では上海方言を使用していた。当時、A 氏の家の近所には江蘇省、浙江省出身の人が大勢いた。彼らも自分達と同様に、夫婦あるいは地元出身の人との間では方言で話すが、子供とはなるべく上海方言で話すようにしていた。今では、A 氏は話すとき、上海方言の中に紹興方言が依然として混ざっている。また、A 氏は共通語をまったく話せない。

20. 『上海語言発展史』（前掲）p.110。

このように、上海市が設立されたばかりの頃、上海方言はまだ完全に確立されていなかったが、上海市に移住した外来者は、夫婦と地元出身者の間では故郷の方言で話すが、子供と話す場合、あるいは公共の場で話すときはなるべく上海方言を使用していた。上海市で生まれた子供は両親の出身地の方言で話すのではなく、上海方言を母語にしていた。

3. 建国後の上海方言の使用状況——上海市における区・県の設立に関連して

（1）1949-1959

1949 年 5 月 27 日、上海市が解放された。当時、全市は黄浦、老閘、新成、静安寺、江寧、普陀、邑廟、蓬莱、嵩山、盧家湾、常熟、徐家匯、長寧、閘北、北站、虹口、北四川路、提籃橋、楡林、楊樹浦という 20 の市街地と新市街、江湾、呉淞、大場、新涇、龍華、楊思、洋涇、高橋、真如という 10 の近郊地区に区分されていた。それに、土地面積は 636 km² に過ぎなかった。1950 年 1 月、上海市の人口は 4,980,992 人に達した。上海市の原籍人口の構成を見渡すと、江蘇省（南京市を含む）出身の人口はすでに2,393,738人まで上昇し、浙江省出身の人も依然として2位で、1,283,880人に達した。両省出身の人は上海市総人口のそれぞれ 48.06% と 25.78% を占めて、上海市総人口の七割以上達した。それに対して、上海市の原籍人口は 750,855 人で、総人口の 15.07% に過ぎなかった[21]。言い換えると、新中国が成立したばかりの頃、上海市の原籍人口が総人口に占める比率は、1936 年のときより下がっていた。上海方言は杭州、蘇州、寧波などの言葉に大きく影響された[22]。

1950 年代末、上海市は近辺の県との間で大規模な合併と調整が行われた。1958 年 1 月 17 日、国務院は嘉定県、宝山県と上海県を上海市に編入したため、65 万人が上海市戸籍に変わった。同年 12 月 21 日、川沙県、青浦県、南匯県、松江県、奉賢県、金山県と崇明県も上海市に繰り入れられて、数百万人が新たに上海市戸籍になった。さらに、浦東県も上海市に編入された[23]。これらの一連の合併と新設によって、上海市の管轄区域範

21.『上海人口変遷的研究』前掲、p.117、表 24。
22. 銭乃栄『上海方言』文匯出版社、2007 年、p.19-24。
23.『上海：一座現代化都市的編年史』前掲、p.530、p.532、p.534。

囲は 5,910 km² まで拡大し、土地面積も 1949 年の約 10 倍になった。一方、上海方言も徐々に確立され始めた[24]。

(2) 1960-1977

1960 年代に入り、上海市の調整が依然として展開されていた。1960 年 1 月、上海市は閔行区と呉淞区を創立し、翌年 1 月、浦東県を取り消した。1964 年 5 月、閔行区と呉淞区も取り消された。そして、上海市は黄浦、南市、盧湾、徐匯、長寧、静安、普陀、閘北、虹口、楊浦という 10 の市街地および上海、嘉定、宝山、川沙、奉賢、南匯、松江、金山、青浦、崇明という 10 の郊外の県から構成されることとなった。

1958 年 1 月 9 日に「中華人民共和国戸口登記条例」(「中華人民共和国戸籍登記条例」) が公布されて以来、中国の都市と農村の二元化社会管理制度が始まり、戸籍変更も厳しく管理されるようになった。以降、改革開放までの 20 年間上海市の人口は流出する一方で、外来者は極めて少なかった。そのため、上海方言は安定する時期に入った。

(3) 1978-2000

改革開放以降、上海市の市街地と近郊地区の地理的変遷は一層激しくなり、外来者も徐々に増えるようになった。1980 年 10 月、上海市は呉淞区を設立し、翌年 2 月、閔行区を設立した。1988 年 1 月、上海市は宝山県と呉淞区を取り消して、宝山区に設立した。1992 年 9 月、上海県は閔行区に合併された。それに、川沙県全区域、上海県三林郷と黄浦、南市、楊浦区の浦東地区は合併され、浦東新区になった。同年 10 月、嘉定県が嘉定区に改名された。表 2 で示したように、1995 年から 2001 年にかけて、上海市における区と県の範囲は変化し続けていた[25]。

24. 『上海語言発展史』(前掲) p.48。
25. 『上海市年鑑』(各年、前掲) を参照した。

（表 2）上海市における区と県の設立経過（1995-2001）

年	土地面積（km²）	人口（万人）	区・県	人口密度（人 /km²）
1995	2,057.01	956.66	14 個の区（黄浦区、南市区、盧湾区、徐匯区、長寧区、静安区、普陀区、閘北区、虹口区、楊浦区、宝山区、閔行区、嘉定区、浦東新区）	2,052
	4,283.49	344.71	6 つの県（南匯県、奉賢県、松江県、金山県、青浦県、崇明県）	
1996	2,051.01	961.02	同 1995 年	2,057
	4,283.49	343.41		
1997	2,643.06	1018.59	15 個の区（金山県は金山区に改名された [26]）	2,059
	3,697.44	286.87	5 つの県	
1998	3,248.70	1070.62	16 個の区（松江県は松江区に改名された）	2,061
	3,091.80	235.96	4 つの県	
1999	3,924.24	1,127.22	17 個の区（青浦県は青浦区に改名された）	2,071
	2,416.26	185.90	3 つの県	
2000	3,924.24	1,136.82	16 個の区（黄浦区と南市区が合併し、黄浦区に改名された）	2,084
	2,416.26	184.81	3 つの県	
2001 [27]	5,299.29	1262.41	18 個の区（南匯県は南匯区に、奉賢県は奉賢区に改名された）	2,093
	1,041.21	64.72	1 つの県（崇明県）	

出所：上海市統計局編『上海統計年鑑』（中国統計出版社、各年）に基づいて作成した。

26. 面積は 586.05 km² で、15 の区の中で面積が最も大きい区である。

27. 2001 年以降、上海市は 18 の行政区と崇明県から構成されるようになった。政府は上海市の各区・県の特徴に基づいて、さまざまな管理方式を実施した。例えば、2004 年 1 月 1 日から、上海市は通称「11863 計画」という新しい財税体制改革を推進し、「地域の税収徴収管理」という政策を実施し始めた。「11863 計画」の最初の「1」とは、崇明県である。崇明県は環境保護事業に特に力を入れているため、経済発展は若干遅れている。それを補うため、政府は崇明県では「税徴収委託管理と地方税収を徴収しない。公共事業に生じた差額を補充し、生態専門項目を扶助する」、という政策を実施し始めた。二番目の「1」とは、浦東新区のことである。「8」とは、8 つの郊外工業区のことで、「税収は委托徴収し、管理させ、地方税収の増えた分はすべて返し、特別支出金は、その費目のみ使用する」、という政策が実施されている。「6」とは、6 つの中心地域のことを指し、主に、現代サービス業を発展させることを目標している。「3」とは、楊浦区、普陀区と閘北区のことである。この三つの区では、「特定業種の税徴収委託管理と地方税収の増加分および特定市級企業の地方税収はすべて返す。特別支出金はその費目のみ使用する」、という政策が実施されている。（上海市地方志弁公室、当代上海研究所編『上海改革開放 30 年図志：総合巻』上海人民出版社、2008 年、p.280-281。）

（4）2001 年以降

1950 年末以降から始まった上海市の区・県の合併と統合は、2001 年にようやく終わった。2001 年から、上海市は 9 つの市街地（徐匯区、長寧区、普陀区、閘北区、虹口区、楊浦区、黄浦区、盧湾区、静安区）と 10 の近郊地区（浦東新区、宝山区、閔行区、嘉定区、金山区、松江区、青浦区、南匯区、奉賢区、崇明県）から形成されることとなり、総土地面積は 6,340.5 km² になり、その広さは中国の総面積の 0.06% に相当する。9 つの市街地と浦東新区に居住しているほとんどの上海市民の母語は上海方言である。近郊地区の多くの市民は松江方言、練塘方言、嘉定方言、崇明方言で話す。

筆者は 2009 年 9 月 5、6 日、2010 年 2 月 14、15、19 日に、上海市の近郊地区でインタビューとアンケート調査を行った。浦東新区と崇明県を除いた近郊地区の市民にはある共通点があった。「区」に変更される前に、彼らは上海方言が話せないことを気にして、上海市の市街地に住む純粋な上海方言を話す上海人の前では、「上海人」と名乗るより、むしろ宝山人、閔行人、嘉定人、金山人、松江人、青浦人、南匯人、奉賢人であると言っていた。しかし、「区」に改名されて以来、ますます多くの上海市近郊地区の市民は、上海市市街地との距離感が近づき、自分たちは上海方言が話せないが、しかし上海市の戸籍を所有しており、増えつつある外来者と比べれば、自分たちは「上海人」に属するという自覚が芽生え、堂々と「上海人」であることを名乗るようになった。

1980 年代末期まで、市街地に住む上海方言を話す人は、近郊地区に住む上海方言以外の方言で話す人をしばしば「上海市の田舎者」と見なしていた。しかし、この状況は 1990 年代に入り、一変した。1990 年以降の浦東開発、さらにその後の上海市の大規模な都市再建で、多くの市街地市民は近郊地区に引っ越すことになった[28]。近郊地区に引っ越したとは言え、

28. 上海市は 2010 年 5 月 1 日 -10 月 31 日に開催される「万博」を迎えるため、都市建設を急ピッチに展開させ、2005 年 3 月からは 18,000 千戸に及ぶ住民と 272 の企業を立ち退かせた。家屋が取り壊された市民は国から「家屋取り壊し手当」を支給されるが、しかし近年上海市の住宅費用が高騰しているため、このお金で元の土地でマンションなどを購入することは到底できない（『上海統計年鑑 <2009>』< 前掲、p.152> のデータによると、上海市一人平均の可処分所得の収入は 26,675 元となっている。それに対して、近年、上海市の住宅は約 20,000 元 / m² に跳ね上がっている）。一部の市民は、長年生活してきた市街地から離れて、市街地に比較的近い、交通が便利な浦東新区、宝山区、閔行区という近郊地区に引っ越すしかない。

彼らは自分達を決して「田舎者」とは思わない。なぜならば、彼らは上海方言が話せると自負しているからである。多くの近郊地区の人は上海方言を聞き取れるが、話せない。そのため、近郊地区に引っ越した元市街地住民は、近郊地区の公共の場ではしばしば共通語で話すようになった。

以上、建国前の上海市人口の原籍構成状況および各時期の上海方言の使用状況を史料およびアンケートとインタビュー調査の結果に基づいて分析した。建国後の上海方言に対する認識を、上海市における区・県の設立、都市再建と関連させ、市街区と近郊地区の市民の間に生じる意識転換と言語面での現実問題に着目した。次は、近年の上海市における外来者の原籍構成および彼らの上海市への受容状況について分析し、上海方言が置かれている立場を考察したい。

二　近年における上海方言の弱化現象——上海市による外来者の受容状況に基づいて

2000年、上海市における外来者の出身地の中で、10万人を超える省は、それぞれ次の通りである。「安徽省（124.72万人）、江蘇省（92.90万人）、浙江省（38.30万人）、四川省（28.22万人）、江西省（23.36万人）、河南省（16.05万人）、福建省（10.80万人）、湖北省（10.44万人）である。」[29]『2005年上海市1%人口サンプリング調査資料』によると、上海市にいる外来者のうち、5,000人を超える省は、次の通りである。「安徽省（42,869人）、江蘇省（27,150人）、四川省（10,629人）、河南省（8,982人）、浙江省（8,826人）、江西省（8,291人）、湖北省（5,508人）、福建省（3,837人）である。」[30] 2000年のデータと比べると、2005年の方では順位に若干の変化はあるが、しかし安徽省と江蘇省からの外来者は、依然として一位と二位を占めていた。

2000年、上海市の外来者のうち、約27.40%の人は商業サービスに従事していたが[31]、2005年、その比率は33.69%まで上昇した[32]。一般的に言うと、

29. 上海市人口普査弁公室編『上海市2000年人口普査資料 外来流動人口普査数据』中国統計出版社、2002年、p.113。
30. 上海市1%人口人口抽様調査領導小組辦公室、上海市統計局人口与就業統計処編『2005年上海市1%人口抽様調査資料』中国統計出版社、2007年、p.165-169。
31. 『上海市2000年人口普査資料　外来流動人口普査数据』前掲、p.283左図。
32. 筆者が『2005年上海市1%人口抽様調査資料』（前掲、p.206-207）のデータに基づいて算出した。

大多数の外来者が上海市で生活し始めたときは、まったくと言っていいほど上海方言が聞き取れないし、話せない。そのため、上海市市民は日常生活の中で、多くの場合、公共の場では共通語を使うほかない。一部の学習意欲があり、言語能力の高い外来者は半年もすれば、上海方言を徐々に聞き取れるようになるが、しかし上海人のように話すまではまだ時間が掛かる。外来者にとって、上海方言は上海市に定着するための一つ大きな壁であると言っても過言ではない。

上海市による2000年のセンサス結果によると、15万人の外来者の配偶者は上海市戸籍であり、その比率はすべての外来者の婚姻構成の4.50%を占めていた[33]。2008年、上海社会科学院の社会調査センターは、上海市閘北区の彭浦コミュニティに住む、上海市戸籍の男性と結婚している250名の非上海市戸籍の妻に対して、サンプリング調査を行った。この調査結果によると、非上海市戸籍の妻にとって、上海市への順応に影響する主な要素とは、次の通りである。「戸籍問題（66.5%）、雇用問題（35.1%）、上海方言（24.6%）、社会からの偏見（19.8%）。」[34] このように、地元以外の都市への順応という問題の中で、母語（方言）の不一致は戸籍制度と雇用問題に続き、第三位になっている。上海市で生活し、且つ上海人の夫を持つ外来者の妻の約四人に一人は、上海方言が原因で、上海市への順応に障碍を感じている。

2007年8月中旬-9月末、上海社会科学院の「人口と発展研究所」は、上海市近郊地区に居住している420名の外来者に対して、「社会的支持」、「結婚恋愛観」、「交友」、「言語」などの面からアンケート調査を実施した。うち、368名の外来者のアンケートが回収されて、回答の有効率は87.62%に達した[35]。このアンケート調査結果によると、「社会的支持」の面では、64.4%の回答者は「上海人は外来者に対しては、比較的友好である」と考

33.『上海市2000年人口普査資料　外来流動人口普査数据』前掲、p.357。上海市人口普査弁公室編『上海市2000年人口普査資料　全部人口普査数据』中国統計出版社、2002年、p.525左図。

34. データは多項目選択となっている。劉波、江小麗「『新上海女性』的社会融入――基于閘北区彭浦社区研究」（王荣華主編『2009年上海社会報告書』上海社会科学院出版社、2009年、p.474）。

35. 調査した上海市近郊地区の住民の平均年齢は25.64歳で、男性は52.4%を占めて、女性は47.6%を占めている。回答者のうち、非農業戸籍の外来者は52.4%で、農業戸籍は47.6%を占めている。農業戸籍の回答者の中で、よく農業を行なっている人は37.3%で、たまに農業を行なう人は41.8%を占めて、基本的に農業を行わない人は20.9%を占めている。

え、38.6% の回答者は「外来者が困難なときに、上海人に助けてもらえる」と信じている。60.7% の回答者は「困難なときに、熟知する同郷人に助けてもらいたい」と答え、25.4% の回答者は「困ったときは、自分で解決する」と表明し、「上海人に助けてもらう」、「住民委員会に助けを求める」と答えた人は、それぞれ 11.0% と 2.9% であった。「上海市市民としての基本的な常識についての教育を受けたことがある」と回答する人は 33.4% を占めている。そうした教育は、主として住民委員会・コミュニティ組織(46.5%)、所属企業(40.5%)から提供された。これらのデータから考えると、多くの外来者が上海市に居住しているとは言え、彼らは依然として寄居する心境しか抱いてない。約四割の外来者は「困難なときに、上海人に助けてもらえる」と信じているが、しかし実際に困ったとき、本当に上海人に助ってもらおうとしている外来者は一割に過ぎない。このような孤立感は、外来者の上海市への順応に大きな影響を与えている。

「結婚恋愛観」に関しては、45.0% の独身の外来者が「配偶者は上海人であってほしい」とし、その理由としては以下の通りである。「上海市での生活により一層馴染むため（61.8%)、子供により良い教育を受けさせるため（53.3%)、今後自分のよりいい発展ができるようになりたいため(40.0%)、上海市の親戚から配慮してもらえるため（10.9%)」。

このように、外来者が上海人を配偶者として選ぶ理由は、「上海人である結婚相手が好き、あるいは上海市という都市が好きであるため」ではなく、自身が上海市でより心地のいい生活ができるよう、よりいい発展をするため、あるいは次世代への教育のため、上海人と結婚するのである。調査された約半数に近い外来者は、上海人と結婚することによって、自分の人生、更には次世代の運命を変えようとしている。外来者のこのようなやや歪んだ結婚目的は、ある意味では、「経済的な豊かさ」ばかり追い求めて、

また、一人っ子は 20.9% を占め、非一人っ子は 79.1% を占めている。32.9% の回答者の月収は 1,000-1,999 元で、2,000-2,999 元と 3,000-3,999 元の人は、それぞれ 19.6% と 24.7% を占めている。共産党員は 13.0% を占めて、共青団員は 47.8% を占めている。主な出身地は、安徽省、広東省、江蘇省、浙江省である。教育水準から見ると、大学院卒、大学卒、短大卒、高卒、中卒、小卒および学校教育を受けたことがない人はそれぞれ 2.7%、30.4%、16%、33.4%、14.4%、2.7% と 0.3% を占めている。なお、教育水準の合計比率は 99.9% となっているため、すべてのデータに誤差がある：虞注。(「上海郊区外来青年社会融入度分析」＜張肖敏主編『和諧社会視野下的中国人口与発展』前掲、p.166-177>。)

「精神的な豊かさ」を欠いたまま凄まじいスピードで発展している新時代の中国の一つの産物であると言えよう。

「交友」の面では、55.5% の回答者は「上海人と友達になりたい」と答え、32.3% の回答者は「どちらでもいい」、と表明している。「上海市出身の友人とよく連絡を取り合っている」と答えた人は、その詳細について以下のように回答している。47.0% の人は「5 人以下の上海市出身の友人がいる」、20.1% の人は「5 人以上の上海市出身の友人がいる」。そして、上海市出身の友人とは「仕事を通じて知り合った」とする人が 75.3% を占め、「日常生活の中で知り合った」とする人は 38.1%、「他人の紹介で知り合った」という人は 14.2%、「ネットを通じて知り合った」という人は 13%、「娯楽活動を通して知り合った」という人は 7.3%、そして「上海市出身の友人はいない」と回答する人は 32.9% を占める。多項目選択ではあるが、三割の外来者は「上海市出身の友人がいてもいなくても大丈夫」、と表明している。

このように、外来者は上海市に居住しているが、しかし、一部の人は意識的、あるいは無意識に上海人を排除している。彼らのこのような意識観念は、自身を上海市においていつまでも「寄居者」に過ぎない身分に導く。これは彼らの上海市への順応に影響するのみならず、上海市の都市発展にもマイナスの要素を与え、また、上海方言弱化現象にも繋がる原因になる。言うまでもなく、上海市外来流動人口管理政策も外来者がこのような上海人排除の観念を抱く一つの要因である [36]。

上海市に居住している外来者に「将来の予定」について尋ねると、「情況によって決める」という比率は最も高くて、44.8% を占める。「長期にわたって上海市に残る予定である」、「上海市で創業する予定である」、「いつかは帰省する予定である」、「技術を身につけてから、故郷に戻って、創業する予定である」、「考えていない」、「上海市と故郷の間を、今みたいに往復する」と答える人は、それぞれ 16.6%、9.8%、9.5%、9.0%、6.3%、4.1% を占めている。「生活するには上海市は理想的な都市ですか」と問うと、「そうです」と答える人は 36.4% を占めて、「いいえ」と回答した人は 24.7%

36. これについては別稿で論ずる。

を占めている。それに、「情況によって判断する」、「はっきり言えない」と答える人は、それぞれ 26.1% と 12.8% であった。言い換えると、決して理想的な都市とは思えないが、学習、仕事などの理由から、上海市で生活している、あるいは生活しなければならないという外来者は約四人に一人である。

「言語」の面から見ると、6.5% の回答者は「上海方言が完全にわかる」、45.7% の回答者は「一部の上海方言がわかる」、47.8% の回答者は「上海方言を聞いてもわからない」。90.5% の回答者は「上海市にいるほとんどの時間は、共通語で話す」とし、「出身地の方言で話す」人は 8.1% を占めて、「上海方言で話す」人は 1.4% に過ぎない。上海方言が理解できて、且つ上海方言で交流できる回答者の中で、「非常に流暢」な人は 3.0% を占めて、「日常会話しか話せない」人は 19.0% を占めて、残りの 78.0% の回答者は「上海方言で上海人と交流することができない」、と表明している。

上海人の夫を持つ外来者の妻と違って、筆者が 2009 年 9 月 5、6 日と 2010 年 2 月 14、15、19 日に上海市で調査した 20 人の外来者（男性 6 名、女性 14 名）のうち、上海方言がわからないのが原因で悩んだ人は一人もいなかった。近年、言語で不自由さを感じているのはむしろ上海市民である。前述した筆者がインタビュー調査を行った A 氏によると、1990 年代後半から、市場において外来者の行商人と値段交渉などをする時にしばしば誤解が生じる。上海市は 1956 年以降「共通語の推進に関する指示」を積極的に普及させる努力をしたが、A 氏の 6 人の子供の共通語の発音は標準ではない。彼らの母語は「上海方言」となっている。母の A 氏ほど困らないが、近年、彼らも上海市の至るところで、外来者とのやりとりのときに、誤解などが生じている、と言う。「上海方言」の特徴としては、共通語の中の「zh、ch、sh、r」という舌音がなく、それに三重母音や、-n と -ng の区別もない。このような発音の差異は、上海人と外来者の間で誤解を招く原因になっている。一方、1970 年以降に生まれた A 氏の 5 人の孫たち（女、1978- 。男、1982- 。男、1985- 。女、1986- 。男、2000- ）は標準的な共通語を話している。一番年少の小学校に通う孫は、学校では共通語しか使わないが、日常生活では上海方言を話している、と言う。残りの 4 人の孫たちの話によると、上海市の外来者が増えるにつれ、

彼らは職場で共通語、外国語（英語、日本語）、そして上海方言を併用するようになった。

1990年代後半以降、上海方言以外の言葉を話す外来者が増えるにつれ、上海市に居住する、共通語を話せない一部の年配者たちは言語においてはすでに不自由さを感じ始めている。この言語の不自由さは彼らの子供の世代にも見られた。1970年代以降に生まれた上海人は、共通語にはほとんど抵抗感がないが、しかし近年、彼らも上海市で家庭以外に上海方言を話す機会が少なくなっていることを懸念している。

外来者の間で上海方言が普及されない一つの理由として挙げられるのは、彼らは上海方言が話せなくても、上海市での仕事、暮しにはほとんど問題がない。なぜならば、今のところ、地元の上海人は外来者がわかるように、共通語に切り替えて話しているからである。また、前述したように、上海市で商業サービスに従事する外来者の比率が増加しているため、外来者にとっては、上海方言を習う必要性も低くなっている。さらに、現時点では、上海市で上海方言を教えている施設も少ない。

2005年、地方からの学生が上海市でより便利な生活ができることを目指し、上海市にある一部の大学は「上海方言」という授業を設けようとした。しかし、「方言に対する扱いが不平等」、「上海方言特殊化」などのバッシングがただちに行われて、上海方言の開講を実現することができなかった。結果として、上海市市民は公共の場および外来者の前では、一方的に共通語で話すことを強いられることになる。さらに、近年、外来流動人口の増加につれ、上海市では、上海方言を使用する場所は次第に減り、一部の上海人は「上海方言は家庭内の言語になりつつある」という懸念まで抱き始めている[37]。

おわりに——上海方言の将来性および今後の課題に結び付けて

冒頭で指摘したように、上海市の一部の子供は周りの地方からの子供に負けないような標準的な共通語を話し、学校で高く評価されるため、上海

37. 華東師範大学歴史学部教授許紀霖と筆者との対話および筆者が上海市で行った「上海方言に関する民意調査」の結果による。

方言を排除する現象は近年の上海市でしばしば見られるようになった。

上海市が設立された頃、上海市に移住した外来者は上海方言を積極的に吸収し、夫婦および同じ出身地の人の間以外、子供との会話、および公共の場での会話には上海方言を使用していた。そして、子供たちも上海方言を母語として身につけていた。しかし、1990 年代以降に上海市に流入した外来者は上海方言を身につける意欲が薄い。これは共通語の普及に影響を受けたのみならず、外来者の上海市への順応度が低くなったこととも関連している。その原因の一つとしては、1950 年代末期に始まった戸籍規制が考えられる。とは言うものの、戸籍制度を全面的に緩和させる[38]ことは、今日の中国にはまだ早すぎるのである[39]。

一方、近年上海市にいる外来者は、日常生活の中ではほとんど共通語で話すため、上海方言の必要性はそれほど感じない。それに、三割以上の上海市の外来者は商業サービスに従事しているため、上海市市民は多くの公共の場では共通語で話すことを強いられることになる。

また、都市再建に伴い、上海市の市街地から近郊地区に引っ越した上海市民は公的な場で上海方言を使う機会が減っている。

以上のような問題点を抱え、上海市は 2006 年に上海方言を保護するため、動き出した。その年、「上海方言語彙のデジタル化」という上海市哲学社会科学基金プロジェクトが、上海大学文学部教授銭乃栄によって、展開された。この成果は翌年の『上海話大詞典』（辞海版）として、公開された。これは上海方言に関する初めての本格的な辞書であり、銭乃栄、許宝華、湯珍珠が編集し、上海辞書出版社によって出版された。その後、この研究がさらに進み、2008 年 7 月、「上海方言ピンイン入力システム」（略称は「上海方言ピンイン入力法」）が完成された。これは上海方言の研究においては、初めての試みである。このシステムは、『上海方言大詞典』（『上海方言大辞典』＜ピンイン入力版＞）の中の 15,500 個余りの語彙を打ち出すことができるのみならず、上海方言の中で共通語の語義と同じであるが

38. 復旦大学経済学院教授陸銘は『十字路口的中国経済』（中信出版社、2010 年）で、中国の経済の持続的な発展をするには、土地と戸籍制度を開放させなければならない、と表明しているため、中国では注目されている。
39. 上海市の外来者に関する戸籍問題は別稿で論ずる。

発音が共通語のものとは異なる 10,000 個以上の語彙も、上海方言のピンインにより入力することができる。現在、このシステムは「清籟方言学網」（http://www.sinolect.org）、「上海人網」（http://www.shanghaining.com）および「弄堂網」（< 横町網 >）（http://www.longdang.com）で公開しているため、無料でダウンロードすることができる[40]。この研究成果は、上海方言に興味があり、これから上海方言を勉強しようとする人にとっては一つの朗報であろう。

2001 年 11 月 2 日、国連の教育、科学と文化組織大会第 31 期会議は、パリ本部で『文化的多様性に関する世界宣言』（「Universal Declaration on Cultural Diversity」）を採択した。この宣言の第 5 条の中で、次のように表明している。「文化の権利は、人権に欠くことのできないものであり、互いに一致し、分割してはならず、互いに依存するものである。（中略）従って、人権と基本的自由に基づいて、すべての人が各自で選択する言語、特に母語によって自己を表現し、自己の作品を創作し普及させることができなければならない。」上海市のように外来者の増加によって、上海市市民が公的な場で母語の上海方言を話せない状況に置かれることは、現代中国にとっては、一つの水面化した問題になりつつである。と同時に、上海市に居住し共通語ばかり使う外来者の母語からの乖離問題は同様に深刻であろう。

40. 銭乃栄は『上海話大詞典』（拼音輸入版、銭乃栄編著、上海辞書出版社、2008 年、p.6）の中で、「この三つのウェブサイト以外、『吴越江南——江浙語言文化網』（http://www.wuyuese.com）からも『上海方言ピンイン入力システム』をインストールできる」と説明しているが、しかし、今のところ、このサイトは運営されていない。

付録

上海方言に関する民意調査

年齢 _____　性別 _____　職業 _____　学歴 _____　出身地 _____

1．あなたは上海人ですか。
　(1) はい。　(2) いいえ。
　(1) を選んだ方は8から答えてください。
　(2) を選んだ方は2から答えてください。
2．あなたはいつ上海市に来たのですか。具体的に _____
3．あなたは上海方言を聞き取れますか。具体的に _____
4．あなたは上海方言を話せますか。　具体的に _____
5．あなたは上海方言がわからないのが原因で悩んだことはありますか。
　_____
6．あなたは上海方言を学びたいですか。具体的に _____
7．あなたは上海方言を学んでいますか。(1) はい。　(2) いいえ。
　(1) と答えた人は、どのように学んでいますか。
　具体的に _____
8．あなたはいま上海市のどの地区に住んでいますか。
　(1) 市街地
　　(徐匯区、長寧区、普陀区、閘北区、虹口区、楊浦区、黄浦区、盧湾区、静安区)
　(2) 近郊地区
　　(浦東新区、宝山区、閔行区、嘉定区、金山区、松江区、青浦区、南匯区、奉賢区、崇明県)
9．普段、上海市の家で家族（あるいは同住人）と交流するときに、どの言語を使用していますか。
　(1) 上海方言のみを使用する。
　(2) 共通語のみを使用する。
　(3) 上海方言以外の方言のみを使用する。

(4) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語および上海方言以外の方言でも話す。
(5) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(6) 基本的には上海方言で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(7) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言および上海方言以外の方言でも話す。
(8) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言でも話す。
(9) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(10) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語および上海方言でも話す。
(11) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(12) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は上海方言でも話す。
(13) 外国語で話す。
(14) 一人暮らしをしているため、家ではあまり話さない。

(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11) あるいは (12) を選んだ方は、具体的にどの方言を使っていますか。_____

(13) を選んだ方は、具体的にどの外国語を使っていますか。_____

10. あなたは社会人ですか、それとも学生ですか。社会人の場合は 11 番を答えてください。学生の場合は 12 番を答えてください。
11. あなたは仕事のときに、どの言語を使用していますか。
(1) 上海方言のみを使用する。
(2) 共通語のみを使用する。
(3) 上海方言以外の方言のみを使用する。
(4) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語および上海方言以外の方言でも話す。
(5) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(6) 基本的には上海方言で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(7) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言および上海方言以外の方言でも話す。

(8) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言でも話す。
(9) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(10) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語および上海方言でも話す。
(11) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(12) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は上海方言でも話す。
(13) 外国語で話す。

その理由を教えてください。

---

12. あなたは学校にいるときに、どの言語を使用していますか。
(1) 上海方言のみを使用する。
(2) 共通語のみを使用する。
(3) 上海方言以外の方言のみを使用する。
(4) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語および上海方言以外の方言でも話す。
(5) 基本的には上海方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(6) 基本的には上海方言で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(7) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言および上海方言以外の方言でも話す。
(8) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言でも話す。
(9) 基本的には共通語で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。
(10) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語および上海方言でも話す。
(11) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語でも話す。
(12) 基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は上海方言でも話す。
(13) 外国語で話す。

その理由を教えてください。

---

13. あなたは公共の場（例えばスーパー、レストラン、美容院、遊園地な

ど）にいるとき、どの言語を使いますか。

（1）上海方言のみを使用する。

（2）共通語のみを使用する。

（3）上海方言以外の方言のみを使用する。

（4）基本的には上海方言で話すが、時々は共通語および上海方言以外の方言でも話す。

（5）基本的には上海方言で話すが、時々は共通語でも話す。

（6）基本的には上海方言で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。

（7）基本的には共通語で話すが、時々は上海方言および上海方言以外の方言でも話す。

（8）基本的には共通語で話すが、時々は上海方言でも話す。

（9）基本的には共通語で話すが、時々は上海方言以外の方言でも話す。

（10）基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語および上海方言でも話す。

（11）基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は共通語でも話す。

（12）基本的には上海方言以外の方言で話すが、時々は上海方言でも話す。

（13）外国語で話す。

その理由を教えてください。

_____

14. あなたはグローバル化の影響での多言語の共存現象および母語（方言）の保持状況については、どのような考えがありますか。

_____

_____

_____

ご協力どうもありがとうございました。

追記：本稿は、2008-2010 年度愛知大学国際問題研究所共同研究プロジェクトの助成による研究成果の一部である。記して感謝の意を表す。

概 要

虞 萍

2008 年，上海市的常住人口已上升到 1888.46 万人，其中居住时间为半年以上的外来人口达到了 517.45 万人，若包括居住期间不到半年的外来人口，其总人口已达到了 642.27 万人。也就是说，目前，上海市三个人中就有一个是外来人口。由于几乎所有的外来人口都不懂更不会说上海方言，因此近年来上海市市民在日常生活的公共场合（例如超市、饭店、美容院、游乐园等）里不得不尽量降低使用上海方言的频率。与此同时，上海市的部分小学要求学生“在校内只能说普通话”，而且规定“若在课余时间说上海方言,便扣除品行分”。部分家长也积极配合学校的这种非母语化的教育方式，甚至在家里也开始不说上海话了。以上种种现象导致部分上海市户籍的儿童不能流利地说上海方言，近年更有部分儿童只会说普通话，几乎已经无法说上海方言了。

为了掌握不同时期的人口移动引起的上海方言的使用状况和受容意识的变化，笔者对史料进行了整理，并结合上海市区县的设立和城市的再建，于 2009 年 5 月 1 日、9 月 5、6 日和 2010 年 2 月 14、15、19 日在上海市对 50 人（上海市市民 30 人〈市中心 14 人、郊区 16 人〉、外来人口 20 人）做了有关上海方言方面的民意调查和相关的采访。结果显示，在上海市刚成立不久的 1930 年代，虽然当时上海方言还未完全确立，但移居上海市的外来人口基本只在夫妻或同乡间说家乡方言，和子女或是在公共场合则改口说上海方言。出生在上海市的孩子几乎不会说父母的方言，他们将“上海方言”作为了自己的“母语”。随着 1990 年代后期外来人口的不断增加，部分生活在上海市不会讲普通话的老年人已经在语言上感到了不便，这一现象在他们的子女中也屡见不鲜。而对于 1970 年代以后出生的上海人来说，说普通话不是一种负担，他们更多的是对近年家庭外说上海方言的机会越来越少这一现象表示担忧。1990 年以后的上海市的再建已经让更多市区的住民改变了以往将郊区住民看作是“上海市的乡下人”的这一想法，而过去因为不会讲上海方言而唯唯诺诺地、没有勇气称自己是“上海人”的郊区住民也因为了区别于蜂拥而来的外来人口以及自己所住的“县”已经改成了“区”等缘由而

理直气壮地称自己是“上海人”了。上海市的再建以及上海市房价的飙升使以往居住于市区的居民不得不搬往郊区，由于方言的不统一，昔日说上海方言的这些市民在郊区也说起了普通话。

另外，笔者将自身对上海市 20 个外来人口的调查结果以及上海社会科学院所做的民意调查的结果进行了对照分析比较，发现目前外来人口对上海市的受容状况还不太理想，并且现在往往是上海市市民在语言上附和着外来人口，在许多公共场合都避免说上海方言。

综上所述，由于人口移动造成的上海方言的弱化现象在现代中国已是一个渐渐浮出水面的问题了。同时，居住于上海市大多使用普通话的外来人口的母语的乖离现象也同样不可忽视。

试论建国初期宣传网的建设及宣传工作

平 野 孝 治

前 言

宣传工作是指中共各级党委宣传部及媒体部门发布的相关指令，也有各级党委发布的中共中央有关的政策规定。宣传工作的内容是由中共中央及各级党委决定的。宣传工作的纲要是在中共宣传工作会议上经讨论而决定的。通过宣传工作会议能够看出中共在宣传上的一些问题。中共重视宣传工作会议，认为宣传工作做得好，能加强执政能力。为了巩固一党专政的政治体制，中共通过一系列的宣传工作会议来制订宣传方针。通过这些宣传工作会议的内容可以看出，会议上的议题大多是跟中央政策有关，宣传工作的问题点在会议上也被提出讨论。笔者认为研究中共宣传工作会议内容，能够了解有关中共政策的核心部分以及存在的问题。

中华人民共和国建国后，中共认为宣传工作正常化是重中之重。中共为了加快实现社会主义建设，试图通过宣传工作来改造大众的思想。可以说20世纪50年代是中共加强思想统制的一个重要时期。1951年5月7日在北京首次召开全国性的宣传工作会议，此后宣传工作会议基本上每年召开一次。建国初期的宣传工作会议主要讨论了如何建设宣传网的问题。宣传网是指党的政策普及系统，形式上包括报刊杂志、广播电视等媒体的传播，也包括个人之间、集团里的人际传播。宣传网的建设加强了中共的执政能力。

本稿以1951年至1957年的全国及中央宣传工作会议内容为主，考察中共宣传部在宣传工作方面的情况与问题，同时分析在建国初期中共如何建设宣传网、建设宣传网的过程中存在着哪些问题。

建国初期宣传工作的相关研究

有关建国初期宣传工作的论文里，单独考察中共宣传部的论文并不多。

多数论文以报纸、广播、电视等媒体为主要研究对象。这些论文主要从政治体制及媒体的报道内容来分析中共的宣传工作，有的论文在媒体和政治体系的关联中提到中共宣传部的职能，但是详细专门研究中共宣传部的论文并不多见。因为宣传部的工作内容涉及到国家安全，内部情况没有全部公开，这是中共宣传部研究中的难点。因此，以下通过宣传工作的相关研究内容来分析中共宣传部的职能。

Liu 的专书《*Communications and National Integration in Communist China*》主要是研究毛泽东时代的政治与传播关系的，但 Liu 在书里对中共宣传部的宣传工作也进行了详细的分析。Liu 指出，由于环境多样、地域差异大，中央决定的政策在执行中难免遭到地方政府的修改。而省委宣传部是调整中央与地方之间关系、拥有最终决定权的部门。省级宣传部与下级宣传部之间的沟通是根据中央政策的重要性通过以下两种手段来传达的。一种是通过县区党委的宣传会议把上级政策传达给下级单位。通常这种会议由省委书记主持，通过演说传达。另外一种，就是通过省委宣传部定期发行《宣传手册》及《情报政策手册》等刊物传达上级政策，同时上级党委定期走访下级党委干部[1]。

有关中共政治体制的论文里，有时会涉及宣传部的职能及其影响力的问题。Townsend 的专著《*Politics in China*》主要是研究中共政治体制及意识形态，在此书里涉及了中共宣传工作的特点与性质等问题。Townsend 指出，政党对所有公共媒体的监督主要是以反映领导人的意图及权威的组织的基本原则为主，但事实并非如此。Townsend 认为，各级政府机关、各级党委以及民间组织之间分割了宣传工作运营方面的统制权，这造成了基层宣传工作若干脱离中央政策的局面[2]。

金达凯的专著《中共宣传政策与运用》主要分析了解放前与建国初期的宣传工作。金达凯指出，中共成功建国的主要原因在于策略的成功，这策略不全是宣传，但是宣传是其重要的因素之一[3]，政党宣传跟民族运动等其他因素结合起来而成功建国。从中可以看出当时的宣传工作还没有完全独立。

1．庆应义塾大学新闻研究所译：《中国の政治とコミュニケーション》，48 页，庆应通信，1976。（Alan. P. L. Liu. Communications and National Integration in Communist China. Berkeley : University of California Press, 1971.）

2．小岛朋之译：《現代中国―政治体系の比較分析》，221 页，庆应通信，1980。（James R. Townsend. Politics in China. Little, Brown Book Group,1974. ）

3．金达凯：《中共宣传政策与运用》，230 页，近代史研究所出版，1954。

另外，还有一些论文，如王炎、章兴鸣在论文中分析了建国初期的宣传网及思想政治工作[4]。许静在专著中主要分析了大跃进运动中的政治传播及当时的宣传工作情况[5]。许静的专著里大量地引用了当时的报纸以及中共政治文化概念，同时也引用了西方政治传播的概念。

通过以上论者的研究可以看出建国初期中共的宣传网建设并不十分完善。以往有些学者认为，宣传部对媒体的掌控非常大，没有新闻自由的主要原因是由于以宣传部为代表的监督机构的存在[6]。通过以上的论述可以看出，建国初期中共宣传部的管理并非十全十美，可以说中共宣传部对于媒体的监控有失控的部分。笔者认为在上述的研究中缺乏对中共宣传部职能的分析，尤其是缺乏对中共宣传部当时执行的政策的分析。因此，以中共宣传部为中心的宣传网在中华人民共和国建国初期是如何形成的，是本稿的主要研究目的。

以下要探讨有关中共宣传工作会议的内容，如在会议上被讨论的议题有哪些，这些议题在上个世纪的 50 年代有何变化，同时分析中共宣传部的宣传网的变化。1994 年有三种有关中共宣传工作的文献集出版，即中共中央党校出版社的《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》、《党的宣传工作文件选编》，学习出版社的《中国共产党宣传工作文献选编》。这三种文献均由中共中央宣传部办公厅编辑。可以说建国初期的宣传工作情况概括了这三种文献，当然其中也有遗漏。对此，笔者通过考察相关人员的选集来加以补充，如建国初期负责宣传工作的中共中央宣传部部长陆定一撰写的《陆定一文集》里就有很多有关宣传工作的文章。这些文献可以加深了解建国初期有关宣传工作的情况。笔者认为，建国初期的中共宣传工作可以和当前的中共宣传工作结合起来考察，从中可以更清楚地了解中国现代政治史的一端。

宣传工作上的障碍及宣传网的建设

宣传工作的目的是宣传党的政策。但是建国初期由于一些客观问题而无

4. 章兴鸣：《新闻传播体制与政治制度关系的实证分析－ 1949-1956 年中国的政治传播》，《南通大学学报社会科学版》，25-4，137-140 页，2009。王炎：《新中国宣传网制度的建立及其历史经验》，《北京党史》，14-18 页，2004 年第 2 期。
5. 许进：《大跃进运动中的政治传播》，香港社会科学出版社有限公司，2004。
6. 焦国标：《讨伐中宣部》，夏菲尔国际出版有限公司，2005。何川：《中共新闻制度剖析》，正中书局，1994。这些专书探讨中央宣传部管理媒体的情况。

法把党的政策系统地传达给社会。如菱田指出，由于经济与技术原因，建国初期主要利用报刊杂志等印刷品来进行宣传，因为建立印刷厂比在全国各地设置广播站省钱。但这并不表示中共忽视广播站的作用，中共重视广播的宣传力量，只是建国初期经济建设还没彻底恢复，所以暂时只能利用印刷品来进行宣传[7]。

根据统计，1950 年在中国大陆杂志的总印刷量为 4000 万册，报纸总印刷量为 8 亿份[8]。由于当时的交通等运输方面还不发达，因此当时的报刊杂志的发行还是以城市为主。而农村等偏远的地方不能立即收到中共中央发行的宣传品。而且当时文盲众多，尤其是农村地区，这也是宣传工作中的障碍之一。根据调查，1955 年 15 岁至 45 岁的文盲占青壮年人口的 80%，以此推断建国初期文盲的比率一定更高（1957 年后有所改善）[9]。所以，虽然 1950 年报刊杂志的总发行量超过了 8 亿，但是文盲比率那么高，可以想见报刊杂志的宣传效果并不好。

另一方面，建国初期人口大多集中在农村。根据统计，1949 年城镇人口为 5765 万人、农村人口为 48402 万人，1955 年城镇人口为 8285 万人、农村人口为 53180 万人[10]。这种情况下，宣传工作的重点必须放在农村方面。为此，中共设立了以人际传播为中心由上至下的宣传网。

1951 年 1 月 1 日中共中央公布了《中共中央关于在全党建立对人民群众的宣传网的决定》（以下简称为《宣传网的决定》）。这是中华人民共和国建国后首次提出的建设宣传网的通知。宣传网的设立主要基于以下几个原因。一由于战争刚结束，国内局势还处于不稳定的状态之下，没有有效的宣传网，中央政府的政策就不能准确地传达到基层组织，这样会妨碍生产建设。二宣传网的薄弱也有可能引起反政府运动。由于这些原因，中共想通过完善的宣传网来加强意识形态方面的控制。《宣传网的决定》规定了各级党委要设有宣传员和报告员。宣传员主要是在民众中通过人际传播的方式普及党的

---

7. 菱田雅晴:《中国のマスメディア制度—小集団媒介機能の強化と弛緩》，收入，毛里和子编:《毛沢東時代の中国》，295 页，日本国际问题研究所，1990。
8. 国家统计局国民经济综合统计司编:《新中国五十五年统计资料汇编》，87 页，中国统计出版社，2005。
9. 从建国到 1957 年扫盲人数是 2797 万人。1958 年的一年时间扫盲人数是 4000 万人(中国研究所编:《中国年鉴 1961》，262 页，石崎书店，1961)。
10. 国家统计局国民经济综合统计司编:《新中国五十五年统计资料汇编》，6 页，中国统计出版社，2005。

政策[11]。报告员担任宣传员的上级角色，领导宣传员。

根据《宣传网的决定》,市党委和县党委每月召开一次支部书记联系会议、宣传员代表会议或宣传员大会，由市委书记和县委书记作关于当前情况和任务的报告，并主持检查上月的宣传工作和讨论下月的宣传工作。由于建国初期交通不发达的原因，中共中央规定县委可以分区召集宣传会议，区委领导组织支部宣传工作，而在农村，区委建立了宣传员传授站，对宣传员进行宣传内容和方法培训[12]。建国初期的宣传员在各级党委的领导下，采用集体会议读报、收听和传达人民广播台的新闻等方式向民众宣传党的政策。在宣传工具不完善的地区，宣传员在党的建设方面发挥了很大的作用。

通过上述的内容可以了解到，宣传网建设初期第一步主要是培养宣传员以及地方干部对于宣传工作的认识。但是从另一个角度来看，宣传网建设主要依靠中央集权，采取了从中央到地方政府的从上而下的宣传模式。这个宣传网必须依靠地方政府的协助才能办好，但是由于当时地方政府对宣传工作认识不足，导致了宣传工作有些不到位[13]。

另外,《宣传网的决定》规定了有关报告员的工作性质。《宣传网的决定》指出省、市、地方、县和区的党委都要设立报告员，报告员的任务是向民众作政治报告。报告员是宣传员的领导者。报告员由各级党委书记、委员及在各人民政府中担任负责工作的党员，以及各级党委所指定的党员担任。报告员每两个月在农村集会上作一次政治报告，报告内容由报告员所属的党委书记决定[14]。从这些内容来看，报告员直接听从党委的命令，所以报告员基本上是党员，在当时的宣传系统中报告员扮演着地方组织领导人的角色。

---

11. 当时的宣传工具除了媒体之外，人际传播也在宣传工作中扮演着重要角色。很多民众没有受过教育，不识字，在这种情况之下，人与人之间的传播是一个重要的宣传途径。据《人民日报》1952 年 9 月 10 日的报道，全国一共有宣传员 292 万多人，比 1951 年年底增加了 100 万人，宣传员的数目以华北和华东为最多，华北是 99 万 6000 多人（《党的生活：全国宣传网工作的目前情况及今后努力的目标》，1952 年 9 月 10 日，《人民日报》第三版）。

12. 中共中央宣传部办公厅：《党的宣传工作文件选编 (1949-1966)》，67 页，中共中央党校出版社，1994。

13.《宣传网的决定》施行后，1952 年 9 月 10 日的《人民日报》报道指出，很多地方党委根本不注意宣传网工作，如西南很多地方宣传员由于缺乏领导，多半成为自流状态等。一些地方政府没有发挥宣传员的职能。从这些情况来看，当时施行《宣传网的决定》时地方政府对宣传工作的认识并不够。
（《党的生活：全国宣传网工作的目前情况及今后努力的目标》，1952 年 9 月 10 日，《人民日报》第三版。）

14. 中共中央宣传部办公厅：《党的宣传工作文件选编 (1949-1966)》，67 页，中共中央党校出版社，1994。

总之，有关宣传员报告员制度的研究并不多，一部分研究宣传工作的论文里曾指出宣传员的意义，学者对于宣传员报告员制度的发展各有不同的看法。如，许静指出，1954-1955 年全国性媒体网络建立以后，宣传员制度逐渐被取代[15]。但笔者认为以人际传播为主的宣传网仍然在中国具有很大的作用，尤其是在基层地区，基层组织利用宣传员和报刊媒介两种方式进行宣传。宣传员制度弥补了建国初期宣传网的不足之处。

建国后首次举行的全国性宣传工作会议

从以上的宣传员报告员制度来看，中共当时的宣传工作还不是很完善。而为了巩固政权，必须加强思想意识的控制。为了在广大的国土上更好地传达党的政策、在民众中普及党的方针，提高人民对共产党的信赖，1951 年 5 月 7 日至 25 日在北京召开了中国共产党第一次全国宣传工作会议。这是建国后首次召开的全国性宣传工作会议。在这次会议上讨论了不少议题，从中可以看出中共当时的政策及领导方向。另一方面通过这次会议也可以看出，中共在执政过程中的一些问题。

在这次会议上主要讨论了如何领导宣传工作及如何进行党内外的思想政治教育、如何改善宣传工作的管理等问题。如何解决这些问题，中央宣传部的工作是关键。中央宣传部的工作不只是单纯地领导地方政府及地方党委宣传部，而是将马列主义等政治理念结合起来进行领导，这是中共宣传工作的基本原则。但是这个基本原则在当时的宣传工作没有得到充分贯彻。

在这次会议上，当时的中共中央人民政府副主席刘少奇强调，要宣传马列主义在中国的成果，以及党的最基本政治任务即用马列主义来武装人民[16]，在宣传工具不足的情况下，要加强针对工农劳动群众的宣传教育[17]。刘少奇还指出宣传工作有两项主要任务，一项是对当前的中心工作、时事政策的宣传，一项是对马列主义基本理论的宣传。各级党委宣传部要设专门的机构来进行基本理论的宣传。他继续指出，现在党对基本理论的宣传教育注意不够，

15. 许进：《大跃进运动中的政治传播》，85 页，香港社会科学出版社有限公司，2004 年。
16. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，8 页，中共中央党校出版社，1994。
17. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，11 页，中共中央党校出版社，1994。

有些忽视，加强基本理论的宣传教育应当成为党的重要工作之一，应当作为宣传部的一项重要工作[18]。

根据上述的内容可以看出，中共当时在经济建设上是以苏联为样板，把建立社会主义工业化作为当时紧要目标，因此，中共强调要通过宣传马列主义来达到社会改造的目的。刘少奇指出了宣传工作的重点，如宣传什么、如何宣传，同时提出要因地制宜，指出决定不仅要通过各级宣传部，还必须取得各级党委的同意，宣传要点要经过党委讨论，至少要经过党委书记看过才能公布[19]。这说明，现在的宣传流程是建立在当时的宣传流程上的，因为现在的宣传工作也必须要经过党委的批准。

当时中央宣传部副部长的胡乔木也在这次会议上做了报告。在报告中，胡乔木主要强调了对党员的教育工作，并具体论述了党报和党校存在的问题及需要改革的地方。胡乔木指出，一些地方的党委对于宣传工作还缺少通盘的、有系统的领导，多数下级党委的宣传部还不能完全负担宣传教育工作，而上级党委对于宣传教育工作又往往完全委托给下级宣传部管理，很少做系统的讨论和检查。胡乔木在报告中还指出，各级党委应每年至少召集两次小会和两次大会，来讨论和检查党的宣传教育工作[20]。从这里可以看出，各级党委与各级宣传部的合作不够紧密，在宣传工作方面从中央到各级党委、各级宣传部，工作安排并没有做到系统化。笔者认为，宣传工作流程的非系统化会导致中央与地方之间在宣传工作内容上的矛盾，或者说，在宣传内容上，中央宣传部和地方党委、宣传部之间会产生一些不一致的地方。

刘少奇和胡乔木在这次会议的报告中，都引用了毛泽东在 1949 年发表的《论人民民主专政》一文的内容，即“人民的国家是保护人民的。有了人民的国家，人民才有可能在全国范围内和全体规模上，用民主的方法，教育自己和改造自己，使自己脱离内外反动派的影响，改造自己从旧社会得来的坏习惯和坏思想，不使自己走入反动派指引得错误路上去，并继续前进，向

18. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，12 页，中共中央党校出版社，1994。

19. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，14 页，中共中央党校出版社，1994。

20. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，26 页，中共中央党校出版社，1994。胡乔木还表示，为了加强思想工作，省级以上的宣传机关必须设定专人来监督报纸和刊物上的思想宣传和思想批评的内容，省级以上的党委必须认真对待出版、艺术和教育等方面的领导工作 (同书，25 页)。

着社会主义社会和共产主义社会发展[21]”。因为两位领导人都引用了这一部分内容，可以说毛泽东的这段阐述代表了当时中共宣传部工作的精神与方针。

从刘少奇和胡乔木的报告可以看出，刘少奇的报告主要是强调宣传工作的指导思想，重视马列主义在中国的发展，并主张用马列主义的观点来批判资产阶级思想，以及宣传工作内容要经过党委的认可才能公布。胡乔木的报告主要探讨了宣传工作中的教育问题，以及实际运作的方式。

此会议上，着重讨论了宣传工作的指导思想和具体工作内容。指导思想方面主要以毛泽东的《论人民民主专政》为宣传工作的指导方针。具体工作内容方面，胡乔木提出各级党委宣传部每年至少召开四次工作会议。笔者认为，通过这次全国宣传工作会议的议题及会议报告内容，可以看出建国初期为了巩固政权，中共十分重视宣传的力量，目的在加强对宣传工作指导的同时，也加强了工农民众的马列主义思想教育的普及。

在第一次全国宣传工作会议上，除了宣传员报告员制度以外，文教[22]方面的宣传也被认为是十分重要的。这次会议期间中共宣布加强农村方面文教工作的通知。因为文教工作主要是提高民众的文化素质。建国初期中国农村人口的比重很大，农民对建设社会主义的意识比较薄弱。建国前毛泽东提出农村包围城市的战略，取得了执政党的地位。建国后不少地方政府的领导人是农村出身，也有不少农村干部没受过系统的马列主义思想教育。以下，要探讨有关文教工作的情况。

宣传部对文教工作的管理情况

文教工作跟上述的宣传员报告员制度最大的不同是文教工作更贴近民众的生活。宣传员报告员的工作明显是以政治宣传为主，但文教工作不一定限于政治宣传，文教工作的范围更广泛，文教工作可以分为文化与教育两个方面。如戏曲、电影等大众文化方面，对此民众不会直接感觉到是政治宣传，很多人只是作为一种娱乐欣赏。而教育方面，当时以政治教育为中心，尤其是党校等公共学校的教育。宣传员和报告员是针对不同身份的人进行宣传，

21. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》，8、21页，中共中央党校出版社，1994。
22. “文教”是文化和教育的合称(《现代汉语词典：第5版》，1427页，商务印书馆，2008)。

而党校等教育机构的对象一般身份较固定，专业性较强。通过第一次全国宣传工作会议上的内容可以看出，中共开始加强文教工作的政治化，并宣布由各级党委宣传部来管理文教工作的相关部门。

建国初期，中共向苏联学习社会主义建设，学习苏联模式的思想政治工作。因此，中共进行了各式各样的苏联模式的社会主义建设的尝试。中共希望通过文教工作来促进学习苏联模式。1952 年 10 月 15 日至 19 日在北京召开了中央局宣传部长联席会议。在会议上讨论了苏联共产党第 19 次代表大会文件及苏联共产党中央委员会总书记斯大林的《论社会主义经济问题》一文。此后 11 月 7 日中共中央发布了《中央关于学习斯大林著作的指示》（以下简称为《指示》）。《指示》规定了斯大林著作的学习办法，即参加学习的人原则上以高级干部为限[23]。

笔者认为此阶段中共加强文教工作的目的，主要是当时中央与地方政府之间存在着政策普及上的障碍，中央政府不能完全掌握地方政府的情况。中共希望利用宣传网来普及社会主义建设。但是除了各级宣传部的宣传网之外，文教部门与各级宣传部之间并没有统一的管理。因此，1952 年至 1954 年期间中共各级党委宣传部开始对文教部门进行管理，而加强文教部门对地方政府工作中的领导作用。

为了加强对文教部门的领导，宣传部对文教部门的管理采用了一些办法，例如 1952 年 12 月中央宣传部发布了《中央宣传部关于各地每两个月给中央宣传部和中央文委作一次党内通信的指示》，主要是让各级党委宣传部及党报、文教部门每两个月给中央宣传部和中央文委做一次党内通信[24]，对当前的宣传工作提出建议和批判。从这些办法可以看出，当时中央对地方情况并不了解，也可以说这些方法是中央宣传部加强文教部门管理的一种实验。

1953 年 3 月 4 日中央宣传部公布了党内通信的情况。根据党内通信的内容决定了各级党委要建立文委机关，宣传部部长、副部长中有一人专管文委工作[25]。另外，介绍了一些省级党报干部下厂下乡培养人员的情况等[26]。通过这些情况可以看出，中共通过党内通信来达到了监督地方政府工作的目

23. 中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》,459-460 页，学习出版社，1994。
24. 中共中央宣传部办公厅：《党的宣传工作文件选编 (1949-1966)》，123 页，中共中央党校出版社，1994。
25. 中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》，518 页，学习出版社，1994。
26. 中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》，518 页，学习出版社，1994。

的。当然地方政府上报的情况不一定全部准确，但是这种党内通信的方法对中共来说意义重大。

1953 年 11 月 27 日至 30 日在北京召开了各中央局宣传部长联席会议。会议讨论了有关各级宣传部管理文教干部的方案。1954 年 4 月中共中央通知，全国文教干部的管理工作由党的各级组织部移交给党的各级宣传部，号召在短期内将省市以上宣传部的干部管理机构建立起来，并根据具体情况，逐步将文教干部交由宣传部管理[27]。1954 年 3 月在党内通信里提出宣传部管理文教工作，4 月即下达通知将文教干部正式纳入了宣传部门的管理系统。从这个过程来看，宣传部对文教工作的管理是这个时段完成了，也可以说中央宣传部开始彻底领导文教工作。

综上所述，中共为了在全国顺利进行社会主义改革，建国初期开始试行宣传部管理文教部门，以发挥文教部门在社会主义建设中的作用。建国初期，文教部门所作的主要工作是发行党内通信及培养教育干部。中央宣传部通过党内通信来了解各级政府及宣传部的工作情况，调整了各机关的工作内容。1953 年的宣传部长联席会议上明确规定了文教干部纳入各级宣传部的管理范围，这说明宣传部的职能扩大了，同时建立了以中央宣传部为中心的宣传网，扩大了宣传部的影响力。

农村宣传工作中存在的问题

建国初期，农村宣传网的建设对中共来说是急务之一。在建国初期经济建设非常落后的情况下，能否做好农村的思想政治工作是中共执政的关键。建国初期，农民对于社会主义的理解相当低。很多农村不单宣传工具，连教育设施也不完善。当时，所谓的知识分子大多在城市里，占人口多数的农村很缺乏宣传人员。为了克服这些问题，中共公布了一系列的有关农村宣传工作的政策。

中央宣传部对于城市的地方党委的宣传政策与农村地区的宣传政策相比，在农村地区的宣传政策中考虑了农村特有的情况，例如文盲问题。1951 年的第一次全国宣传工作会议上提出了《关于加强工农读物出版工作的决定》的草案（以下简称为《出版工作的决定》）。这个草案提出报纸的文字要浅显，

27. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作文件选编 (1949-1966)》，171 页，中共中央党校出版社，1994。

要使初识文字的人读得懂，不识字的人听得懂。报纸上有关党和支部生活的报道，要有图画，有通俗文艺作品等内容[28]。从中可以看出，当时在农村宣传中，扫盲是一个重要课题。

通过《出版工作的决定》草案可以看出中共当时对工农宣传工作的态度。中共认为，工农是社会主义改革中很重要的组成部分，工农问题如果得不到妥善解决，社会主义建设也就难以实现。草案里明确规定，首先要加强党委对工农读物出版的领导，在中央、中央局、分局、大市委的党的宣传部门中，对工农读物要设专人进行管理。其次，对报纸的内容也做出了规定，如各省必须出版以农民为对象的通俗报纸，其内容必须符合当地工人农民的需要，及时反映当时当地工农群众所必须解决的政治、经济文化各方面的问题，同时报纸上应该有党和支部生活的报道[29]。从上述可以看出，建国初期对农村的宣传工作重点是如何宣传党的政策，同时用简单的内容来宣传党的实体生活。这说明，当时的地方党报没有得到中共中央的认可。

1954 年 7 月中共中央公布了《中共中央关于加强党在农村中的宣传工作的指示》（以下简称为《宣传工作的指示》），虽然在《宣传工作的指示》里还提出了以上的要求，但也出现表扬了读报组和黑板组的工作的论述[30]。这说明，读报与利用黑板的宣传方式在农村是有效的。通过上述的内容可以看出，当时的农村宣传工作是以人际传播为主。

另外，由于上述的文盲等问题，培养县区干部也是当时中共面临的重要问题。《宣传工作的指示》指出县区干部学习党的政策之不足，省级党委应统一领导培养县区干部学习党的政策[31]。在省级党委的领导之下，县委对县区干部进行思想政治方面的教育工作。在农村宣传工作中，省级党委宣传部扮演着很重要的角色。中央宣传部在《宣传工作的指示》上规定省委要经常派人到农村调查及领导农村宣传工作[32]。这种省级党委领导下级党委的宣传

28. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，34 页，中共中央党校出版社，1994。
29. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，34-35 页，中共中央党校出版社，1994。
30. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，91 页，中共中央党校出版社，1994。
31. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，88 页，中共中央党校出版社，1994。
32. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，96 页，中共中央党校出版社，1994。

模式，不但是当时的农村宣传工作的主要模式，也是现在的宣传工作的主要模式[33]。

1953 年 12 月《中共中央关于加强干部文化教育工作的指示》（以下简称为《教育工作的指示》）里有针对工农干部学习的批示。这个《教育工作的指示》规定，农村区干部除区委书记和区长外，一般以业余学习为主，然而号召有条件的地区成立速成识字班[34]。通过这个指示能够看出，不是所有的地区都能办识字班，财政人员等条件足够的地方才能办识字班，这也是农村宣传工作中存在的现实问题之一。另外，需要抓紧培养区委书记及区长等干部的政治知识，这说明，当时培养地方政府的干部是紧要的课题。

1951 年的第一次全国宣传工作会议后虽然宣布了几条有关农村宣传工作的通知，但是实际上情况没有太大变化。1954 年 1 月 22 日的《人民日报》社论指出，中国有大量的经过实际斗争锻炼的工农干部，但他们的文化程度一般较低，因而难以进一步掌握政治理论和科学技术。根据 1953 年 9 月的统计，在干部中（军队干部除外），有一半以上不到初中文化水平，其中少数人还是文盲[35]。从这个状况来看，不只是农村干部文化程度底，中共干部中大多数人的文化程度还有待于提高。中共宣传部在实行农村干部培养计划的同时，也在培养地方干部，因为这是中共向全国民众普及宣传的必要条件。

总路线时期的宣传工作与自我批评

党的总路线是指导经济建设的国家政策，笔者认为从宣传工作的角度来分析党的总路线是必要的。从 1954 年 5 月 5 日至 25 日在北京召开了第二次全国宣传工作会议[36]，这次会议由当时担任中共中央宣传部部长的习仲勋主

33. 现在的宣传工作也是自上而下的宣传模式，中共十七大宣传工作中，中央政府组织专门宣传十七大的演讲团，派演讲团到地方党委去，地方党委按照中央政府组织演讲团的形式，自组演讲团，并派到基层组织去。这在有关中共十七大宣传工作的文件里明确注明的（江苏省委宣传部编：《2008 年江苏宣传工作年鉴》,237 页，江苏人民出版社，2008)。

34. 中共中央宣传部办公厅:《党的宣传工作文件选编(1949-1966)》,145-146 页,中共中央党校出版社,1994。

35.《社论：加强工农干部的文化教育工作》，1954 年 1 月 22 日，《人民日报》第一版。

36.《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》指出，“中国共产党第二次全国宣传工作会议于 1954 年 5 月 5 日至 25 日在北京召开”，而《陆定一文集》指出，“1954 年 7 月 17 日中共中央做出关于改进报纸工作的决议，在这之前，即 1954 年 5 月，中央召开第三次全国宣传工作会议，讨论了这个决议的草案”。本文按照前者（中央宣传部办公厅编:《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》,39 页,中共中央党校出版社，1994。陆定一文集编辑组：《陆定一文集》，453 页，人民出版社，1992)。

持。这次会议上讨论了有关宣传党的总路线的问题。党的总路线的宣传重点是为社会主义工业化服务，进而达到社会主义工业化的目的。

习仲勋的报告指出了中央宣传部领导工作中的不足。报告中指出，中央宣传部对党内外发生的一些重大思想问题调查研究不够，嗅觉不敏锐，没有及时提出解决这些问题的思想工作方针，对宣传文教工作缺乏检查和落实，领导工作上存在着相当严重的脱离实际和领导一般化的现象[37]。另外，习仲勋在报告中还号召各级党委宣传部对过去的宣传材料、宣传口号进行全面的检讨，按照党的工作要求编出适当的宣传材料，督促有关部门着手出版更多的相关书籍，同时指出宣传部对各级学校的课程、教材和各种教学活动要进行检查，通过加强社会主义思想意识来教育青年，并要求在党校教育方面增设关于社会主义建设及改造的课程，编写相关的教材[38]。

上述的会议内容有些跟过去的会议内容重复，这说明有些问题还没有得到彻底解决。这次会议再次提出要加强宣传教育工作，并指出领导工作上存在着相当严重的脱离实际的问题。这意味着以往中央有关宣传工作的政策有些只是“纸上谈兵”，实际运作中还存在许多问题，贯彻执行结果并不理想。

此次会议习仲勋的报告中，提出了改善地方党委宣传部工作的具体计划，即面对县区及下属地方宣传干部大量缺乏的实际情况，提出加强现有二百多万文教干部的团结以及教育工作，提高他们的政治觉悟，同时在他们中间发展党的组织和选拔宣传干部[39]。宣传部从这些文教干部中再进行选拔。从这能够看出，中共对上级宣传部的工作只限于宏观管理，微观部分还需要依靠当地的基层宣传员来做。但当时对基层宣传人员的培养不够，这样造成了宣传工作的脱节。

除了上述的宣传工作的目标之外，在第二次全国宣传工作会议中还讨论了报纸上开展批评与自我批评的问题。开展自我批评是中共的宣传手段之一[40]，通过自我批评改善带有资产阶级性质的问题。自我批评分两种，一种是在集体会议上进行的自我批评。另外一种是通过媒体进行的自我批评，即通过媒

37. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，43-44 页，中共中央党校出版社，1994。
38. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，49-50 页，中共中央党校出版社，1994。
39. 中央宣传部办公厅编：《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，57-58 页，中共中央党校出版社，1994。

体宣传自我批评的具体内容，给民众一个开展自我批评的政治方向。此后出现了利用自我批评来达到控制思想意识的现象。

中共利用自我批评对宣传工作的思想作风进行了检查，改进了报纸工作，并按照党的政策展开了对资产阶级的批判。同时此次会议议题中提到了党委与编辑部的关系，指出党委要给报社以切实具体的帮助，监督和检查报纸上的批判工作，而报社必须在党委的领导下进行工作，对一切批评都要严格按照党的原则、中央的决议和党委的意图办事[41]。中共认为，报纸在对民众进行的宣传工作中发挥了很重要的作用，所以对报纸上的文章审查严格。同时，此次会议提出的自我批评没有规定明确的范围及程度，因此是很暧昧的。

在这次会议上颁布了《中共中央关于改进报纸工作的决议》（以下简称为《决议》）。《决议》里强调了以党委为主的检讨模式，以及党报编辑部门要对干部进行马列主义教育培训。《决议》指出目前的党报上存在着思想问题，开展自我批评不够。另外，习仲勋的报告指出，在不少党的报刊中没有着重宣传党中央的领导和党的集体领导，个别地区的报刊甚至还把地方组织放在和中央分庭抗礼的地位，使地方威信超过中央[42]。从这能够看出，当时中共在地方党报及地方党委管理上存在着问题，中央与地方之间的沟通不全面，即中共规定的地方党报的报道模式是如果有中央领导的讲话等，一律把中央的活动摆在首位。

但从上述习仲勋的报告可以看出，地方党报重视地方党委的宣传，有时忽视了中央领导人的宣传，这样出现了地方党报的宣传与中央政府的意图不一致。可以说当时的地方党报宣传存在地方主义，因此，中共开始修正地方党报的宣传工作，加强中央集权。

宣传工作中党报是地方干部了解中央政策的最好教材。中央宣传部在对

---

40. 自我批评是中共党内解决内部矛盾的一种方法。毛泽东的《矛盾论 (1937 年 8 月)》里提出，共产党内的矛盾，用批评和自我批评的方法去解决。毛泽东的这个提法规定了当时党内问题解决方法的方针。建国后，利用报纸开展自我批评最早是 1950 年 4 月 19 日发布的《中共中央关于在报纸刊物上开展批评和自我批评的决定》中提倡的 (以下简称为《自我批评的决定》)。《自我批评的决定》中号召通过自我批评改善党内存在的资产阶级思想，以促进社会主义建设 (《毛泽东选集 第一卷 (第二版)》, 311 页，人民出版社，1991。中共中央宣传部办公厅 :《党的宣传工作文件选编 (1949-1966)》，50-52 页，中共中央党校出版社，1994)。

41. 中央宣传部办公厅编 :《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，71-72 页，中共中央党校出版社，1994。

42. 中央宣传部办公厅编 :《党的宣传工作会议概况和文献 (1951-1992)》，53 页，中共中央党校出版社，1994。

党报工作人员进行理论教育时经常强调党报报道内容的统一性。中央宣传部重视党报上的自我批评，加强了党报的政治色彩，而且除了党报以外，文教工作中也开展了自我批评。从这些情况来看，自我批评对宣传工作的开展具有一定的影响。当时中央宣传部提倡加强自我批评是建国初期党建工作中一个重要方面。

从宣传网的建设转移到加强宣传内容

第一次全国宣传工作会议里强调了宣传马列主义，第二次全国宣传工作会议上强调了通过自我批评来加强社会主义思想意识。这种宣传内容与方法的变化可以说，这一时期宣传工作已经开始从苏联模式转向中国模式。1955年2月1日至7日在北京召开了省市委宣传部长会议。这次会议上当时中共中央宣传部部长陆定一提出了要加强理论宣传工作。陆定一在这次会议上做了有关党委宣传部工作的报告。他说，迄今为止理论工作还很薄弱，轻视理论工作的思想还严重存在[43]。这说明，当时的宣传工作理论方面宣传得不到位。

陆定一在报告中指出，在思想工作上要保证全国人民以马克思列宁主义为指导思想，团结一致来实现党的总路线，也指出必须在全党和全国人民中间削弱以至粉碎资产阶级唯心主义思想的影响，把辩证唯物主义和历史唯物主义思想在全党和全国人民中作极其广泛地宣传，同时要在各个学术领域中，展开对资产阶级唯心主义思想的批评，系统地介绍辩证唯物主义和历史唯物主义思想[44]。这些内容也包括在同年3月1日发布的《中共中央关于宣传唯物主义思想批判资产阶级唯心主义思想的指示》里。从陆定一的报告可以看出，理论工作是思想工作的根本。

另外，会议上规定了有关加强理论工作的管理问题，此项工作由中央组织部主管，中央宣传部负责指导教学，具体工作由中央宣传部的学校教育处负责。此后理论教育相关的文件都由中央组织部及中央宣传部负责制定。其

43.中央宣传部办公厅编:《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》,101页,中共中央党校出版社,1994。

44.中央宣传部办公厅编:《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》,99、101-102页,中共中央党校出版社,1994。

中，高级党校和中级党校由中央组织部主管，中央宣传部对教学问题负全部责任。会议要求中级党校必须在最近几年内逐步做到每个省市一个，使全党数十万县级以上干部接受系统的马列主义理论教育[45]。

1955 年中共中央提出若干改造理论教育工作的通知[46]，通知里规定了详细的教学内容。党校的等级可以看出对干部培养的层次不同，同时中共增加党校数量，通过党校培训的方式进行宣传工作。而且在党校教育方面，中央宣传部编辑教材、安排课程内容，这样和过去相比系统化了，过去的宣传员报告员制度培养人才方面只能针对被选拔的干部进行，比较官僚化。

以往的，全国宣传工作会议主要讨论如何建设宣传网。其中大部分工作是由中央宣传部来领导。其后，通过地方党委的协调，利用党内通知等方式来管理地方宣传工作。这些工作内容大部分依靠各级党委宣传部的宣传网来进行。但这次会议上提出宣传工作要有中央组织部的参与。这说明，宣传工作需要依靠组织部门来管理，即宣传工作的工作量膨大，需要分工化。

这一年的宣传工作会议内容主要是以思想政治工作为主，部分提到有关宣传网建设及管理方面的内容。因此，宣传网的建设已经不是主要的问题，主要讨论的内容是理论等有关思想政治工作的内容。为了建设社会主义批判资本主义，思想方面的阶级斗争开始展开了。而且，党校等有关人材培养工作开始分工管理。这说明，中共在意识形态方面的管理开始系统化，这样可以避免一个部门负担全部工作，可以和其他部门共同进行宣传思想工作。

从“双百”到“反右”

1956 年在中国大陆开始“百花齐放百家争鸣”[47] 运动。有关“百花齐放百家争鸣”以往曾有过广泛的讨论，但是笔者认为从 1956 年 5 月 28 日至 6 月 1 日在北京召开的省市委宣传（文教）部长座谈会的内容，即强调走社会

45. 中央宣传部办公厅编:《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》, 103 页, 中共中央党校出版社, 1994。

46. 1955 年 4 月 16 日《中央宣传部关于召开干部理论教育工作座谈会的报告》、1955 年 7 月《中央组织部 中央宣传部关于设置培养专职理论教员实施办法的通知》、1955 年 7 月 4 日《中共中央关于党的高级干部自修马克思、列宁主义办法的规定》等。

47. 有关“百花齐放百家争鸣”, 是中共在 1956 年提出的一个口号, 即艺术方面, 提倡自由表现, 可以发表不同形式及内容的作品;学术方面, 提倡自由, 不同的学说及理论可以论争。此运动也称“双百”(据《岩波现代中国事典》, 1070 页, 岩波书店, 1999)。

主义改革路线，尤其是关于学习苏联等内容也可以看出一些问题。

这次会议是中共中央宣传部及文教部的联合座谈会，这说明两者之间存在着密切的工作关系。座谈会由陆定一主持。座谈会上陆定一做了《关于学习苏联和今后宣传工作中应注意的问题》的讲话。讲话里指出了有关宣传工作的主要任务，及向苏联学习的若干问题，同时提出改革的对象问题。对于社会主义改革的认识，中共认为应从农村包围城市，而马列主义著作中革命是从城市开始的[48]。从这可以看出中共强调向苏联学习，但是有些地方还是按照中国的现况去做。中共认为这一时期重要的是农民问题，实行农村改革极为重要。另外，这次座谈会的内容里提到了有关宣传工作分工化，这表明已经不能只靠宣传部来管理所有的宣传工作[49]。

这个期间，虽然提倡“百花齐放百家争鸣”，但是同时对知识分子开始加强思想政治工作。1956 年 4 月 9 日中共中央通过了针对知识分子的思想政治工作的方案[50]，这个政策是中央统战部与中央宣传部联合开展的，是 1956 年 5 月 28 日至 6 月 1 日期间召开的省市委宣传（文教）部长座谈会前批准的政策，然而省市委宣传（文教）部长座谈会上提出允许各单位独立展开宣传工作。

1957 年 2 月毛泽东发表了《关于正确处理人民内部矛盾的问题》之后，中共的宣传工作有了很大的转变，此后中国内政变得不稳定，尤其是毛泽东对宣传工作的干预不断增加。1957 年 6 月 8 日中共开始展开反右派斗争[51]。全国宣传工作会议同年 3 月 6 日至 13 日在北京召开。这次会议上毛泽东做了《在中国共产党全国宣传工作会议上的讲话》（以下简称为《讲话》）。虽然会议期间还没全面开展反右派斗争，但是通过《讲话》的内容能够看出已开始对言论方面有了一定的限制。

48. 中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》，1149 页，学习出版社，1994。

49. 陆定一做了《关于学习苏联和今后宣传工作中应注意的问题》(以下简称为《问题》) 的讲话。《问题》里探讨了今后的宣传工作，指出要提高宣传工作的质量，同时指出，宣传工作不必像过去搞成一个组织系统，党、团、工会都可以单独从事宣传工作（中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》，1152 页，学习出版社，1994）。

50. 中共中央宣传部办公厅：《中国共产党宣传工作文献选编 (1949-1956)》，1105 页，学习出版社，1994。

51. 有关反右派斗争，中共在毛泽东的指导下从 1957 年到 1958 年上半年进行了反对资产阶级右派的斗争。在“百花齐放百家争鸣”期间，民众对于当时的中共提出了很多尖锐的批评。这些对中共提出批评的人被指为“右派分子”，遭到了打压。(据《岩波现代中国事典》，1052 页，岩波书店，1999)。

这时期中国内地还普遍存在着“百花齐放百家争鸣”运动所提出的言论自由的风气，《讲话》里也多次提到有关“百花齐放百家争鸣”。《讲话》主要探讨了知识分子的问题，即毛泽东提出如何改造知识分子、如何对待知识分子的问题。毛泽东在会议上提出要把“百花齐放百家争鸣”作为一个基本的、长期的指导方针，希望大家大胆地提意见，要使人们敢于批评，敢于说话，敢于争论。毛泽东还要求各级党委要把思想问题抓好[52]。从上述的内容可以看出，虽然在指导思想上毛泽东主张要创造一个让人们敢于说话的气氛，但是同时又要求各级党委要把思想问题抓好，两者显然是互相矛盾的，笔者认为这一点值得关注。

陆定一也在这次会议上发表了讲话。他也提出了有关知识分子的问题。他说要探讨知识分子为谁服务的问题。指出，要到工农群众中去宣传马克思主义，使更多的知识分子在思想、感情上真心诚意地为工农服务，这是社会主义建设中五百万知识分子的任务。同时提出，党与知识分子的关系处在不正常的状态。为解决这一问题，陆定一提出应该进行思想整风，使党内思想更加统一起来。通过陆定一的讲话可以看出，中共对于知识分子问题非常重视。陆定一讲话里两次提到中央宣传部，并对中央宣传部的工作表现表示了不满，指出中央宣传部及中央主管文教工作部门存在着主观主义、官僚主义与宗派主义作风[53]。

从“百花齐放百家争鸣”到反右派斗争能够看出各部门的工作功能不稳定。1956 年的省市委宣传部长座谈会上提出来的各个宣传部门可以分工进行工作，但是反右派斗争开始之后，各部门又统一公布了批评知识分子的政策。从这些情况来看，“百花齐放百家争鸣”前的宣传工作比较系统化，形成了以中央宣传部为中心的宣传网，但是从“百花齐放百家争鸣”到反右派斗争的过程里开始产生了政策内容的矛盾。总而言之，从这个时期开始，宣传工作出现了不稳定的状态，而从宣传史的角度来看，这是一个历史的转折点。

52. 中央宣传部办公厅编:《党的宣传工作会议概况和文献(1951-1992)》, 165 页, 中共中央党校出版社, 1994。
53. 陆定一文集编辑组：《陆定一文集》, 554-555、558 页, 人民出版社, 1992。

结　语

本研究通过中共中央宣传部的编辑资料对建国初期的中共宣传工作进行了分析，特别是在思想政治方面以及宣传部的职能方面。中共建国后即于1951年第一次召开全国宣传工作会议，通过会议内容可以看出中共重视宣传工作，并着重加强宣传工作薄弱环节。上个世纪五十年代初期，宣传工作主要任务是马列主义的普及，以及反对资本主义的宣传。中共认为资产阶级是革命运动的障碍，通过马列主义的普及能够解决资产阶级所带来的障碍，能够顺利地建设社会主义社会。

建国初期由于宣传网的缺乏，没有办法把党的政策正确地传达给地方政府，而中央与地方之间难免出现了矛盾。为了解决这个问题，中共中央开始通过宣传员及报告员的人际传播的方式进行宣传，同时培养干部及开展扫盲工作。进一步分析发现，五十年代初期的宣传工作的特点是以人际传播为主，报刊杂志等宣传品为辅。中央与地方之间的宣传网基本形成之后，渐渐变成以宣传品为主、人际传播为辅的宣传模式。其次，中共开始着手改良宣传品等宣传内容，主要是把宣传品中的政治思想与实际政治生活结合来。

五十年代中共在宣传工作中加大了打压知识分子的内容，同时提出解决农民的问题。中共认为知识分子思想转活跃，受资产阶级影响很大，因此希望知识分子到农民群体里发挥力量。笔者认为这样做是为了削减知识分子的力量，消除不利于一党专制的因素。从1956年开始大力开展“百花齐放百家争鸣”运动。这一运动的初期表现出批评的自由有利于党的建设，但逐渐演变为不能破坏党的总路线，事实上这是互为矛盾的。

通过对上个世纪五十年代中共宣传工作会议内容的分析，可以看出中央重视文教方面的工作，认为在思想改造方面宣传工作做得不好。同时中共表示要加强培养文教方面的人才。笔者认为，五十年代宣传工作人员的不足是宣传工作不完善的原因之一。针对民众的宣传工作主要是宣传员及报告员来负责。从这个角度来看，地方干部按照中央的要求，通过宣传员或下级干部来做地方政府的宣传工作。

很多学者认为在中共宣传工作上最权威的是中央宣传部。但是笔者通过上述研究认为，中共建国初期中央宣传部的职权范围是有限的。这主要表现在，上述的宣传工作会议中，对当时中央宣传部工作中存在的问题有详细的

论述，而且每次会议中都有对中央宣传部工作方面的讨论，尤其是对宣传工作的指导方面，可以说，这一时期的中央宣传部既是领导部门，也是受监督的部门。

通过以上会议内容还可以看出，建国初期强调宣传工作要系统化，但是1956年的会议中这一政策发生了转变，即宣传工作不一定要像过去搞成一个组织系统，党、团、工会都可以单独从事宣传工作。因此，笔者认为中共中央也在摸索宣传工作的实践方法。五十年代是中共宣传工作的重要时期，尤其是中央宣传部对文教部门及农村方面的管理开始加强，这些强化管理的背后存在着中央对地方的了解不足。为了克服这些盲点，中央宣传部采用了党内通信等办法。这些控制地方政府及其他单位的办法一直延续至今，21世纪以后的中共宣传工作仍具有这些传统。理清这些宣传工作的历史脉络可以有效地分析现在的中央宣传工作。

通过这时期陆定一的言论可以看出当时宣传工作的一些情况。陆定一认为中央宣传部的领导工作有不足。通过中共原始资料可以了解到当时中央宣传部的任务，即五十年代初期重视宣传工作的系统化，要统一宣传工作，但是开始“百花齐放百家争鸣”运动后，中央宣传部只负责宏观指导，具体实施是通过各地方宣传部及宣传组织来负责。笔者认为此时期中央宣传部职能开始发生了变化，是不是也可以说这种职能转变对日后中央宣传部职权的变化产生了一定影响呢？

本稿分析的有关中共所提出的宣传工作文件里，难以看出基层组织宣传工作的情况。由于宣传工作会议上的报告不十分完善，难免有所遗落，今后通过对宣传工作文献收集加以补充整理，力求做一个系统化的分析。本稿主要分析中共宣传工作会议的内容以及宣传工作相关政策，但是此次没有详细地分析宣传工作的成果。《党的宣传工作会议概况和文献（1951-1992）》里，60年代及70年代的宣传工作会议内容只有简单的概况介绍，暂时还不具备进一步研究的条件，这些可以说是今后的课题。

An Enquiry into the Construction of the Propaganda Network and "Propaganda Work" during the Early Years of the People's Republic of China

Takaharu HIRANO

The Central Propaganda Department of the Chinese Communist Party (CCP) controls general ideology in China. It can be thought that the propaganda work of this department contributes to maintaining the Chinese government, and that the form of its work was shaped in the early years of the People's Republic of China. This paper is an analysis of the department's propaganda works conferences convened between the republic's early years and The Anti-Rightist Movement, clearly showing the construction of the propaganda network and propaganda work of the early years of the People's Republic of China.

The construction of the propaganda network was not though the use mass media, but rather through a personal-communication form of networking by the use of propaganda workers. In particular, rural areas where the spread of mass media had not reached were clearly situations in which the propaganda effect of these propaganda workers was demonstrated.

Moreover, in the early years of the republic, illiteracy was problematic for propaganda works. Illiteracy rates were very high in rural areas, and illiteracy existed also among local government officials. If these problems could not be solved, propaganda works would not function well. In response to this, in order to create a healthy propaganda network, the CCP planned to improve the propaganda work by conducting education programs aimed local officials.

東亜同文書院の内蒙古調査旅行

森　久男
ウルジトクトフ

はじめに
Ⅰ　東亜同文書院の内蒙古調査旅行の発端
Ⅱ　清末期の内蒙古調査旅行
Ⅲ　満洲事変以前の内蒙古調査旅行
Ⅳ　満州国成立後の内蒙古調査旅行（以下次号）
Ⅴ　蒙疆地域における現地調査旅行
Ⅵ　内蒙古に関する調査報告の刊行状況
むすび
参考文献

はじめに

20 世紀初頭、日本勢力の対外拡張政策が本格化し、「満蒙地方」（中国東北地方）にその影響力が浸透するにつれて、内蒙古地方における調査活動が本格化していった。のち、1932 年に満州国が成立し、1937 年に蒙疆政権が誕生するや、西部内蒙古のアラシャン・オジナ地方を除く内蒙古の広大な地域が、日本の占領地統治下に置かれた。その結果、日本軍・政府職員から民間人にいたるまで、日本人の内蒙古への進出が加速し、内蒙古の全域で各種の調査活動が実施された。

現在残存している各種の日本語資料から判断すると、当時の内蒙古における調査活動は、おもに内蒙古とその周辺の日本領事館、関東都督府、南満州鉄道株式会社、東亜同文会、善隣協会、興亜院、満州国政府、蒙疆政府によって実施され、このほか特定の民間人による調査記録も残されている。その内容は、内蒙古の政治・経済・資源・社会・風俗習慣等の各種分野に跨っており、内蒙古近代史や内蒙古を中心とする近代日中関係史を研究するにあたって、とても貴重な資料源を提供している。

戦前期内蒙古における日本人の調査活動に関する先行研究としては、吉田順一「興安四省実態調査について—非開放蒙地の調査を中心に」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第4分冊、1997年)、「関東都督府陸軍部の東部内蒙古調査報告書」(『日本モンゴル学会紀要』1998年)、「日本人によるフルンボイル地方の調査—おもに畜産調査について」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第4分冊、1999年)、房建昌「従档案看日本興亜院蒙彊連絡部及其対蒙古族地区的調査研究」(『蒙古学信息』2001年第4期)、房建昌「日本興亜院蒙彊連絡部与蒙古善隣協会西北研究所始末及其対西北少数民族的調査研究」(『西北民族研究』2002年第3期)がある。日本による中国全体の調査活動を対象としながら、部分的に内蒙古調査について言及しているものとしては、本庄比佐子等編『興亜院と戦時中国調査』(岩波書店、2002年)、井村哲郎「日本の中国調査機関—国策調査機関設置問題と満鉄調査組織」(『帝国日本の学知』第六巻、岩波書店、2006年)、藤田佳久『東亜同文書院の中国大調査旅行研究』(大明堂出版、1999年)、原覚天『現代アジア研究成立史論—満鉄調査部、東亜研究所、IPRの研究』(勁草書房、1984年)等がある。

戦前期日本の内蒙古地方における調査活動の研究を通じて、それら調査活動によって解明された歴史事実のみならず、日本語で記された各種の調査資料の形成過程、内容、史料価値、資料保存状況の全貌を、鳥瞰的に把握することができる。

本稿では、おもに愛知大学豊橋図書館が所蔵する、東亜同文書院が中国各地で実施した調査報告書や旅行日誌を利用して、同文書院の蒙古地域における現地調査旅行や調査報告書の内容について整理をおこなう。

1901年に東亜同文会が上海で設立した東亜同文書院は、半世紀近くにわたって中国各地で大規模な現地調査旅行を実施してきたことが知られている。その調査活動の意義については、『東亜同文会史』(霞山会、1974年)、『東亜同文書院大学史』(滬友会、1982年)、藤田佳久編『東亜同文書院中国旅行記録』(第1－3巻、愛知大学刊)、藤田佳久「東亜同文書院中国大調査旅行の研究」(大明堂、平成12年)、薄井由「東亜同文書院大旅行研究」(上海書店出版社、2001年)、翟新『東亜同文会と中国—近代日本における対外理念とその実践』(慶応大学出版会、2001年)等の研究成果が発表

されている。

他方、中国においては、蘇智良「上海東亜同文書院述論」(『档案与史学』1995 年第 5 期)、単冠初「試論東亜同文書院的政治特点—兼与西方在華教会大学的比較」(『档案与史学』1997 年第 1 期)、房建昌「東亜同文書院档案的発現及其価値」(『档案与史学』1998 年第 5 期)、桑兵「日本東亜同文会広東支部」(『中山大学学報』2002 年 1 期)、趙文遠「上海東亜同文書院と近代日本の侵略活動」(『史学月刊』2002 年 9 期)、周徳喜「東亜同文書院始末」(『蘭州大学学報』2004 年 3 期)、藍勇「近代日本の長江中下遊地区における調査とその影響」(『中国地理歴史論叢』第 20 巻第 3 号)、周徳喜「日本東亜同文会と天津同文書院」(『歴史教学』、2005 年 5 期) 等の研究成果が発表されている。

本稿で蒙古と呼ぶ地域は、清朝時代から二十世紀中葉にかけて、様々な変遷を遂げ、蒙古という名称に対する認識は、著者によって異なっている。清朝期、蒙古は「外藩蒙古」「内属蒙古」と呼称されていたが、民国期になると、外蒙古が独立して、内蒙古にいくつかの特別行政区 (のち、省) が設置され、「已設治蒙旗」(県治が施行された蒙旗) と「未設治蒙旗」(県治が施行されない蒙旗) という表現がしばしば使われている。他方、日本人の著作物には、「満蒙」「東蒙古」「開放蒙地」「非開放蒙地」という用語が使用され、のち「蒙疆」という表現も出現している。本稿では、蒙古という地域概念を用いる際、蒙古地域の時代的変化や各著者の用語法を考慮しながら、その変遷を視野に入れて置いて考察をすすめる。

(付記。本稿は大幸財団の研究助成に基づく研究成果である。ウルジトクトフが全体の草稿を纏め、森久男が文章表現上の調整を行った。「Ⅴ　蒙疆地域における現地調査旅行」は、森の責任で執筆した)。

Ⅰ　東亜同文書院の内蒙古調査の発端

東亜同文書院の設立後、1902 年に第一期生が最初に芝罘・威海衛等の山東地域に二週間の調査旅行を実施してのち、第二・第三・第四期生も書院教授の指導のもとで京津地域 (北京・天津一帯) や揚子江流域で調査旅行を実施している。

1902 年に日英同盟が締結されてのち、イギリスは新疆と外蒙古地域におけるロシアの動向調査を日本側に要請した。そこで、外務省の嘱托を受けて、東亜同文書院第二期生の林出賢次郎・波多野養作・桜井好孝・三浦捻・草政吉等の５人が実際の調査を行った。これは同文書院による大規模な調査旅行の一つの契機となった。

当時の調査旅行に関する研究としては、大林洋五『新疆を訪れた日本人―附波多野南山「新疆偵察記」抄』（『愛知大学国際問題研究所紀要』、第 54 号、1974 年３月）、藤田佳久「波多野養作の中国・西域踏査旅行について―東亜同文書院の中国調査旅行実施への契機となった踏査旅行記録から」（『愛知大学国際問題研究所紀要』、第 95 号 1991 年）、「波多野養作の『西域地方事情』ノ - ト―中国・西域踏査旅行報告の付論から」（『愛知大学国際問題研究所紀要』、第 98 号、1993 年）等がある。しかし、波多野の調査旅行は詳しく紹介されているが、他の四人の調査旅行についてはあまり触れてられいない。そこで、新たに発見した資料を基礎として、五人の調査旅行、および外務省に提出された報告書について簡単に紹介しておこう。

①林出賢次郎「清国新疆伊犁地方視察復命書」

新疆派遣員林出賢次郎。1882 年生、和歌山県出身。1902 年、東亜同文書院商務課入学、1905 年３月卒業。1905 年５月、他の四人と一緒に東京を出発して北京に到着。７月に北京出発・西安・蘭州・哈密・迪化を経て、1906 年４月に伊犁到着。同地に５カ月滞在し、９月に庫爾喀喇烏蘇にある蒙古郡王府に到着。同地に１カ月以上滞在後、ふたたびび塔爾巴哈台等へ調査に行き、12 月に同王府を経て、1907 年５月に北京に帰着。

今回の調査旅行から帰国後、林出は『東亜同文会報告』（第 93 回、1907 年６月）において「新疆旅行談」を発表し、1938 年に東亜同文会の機関誌に「三十年前の伊犁行回顧」（『東亜』29 巻第６号）を発表している。しかし、外務省へ提出した「清国新疆伊犁地方視察復命書」が公開される以前、マル「秘」資料として、非公開であったため、研究者の間でもよく知られていなかった。

1907 年 10 月に外務省政務局で印刷された同復命書は、伊犁の部、塔爾巴哈台の部、結論、付録等の四部分からなっており、その構成は次のとおりである。

伊犁ノ部
第一、地理及交通
第二、時令
第三、官制及兵備
第四、露国人ノ勢力及施設
第五、人種風俗及宗教
第六、商業事情
第七、通貨
第八、農業及牧畜
第九、鉱山
第十、労銀及物価
第十一、通信制度
第十二、新疆ニ於ケル蒙古王
塔爾巴哈台ノ部
第一、一般ノ地勢位置
第二、塔城ノ位置及部落
第三、塔爾巴哈台ノ官制及兵備
第四、四季ノ気候
第五、交通、道路ノ情況及運搬法、運賃
第六、人種及風俗宗教
第七、農業牧畜及物産
第八、商業事情
第九、通貨ノ種類及銀行
第十、露国居留地ト居留民
第十一、哈薩克問題
第十二、露清国境事情
結　論
露国ノ新疆経営
清国ノ新疆経営及吾人ノ取ルベキ方針
付　録
新疆迪化ヨリ伊犁塔城ニ至ル里程表

新疆旅行日程

以上の項目から分かるように、この復命書は、伊犁を中心とする新疆地域の地理・気候・交通・兵備・民族、および風俗習慣・経済・商業・通信・ロシア勢力・その施設等について詳しく記している。とくに旅行中に蒙古東路土爾扈特郡王府に 40 日間以上滞在して、新疆モンゴル族について詳しい記録を残している。東路土爾扈特郡王であった巴爾塔氏は日本留学経験があり、蒙古王公の中では開明的王公として知られている。今回の調査旅行をきっかけとして、林出は新疆巡撫の依頼によって、1907 年 10 月にふたたび新疆入りし、法政学堂・陸軍学堂の教官を務めている。

②波多野養作「新疆視察復命書」

ウルムチ派遣員波多野養作。1882 年生。北九州出身。1905 年、同文書院政治課卒業。1905 年 9 月、蘭州に一カ月滞在後、12 月に新疆迪化に到着し、同地に 11 カ月滞在して調査を実施。1906 年 12 月、蘭州に戻り、1907 年 2 月に青海省各地を調査し、 6 月に東京に帰国。

前述した大林氏と藤田氏は、波多野の遺族から入手した日記等の原稿を整理して、その調査旅行について紹介している。その原稿は波多野が外務省に提出した復命書の一部であると思われる。1907 年 8 月、『新疆視察復命書』が外務省政務局で印刷されたが、マル「秘」資料であったため、公開以前は知られていなかった。その構成は次のとおりである。

第一章 行程
　第一節 北京ヨリ蘭州到着
　第二節 蘭州ヨリ青海ニ至ル
　第三節 附図地誌
　第四節 包頭ト帰化城、蒙古開墾
第二章 交通
　第一節 新疆ノ交通路
　第二節 露清ノ交通
　第三節 新疆ノ地勢ヲ論ス
　第四節 露清ノ郵便電信
　第五節 黄河ノ水利　附羊毛ノ運搬
第三章 人種

第一節 小教即チ「トンガン」
第二節 土耳機斯坦人
第三節 蒙古人
第四節 唐古忒人
第五節 哈薩克人
第六節 漢人ノ発展ト諸人種ノ関係
第七節 露清境上種族ノ混沌
第四章 喇嘛教
第一節 達頼喇嘛
第二節 達頼ト時局
第三節 達頼ノ地位、達頼ト英露
第五章 物産及商業貿易
第一節 物産
第二節 清国商人
第三節 輸出入商及境上貿易
第四節 商業通路
第五節 新彊通貨
第六章 政治事情
第一節 露国領事及兵営
第二節 新彊ニ於ケル清国官吏
第三節 新彊ノ兵備ト将軍長庚
第四節 董福祥及端郡王
附　録　旅行日程

③桜井好孝「蒙古視察復命書」

コブト派遣員桜井好孝。1905年7月、北京を出発、西安・蘭州・迪化を経て、1906年5月に科布多に到着。8月、烏里雅蘇台、クーロンへ出かけ、両地でそれぞれ十日間以上滞在して調査後、1906年12月に北京に帰着。東亜同文会における桜井の報告は、「新彊蒙古旅行談」(『東亜同文会報告』第86、87回）に掲載されている。外務省に提出された『蒙古視察復命書』は、1907年2月に外務省政務局でマル「秘」資料として印刷された。蒙古之部と新彊之部という二つの内容から構成され、その構成は

次のとおりである。

蒙古ノ部

第一、科布多ノ位置及行政区画

第二、科布多ノ兵制

第三、蒙古ニ於ケル人種

第四、蒙古ノ気候

第五、蒙古ノ物産

第六、蒙古ノ交通事情

第七、蒙古ニ於ケル商業事情

第八、蒙古ニ於ケル牧畜ノ現況及将来　附風俗人情

第九、露国ノ政治的活動

第十、烏里雅蘇台界約記略

第十一、阿爾泰山ノ現況及将来

新疆ノ部

第一、新疆位置

第二、新疆ニ於ケル交通状況

第三、新疆ニ於ケル人種

第四、新疆ニ於ケル商業事情

第五、蒙古旅行日程

④三浦捻『外蒙古視察復命書』

クーロン派遣員三浦捻の任務は、外蒙古クーロンにおけるロシア勢力について調査することであった。1905年7月、三浦は北京を出発、9月に庫倫に到着し、同地で8カ月間調査を行った。1906年5月、外務省の帰国命令を受け、途中内蒙古・北京等を経由して日本に戻った。提出した報告書が「外蒙古視察復命書」という題名で、マル「秘」資料として外務省政務局で印刷された。その構成は次のとおりである。

一、庫倫略図

二、庫倫概況

地理（位置、地勢、気候、市街）

在住各種族ノ職業（人口総数、蒙古人、支那人、西蔵人）

庫倫行政一班（行政機関、弁事大臣、）

三、露国ノ経営
四、蒙古ニ於ケル露国ノ将来ヲトス
五、蒙古人ノ対外観ト対露観
　漠北蒙古人ノ接スル外国文明勢力
　蒙古人ノ清朝ニ服シツツアル所以
　南北蒙古人ノ気質
　南北蒙古人ノ目ニ映ル外国（附日露戦争）
　蒙古人ノ対支那人観
六、対蒙古策私議
　対蒙古策ノ必要
　対蒙古策ノ根本問題（一挙掃蕩策ト抵抗経営策）
　根本問題ノ解決（既往ニ於ケル日本民族発展ノ趨勢ト将来ノ蒙古）
　今日之急務
　外国人ノ蒙古ニ対スル注視
　当局者ニ対スル予ノ希望（重要地開放、庫倫ニ官営的商店ヲ開設スルコト）

⑤草政吉「外蒙古視察復命書」

ウリヤスタイ派遣員草政吉。1905 年 7 月、草は北京を出発、張家口経由で 9 月に外蒙古クーロンに到着した。クーロンに二週間ほど滞在してのち、ウリヤスタイ等の各地で調査を行った。1906 年に帰国し、東亜同文会や外務省で調査旅行について報告した。東亜同文会における草の報告は「蒙古旅行談」（『東亜同文会報告』第 82 回、1906 年 9 月）に掲載され、外務省への報告書は、1906 年 9 月にマル「秘」資料として、「外蒙古視察復命書」が印刷されている。その構成は次のとおりである。

一、北京ヨリ外蒙古ニ至ル道路並ニ外蒙古内地ニ於ケル諸道路と交通機関
二、外蒙古ノ気候ト物産
三、外蒙古人ノ衣食住
四、牧畜ト喇嘛教
五、喇嘛教勢力ト太頼喇嘛
六、政治附活佛

七、外蒙古ニ於ケル主ナル都府ノ現況ト特殊事情
八、蒙古字音ト我カ邦音
九、蒙古ノ禮式
十、外蒙古ニ於ケル羊毛ノ状況ト所感

1907 年、外務省は以上５人の調査旅行の経費として、清国調査旅行補助費」３年分３万円を東亜同文書院に支給した。この経費補助が同文書院の本格的な調査旅行の重要なきっかけとなり、1907 年以降ほとんど毎年同文書院学生による中国各地の大調査旅行が終戦まで継続された。

Ⅱ　清末期の内蒙古調査旅行

1907 年、東亜同文書院第五期生から、中国各地の現地調査旅行が本格的に開始された。第５期生は８つの調査班に分かれて各地を調査したが、蒙古地域を対象とする調査班はなかった。しかし、京漢隊の石黒昌明等４人は、予定どおり京漢線調査旅行を終えてのち、９月に残りの時間を利用して内蒙古カラチン右旗を目指して北京を出発し、途中密雲県、古北口、滦平県を経て、承徳に到着した。当時の旅行日誌には、承徳の学校･警察･兵備・農業・商業・交通・金融機関・貨幣について記録している。第５期生の旅行誌『踏破録』には、熱河（承徳）までの旅行日誌「熱河紀行」が収録されている。

1908 年７月、第６期生は 12 の調査班に分かれて各地を調査し、晋蒙隊と口外喇嘛廟熱河隊が蒙古地域に入っている。1908 年７月 10 日、玉生武四郎・梅津理・宮崎吉蔵等５人からなる晋蒙隊は、上海を出発し、途中天津・北京・南口・居庸関を経て、張家口から調査地域に入り、西方のチャハル･帰化城を通って、オルドス･包頭に到達し、10 月 24 日に上海に戻っている。晋蒙班の調査は、おもに上述の諸都市で実施され、調査報告書には張家口、ドロノール・豊鎮・帰化・包頭等の諸都市について詳細な記録が残されている。晋蒙隊は『晋蒙線調査報告書』を提出し、第６期生の旅行誌『禹域鴻爪』の中に彼らの旅行日誌「晋蒙隊旅行記」が収録されている。『晋蒙線調査報告書』の構成は、次のとおりである。

第一巻

第一編　山河形勢
第二編　気候風土地味
第三編　交通運輸及税関
第四編　都市及人口
第五編　教育
第六編　宗教
第七編　風俗人情

第二巻
第一編　労働者及資本家事情
第二編　外国人企業及勢力
第三編　人民生活状態
第四編　各種生産事業

第三巻
第一編　貿易大勢
第二編　重要商品
第三編　商業慣例
第四編　商買組合
第五編　貨幣及金融
第六編　度量衡

口外喇嘛廟熱河隊は田中吉佐等が参加し、『口外喇嘛廟熱河線調査報告書』を提出し、『禹域鴻爪』に中に彼らの旅行日誌「蒙古旅行」が収録されている。熱河隊の調査地域はドロノール・カラチン部、熱河一帯で、内容が非常に詳しい。清末期の同地域に関する資料が少ないので、熱河隊による調査の資料的価値は高い。同報告書の構成は、次のとおりである。

第一巻
第一編　地理（承徳府）
第一章　序説
第二章　位置及区域（承徳府、灤平県、豊寧県、平泉州、赤峰県、建昌県、朝陽県）
第三章　人口及面積
第四章　沿革

第五章　地勢
第六章　気候
第七章　人情風俗
第八章　都邑
第二編　地理（北京古北口間）
第三編　地理（多倫諾爾）
第一章　位置及地勢
第二章　人口及面積
第三章　気候
第四章　人情風俗
第四編　地理（山海関及秦皇島）
第五編　清国藩部行政
第一章　序言
第二章　一般行政
第三章　藩部一般行政
第四章　多倫諾爾行政
第五章　囲場府行政
第六章　喀喇沁部行政
第七章　承徳府行政
第八章　山海関行政
第九章　結論
第二巻
第一編　物価
第二編　人民生活程度（喀喇沁部付近人民生活程度を含む）
第三編　労働者事情（喀喇沁部労働者を含む）
第三巻
第一編　農業牧畜業林業
第一章　序言
第二章　北京多倫諾爾間
第三章　多倫諾爾牧畜業
第四章　多倫諾爾囲場間

第五章　喀喇沁部
第六章　喀喇沁部農業改良と利用
第七章　喀喇沁部承徳府間
第八章　承徳府
第九章　山海関
第二編　工業及鉱業（多倫諾爾、喀喇沁部、熱河の工業鉱業を含む）
第三編　商業（多倫諾爾、熱河の商業を含む）
第四編　貨幣及金融
第五編　度量衡
第六編　交通税関

1909年7月、第7期生による現地調査旅行が13班に分かれて実施され、関内外蒙古隊が蒙古地域に入った。塩路樹雄・矢部仁吉・尾藤正義・富士木鷹二・甲斐友比古等5人からなる調査班は、7月5日に上海を出発、7月28日に承徳に到達し、おもに承徳・平泉・建昌・赤峰・建平・朝陽・錦州・山海関等の諸都市で現地調査を実施して、『関内外蒙古線調査報告書』を提出した。第7期生の旅行誌『一日一信』には、彼らの旅行日誌「野原めぐり」が収録されている。同報告書の構成は、次のとおりである。

第一巻
第一編　口外蒙古沿道形勢
第一章　総説
第二章　地質
第三章　地形
第四章　山岳
第五章　河流
第六章　道路
第七章　住民
第八章　物資
第九章　経過地沿道記事
第二編　気候
第三編　都会
第一章 口外之部

第一節　平泉（位置及地勢、人口戸数及住民、生活状態、市街、行政軍事、教育、宗教、工業、鉱業、商業、金融、交通運輸機関等を含む）
第二節　建昌（同上）
第三節　赤峰（同上）
第四節　建平
第五節　朝陽
第二章　関内外之部
第四編　人情風俗
第五編　交通運輸
第六編　税関
第二巻
第一編　田圃及宅地
第二編　農業
第三編　牧畜業
第四編　林業
第五編　工業
第六編　鉱山業
第七編　物価
第三巻
第一編　貿易大勢
第二編　商賈及組合
第三編　貨幣及度量衡
第四編　金融
第五編　重要商品

1910年7月、第8期生の現地調査旅行は11班に分かれて実施されたが、錦斉線調査班と甘粛オルドス班が内蒙古に入っている。錦斉線調査班の班員は岡本喜代治・武樋長次・飯塚重史・佐藤信二・三田義一・後藤禄郎等6人である。錦斉調査班は『錦斉線旅行隊調査報告書』を提出し、第8期生の旅行誌『旅行記念誌』には旅行日誌「蒙古遊記」が収録されている。同報告書の構成は、次のとおりである。

第一巻　地理
　第一編　沿道形勢
　　第一章　総論
　　第二章　各論
　第二編　都市
　　第一章　総論
　　第二章　各論（阜新、小庫倫、彰武、康平、鄭家屯、洮南府、開通等の都市における位置及沿革、人口戸数、行政、兵備、教育、宗教、工業、商業についての内容を含む）。
　第三編　行政
　　第一章　総論
　　第二章　蒙古行政官治機関
　　第三章　蒙古自治機関
　　第四章　戸口調査
　　第五章　特種機関
　　第六章　軍制
　　第七章　裁判
　　第八章　土地開放と収租
　　第九章　蒙古財政
　　第十章　結論
　第四編　交通運輸
　　第一章　総論
　　第二章　運輸機関
　　第三章　水運
　　第四章　運輸季節
　　第五章　包装
　　第六章　郵便
　第五編　厘金局
　　第一章　総論
　　第二章　錦州税捐局
　　第三章　朝陽税捐局

第四章　小庫倫税捐局
第五章　康平税捐局
第六章　鄭家屯税捐局
第七章　洮南税捐局
第二巻　経済
第一編　田圃及宅地
第二編　農業
第三編　牧畜業
第四編　工業
第三巻　商業
第一編　鄭家屯（位置及沿革、商況、物価、商店及組織、取引習慣などを含む）
第二編　洮南（同上）
第三編　小庫倫（同上）
第四編　錦州（同上）
第五編　貨幣及金融
序　説
甲編　東部蒙古
乙編　塞外蒙古

甘粛オルドス班の班員は村山・小笠原・功力・大西・綱田等５人からなり、『旅行記念誌』には旅行日誌「甘粛鄂爾多斯班記」が収録されている。同報告書の構成は、次のとおりである。

第一巻　地理
第一編　沿道形勢
第二編　気候
第三編　軍事及教育
第四編　陸運
第五編　税関
第二巻　経済
第一編　農業
第二編　牧畜業

第三編　林業
第四編　鉱業
第五編　工業
第六編　田圃及宅地
第七編　外国人企業及其勢力
第八編　物価
第九編　資本家
第十編　生活程度
第十一編　物資
第三巻　商業
第一編　金融
第二編　貨幣
第三編　度量衡
第四編　組合
第五編　商買
第六編　商業
第七編　市

1911 年から 1915 年にかけて、東亜同文書院第 9 期～第 13 期の学生達による現地調査旅行が例年どおり実施されたが、その旅行コースは中国内地に集中し、蒙古地域への調査旅行は行われなかった。当時、辛亥革命の勃発によって清朝の支配が瓦解し、中華民国が成立した結果、中国政治は複雑な混乱状態に陥り、外蒙古でも独立運動が起きて新政権が誕生し、内蒙古は不安定な状態に置かれていた。こうした状況が同文書院生の現地調査旅行に影響を及ぼしたものと思われる。

現在、愛知大学に保存されている資料から判断して、この時期の調査報告書は、調査地域の地理・気候状況・経済・商業等のあらゆる分野を含み、調査報告書の内容も詳細で分量が多い。このような状況は、1915 年の第 13 期生の調査まで続いている。中国全体で蒐集した厖大な現地調査資料を基礎として､1915 年から東亜同文会編纂『支那省別全誌』（全 18 巻）の刊行が開始されている。そのためか、1916 年以降の調査報告書の内容には、簡略された傾向が認められる。

Ⅲ　満洲事変以前の内蒙古調査旅行

1916年7月、第14期生による現地調査旅行が実施され、そのうち北満班と関外班の調査地域に蒙古の一部が含まれている。関外班の班員は鈴木謙吉・柴田七郎等からなり、旅行ルートは大連—撫順—奉天—法庫門—彰武—義州—朝陽府—赤峰—囲場—ドロノール—独石口—張家口—北京—天津—上海である。第14期生の旅行誌『風餐雨宿』には関外班の旅行日誌「朔漠行」が収録されている。北満班の調査報告書は、『第十回支那調査報告書』「第三巻　関外地方」に収録され、その構成は次のとおりである。

第一編　地理

第一章　総論
第二章　奉天法庫門間
第三章　法庫門彰武間
第四章　彰武義州間
第五章　義州朝陽間
第六章　朝陽赤峰間
第七章　赤峰囲場間
第八章　囲場多倫諾爾間
第九章　多倫諾爾独石口間
第十章　独石口張家口間

第二編　都会

第一章　法庫門（各章は５～７節で構成され、おもに概況・位置及沿革・戸数人口・市況・官衙・商務機関・教育機関・寺廟・病院・生業・商業概況・商店・商業範囲・貨物集散・交通・繁閑・生計程度等を記し、各節の構成もほぼ同じである）。
第二章　彰武
第三章　義州
第四章　朝陽府
第五章　赤峰
第六章　囲場
第七章　多倫諾爾

第八章　独石口
第九章　張家口
第十章　北京
第十一章　天津
第三編　水運及鉄道（大連水運、京張鉄道、京奉鉄道、満蒙地方予定鉄道等五章からなる）
第四編　貨幣金融度量衡（第二編「都会」に挙げた都市の貨幣・銀行・度量衡等を述べている）
第五編　物産（第一章「東蒙古の経済価値」は概説。以下前述した各都市の物産について記している）
第六編　東部内蒙古における輸入品
第七編　関外農工業

北満班の班員は高山邦臣･栃木理一等からなり、調査地域はおもに奉天･吉林･黒龍江で、旅行途中に蒙古地域を経過した。北満班の調査報告書は、『第十回支那調査報告書』「第一巻　北満」「第十三章　蒙古産甘草」に収録されている。第 14 期生の旅行誌『風餐雨宿』には､北満班の旅行日誌「日長夜短記」収録されている。

1917 年 6 月から第 15 期生の現地調査旅行が開始され、濱田唯喜・大塚一郎等 5 人の班員からなる内蒙古班が、蒙古地域で調査旅行を行った。旅行ルートは上海―大連―奉天―長春―農安―洮南―開通―鄭家屯―白音他拉－莫力廟―開魯―奈曼王府―下窪－海力王府―赤峰―熱河―北京―上海である。第 15 期生の旅行誌『利渉大川』には、内蒙古班の旅行日誌「内蒙古の旅」が収録されている。『第十一回支那各地旅行報告書』「第十五巻　満蒙各地金融及貨幣度量衡」は、内蒙古班の調査報告書である。その構成は次のとおりである。

第一編　金融
第一章　大連（以下、蒙古地域以外は省略）
第八章　遼源州及鄭家屯
第九章　白音他拉
第十章　開魯
第十一章　赤峰

第十二章　北京

第二編　貨幣及度量衡（以下、各章タイトルは第一編と同じ）

1920 年 7 月、第 18 期生の現地調査旅行が行われ、蒙古羊毛調査班（内蒙古班）と天津を中心とする羊毛調査班が内蒙古に入っている。内蒙古班の班員は湯畑爆弾・原田慶二・草野松雄・浜吉公望等 4 人からなり、当初黒龍江航運調査を目的として出発したが、ロシア軍がシベリヤ・黒龍江に侵入したので、調査地域を急遽内蒙古に変更している。その旅行ルートは、大連—奉天—公主嶺—四平街—鄭家屯—洮南—突泉—図什業図—東西扎魯特—アルコルチン－大巴林—林西—烏丹－赤峰—朝陽—錦州—天津である。『第 18 期生支那調査報告書』には内蒙古班の調査報告書は収録されていないが、第 18 期生の旅行誌『粤射隴遊』には、内蒙古班の旅行日誌「興安騎行」があり、旅行中に通過した蒙古地域に関する記述がある。

天津を中心とする羊毛調査班の班員は、横田・久保・佐藤等 5 人からなり、その旅行ルートは、上海—南京—漢口—鄭州—石家庄—太原—忻州—代州—朔州—朔平—清水河—トクト—包頭—帰化—豊鎮—大同—張家口—北京—天津—上海である。清水河・トクト・包頭・帰化・豊鎮・張家口等は、綏遠特別区・チャハル特別区に帰属する蒙旗と並存する街である。年第 18 期生の旅行誌『粤射隴遊』には、羊毛調査班の旅行日誌「晋山朔漠」が収録されている。『第十三回支那調査報告書』「第三巻　天津を中心とする羊毛皮」の「第四編　張家口における羊毛及羊皮」は、同調査班の報告書で、張家口における羊毛と羊皮の種類・産地・産額・用途・運輸・価格が詳しく記録されている。

1921 年 7 月、第 19 期生の現地調査旅行が実施され、東蒙古鉱業調査班と隴綏羊毛羊皮調査班が蒙古地域に入っている。東蒙古鉱業調査班の班員は大脇・丸森等からなり、第 19 期生の旅行誌『虎穴龍頷』には同調査班の旅行日誌「ハンマーの旅」が収録されている。『第十五回支那調査報告書』「第六巻　東蒙古鉱業調査」は、東蒙古鉱業調査班の報告書と見られるが、その内容は東部蒙古の鉱業とあまり関係がない。

隴綏羊毛羊皮調査班の班員は、富田清蔵・和田平市等からなり、調査地域はおもに青海・甘粛地域で、西部内蒙古の綏遠における羊毛調査を実施している。第 19 期生の旅行誌『虎穴龍頷』には、同調査班の旅行日誌「青

海行」が収録されている。隴綏羊毛羊皮調査班の調査報告書は、『第十五回支那調査報告書』「第八巻　甘粛綏遠地方における羊毛」に収録され、これら地域における羊の種類・飼育方法・繁殖法・疾病、および羊毛産地・品質・取引慣習・運輸等が詳しく記録されている。

1922 年 6 月、第 20 期生の現地調査旅行が実施され、田崎庫三・大井格三等 5 人の班員からなる熱河特別管区経済調査班が内蒙古に入った。その旅行ルートは、上海—北京—古北口—熱河—豊寧—ドロノール—経棚—林西—大巴林—烏丹－赤峰—錦州—大連—上海である。第 20 期生の旅行誌『金声玉振』には、同調査班の旅行日誌「興安の月に騎して」が収録されている。『第十六回支那各地調査報告書』「第二巻　熱河経済調査」は、同調査班の調査報告書である。同文書院の現地調査は、おもに調査対象地域の経済・商業状況の調査を目的としており、政治状況についてはあまり触れていない。しかし、同報告書の「第三章　行政」は、熱河特別区の行政区域・行政機関・蒙旗行政・移住漢民管理行政について記すほか、中華民国成立後に制定された「蒙古待遇条例」「蒙蔵回議員選挙法」「蒙人服官内地方法」「蒙人甄試章程」等を取り上げている。その構成は次のとおりである。

第一編　運送及輸出入
　第一章　輸出入経路
　第二章　主要な輸出入品及数量
　第三章　熱河貨物牲畜税目及税率
第二編　熱河特別管区行政地理
　第一章　総論
　第二章　地理
　第三章　行政

1925 年には第 22 期生による現地調査旅行が実施され、三つの調査班が蒙古に入っている。第一の北満及国境調査班は、石川悌次郎・神田耕三等が参加し、その旅行ルートは、吉林—ハルピン—同江—大黒河—瑷琿—チチハル—満州里—ハイラル—平壌で、満州里・ハイラル等の蒙古地域に入っている。第 22 期生の旅行誌『乗雲騎月』には、同調査班の旅行日誌「アムールの悲歌」が収録されている。『第十九回支那調査報告書』には、満州里・

ハイラル等を含むホロンバイル地域に関する記載は見当たらない。

第二の山西綏遠調査班は、堀田捻・籠谷武等が参加し、その旅行ルートは、運城—太原—包頭—大同—張家口で、第 22 期生の旅行誌『乗雲騎月』には同調査班の旅行日誌「晋国苦行」が収録されている。『第十九回支那調査報告書』「第八巻　山西綏遠の産業と交通」は、同調査班のものと見られる。その構成は次のとおりである。

第一編　山西綏遠の薬材
第二編　山西省棉花（一）
第三編　山西綏遠の羊毛及毛織物
第四編　山西省棉花（二）
第五編　山西綏遠の交通
第六編　山西綏遠における羊毛

第三の北支満蒙班は、奥田信清・荒木知七等が参加し、その旅行ルートは、錦州—朝陽—北票－義州—新立屯—奉天—四平—鄭家屯—通遼—ハルピンである。『乗雲騎月』には同調査班の旅行日誌「北支紀行」が収録されている。『第十九回支那調査報告書』「第十七巻　京奉沿線の産業及其他」の「第五編　満蒙羊毛」「第六編　蒙古甘草」に蒙古に関する記述がある。そのおもな内容としては、東蒙古の羊毛市場・羊毛産量・集散地・価格・輸出税、および蒙古産甘草の種類・加工・取引状況を詳しく記録している。

1926 年、第 23 期生の現地調査旅行が実施され、今井正人・吉田均一・森春雄等の満蒙経済調査班が蒙古地域を旅行した。その旅行ルートは、上海—漢口—鄭州—石家庄—北京—天津—錦州—義州—北票—朝陽—赤峰—開魯—白音太来—鄭家屯—洮南—昂昂溪－チチハル—ハルピン—長春—奉天—撫順—遼陽—大連—上海である。第 23 期生の旅行誌『黄塵行』には同調査班の旅行日誌「砂丘を越えて」が収録されている。『第二十回支那調査報告書』「第四巻　京綏沿線経済調査」の「第二編　東蒙北満都邑」「第三編　東蒙北満牧畜業」は、同調査班の報告書である。「東蒙北満都邑」では、旅行中経過した都市における位置・沿革・戸数人口・交通・官衙・学校・兵営・宗教・貨物集散・工商業・金融等を、「東蒙北満牧畜業」では、東蒙北満の牧畜業大勢、家畜種類、牧畜改良事項、および利用方法、家畜繁殖率と死亡率等について記している。

1928年5月に第25期生の現地調査旅行が実施され、3つの調査班が蒙古に入っている。第一の満蒙経済調査班の班員は和田喜一郎・塩原長衛等5人からなり、その旅行ルートは、上海—青島—大連—奉天—打虎山—通遼—鄭家屯—洮南—チチハル—満州里—ハルピンである。第25期生の旅行誌『線を描く』に同調査班の旅行日誌「印象所々」が収録されている。『第二十二回支那調査報告書』「第二巻　打通平斉鉄道沿線経済調査」は、同調査班の調査報告書で、その構成は次のとおりである。

第一編　満州における高粱包米調査
第二編　満州における支那殖民
第三編　打通線
第四編　東部内蒙古における甘草調査
第五編　東蒙及東支鉄道沿線牧畜業調査

第二の北満国境経済調査班Bの班員は、城台正・土屋弥之助等6人からなり、旅行の途中に満州里等のホロンバイル地域を経過している。『線を描く』には、同調査班の旅行日誌「サハリンへ行く」が収録されている。『第二十二回支那調査報告書』「第八巻　北満国境経済調査」は、ホロンバイルにおける牧畜業について記録している。

第三の東三省市勢調査班の班員は、中村一雅･佐藤敏夫等5人からなり、その旅行ルートは、上海—青島—大連—旅順—奉天—長春—吉林—ハルピン—チチハル—昻昻溪－満州里—洮南—鄭家屯—奉天—撫順—上海で、満州里等に関する調査記録が作成され、『線を描く』には同調査班の旅行日誌「胡砂朔風」が収録されている。

1929年、第26期生による現地調査旅行が実施され、3つの調査班が蒙古地方を旅行している。中尾義男・佐多直丸等5人からなる調査班は、京綏鉄道で包頭まで旅行し、第26期生の旅行誌『足跡』に同調査班の旅行日誌「朔北を往く」が収録されている。山名正孝・村松彰等5人の班員が参加する調査班は、打通線で打虎山から通遼へ入り、鄭家屯・洮南・昻昻溪等を旅行し、『足跡』に同調査班の旅行日誌「砂風愛撫」が収録されている。第三の調査班は、大連・新民府・四平街を経て、通遼・鄭家屯・洮南等を旅行し、『足跡』に同調査班の旅行日誌「轍跡」が収録されている。『第23回支那調査報告書』「第十五巻　内蒙古における牛乳」「第六十七巻

内蒙古政治経済事情」「第八十一巻　外蒙古貿易交通兵備」は、内蒙古地域を対象としている。

1930 年、第 27 期生の現地調査旅行が実施され、３つの調査班が蒙古地域に入っている。第一の正太沿線山西北部経済調査班の班員は、数村吉之助･後藤隆三･村田季雄等３人からなり、その旅行ルートは、上海―青島―天津ー北京―正定―石家庄―太源―大同―帰化城―包頭―帰化城―大同―張家口―北京―天津―大連―上海で、帰化・包頭等の西部内蒙古の都市を含んでいる。第 27 期生の度旅行誌『東西南北』に同調査班の旅行日誌「三人の旅」が収録されている。

第二の東蒙古経済調査班の班員は、橋本義雄･今泉正民等７人からなり、その旅行ルートは、上海―北平―平泉―赤峰―開魯―白音太来―鄭家屯―洮南―昂昂溪－チチハル―ハルピン―長春―奉天―旅順―大連である。『東西南北』には同班の旅行日誌「東蒙の旅」が収録されている。

第三の満蒙経済調査班の班員は、前田進・真柄富治等５人からなり、その旅行ルートは、上海―打虎山―新立屯―白音太来―鄭家屯―洮南―チチハル―ハルピン―長春―大連である。『東西南北』には同調査班の旅行日誌「裸像の満蒙を観る」が収録されている。

『第二十四回支那調査報告書』は、蒙古に関する内容がかなり豊富であるが、どの報告書がどの調査班によるものか確認できなかった。その大要は、次のとおりである。

第７巻「熱河省交通」
第 13 巻「満蒙農業事情」
第 16 巻「東蒙古における甘草阿片調査　附東蒙古衛生調査」
第 17 巻「東蒙古における資源と商取引慣習及金融概論」
第 18 巻「満蒙羊毛」
第 26 巻「東蒙古における鉱山業」
第 57 巻「東蒙古都邑調査」
第 58 巻「正太沿線山西北部羊毛調査」
第 59 巻「東蒙牧畜業」
第 60 巻「東蒙及北満における羊毛皮革」

1931 年６月、第 28 期生による現地調査旅行が実施され、４つの調査班

が蒙古に入っている。第一の露支国境遊歴班の班員は、岡部善修・浅野修等５人からなっている。その旅行ルートは、上海—青島—済南—北平—天津—大連—旅順—撫順—奉天—四平街—鄭家屯—洮南—昻昻溪－満州里—ハイラル—チチハル—ハルピンで、満州里・ハイラル等を含むホロンバイル地域で調査を実施している。第 28 期生の旅行誌『千山万里』に同調査班の旅行日誌「アムールの流れ」が収録されている。

第二の津浦打通線班の班員は、高橋房雄・西由五郎等４人からなり、その旅行ルートは、上海—南京—徐州—済南—天津—北平—錦州—打虎山—通遼—鄭家屯—洮南—チチハル—ハルピン—長春—吉林—奉天—大連で、打通線で東蒙古に入っている。『千山万里』に同調査班の旅行日誌「挿秧秋麦熱砂」が収録されている。

第三の北満遊歴班の班員は、高橋武雄・三木善吉等６人からなり、旅行ルートは、上海—青島—済南—北平—天津—大連—旅順—営口—通遼—鄭家屯—洮南—チチハル—克山—昻昻溪－ハルピンである。『千山万里』に同調査班の旅行日誌「旅の印象」が収録されている。

第四の黒龍江省遊歴班の班員は、小島桂吾・坂井佳彦等４人からなり、その旅行ルートは、上海—青島—済南—北平—天津—大連—奉天—四平街—洮南—昻昻溪－チチハル—ハイラル—満州里—ハルピン—長春—大連である。『千山万里』に掲載された同調査班の旅行日誌「東支線を行く」には、ホロンバイルに関する記述がある。

レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析

―Mergerstat® Review の諸調査資料を対象として (産業別調査・分析に関する集成的補論)―

上 木 敏 正

1．はじめに
2．レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析
―産業別調査・分析に関する補論―
2．1　産業別 M&A 取引件数
2．2　産業別 M&A 取引価額総額
2．3　産業別 1 億ドル以上の M&A 取引件数
2．4　産業別 M&A パーセントプレミアム
3．レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析
―産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正とその影響について―
3．1　産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正およびその諸特性を表す各種数値の変化
3．2　関連する調査・分析への影響
3．3　参考
4．むすび
付録：レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の状況を表す諸調査資料を整理した図表

1．はじめに

去る 2004 年 11 月、産業再編や企業再生が本邦学界・経済紙等の話題となっていた(1)。財務取引「M&A(Mergers and Acquisitions；合併・買収)」は、本邦においては従来「会社乗っ取り」等の用語で呼称される敬遠されがちなものであったが、近年、状況が一変し、それら産業再編や企業再生のた

(1) その例は、産業再生や企業再編とはいくぶん異なる趣旨が含まれていたと思われる、2005 年 4 月 18 日に㈱ニッポン放送・㈱フジテレビジョンとの業務提携等による和解成立という形で帰結した㈱ライブドアによる㈱ニッポン放送株買占め行動に端的に現れている。これは、本邦における企業の M&A 活動に関連するさまざまな領域において、さまざまな問題を提起した。

めの効率的な手段の 1 つとして認識されるに至っている。その M&A は、歴史的に、アメリカにおいて幾度となくブームとなっていた[(2)]。2004 年 11 月当時の本邦政府における経済政策や政権公約用語「小さな政府」との関連からすれば[(3)]、レーガン大統領 (Ronald W. Reagan) の政権期 (1981 年から 1988 年までの 8 年間) に生じたブームがその一例である[(4)]。

Merrill Lynch が編集していた「Mergerstat® Review」の諸調査資料を対象に、1981 年から 1988 年までのレーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向について分析した上木 (2005a) の議論は、端的には上記の時代的・経済的背景の下で展開している[(5)]。本稿では、上木 (2005a) に提示した、産業別の各指標に関する追加的な資料と議論を提示する。また、上木 (2005a) の議論のデータ源泉となった Mergerstat® Review の産業別 (M&A) パーセントプレミアムのオリジナルの表において[(6)]、一部数値が誤記されている可能性の高いものがある[(7)]。本稿では、その該当

---

(2) 例えば、Merrill Lynch(W.T.Grimm & Co.；1983,pp.66-67,1984,pp.95-98,and 1987,pp.2-3) の記述を参照されたい。

(3)「自民党政権公約 2003」(http://www.jimin.jp/jimin/jimin/sen_syu43/sengen/sengen.html(再アクセス・確認日；2009 年 11 月 18 日)) を参照されたい。この「小さな政府」ならびに本邦経済産業省が検討していた「企業減税」、更にしばしば用いられる「持続可能な成長」の各用語は、以前、アメリカのレーガン大統領 (Ronald W. Reagan) が実施した経済政策、いわゆる「レーガノミックス」に用いられたキーワードであった。

(4) 以降、本論では、適時、1981 年から 1984 年までを「政権第 1 期」、1985 年から 1988 年までを「政権第 2 期」、そして 1981 年から 1988 年までを「政権期全体」もしくは「8 年間全体」と記す。

(5) Mergerstat® Review は、アメリカ国内における M&A 活動を記録した資料として一定の地位を占めるものであり、その取引件数等を詳細に調査・分析している。この Mergerstat® Review は元来、W.T.Grimm & Co. によって調査・編集されていたが、その W.T.Grimm & Co. は、1987 年に Merrill Lynch に買収された。本稿では、後者の Merrill Lynch をその編者として扱うことにする。

(6)「パーセントプレミアム」の明確な定義は記されていないが、「プレミアム」を最初のアナウンスメントの前 5 営業日における資産等の (売り手側から見た) 市場価格の終値に基づいて算出したことは記されている (Merrill Lynch,1987,p.88)。その内容からすると、「プレミアム」は、上記基準市場価格以上に支払われた価額部分であり、「パーセントプレミアム」は、各年のプレミアムが支払われた取引における、その基準市場価格に対するプレミアムの割合の産業内合計値を対応するベース数 (プレミアムが支払われた取引の件数) で調整 (平均) して算出した数値であると思われる。なお、産業別における用語「パーセントプレミアム」は、同じ産業別 M&A パーセントプレミアムであっても調査・分析毎に「産業別パーセントプレミアム」や「M&A のパーセントプレミアム」など、記述上の相違がある。本稿では、用語の一貫性を損なうものの各調査・分析との照合に有益であるというメリットを重要視して、それぞれに記しているそのままに記述する。

(7) すなわち、その可能性の高いものは、1988 年における化学・塗料・塗装産業 (Chemicals, Paints & Coatings) のベース数である。1988 年版 (Merrill Lynch,1989,p.99) におけるそれは 9 件と記されているが、上木 (2005a) におけるオリジナルのデータ数値として採用していた 1989 年

箇所を修正して得られる数値等を提示すると共に、その影響を受けている諸調査・分析における修正箇所ならびに修正後の数値を提示する。なお、Mergerstat® Review 掲載諸資料より作成した本稿議論の論拠となる各種数値等は図表にまとめ、本稿末尾の付録に掲載する。

2．レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析　―産業別調査・分析に関する補論―

本章では、上木 (2005a) に提示した産業別の各指標に関する追加的な資料と議論を提示する。すなわち、M&A 活動の指標となる 4 つの項目「産業別 M&A 取引件数」「産業別 M&A 取引価額総額」「産業別 1 億ドル以上の M&A 取引件数」「産業別 M&A パーセントプレミアム」の各種数値、産業全体の対応する各指標数値総計ないし合計に占める当該産業の数値の割合等、ならびに産業間における当該産業の数値に関する順位について、年別および 8 年間全体における上位 1 位～ 5 位までのそれらを順に列挙し、いくつかの特徴を提示する(8)。

2.1　産業別 M&A 取引件数

表 2.1 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内 50 産業の産業別 M&A 取引件数 (以降、適時「取引件数」と略記する)、産業全体の取引件数総計に占める当該産業の取引件数の割合、および産業間における当該産業数値の順位をまとめたものである。それらの年別および 8 年間全体における上位 1 位～ 5 位までの端的な特徴は、以下の通りである：

[1981 年]：1 位銀行･金融業 (335 件、13.99％)、2 位卸売･流通業 (124 件、5.18％)、3 位雑多サービス産業およびエネルギーサービス産業 (107 件、4.47％)、5 位工業・農業設備機械産業 (92 件、3.84％)。

版 (Merrill Lynch,1990,p.89) におけるそれは 10 件と記されている。しかしながら、翌 1990 年版 (Merrill Lynch,1991,p.83) においては、再び 9 件と記されている。各年版において産業別 M&A パーセントプレミアムの数値は 5 年間分が記載されていたため、1991 年版と 1992 年版 (Merrill Lynch,1992,p.82 and 1993,p.89) によりその確認を試みたところ、それらにおいてはいずれも 9 件と記されていた。

(8) これらを共に検討することには、産業間における当該産業の数値を順位の観点のみならず占有割合の大きさと共に分析することができるというメリットが生じる。

[1982 年]：1 位銀行･金融業 (426 件、18.16％)、2 位雑多サービス産業 (126 件、5.37％)、3 位卸売・流通業 (124 件、5.29％)、4 位工業・農業設備機械産業 (90 件、3.84％)、5 位小売業 (86 件、3.67％)。

[1983 年]：1 位銀行・金融業 (331 件、13.07％)、2 位雑多サービス産業 (135 件、5.33％)、3 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (119 件、4.70％)、4 位オイル・天然ガス産業 (111 件、4.38％)、5 位卸売・流通業 (107 件、4.22％)。

[1984 年]：1 位銀行･金融業 (251 件、9.87％)、2 位卸売･流通業 (143 件、5.62％)、3 位雑多サービス産業 (138 件、5.43％)、4 位小売業 (130 件、5.11％)、5 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (118 件、4.64％)。

[1985 年]：1 位銀行･金融業 (381 件、12.70％)、2 位卸売･流通業 (194 件、6.46％)、3 位雑多サービス産業 (182 件、6.06％)、4 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (150 件、5.00％)、5 位小売業 (136 件、4.53％)。

[1986 年]：1 位銀行・金融業 (415 件、12.44％)、2 位雑多サービス産業 (235 件、7.04％)、3 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (168 件、5.04％)、4 位卸売･流通業 (160 件、4.80％)、5 位小売業 (147 件、4.41％)。

[1987 年]：1 位銀行･金融業 (262 件、12.89％)、2 位小売業 (150 件、7.38％)、3 位雑多サービス産業 (139 件、6.84％)、4 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (87 件、4.28％)、5 位卸売・流通業 (86 件、4.23％)。

[1988 年]：1 位銀行･金融業 (252 件、11.16％)、2 位雑多サービス産業 (176 件、7.79％)、3 位小売業 (127 件、5.62％)、4 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (115 件、5.09％)、5 位食品加工業 (95 件、4.21％)。

[8 年間総計]：1 位銀行・金融業 (2653 件、12.98％)、2 位雑多サービス産業 (1238 件、6.06％)、3 位卸売･流通業 (1029 件、5.03％)、4 位小売業 (953 件、4.66％)、5 位コンピューターソフトウェア , サプライ ,& サービス産業 (919 件、4.50％)。

[特徴]：8 年間全体にわたって常に銀行・金融業の年取引件数が最多であった。また、上位 5 位以内にランクされる産業もほぼ特定のものであり、産業全体の取引件数総計に占める上位 1 位～ 5 位までの取引件数総計の占有割合は、36.32％～ 30.67％の範囲になる大きなものであった。しかも、上位 5 位取引件数総計に占める上位 1 位取引件数の割合は、高いときでは 50.00％、低いときでも 32.18％を占めるほど大きなものであった。

2.2　産業別 M&A 取引価額総額

表 2.2 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内 50 産業の産業別 M&A 取引価額総額 (以降、適時「取引価額総額」と略記する)、産業全体の取引価額総額合計に占める当該産業の取引価額総額の割合、および産業間における当該産業数値の順位をまとめたものである。それらの年別および 8 年間全体における上位 1 位～ 5 位までの端的な特徴は、以下の通りである：

[1981 年]：1 位オイル・天然ガス産業 (22921.6 (単位は 100 万ドル；以下同様)、27.74％)、2 位採鉱・鉱物業 (10850.6、13.13％)、3 位保険業 (7862.5、9.52％)、4 位銀行・金融業 (4204.4、5.09％)、5 位食品加工業 (3800.0、4.60％)。

[1982 年]：1 位オイル・天然ガス産業 (9165.5、17.05％)、2 位保険業 (5717.8、10.64％)、3 位銀行・金融業 (5605.3、10.43％)、4 位コングロマリット (3973.6、7.39％)、5 位食品加工業 (3075.2、5.72％)。

[1983 年]：1 位銀行・金融業 (13628.3、18.65％)、2 位オイル・天然ガス産業 (12075.8、16.52％)、3 位運輸業 (5254.6、7.19％)、4 位放送産業 (3747.1、5.13％)、5 位保険業 (2966.1、4.06％)。

[1984 年]：1 位オイル・天然ガス産業 (42981.8、35.17％)、2 位食品加工業 (7094.8、5.80％)、3 位コングロマリット (6982.9、5.71％)、4 位小売業 (6673.2、5.46％)、5 位銀行・金融業 (5846.3、4.78％)。

[1985 年]：1 位オイル・天然ガス産業 (23160.1、12.88％)、2 位コングロマリット (16301.6、9.07％)、3 位放送産業 (15012.9、8.35％)、

4 位銀行･金融業 (14036.9、7.81％)、5 位食品加工業 (11837.8、6.59％)。

[1986 年]：1 位銀行・金融業 (19441.6、11.23％)、2 位コングロマリット (15306.8、8.84％)、3 位小売業 (13682.9、7.90％)、4 位放送産業 (8106.9、4.68％)、5 位化学・塗料・塗装産業 (7438.0、4.30％)。

[1987 年]：1 位小売業 (17038.8、10.41％)、2 位銀行・金融業 (16209.2、9.90％)、3 位オイル・天然ガス産業 (15442.0、9.43％)、4 位雑多サービス産業 (8885.6、5.43％)、5 位放送産業 (8728.7、5.33％)。

[1988 年]：1 位コングロマリット (33100.4、13.41％)、2 位食品加工業 (24730.7、10.02％)、3 位小売業 (23862.2、9.67％)、4 位銀行･金融業 (12164.0、4.93％)、5 位保険業 (11597.9、4.70％)。

[8 年間総額]：1 位オイル･天然ガス産業 (134601.6、12.29％)、2 位銀行･金融業 (91136.0、8.32％)、3 位コングロマリット (86058.9、7.86％)、4 位小売業 (76568.3、6.99％)、5 位食品加工業 (59724.5、5.45％)。

[特徴]：8 年間全体からすると、オイル・天然ガス産業の取引価額総額が最多であった。また、上位 5 位以内にランクされる産業も概ね特定のものであり、産業全体の取引価額総額合計に占める上位 1 位～ 5 位までの取引価額総額合計の占有割合は、60.08％～ 36.95％の範囲になる、先の取引件数の場合以上に大きなものであった。しかも、上位 5 位取引価額総額合計に占める上位 1 位取引価額総額の割合は、高いときでは 61.77％、低いときでは 25.70％を占める範囲の広いものであった。

2.3　産業別 1 億ドル以上の M&A 取引件数

表 2.3 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内 50 産業の産業別 1 億ドル以上の M&A 取引件数 (以降、適時「1 億ドル以上取引件数」と略記する)、産業全体の 1 億ドル以上取引件数総計に占める当該産業の 1 億ドル以上取引件数の割合、および産業間における当該産業数値の順位をまと

めたものである[(9)]。それらの年別および 8 年間全体における上位 1 位～5 位までの端的な特徴は、以下の通りである：

[1981 年]：1 位オイル･天然ガス産業 (16 件、14.16％)、2 位保険業 (12 件、10.62％)、3 位採鉱・鉱物業 (10 件、8.85％)、4 位銀行・金融業 (8 件、7.08％)、5 位余暇・娯楽産業 (5 件、4.42％)。

[1982 年]：1 位オイル・天然ガス産業および銀行・金融業 (12 件、10.34％)、3 位保険業 (10 件、8.62％)、4 位コングロマリット (8 件、6.90％)、5 位食品加工業 (7 件、6.03％)。

[1983 年]：1 位銀行・金融業 (28 件、20.29％)、2 位オイル・天然ガス産業 (19 件、13.77％)、3 位放送産業および保険業 (6 件、4.35％)、5 位コングロマリット、余暇･娯楽産業、食品加工業、および織物産業 (5 件、3.62％)。

[1984 年]：1 位オイル･天然ガス産業 (26 件、13.00％)、2 位小売業 (20 件、10.00％)、3 位銀行・金融業およびコングロマリット (12 件、6.00％)、5 位保険業 (8 件、4.00％)。

[1985 年]：1 位銀行・金融業 (37 件、13.70％)、2 位オイル・天然ガス産業 (25 件、9.26％)、3 位放送産業 (22 件、8.15％)、4 位小売業 (15 件、5.56％)、5 位医薬品・医療サプライ・医療設備産業 (11 件、4.07％)。

[1986 年]：1 位銀行･金融業 (39 件、11.27％)、2 位印刷･出版業 (23 件、6.65％)、3 位小売業、放送産業、および余暇･娯楽産業 (20 件、5.78％)。

[1987 年]：1 位小売業 (32 件、10.63％)、2 位銀行･金融業 (29 件、9.63％)、3 位雑多サービス産業 (20 件、6.64％)、4 位放送産業 (17 件、5.65％)、5 位余暇・娯楽産業および工業・農業設備機械産業 (11 件、3.65％)。

[1988 年]：1 位小売業 (32 件、8.67％)、2 位銀行･金融業 (29 件、7.86％)、3 位保険業 (18 件、4.88％)、4 位放送産業 (17 件、4.61％)、

(9) 表 2.3 では、上位 1 位～5 位までの同一順位に複数の産業がランクされている場合、同一順位にある複数の産業の 1 億ドル以上取引件数数値をすべて合算する形式で各種占有割合を算出している。その他の算出方法による各種占有割合数値は、表より容易に算出することができるために割愛している。

5 位余暇・娯楽産業 (16 件、4.34%)。

[8 年間総計]：1 位銀行・金融業 (194 件、10.47%)、2 位小売業 (131 件、7.07%)、3 位オイル・天然ガス産業 (125 件、6.75%)、4 位放送産業 (94 件、5.07%)、5 位保険業 (79 件、4.26%)。

[特徴]：先の取引件数の場合のように 1 位を独占するほどの勢いはなかったが、8 年間全体にわたって銀行・金融業の年 1 億ドル以上取引件数が多いことが特徴的であった。その他上位 5 位以内にランクされる産業は、オイル・天然ガス産業や小売業、保険業、余暇・娯楽産業、およびコングロマリットなど、先の取引件数や取引価額総額の場合よりも多様であった。また、産業全体の 1 億ドル以上取引件数総計に占める上位 1 位～ 5 位までの 1 億ドル以上取引件数総計の占有割合は、57.25%～ 30.35%の範囲になる、先の取引件数の場合よりも範囲の広いものであった。なお、上位 5 位 1 億ドル以上取引件数総計に占める上位 1 位 1 億ドル以上取引件数の割合は、高いときでは 48.98%、低いときでは 26.67%という、先の取引件数の場合よりも若干低いものであった。

2.4　産業別 M&A パーセントプレミアム

表 2.4 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内 50 産業の産業別 M&A パーセントプレミアム (以降､適時「パーセントプレミアム」と略記する)、ベース数、および産業間におけるパーセントプレミアム数値の順位をまとめたものである。それらの年別および 8 年間全体における上位 1 位～ 5 位までの端的な特徴は、以下の通りである：

[1981 年]：1 位包装・コンテナ産業およびエネルギーサービス産業 (99.9 (単位は%；以下同様)、1 件)、3 位バルブ・ポンプ・水力産業 (73.1、1 件)、4 位仲介･投資･経営コンサルティングサービス産業 (72.2、4 件)、5 位採鉱・鉱物業 (66.6、5 件)。

[1982 年]：1 位採鉱･鉱物業 (99.9、1 件)、2 位電気設備産業 (93.0、1 件)、3 位エネルギーサービス産業 (86.5、1 件)、4 位紙産業 (83.2、1 件)、5 位器械・撮影設備産業 (82.9、2 件)。

[1983 年]：1 位エネルギーサービス産業 (99.9、1 件)、2 位建築物・建築資材産業 (71.3、2 件)、3 位放送産業 (69.4、2 件)、4 位オフィス設備・コンピューターハードウェア産業 (64.8、1 件)、5 位保険業 (62.3、7 件)。

[1984 年]：1 位電気・ガス・水道・公衆衛生サービス産業 (153.3、1 件)、2 位印刷・出版産業 (72.0、4 件)、3 位プラスティック・ゴム産業 (66.0、3 件)、4 位宇宙・航空・防衛産業 (64.2、3 件)、5 位電子工学産業 (57.9、3 件)。

[1985 年]：1 位放送産業 (83.4、6 件)、2 位雑多サービス産業 (83.3、6 件)、3 位余暇・娯楽産業 (65.2、15 件)、4 位化粧品・美容産業 (62.7、2 件)、5 位電気設備産業 (61.2、7 件)。

[1986 年]：1 位オイル・天然ガス産業 (75.1、9 件)、2 位紙産業 (66.5、3 件)、3 位衣料品産業 (58.4、5 件)、4 位放送産業 (54.9、4 件)、5 位医薬品・医療サプライ・医療設備産業 (52.4、9 件)。

[1987 年]：1 位玩具・レクリエーション製品産業 (90.7、2 件)、2 位農業生産業 (71.4、1 件)、3 位家具産業 (69.7、1 件)、4 位雑多サービス産業 (57.5、13 件)、5 位仲介・投資・経営コンサルティングサービス産業 (55.7、5 件)。

[1988 年]：1 位建設・採鉱・油田設備機械産業 (291.1、2 件)、2 位バルブ・ポンプ・水力産業 (110.9、1 件)、3 位化粧品・美容産業 (72.8、2 件)、4 位プラスティック・ゴム産業 (64.5、4 件)、5 位余暇・娯楽産業 (60.6、20 件)。

[1件プレ]：1 位建設・採鉱・油田設備機械産業 (74.4、11 件)、2 位エネルギーサービス産業 (60.6、7 件)、3 位バルブ・ポンプ・水力産業 (53.3、9 件)、4 位採鉱・鉱物業 (50.5、10 件)、5 位余暇・娯楽産業 (48.2、83 件)。

[特徴]：8 年間において、エネルギーサービス産業のパーセントプレミアムが 2 度 (1981 年と 1983 年；1981 年は包装・コンテナ産業と同数値) 産業間年最高値となったこと以外に、それの上位 1 位経験回数の特徴的な産業はない。また、上位 5 位以内にランクされる産業は、先の 1 億ドル以上取引件数の場合以上に多様であった。

3．レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析　―産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正とその影響について―[10]

本章では、上木 (2005a) における産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正箇所とその影響を受けて変化する部分を指摘し修正後の各数値を提示すると共に[11]、産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正の影響を受けて変化する諸調査・分析における修正箇所を指摘し、修正後の各数値を提示する。また、関連ある諸調査･分析における参考の議論も提示する。

3.1　産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正およびその諸特性を表す各種数値の変化

本節では、上木 (2005a) における産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正箇所と修正後の各数値を提示すると共に、その影響を受けて変化する部分を指摘し修正後の各数値を提示する。当該部分を含む表は、表 3.1 として掲載している。

表 3.1 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内 50 産業の M&A パーセントプレミアムおよびその諸特性をまとめたものである。オリジナルのデータ数値修正部分は 1988 年における化学・塗料・塗装産業のベース数であり、修正後のそれは 9 件になる。その数値修正の影響は、当該産業の諸特性数値および産業合計・産業平均に関連する諸特性数値に及ぶ。その前者について具体的に言えば、化学・塗料・塗装産業における 1 件プレ数値が 30.69、8 年間のベース数総計および平均がそれぞれ 35 と 4.38 になる。また、その後者について具体的に言えば、1988 年における年件プレ数値が 41.75、ベース数の産業合計が 410、その産業平均が 8.20、政権第 2 期における年件プレの (クロス・セクション) 平均が 38.85、8 年間のベース数産業合計が 2020、その産業平均が 40.40、そしてベース数産業合計の平均が 252.50 になる。

---

(10) 掲載の便宜上、本章の内容に関連する図表は、先に表、次に図の順序で、しかも図については、先に「M&A パーセントプレミアムの動向」の図、次に「産業平均との差の動向」の図の順序で掲載している。

(11) なお、上木 (2005a) に提示した産業別 M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向に関する議論、具体的に言えば、上木 (2005a) に提示した「全体の概況」および「産業別の特徴」に関する議論の記述部分は数値修正の影響を受けることがない。そのため、議論の重複や冗長を回避する意味を含め、それらの掲載は割愛している。

3.2 関連する調査・分析への影響

本節では、上木 (2005a) における産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正の影響を受ける諸調査・分析における修正箇所ならびに修正後の各数値を提示する。ただし、議論の重複や冗長を回避する意味を含め、諸調査・分析の本論において修正するべき数値が記述されていない場合についてはそれらに掲載した図表における数値修正箇所と修正後の数値を提示するに留め、記述されている場合についてのみ本稿注記にその部分を記すことにしたい。

⑴ レーガン政権期におけるアメリカ国内放送産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2005b))

表 3.2.1 および図 3.2.1 は、レーガン政権期におけるアメリカ国内放送産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向を表している。

数値修正の影響が生じている箇所は、1988 年の年件プレ数値 (当該産業を含む場合は 41.75、含めない場合は 41.91)、産業平均のベース数 (当該産業を含む場合は 8.20、含めない場合は 8.27)、政権第 2 期における年件プレの平均 (当該産業を含む場合の 38.85)、ベース数総計の産業平均 (当該産業を含む場合は 40.40、含めない場合は 40.73)、およびベース数平均の産業平均 (当該産業を含めない場合の 5.09) である。

⑵ レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2006))

表 3.2.2 および図 3.2.2(a)・(b) は、レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向を表している[(12)]。

数値修正の影響が生じている箇所は、1988 年の年件プレ数値 (当該産

---

(12) 図 3.2.2(b) の「差」は、次式より導出しうるものとして定義する：

差＝オイル・天然ガス産業の各年パーセントプレミアム－各年パーセントプレミアムの産業平均ないし年件プレ

ただし、図 3.2.2(b) では、その凡例にも記したように、オイル・天然ガス産業のその数値を含むか否かによる場合分け後の産業平均と年件プレを対象とした差についての 4 本の折れ線グラフを提示している (以降、図 3.2.3(b) および図 3.2.4(b) についても同様)。

業を含む場合は 41.75、含めない場合は 42.16)、産業平均のベース数 (当該産業を含む場合は 8.20、含めない場合は 8.22)、政権第 2 期における年件プレの平均 (当該産業を含む場合の 38.85)、年件プレの増加率 (当該産業を含む場合は -13.11、含めない場合は -13.20)、1 件プレの産業平均 (当該産業を含めない場合の 39.61)、およびベース数総計の産業平均 (当該産業を含む場合は 40.40、含めない場合は 38.96) である。

⑶ レーガン政権期におけるアメリカ国内通信産業に関する (M&A) パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2007a))

表 3.2.3 および図 3.2.3(a)・(b) は、レーガン政権期におけるアメリカ国内通信産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向を表している。

数値修正の影響が生じている箇所は、1988 年の年件プレ数値 (当該産業を含む場合は 41.75、含めない場合は 41.87)、産業平均のベース数 (当該産業を含む場合は 8.20、含めない場合は 8.24)、政権第 2 期における年件プレの平均 (当該産業を含む場合の 38.85)、年件プレの増加率 (当該産業を含む場合は -13.11、含めない場合は -13.22)[13]、およびベース数総計の産業平均 (当該産業を含む場合は 40.40、含めない場合は 40.92) である。

⑷ レーガン政権期におけるアメリカ国内通信・放送産業に関する (M&A) パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2007a))

表 3.2.4 および図 3.2.4(a)・(b) は、レーガン政権期におけるアメリカ国内通信・放送産業に関する各年パーセントプレミアムの諸特性と動向を表している[14]。

数値修正の影響が生じている箇所は、1988 年の年件プレ数値 (当該産業を含む場合は 41.75、含めない場合は 42.03)、産業平均のベース数 (当

---

(13) 上木 (2007a、394 頁) の本文において、この通信産業を含む場合の数値は -13.11 とは異なるものとなっている。

(14) Mergerstat® Review における産業分類では、通信産業と放送産業は区別されている。したがって、それらを統合ないし融合した場合の 49 産業における諸特性と動向は、50 産業の場合とは若干異なるものとなる。この通信・放送産業を検討する場合の留意事項等は、上木 (2007a) を参照されたい。

該産業を含む場合は 8.37、含めない場合は 8.31)、政権第 2 期における年件プレの平均 (当該産業を含む場合の 38.85)、年件プレの増加率 (当該産業を含む場合は -13.11、含めない場合は -13.13)[15]、1 件プレの産業平均 (当該産業を含めない場合の 40.33)、およびベース数総計の産業平均 (当該産業を含む場合は 41.22、含めない場合は 41.27) である。

3.3 参考

本節では、上木 (2005a) における産業別 M&A パーセントプレミアムの数値修正の影響を受けることはないが本稿のこれまでの議論に取り上げた各表の数値算出方法を用いると一部数値が変化する諸調査・分析における該当箇所および変化した数値を参考資料として提示する。ただし、それらの本論において変化する箇所は生じていないために、ここでは単に掲載した図表における数値の変化を指摘するのみに留めることにしたい。

⑴ レーガン政権期におけるアメリカ国内銀行・金融業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2007b))

上木 (2007b) の「表 4(a) 銀行・金融業 M&A パーセントプレミアム」における銀行・金融業のベース数を含めない場合のそのベース数総計数値の産業平均が 36.12 になる (表 3.3.1 参照)。

⑵ レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業に関する M&A パーセントプレミアムの諸特性と動向の調査・分析 (上木 (2008))

上木 (2008) の「表 2.4(a) オイル・天然ガス産業 M&A パーセントプレミアム」におけるオイル・天然ガス産業のベース数を含めない場合のそのベース数総計数値の産業平均が 38.96 になる (表 3.3.2 参照[16])。

---

(15) 上木 (2007a、401 頁) の本文において、この通信・放送産業を含む場合の数値は -13.11 とは異なるものとなっている。

(16) なお、上木 (2009) の表 2.1.4(b) において、オイル・天然ガス産業の M&A パーセントプレミアムに関する 1 件プレ数値に誤記がある。この表 3.3.2 の提示をもってその修正とすることにしたい。

３．むすび

本稿では、Merrill Lynch(W. T. Grimm & Co.) によって編集されていた Mergerstat® Review の諸調査資料を対象に、1981 年から 1988 年までのレーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向について分析した上木 (2005a) に提示した産業別の各指標に関する追加的な資料と議論を提示した。また、上木 (2005a) の議論のデータ源泉となったその産業別 M&A パーセントプレミアムのオリジナルの表において一部数値が誤記されている可能性の高いものがあることに関連し、その該当箇所を修正して得られる数値等を提示すると共に、その影響を受けている諸調査・分析における修正箇所ならびに修正後の数値を提示した。

参考文献

上木敏正,「レーガン政権期におけるアメリカ国内 M&A 活動の諸特性と動向の分析 ―Mergerstat® Review の諸調査資料を対象として―」『愛知論叢』愛知大学大学院 第 78 号, 2005a, 103-131 頁。

上木敏正,「レーガン政権期におけるアメリカ国内放送産業に関する M&A 活動の諸特性と動向の調査 ―Mergerstat® Review の諸調査資料を対象として―」『愛知論叢』愛知大学大学院 第 79 号, 2005b, 71-80 頁。

上木敏正,「レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業に関する M&A 活動の諸特性と動向の調査 ―Mergerstat® Review の諸調査資料を対象として―」『愛知大学国際問題研究所紀要』愛知大学国際問題研究所 第 128 号, 2006, 285 － 300 頁。

上木敏正,「レーガン政権期におけるアメリカ国内通信産業に関する M&A 活動の諸特性と動向の調査 ―本邦における通信と放送の融合に向けて―」『愛知大学国際問題研究所紀要』愛知大学国際問題研究所 第 129 号, 2007a, 387 － 428 頁。

上木敏正,「レーガン政権期におけるアメリカ国内銀行・金融業に関する M&A 活動の諸特性と動向の調査 ―Mergerstat® Review の諸調査資料を対象として―」『愛知大学国際問題研究所紀要』愛知大学国際問題研究所 第 130 号, 2007b, 203 － 223 頁。

上木敏正,「M&A 活動に影響を及ぼしうる要因について ―レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業を対象として (Annual Energy Review 2001 編)―」『愛知大学国際問題研究所紀要』愛知大学国際問題研究所 第 132 号, 2008, 163 － 204 頁。

上木敏正,「M&A 活動に影響を及ぼしうる諸要因に関する一考察 ―レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業を対象とした概略的分析―」『愛知大学国際問題研究所紀要』愛知大学国際問題研究所 第 133 号, 2009, 1 － 43 頁。

W. T. Grimm & Co.,*Mergerstat® Review*,1982 ～ 1988.

Merrill Lynch, *Mergerstat® Review*,1989 ～ 1991.

Merrill Lynch, *Mergerstat℠ Review*,1992 ～ 1993.

表 2.1　産業別 M&A 取引件数（件数・割合・順位）

産業分類	年・特性																								
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総計	%	Rk
銀行・金融	335	13.99	1	426	18.16	1	331	13.07	1	251	9.87	1	381	12.70	1	415	12.44	1	262	12.89	1	252	11.16	1	2653	12.98	1
雑多サービス	107	4.47	3	126	5.37	2	135	5.33	2	138	5.43	3	182	6.06	3	235	7.04	2	139	6.84	3	176	7.79	2	1238	6.06	2
コンピューターソフトウェア,サプライ,& サービス	87	3.63	7	75	3.20	8	119	4.70	3	118	4.64	5	150	5.00	4	168	5.04	3	87	4.28	4	115	5.09	4	919	4.50	5
卸売・流通	124	5.18	2	124	5.29	3	107	4.22	5	143	5.62	2	194	6.46	2	160	4.80	4	86	4.23	5	91	4.03	6	1029	5.03	3
小売	87	3.63	7	86	3.67	5	90	3.55	7	130	5.11	4	136	4.53	5	147	4.41	5	150	7.38	2	127	5.62	3	953	4.66	4
印刷・出版	54	2.25	15	48	2.05	16	56	2.21	16	67	2.63	13	97	3.23	8	130	3.90	6	66	3.25	9	69	3.06	11	587	2.87	10
医薬品・医療サプライ・医療設備	55	2.30	14	58	2.47	10	86	3.40	8	61	2.40	16	104	3.47	7	123	3.69	7	71	3.49	7	71	3.14	9	629	3.08	7
放送	47	1.96	19	47	2.00	17	60	2.37	14	83	3.26	10	93	3.10	9	123	3.69	7	64	3.15	10	77	3.41	8	594	2.91	9
工業・農業設備機械	92	3.84	5	90	3.84	4	104	4.11	6	93	3.66	7	108	3.60	6	110	3.30	9	59	2.90	11	84	3.72	7	740	3.62	6
食品加工	69	2.88	10	52	2.22	13	74	2.92	10	58	2.28	17	82	2.73	12	101	3.03	10	78	3.84	6	95	4.21	5	609	2.98	8
保険	89	3.72	6	81	3.45	6	67	2.65	11	66	2.60	15	67	2.23	15	94	2.82	11	38	1.87	18	60	2.66	14	562	2.75	12
器械・撮影設備	62	2.59	11	51	2.17	14	53	2.09	19	71	2.79	12	74	2.47	13	93	2.79	12	59	2.90	11	71	3.14	9	534	2.61	14
化学・塗料・塗装	62	2.59	11	55	2.34	12	55	2.17	17	79	3.11	11	86	2.87	10	90	2.70	13	70	3.44	8	65	2.88	12	562	2.75	12
余暇・娯楽	51	2.13	16	42	1.79	19	49	1.93	21	41	1.61	22	72	2.40	14	84	2.52	14	43	2.12	15	64	2.83	13	446	2.18	16
電子工学	60	2.51	13	63	2.69	9	81	3.20	9	67	2.63	13	64	2.13	17	83	2.49	15	43	2.12	15	42	1.86	19	503	2.46	15
オフィス設備・コンピューターハードウェア	27	1.13	32	26	1.11	32	59	2.33	15	55	2.16	18	61	2.03	19	77	2.31	16	56	2.76	13	49	2.17	16	410	2.01	20
組立金属製品	39	1.63	23	37	1.58	23	55	2.17	17	42	1.65	21	60	2.00	20	75	2.25	17	40	1.97	17	49	2.17	16	397	1.94	21
電気設備	48	2.00	18	49	2.09	15	49	1.93	21	50	1.97	19	67	2.23	15	68	2.04	18	53	2.61	14	43	1.90	18	427	2.09	18
オイル・天然ガス	76	3.17	9	80	3.41	7	111	4.38	4	102	4.01	6	86	2.87	10	58	1.74	19	30	1.48	22	39	1.73	21	582	2.85	11
運輸	31	1.29	25	40	1.71	22	36	1.42	26	36	1.42	25	48	1.60	22	58	1.74	19	34	1.67	20	36	1.59	22	319	1.56	22
公共医療サービス	51	2.13	16	44	1.88	18	63	2.49	12	86	3.38	8	64	2.13	17	54	1.62	21	35	1.72	19	25	1.11	29	422	2.06	19
通信	27	1.13	32	42	1.79	19	33	1.30	27	24	0.94	34	34	1.13	29	53	1.59	22	28	1.38	24	41	1.82	20	282	1.38	24
仲介・投資・経営コンサルティングサービス	46	1.92	20	56	2.39	11	63	2.49	12	86	3.38	8	49	1.63	21	47	1.41	23	32	1.57	21	50	2.21	15	429	2.10	17
第一次金属加工	34	1.42	24	25	1.07	33	39	1.54	25	43	1.69	20	43	1.43	24	45	1.35	24	22	1.08	29	28	1.24	26	279	1.36	25
建設請負・エンジニアリングサービス	41	1.71	21	34	1.45	24	42	1.66	24	29	1.14	28	41	1.37	25	44	1.32	25	27	1.33	25	35	1.55	24	293	1.43	23
プラスティック・ゴム	18	0.75	41	27	1.15	30	44	1.74	23	39	1.53	23	36	1.20	27	44	1.32	25	27	1.33	25	36	1.59	22	271	1.33	26
建築物・建築資材	28	1.17	30	27	1.15	30	26	1.03	33	29	1.14	28	29	0.97	31	43	1.29	27	18	0.89	33	14	0.62	40	214	1.05	30
自動車製品・自動車付属品	19	0.79	39	22	0.94	34	10	0.39	47	26	1.02	33	28	0.93	32	41	1.23	28	24	1.18	27	26	1.15	28	196	0.96	34
家庭用品	27	1.13	32	22	0.94	34	30	1.18	28	30	1.18	27	28	0.93	32	39	1.17	29	12	0.59	40	20	0.89	31	208	1.02	32
石・粘土・ガラス	25	1.04	35	17	0.72	37	27	1.07	31	27	1.06	31	19	0.63	40	38	1.14	30	18	0.89	33	17	0.75	36	188	0.92	36
衣料品	24	1.00	36	17	0.72	37	24	0.95	34	34	1.34	26	35	1.17	28	35	1.05	31	23	1.13	28	29	1.28	25	221	1.08	28
宇宙・航空・防衛	17	0.71	42	15	0.64	41	15	0.59	42	22	0.87	36	33	1.10	30	31	0.93	32	30	1.48	22	28	1.24	26	191	0.93	35

（次ページへ続く）

（表 2.1 の続き）

産業分類	年・特性																										
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総計	%	Rk
玩具・レクリエーション製品	28	1.17	30	33	1.41	25	23	0.91	35	28	1.10	30	26	0.87	36	31	0.93	32	22	1.08	29	20	0.89	31	211	1.03	31
織物	23	0.96	37	17	0.72	37	16	0.63	41	12	0.47	45	15	0.50	44	31	0.93	32	14	0.69	37	24	1.06	30	152	0.74	41
飲料	19	0.79	39	31	1.32	27	11	0.43	45	21	0.83	38	23	0.77	37	26	0.78	35	19	0.94	32	18	0.80	33	168	0.82	37
家具	8	0.33	47	13	0.55	44	18	0.71	39	17	0.67	42	16	0.53	41	25	0.75	36	12	0.59	40	18	0.80	33	127	0.62	44
雑多製造	30	1.25	28	41	1.75	21	51	2.01	20	37	1.45	24	38	1.27	26	25	0.75	36	10	0.49	43	11	0.49	43	243	1.19	27
包装・コンテナ	23	0.96	37	16	0.68	40	29	1.14	29	22	0.87	36	27	0.90	35	22	0.66	38	16	0.79	35	10	0.44	45	165	0.81	38
電気・ガス・水道・公衆衛生サービス	10	0.42	46	12	0.51	45	27	1.07	31	13	0.51	44	22	0.73	38	21	0.63	39	14	0.69	37	17	0.75	36	136	0.67	42
不動産	31	1.29	25	30	1.28	29	28	1.11	30	27	1.06	31	44	1.47	23	20	0.60	40	6	0.30	47	17	0.75	36	203	0.99	33
バルブ・ポンプ・水力	31	1.29	25	10	0.43	46	20	0.79	37	23	0.90	35	28	0.93	32	20	0.60	40	13	0.64	39	10	0.44	45	155	0.76	40
コングロマリット	7	0.29	48	14	0.60	43	13	0.51	43	18	0.71	41	14	0.47	45	20	0.60	40	6	0.30	47	15	0.66	39	107	0.52	46
建設・採鉱・油田設備機械	30	1.25	28	19	0.81	36	20	0.79	37	12	0.47	45	7	0.23	49	20	0.60	40	21	1.03	31	6	0.27	47	135	0.66	43
紙	11	0.46	45	15	0.64	41	11	0.43	45	16	0.63	43	20	0.67	39	17	0.51	44	8	0.39	44	12	0.53	42	110	0.54	45
採鉱・鉱物	40	1.67	22	31	1.32	27	18	0.71	39	12	0.47	45	16	0.53	41	14	0.42	45	8	0.39	44	18	0.80	33	157	0.77	39
農業生産	17	0.71	42	8	0.34	48	13	0.51	43	19	0.75	39	12	0.40	47	10	0.30	46	11	0.54	42	6	0.27	47	96	0.47	47
化粧品・美容	1	0.04	50	9	0.38	47	10	0.39	47	11	0.43	48	9	0.30	48	10	0.30	46	16	0.79	35	14	0.62	40	80	0.39	48
エネルギーサービス	107	4.47	3	32	1.36	26	21	0.83	36	19	0.75	39	16	0.53	41	9	0.27	48	2	0.10	49	11	0.49	43	217	1.06	29
自動車・トラック	7	0.29	48	6	0.26	49	4	0.16	50	3	0.12	50	13	0.43	46	8	0.24	49	8	0.39	44	3	0.13	50	52	0.25	49
材木・森林製品	13	0.54	44	5	0.21	50	7	0.28	49	7	0.28	49	4	0.13	50	1	0.03	50	2	0.10	49	4	0.18	49	43	0.21	50
産業合計	2395	—	—	2346	—	—	2533	—	—	2543	—	—	3001	—	—	3336	—	—	2032	—	—	2258	—	—	20444	—	—
産業平均	47.90	—	—	46.92	—	—	50.66	—	—	50.86	—	—	60.02	—	—	66.72	—	—	40.64	—	—	45.16	—	—	408.88	—	—
上位 1 位占有割合	—	13.99	—	—	18.16	—	—	13.07	—	—	9.87	—	—	12.70	—	—	12.44	—	—	12.89	—	—	11.16	—	—	12.98	—
上位 5 位占有割合合計	—	31.94	—	—	36.32	—	—	31.70	—	—	30.67	—	—	34.76	—	—	33.72	—	—	35.63	—	—	33.88	—	—	33.22	—
上位 5 位中 1 位占有割合	—	43.79	—	—	50.00	—	—	41.22	—	—	32.18	—	—	36.53	—	—	36.89	—	—	36.19	—	—	32.94	—	—	39.06	—

出典：Merrill Lynch,1986,p.50,and 1990,p.46 より作成。

注 1：単位は「件」であり、その数値は資産等の売り手側を基準に算出されている。

注 2：総計は、1981 年から 1988 年までの期間における 8 年間全体についての数値である。

注 3：「%」は、各年あるいは 8 年間全体における産業合計数値に占める当該産業数値の割合である (単位：%)。ただし、小数点以下 3 桁の数値を四捨五入して小数点以下 2 桁までの数値を記載しているため、その産業合計が 100.00%とはならない場合がある。なお、「%」の産業合計に経済的意味はなく、またその産業平均が 2.00%であることは自明であるため、それぞれには「—」を代入している。

注 4：「Rk」は、50 産業全体における当該産業の当該数値に関する順位 (Rank) である。ただし、本稿では当該数値が正確なものであることを前提として順位付けを行っているため、オリジナルの表に掲載されている順位とは異なるものがある (以降の表2.2についても同様)。なお、「Rk」の産業合計および産業平均に経済的意味はないため、それぞれには「—」を代入している。

注 5：「上位 1 位占有割合」は、各年あるいは 8 年間全体における当該産業数値上位 1 位の「% (占有割合)」である。なお、関連のない部分については「—」を代入している (以下、注 6 および注 7 についても同様)。

注 6：「上位 5 位占有割合合計」は、各年あるいは 8 年間全体における当該産業数値上位 1 位～ 5 位までの数値合計が産業全体の数値合計に占める割合のことである (単位：%)。

注 7：「上位 5 位中上位 1 位占有割合」は、各年あるいは 8 年間全体における当該産業数値上位 1 位数値が上位 1 位～ 5 位までの数値合計に占める割合のことである (単位：%)。

表 2.2 産業別 M&A 取引価額総額（価額・割合・順位）

産業分類	年・特性																								
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総額	%	Rk
銀行・金融	4204.4	5.09	4	5605.3	10.43	3	13628.3	18.65	1	5846.3	4.78	5	14036.9	7.81	4	19441.6	11.23	1	16209.2	9.90	2	12164.0	4.93	4	91136.0	8.32	2
コングロマリット	809.4	0.98	18	3973.6	7.39	4	2745.1	3.76	7	6982.9	5.71	3	16301.6	9.07	2	15306.8	8.84	2	6839.1	4.18	7	33100.4	13.41	1	86058.9	7.86	3
小売	1844.4	2.23	9	1948.1	3.62	6	1489.0	2.04	11	6673.2	5.46	4	10029.7	5.58	7	13682.9	7.90	3	17038.8	10.41	1	23862.2	9.67	3	76568.3	6.99	4
放送	1060.1	1.28	15	787.2	1.46	19	3747.1	5.13	4	1917.9	1.57	16	15012.9	8.35	3	8106.9	4.68	4	8728.7	5.33	5	7893.1	3.20	8	47253.9	4.31	6
化学・塗料・塗装	1256.1	1.52	14	1011.5	1.88	14	1080.1	1.48	19	2629.9	2.15	10	8568.0	4.77	8	7438.0	4.30	5	2850.0	1.74	17	7519.4	3.05	9	32353.0	2.95	9
余暇・娯楽	2150.4	2.60	8	1082.1	2.01	11	1797.4	2.46	9	2580.7	2.11	11	5640.3	3.14	11	6963.9	4.02	6	6949.7	4.25	6	7486.9	3.03	10	34651.4	3.16	8
運輸	475.3	0.58	31	1074.4	2.00	12	5254.6	7.19	3	1251.8	1.02	22	2876.9	1.60	14	6829.2	3.94	7	4955.9	3.03	8	5514.7	2.23	14	28232.8	2.58	11
印刷・出版	155.9	0.19	41	129.4	0.24	43	892.9	1.22	23	2863.9	2.34	9	3474.6	1.93	13	6673.9	3.85	8	3240.6	1.98	13	9584.8	3.88	6	27016.0	2.47	13
雑多サービス	801.0	0.97	19	859.8	1.60	17	991.7	1.36	21	2323.9	1.90	13	2414.6	1.34	16	5690.5	3.29	9	8885.6	5.43	4	5733.0	2.32	12	27700.1	2.53	12
保険	7862.5	9.52	3	5717.8	10.64	2	2966.1	4.06	5	3005.9	2.46	8	2694.0	1.50	15	5412.7	3.13	10	2483.9	1.52	22	11597.9	4.70	5	41740.8	3.81	7
オフィス設備・コンピューターハードウェア	754.4	0.91	21	389.1	0.72	28	1059.9	1.45	20	820.0	0.67	26	996.0	0.55	31	5323.6	3.07	11	2828.5	1.73	18	3615.9	1.46	25	15787.4	1.44	22
医薬品・医療サプライ・医療設備	707.5	0.86	23	1915.1	3.56	7	904.1	1.24	22	708.1	0.58	33	10867.3	6.05	6	4806.5	2.78	12	2269.7	1.39	26	8993.0	3.64	7	31171.3	2.85	10
食品加工	3800.0	4.60	5	3075.2	5.72	5	1163.6	1.59	17	7094.8	5.80	2	11837.8	6.59	5	4706.5	2.72	13	3315.9	2.03	12	24730.7	10.02	2	59724.5	5.45	5
通信	660.7	0.80	25	929.6	1.73	15	563.2	0.77	27	123.1	0.10	48	1147.4	0.64	27	4485.3	2.59	14	1451.7	0.89	36	3043.3	1.23	27	12404.3	1.13	25
電気設備	375.7	0.45	34	603.7	1.12	22	513.1	0.70	30	1978.4	1.62	15	1785.1	0.99	23	4272.3	2.47	15	2600.5	1.59	21	4346.4	1.76	19	16475.2	1.50	19
工業・農業設備機械	1822.3	2.21	10	1485.6	2.76	10	1151.4	1.58	18	1635.6	1.34	19	2374.2	1.32	17	4019.9	2.32	16	2884.7	1.76	16	5034.1	2.04	15	20407.8	1.86	14
飲料	748.6	0.91	22	1880.9	3.50	8	1548.4	2.12	10	853.9	0.70	25	1017.3	0.57	30	3725.8	2.15	17	4436.3	2.71	9	3909.9	1.58	22	18121.1	1.65	16
コンピューターソフトウェア，サプライ，&サービス	438.7	0.53	32	195.5	0.36	39	666.1	0.91	26	3766.4	3.08	6	2139.1	1.19	18	3356.4	1.94	18	1674.0	1.02	34	3929.7	1.59	21	16165.9	1.48	20
オイル・天然ガス	22921.6	27.74	1	9165.5	17.05	1	12075.8	16.52	2	42981.8	35.17	1	23160.1	12.88	1	3247.4	1.88	19	15442.0	9.43	3	5607.4	2.27	13	134601.6	12.29	1
宇宙・航空・防衛	164.4	0.20	39	1577.1	2.93	9	887.4	1.21	24	812.1	0.66	27	7358.2	4.09	9	3088.6	1.78	20	2434.9	1.49	23	3630.8	1.47	24	19953.5	1.82	15
家庭用品	637.9	0.77	26	390.6	0.73	27	1300.0	1.78	14	802.7	0.66	28	1295.8	0.72	25	2452.6	1.42	21	654.2	0.40	42	1534.4	0.62	35	9068.2	0.83	33
第一次金属加工	482.8	0.58	30	167.4	0.31	42	1340.6	1.83	13	1073.8	0.88	24	1575.9	0.88	24	1988.4	1.15	22	3603.8	2.20	10	1665.6	0.67	33	11898.3	1.09	26
公共医療サービス	1553.4	1.88	11	1049.4	1.95	13	1999.4	2.74	8	1687.9	1.38	17	880.9	0.49	33	1905.1	1.10	23	1834.8	1.12	31	6112.8	2.48	11	17023.7	1.55	17
自動車製品・自動車付属品	300.9	0.36	36	109.4	0.20	44	29.0	0.04	49	190.4	0.16	45	911.0	0.51	32	1844.9	1.07	24	1998.2	1.22	29	4970.6	2.01	16	10354.4	0.95	30
器械・撮影設備	1384.6	1.68	13	80.1	0.15	45	513.8	0.70	29	196.8	0.16	44	308.1	0.17	46	1783.6	1.03	25	2153.2	1.32	28	4591.8	1.86	17	11012.0	1.01	29
織物	83.9	0.10	47	792.2	1.47	18	1212.7	1.66	16	91.0	0.07	49	720.0	0.40	37	1733.9	1.00	26	2702.1	1.65	19	4412.0	1.79	18	11747.8	1.07	27
仲介・投資・経営コンサルティングサービス	2766.5	3.35	7	860.9	1.60	16	1455.3	1.99	12	1460.3	1.19	20	579.1	0.32	40	1710.4	0.99	27	3492.1	2.13	11	1900.3	0.77	31	14224.9	1.30	24
卸売・流通	761.3	0.92	20	358.1	0.67	29	364.9	0.50	35	1651.8	1.35	18	1910.1	1.06	21	1682.6	0.97	28	748.1	0.46	40	3790.9	1.54	23	11267.8	1.03	28
組立金属製品	821.2	0.99	17	299.3	0.56	32	154.7	0.21	42	180.4	0.15	46	581.3	0.32	39	1669.9	0.96	29	1058.8	0.65	37	1713.6	0.69	32	6479.2	0.59	41

（次ページへ続く）

（表 2.2 の続き）

産業分類	年・特性																											
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総額	%	Rk
雑多製造	151.2	0.18	42	271.4	0.50	33	91.8	0.13	46	336.4	0.28	42	369.9	0.21	43	1557.2	0.90	30	1757.6	1.07	32	202.1	0.08	47	4737.6	0.43	44
包装・コンテナ	235.8	0.29	37	171.8	0.32	41	1297.5	1.78	15	3089.4	2.53	7	1063.5	0.59	28	1517.7	0.88	31	1025.8	0.63	38	1421.2	0.58	37	9822.7	0.90	31
紙	923.8	1.12	16	595.4	1.11	23	269.7	0.37	37	387.0	0.32	39	830.8	0.46	35	1489.3	0.86	32	392.2	0.24	47	4237.8	1.72	20	9126.0	0.83	32
電気・ガス・水道・公衆衛生サービス	11.6	0.01	48	751.1	1.40	20	511.1	0.70	31	737.1	0.60	32	5592.9	3.11	12	1483.3	0.86	33	3005.2	1.84	14	3124.7	1.27	26	15217.0	1.39	23
建設請負・エンジニアリングサービス	547.6	0.66	27	256.0	0.48	34	423.3	0.58	34	799.7	0.65	29	713.3	0.40	38	1445.3	0.83	34	580.4	0.35	44	1917.1	0.78	30	6682.7	0.61	40
家具	5.9	0.01	49	39.8	0.07	50	249.4	0.34	39	169.5	0.14	47	483.1	0.27	41	1425.2	0.82	35	41.2	0.03	50	602.7	0.24	43	3016.8	0.28	47
衣料品	156.8	0.19	40	230.8	0.43	36	138.1	0.19	44	1392.2	1.14	21	2086.3	1.16	19	1416.6	0.82	36	567.4	0.35	45	1575.6	0.64	34	7563.8	0.69	36
電子工学	1497.0	1.81	12	552.9	1.03	24	471.9	0.65	33	290.1	0.24	43	6899.2	3.84	10	1368.0	0.79	37	2613.3	1.60	20	2239.4	0.91	29	15931.8	1.45	21
石・粘土・ガラス	523.0	0.63	28	463.8	0.86	26	499.0	0.68	32	764.4	0.63	30	1805.6	1.00	22	1252.9	0.72	38	417.0	0.25	46	2589.0	1.05	28	8314.7	0.76	34
玩具・レクリエーション製品	130.5	0.16	44	203.4	0.38	37	37.3	0.05	48	762.3	0.62	31	329.6	0.18	45	1210.6	0.70	39	923.4	0.56	39	616.0	0.25	42	4213.1	0.38	46
化粧品・美容	0.0	0.00	50	203.2	0.38	38	115.3	0.16	45	516.4	0.42	36	2043.8	1.14	20	1009.0	0.58	40	2911.8	1.78	15	1486.9	0.60	36	8286.4	0.76	35
建設・採鉱・油田設備機械	114.3	0.14	45	190.9	0.36	40	548.5	0.75	28	376.2	0.31	40	41.4	0.02	50	997.6	0.58	41	1923.6	1.18	30	212.4	0.09	46	4404.9	0.40	45
プラスティック・ゴム	232.6	0.28	38	48.5	0.09	49	148.7	0.20	43	462.4	0.38	37	1181.2	0.66	26	843.0	0.49	42	2333.3	1.43	25	306.7	0.12	45	5556.4	0.51	43
建築物・建築資材	96.9	0.12	46	75.2	0.14	46	268.4	0.37	38	621.2	0.51	34	750.4	0.42	36	828.6	0.48	43	2398.9	1.47	24	1374.8	0.56	38	6414.4	0.59	42
不動産	419.4	0.51	33	303.4	0.56	31	829.3	1.13	25	1132.2	0.93	23	1017.7	0.57	29	713.1	0.41	44	2191.9	1.34	27	723.7	0.29	41	7330.7	0.67	38
材木・森林製品	685.4	0.83	24	499.8	0.93	25	13.8	0.02	50	2297.2	1.88	14	850.6	0.47	34	315.0	0.18	45	1545.9	0.94	35	793.0	0.32	40	7000.7	0.64	39
農業生産	132.6	0.16	43	235.6	0.44	35	204.0	0.28	40	453.1	0.37	38	44.4	0.02	49	300.2	0.17	46	187.7	0.11	48	87.5	0.04	49	1645.1	0.15	50
バルブ・ポンプ・水力	486.7	0.59	29	65.9	0.12	47	281.6	0.39	36	556.0	0.45	35	481.6	0.27	42	207.4	0.12	47	602.3	0.37	43	186.6	0.08	48	2868.1	0.26	48
自動車・トラック	306.5	0.37	35	61.3	0.11	48	173.5	0.24	41	2.3	0.00	50	56.9	0.03	48	186.6	0.11	48	1675.0	1.02	33	18.5	0.01	50	2480.6	0.23	49
採鉱・鉱物	10850.6	13.13	2	355.2	0.66	30	2946.2	4.03	6	346.7	0.28	41	355.6	0.20	44	147.9	0.09	49	675.7	0.41	41	837.6	0.34	39	16515.5	1.51	18
エネルギーサービス	3303.5	4.00	6	665.2	1.24	21	66.4	0.09	47	2546.2	2.08	12	275.5	0.15	47	72.3	0.04	50	151.7	0.09	49	332.4	0.13	44	7413.2	0.68	37
産業合計	82617.6	—	—	53754.5	—	—	73080.5	—	—	122223.7	—	—	179767.5	—	—	173136.9	—	—	163686.3	—	—	246875.3	—	—	1095142.3	—	—
産業平均	1652.35	—	—	1075.09	—	—	1461.61	—	—	2444.47	—	—	3595.35	—	—	3462.74	—	—	3273.73	—	—	4937.51	—	—	21902.85	—	—
上位 1 位占有割合	—	27.74	—	—	17.05	—	—	18.65	—	—	35.17	—	—	12.88	—	—	11.23	—	—	10.41	—	—	13.41	—	—	12.29	—
上位 5 位占有割合合計	—	60.08	—	—	51.23	—	—	51.55	—	—	56.93	—	—	44.70	—	—	36.95	—	—	40.51	—	—	42.72	—	—	40.92	—
上位 5 位中 1 位占有割合	—	46.18	—	—	33.28	—	—	36.18	—	—	61.77	—	—	28.82	—	—	30.39	—	—	25.70	—	—	31.39	—	—	30.04	—

出典：Merrill Lynch,1986,p.51,and 1990,p.47 より作成。表記載内容における基本的留意事項は、先の表 2.1 と同じである。
注：単位は「100 万ドル」であり、その数値は資産等の売り手側を基準に、取引価額が公表された取引に基づいて算出されている。

表 2.3 産業別 1 億ドル以上の M&A 取引件数（件数・割合・順位）

産業分類	年・特性																								
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総計	%	Rk
銀行・金融	8	7.08	4	12	10.34	1	28	20.29	1	12	6.00	3	37	13.70	1	39	11.27	1	29	9.63	2	29	7.86	2	194	10.47	1
コングロマリット	2	1.77	14	8	6.90	4	5	3.62	5	12	6.00	3	8	2.96	8	9	2.60	12	3	1.00	29	10	2.71	14	57	3.08	10
小売	4	3.54	6	5	4.31	6	3	2.17	12	20	10.00	2	15	5.56	4	20	5.78	3	32	10.63	1	32	8.67	1	131	7.07	2
放送	4	3.54	6	2	1.72	15	6	4.35	3	6	3.00	8	22	8.15	3	20	5.78	3	17	5.65	4	17	4.61	4	94	5.07	4
化学・塗料・塗装	2	1.77	14	2	1.72	15	2	1.45	16	5	2.50	10	8	2.96	8	10	2.89	10	8	2.66	9	11	2.98	10	48	2.59	13
余暇・娯楽	5	4.42	5	1	0.86	23	5	3.62	5	7	3.50	6	10	3.70	6	20	5.78	3	11	3.65	5	16	4.34	5	75	4.05	6
運輸	0	0.00	36	4	3.45	9	1	0.72	27	2	1.00	29	8	2.96	8	18	5.20	6	6	1.99	17	6	1.63	22	45	2.43	14
印刷・出版	0	0.00	36	0	0.00	38	4	2.90	9	7	3.50	6	10	3.70	6	23	6.65	2	10	3.32	7	14	3.79	8	68	3.67	7
雑多サービス	2	1.77	14	3	2.59	12	2	1.45	16	2	1.00	29	5	1.85	15	13	3.76	8	20	6.64	3	15	4.07	6	62	3.35	8
保険	12	10.62	2	10	8.62	3	6	4.35	3	8	4.00	5	7	2.59	12	10	2.89	10	8	2.66	9	18	4.88	3	79	4.26	5
オフィス設備・コンピューターハードウェア	3	2.65	12	1	0.86	23	3	2.17	12	3	1.50	20	4	1.48	20	2	0.58	36	4	1.33	23	11	2.98	10	31	1.67	19
医薬品・医療サプライ・医療設備	2	1.77	14	5	4.31	6	2	1.45	16	2	1.00	29	11	4.07	5	16	4.62	7	5	1.66	20	8	2.17	19	51	2.75	12
食品加工	4	3.54	6	7	6.03	5	5	3.62	5	6	3.00	8	5	1.85	15	13	3.76	8	7	2.33	13	14	3.79	8	61	3.29	9
通信	2	1.77	14	1	0.86	23	1	0.72	27	0	0.00	45	4	1.48	20	5	1.45	20	4	1.33	23	5	1.36	24	22	1.19	27
電気設備	0	0.00	36	2	1.72	15	1	0.72	27	3	1.50	20	2	0.74	29	5	1.45	20	7	2.33	13	10	2.71	14	30	1.62	21
工業・農業設備機械	4	3.54	6	4	3.45	9	2	1.45	16	5	2.50	10	7	2.59	12	8	2.31	13	11	3.65	5	15	4.07	6	56	3.02	11
飲料	2	1.77	14	4	3.45	9	4	2.90	9	3	1.50	20	2	0.74	29	6	1.73	17	8	2.66	9	4	1.08	29	33	1.78	16
コンピューターソフトウェア，サプライ，&サービス	0	0.00	36	0	0.00	38	1	0.72	27	5	2.50	10	7	2.59	12	6	1.73	17	3	1.00	29	10	2.71	14	32	1.73	17
オイル・天然ガス	16	14.16	1	12	10.34	1	19	13.77	2	26	13.00	1	25	9.26	2	7	2.02	15	9	2.99	8	11	2.98	10	125	6.75	3
宇宙・航空・防衛	0	0.00	36	2	1.72	15	2	1.45	16	2	1.00	29	8	2.96	8	5	1.45	20	7	2.33	13	9	2.44	17	35	1.89	15
家庭用品	2	1.77	14	1	0.86	23	2	1.45	16	2	1.00	29	5	1.85	15	7	2.02	15	2	0.66	36	4	1.08	29	25	1.35	25
第一次金属加工	1	0.88	24	0	0.00	38	2	1.45	16	4	2.00	16	5	1.85	15	1	0.29	43	5	1.66	20	4	1.08	29	22	1.19	27
公共医療サービス	4	3.54	6	5	4.31	6	4	2.90	9	5	2.50	10	1	0.37	40	5	1.45	20	2	0.66	36	5	1.36	24	31	1.67	19
自動車製品・自動車付属品	1	0.88	24	0	0.00	38	0	0.00	40	1	0.50	36	2	0.74	29	4	1.16	26	4	1.33	23	8	2.17	19	20	1.08	31
器械・撮影設備	1	0.88	24	0	0.00	38	1	0.72	27	0	0.00	45	0	0.00	48	5	1.45	20	6	1.99	17	5	1.36	24	18	0.97	35
織物	0	0.00	36	3	2.59	12	5	3.62	5	0	0.00	45	2	0.74	29	4	1.16	26	3	1.00	29	9	2.44	17	26	1.40	24
仲介・投資・経営コンサルティングサービス	4	3.54	6	3	2.59	12	2	1.45	16	4	2.00	16	2	0.74	29	5	1.45	20	6	1.99	17	6	1.63	22	32	1.73	17
卸売・流通	1	0.88	24	0	0.00	38	1	0.72	27	4	2.00	16	4	1.48	20	6	1.73	17	3	1.00	29	11	2.98	10	30	1.62	21
組立金属製品	2	1.77	14	1	0.86	23	0	0.00	40	1	0.50	36	3	1.11	25	8	2.31	13	4	1.33	23	4	1.08	29	23	1.24	26
雑多製造	0	0.00	36	1	0.86	23	0	0.00	40	1	0.50	36	1	0.37	40	1	0.29	43	4	1.33	23	1	0.27	42	9	0.49	46
包装・コンテナ	1	0.88	24	0	0.00	38	3	2.17	12	3	1.50	20	2	0.74	29	4	1.16	26	2	0.66	36	1	0.27	42	16	0.86	37
紙	1	0.88	24	2	1.72	15	1	0.72	27	1	0.50	36	4	1.48	20	2	0.58	36	2	0.66	36	2	0.54	38	15	0.81	38

（次ページへ続く）

（表 2.3 の続き）

産業分類	年・特性																											
	1981	%	Rk	1982	%	Rk	1983	%	Rk	1984	%	Rk	1985	%	Rk	1986	%	Rk	1987	%	Rk	1988	%	Rk	総計	%	Rk
電気・ガス・水道・公衆衛生サービス	0	0.00	36	2	1.72	15	1	0.72	27	3	1.50	20	4	1.48	20	2	0.58	36	5	1.66	20	3	0.81	35	20	1.08	31
建設請負・エンジニアリングサービス	1	0.88	24	1	0.86	23	1	0.72	27	2	1.00	29	2	0.74	29	3	0.87	33	1	0.33	46	1	0.27	42	12	0.65	41
家具	0	0.00	36	0	0.00	38	0	0.00	40	0	0.00	45	2	0.74	29	4	1.16	26	0	0.00	50	1	0.27	42	7	0.38	48
衣料品	0	0.00	36	1	0.86	23	0	0.00	40	4	2.00	16	3	1.11	25	4	1.16	26	2	0.66	36	5	1.36	24	19	1.03	34
電子工学	3	2.65	12	2	1.72	15	0	0.00	40	0	0.00	45	3	1.11	25	4	1.16	26	7	2.33	13	8	2.17	19	27	1.46	23
石・粘土・ガラス	1	0.88	24	1	0.86	23	1	0.72	27	3	1.50	20	1	0.37	40	4	1.16	26	1	0.33	46	5	1.36	24	17	0.92	36
玩具・レクリエーション製品	0	0.00	36	0	0.00	38	0	0.00	40	2	1.00	29	1	0.37	40	3	0.87	33	3	1.00	29	2	0.54	38	11	0.59	43
化粧品・美容	0	0.00	36	1	0.86	23	0	0.00	40	3	1.50	20	2	0.74	29	2	0.58	36	8	2.66	9	4	1.08	29	20	1.08	31
建設・採鉱・油田設備機械	0	0.00	36	1	0.86	23	2	1.45	16	1	0.50	36	0	0.00	48	2	0.58	36	4	1.33	23	1	0.27	42	11	0.59	43
プラスティック・ゴム	1	0.88	24	0	0.00	38	0	0.00	40	1	0.50	36	2	0.74	29	2	0.58	36	3	1.00	29	0	0.00	47	9	0.49	46
建築物・建築資材	0	0.00	36	0	0.00	38	1	0.72	27	1	0.50	36	3	1.11	25	3	0.87	33	2	0.66	36	3	0.81	35	13	0.70	39
不動産	1	0.88	24	1	0.86	23	2	1.45	16	5	2.50	10	5	1.85	15	1	0.29	43	2	0.66	36	4	1.08	29	21	1.13	29
材木・森林製品	2	1.77	14	2	1.72	15	0	0.00	40	3	1.50	20	1	0.37	40	1	0.29	43	2	0.66	36	2	0.54	38	13	0.70	39
農業生産	0	0.00	36	1	0.86	23	1	0.72	27	1	0.50	36	1	0.37	40	1	0.29	43	1	0.33	46	0	0.00	47	6	0.32	50
バルブ・ポンプ・水力	1	0.88	24	0	0.00	38	2	1.45	16	3	1.50	20	2	0.74	29	1	0.29	43	2	0.66	36	0	0.00	47	11	0.59	43
自動車・トラック	1	0.88	24	0	0.00	38	1	0.72	27	0	0.00	45	0	0.00	48	2	0.58	36	3	1.00	29	0	0.00	47	7	0.38	48
採鉱・鉱物	10	8.85	3	1	0.86	23	3	2.17	12	1	0.50	36	1	0.37	40	0	0.00	49	2	0.66	36	3	0.81	35	21	1.13	29
エネルギーサービス	2	1.77	14	1	0.86	23	0	0.00	40	5	2.50	10	1	0.37	40	0	0.00	49	1	0.33	46	2	0.54	38	12	0.65	41
産業合計	113	—	—	116	—	—	138	—	—	200	—	—	270	—	—	346	—	—	301	—	—	369	—	—	1853	—	—
産業平均	2.26	—	—	2.32	—	—	2.76	—	—	4.00	—	—	5.40	—	—	6.92	—	—	6.02	—	—	7.38	—	—	37.06	—	—
上位 1 位占有割合	—	14.16	—	—	20.68	—	—	20.29	—	—	13.00	—	—	13.70	—	—	11.27	—	—	10.63	—	—	8.67	—	—	10.47	—
上位 5 位占有割合合計	—	45.13	—	—	42.24	—	—	57.25	—	—	39.00	—	—	40.74	—	—	35.26	—	—	39.87	—	—	30.35	—	—	33.62	—
上位 5 位中 1 位占有割合	—	31.37	—	—	48.98	—	—	35.44	—	—	33.33	—	—	33.64	—	—	31.97	—	—	26.67	—	—	28.57	—	—	31.14	—

出典：Merrill Lynch,1986,p.52,and 1990,p.48 より作成。表記載内容における基本的留意事項は、先の表 2.1 と同じである。

注 1：単位は「件」であり、取引価額が公表された取引に基づいて算出されている。

注 2：「上位 1 位占有割合」について、上位 1 位に複数の産業がある場合、それらの占有割合数値合計をもって上位 1 位占有割合数値としている。

注 3：「上位 5 位占有割合合計」について、上位 1 位～ 5 位にランクされた産業数合計が 6 個以上である場合、それらの取引件数合計数値をもって上位 5 位数値合計としている。

注 4：「上位 5 位中 1 位占有割合」について、上位 1 位に複数の産業がある場合、それらの取引件数合計数値をもって上位 1 位数値としている。また、上位 1 位～ 5 位にランクされた産業数合計が 6 個以上である場合、それらの取引件数合計数値をもって上位 5 位数値合計としている。

表 2.4 産業別 M&A パーセントプレミアム（パーセントプレミアム・ベース数・順位）

産業分類	年・特性																									
	1981	Bs	Rk	1982	Bs	Rk	1983	Bs	Rk	1984	Bs	Rk	1985	Bs	Rk	1986	Bs	Rk	1987	Bs	Rk	1988	Bs	Rk	1 件プレ	Bs	Rk
農業生産	0.0	0	42	33.0	2	34	19.4	3	35	14.0	1	40	12.5	1	42	26.3	1	35	71.4	1	2	0.0	0	46	27.6	9	46
食品加工	55.1	4	13	46.8	9	22	48.6	5	7	40.1	6	15	27.7	12	31	33.5	7	20	27.1	6	35	50.2	10	13	39.9	59	29
飲料	0.0	0	42	51.6	7	18	33.6	3	19	46.6	3	9	27.4	2	32	20.0	1	39	17.4	2	43	51.8	2	12	40.8	20	24
衣料品	49.2	3	19	1.4	1	43	19.1	2	36	29.4	9	31	21.6	9	38	58.4	5	3	26.5	3	36	53.5	14	10	38.4	46	33
織物	37.9	1	30	34.5	6	31	32.4	6	22	35.7	1	20	11.7	4	43	36.8	7	15	25.9	2	37	28.0	3	37	30.5	30	44
材木・森林製品	23.3	2	36	23.0	1	38	0.0	0	40	39.9	2	16	36.8	1	16	0.0	0	44	41.0	1	14	0.0	0	46	32.5	7	41
紙	0.0	0	42	83.2	1	4	19.0	1	37	0.0	0	45	30.1	3	27	66.5	3	2	0.0	0	47	35.6	2	28	46.3	10	7
包装・コンテナ	99.9	1	1	0.0	0	44	29.1	2	27	45.4	3	10	13.1	2	41	0.0	0	44	32.9	3	27	0.0	0	46	38.1	11	35
家具	0.0	0	42	17.2	2	40	2.1	1	39	0.0	0	45	9.9	1	44	22.6	6	38	69.7	1	3	22.5	4	40	22.8	15	49
建築物・建築資材	55.6	1	11	61.7	3	12	71.3	2	2	17.5	3	38	31.6	6	24	6.7	1	42	32.3	2	28	38.9	5	24	38.8	23	31
家庭用品	65.1	2	8	41.2	3	26	30.8	3	25	25.7	3	34	32.5	4	21	11.0	4	41	17.4	1	43	36.9	3	27	31.5	23	42
印刷・出版	42.9	1	25	0.0	0	44	43.1	4	8	72.0	4	2	17.0	1	39	27.8	6	31	44.9	5	9	43.2	9	21	43.4	30	12
化学・塗料・塗装	30.0	5	35	33.6	3	32	0.0	0	40	23.7	2	35	23.2	8	35	33.2	6	21	28.6	2	32	37.1	9	26	30.7	35	43
医薬品・医療サプライ・医療設備	22.3	3	37	35.5	6	30	25.7	2	30	38.3	2	17	36.2	10	17	52.4	9	5	35.2	8	24	53.0	12	11	41.5	52	20
化粧品・美容	0.0	0	42	23.5	1	37	0.0	0	40	34.3	2	23	62.7	2	4	0.0	0	44	29.3	3	30	72.8	2	3	45.1	10	9
プラスティック・ゴム	65.9	2	6	0.0	0	44	7.0	1	38	66.0	3	3	35.9	5	18	32.0	6	23	23.7	5	41	64.5	4	4	41.7	26	18
石・粘土・ガラス	40.3	1	29	82.0	1	6	35.9	2	17	33.6	1	25	50.2	1	9	30.8	4	25	44.2	2	10	45.1	3	18	41.7	15	19
第一次金属加工	14.5	3	39	0.0	0	44	35.6	3	18	29.2	4	32	37.6	3	15	31.1	4	24	29.5	5	29	11.5	5	45	26.3	27	48
組立金属製品	36.7	4	32	54.5	3	14	0.0	0	40	0.0	0	45	22.3	4	37	27.6	8	32	40.0	2	15	47.8	4	15	35.7	25	40
工業・農業設備機械	53.2	10	17	49.5	9	20	28.9	6	28	51.0	7	7	30.6	8	26	41.9	12	11	25.0	12	39	35.1	21	31	38.7	85	32
建設・採鉱・油田設備機械	0.0	0	42	33.3	1	33	41.4	3	10	10.5	1	43	0.0	0	45	34.6	1	18	11.1	3	45	291.1	2	1	74.4	11	1
バルブ・ポンプ・水力	73.1	1	3	64.7	1	11	0.0	0	40	40.9	4	13	0.0	0	45	30.8	1	25	36.2	1	22	110.9	1	2	53.3	9	3
自動車・トラック	3.0	1	41	0.0	0	44	0.0	0	40	0.0	0	45	0.0	0	45	0.0	0	44	0.0	0	47	0.0	0	46	3.0	1	50
自動車製品・自動車付属品	0.0	0	42	0.0	0	44	0.0	0	40	0.0	0	45	47.0	3	12	6.5	1	43	36.2	1	22	57.2	4	7	45.8	9	8
電気設備	46.3	4	22	93.0	1	2	39.1	1	13	19.5	5	37	61.2	7	5	26.6	10	34	38.8	7	18	44.0	12	20	40.6	47	26
オフィス設備・コンピューターハードウェア	41.0	4	26	39.0	3	27	64.8	1	4	43.5	5	11	32.1	8	22	43.7	10	10	39.3	10	17	35.5	16	29	38.9	57	30
電子工学	65.4	6	7	27.0	4	36	25.3	3	31	57.9	3	5	54.1	7	7	19.6	9	40	28.0	7	33	47.2	8	17	40.0	47	28
宇宙・航空・防衛	52.4	1	18	42.1	2	25	38.9	1	14	64.2	3	4	35.8	5	19	44.8	7	9	39.8	3	16	35.3	5	30	42.8	27	13
器械・撮影設備	36.0	4	33	82.9	2	5	24.0	3	33	33.3	1	26	28.5	8	28	46.3	12	7	47.7	7	7	40.7	23	22	41.2	60	21
玩具・レクリエーション製品	0.0	0	42	42.7	2	24	0.0	0	40	14.3	1	39	0.0	0	45	37.3	1	14	90.7	2	1	21.6	4	41	40.5	10	27
雑多製造	17.5	1	38	68.7	1	8	28.5	1	29	10.9	1	42	50.0	1	11	30.5	5	27	38.7	1	19	58.7	2	6	37.3	13	38
オイル・天然ガス	40.8	11	27	36.4	14	29	38.3	23	15	32.7	19	27	54.9	21	6	75.1	9	1	41.4	7	13	18.2	7	43	42.4	111	14
採鉱・鉱物	66.6	5	5	99.9	1	1	0.0	0	40	11.9	1	41	0.0	0	45	0.0	0	44	25.0	1	39	17.8	2	44	50.5	10	4
運輸	54.4	4	15	66.8	3	10	23.5	1	34	40.3	3	14	50.6	10	8	34.4	17	19	29.1	8	31	40.6	20	23	40.9	66	23

（次ページへ続く）

（表 2.4 の続き）

産業分類	年・特性																										
	1981	Bs	Rk	1982	Bs	Rk	1983	Bs	Rk	1984	Bs	Rk	1985	Bs	Rk	1986	Bs	Rk	1987	Bs	Rk	1988	Bs	Rk	1 件プレ	Bs	Rk
通信	14.5	1	39	52.9	1	17	0.0	0	40	5.6	1	44	15.8	2	40	0.0	0	44	25.8	4	38	34.0	6	32	27.5	15	47
放送	37.7	2	31	0.0	0	44	69.4	2	3	32.4	1	28	83.4	6	1	54.9	4	4	10.8	4	46	29.0	5	35	48.1	24	6
電気・ガス・水道・公衆衛生サービス	0.0	0	42	68.2	2	9	60.7	2	6	153.3	1	1	45.5	3	13	30.1	4	28	42.5	6	12	25.8	6	38	44.9	24	10
卸売・流通	45.2	5	24	47.0	2	21	32.9	4	20	34.2	5	24	35.4	15	20	36.1	2	17	22.7	3	42	48.0	9	14	38.4	45	34
小売	55.0	14	14	50.3	12	19	43.1	5	8	35.9	23	19	31.7	28	23	45.4	17	8	50.7	26	6	37.9	28	25	42.2	153	15
銀行・金融	53.6	14	16	60.3	22	13	40.6	31	12	53.9	12	6	27.3	53	33	46.8	48	6	38.5	28	20	33.5	42	33	40.6	250	25
保険	40.4	12	28	53.0	11	16	62.3	7	5	42.8	5	12	50.1	5	10	33.1	10	22	34.2	3	26	28.6	13	36	42.0	66	17
不動産	63.3	4	9	17.1	2	41	0.0	0	40	0.0	0	45	41.6	5	14	25.0	1	36	0.0	0	47	25.8	6	38	37.5	18	36
仲介・投資・経営コンサルティングサービス	72.2	4	4	17.4	2	39	36.9	3	16	22.8	4	36	24.9	1	34	26.8	2	33	55.7	5	5	21.0	6	42	37.4	27	37
コンピューターソフトウェア，サプライ，& サービス	46.5	3	21	75.0	2	7	31.3	2	24	48.9	7	8	30.8	14	25	40.9	12	12	34.4	5	25	55.9	8	9	42.2	53	15
建設請負・エンジニアリングサービス	57.2	1	10	8.7	1	42	41.1	2	11	29.0	4	33	28.4	9	29	23.8	7	37	27.2	4	34	32.3	8	34	29.3	36	45
エネルギーサービス	99.9	1	1	86.5	1	3	99.9	1	1	34.4	4	22	0.0	0	45	0.0	0	44	0.0	0	47	0.0	0	46	60.6	7	2
公共医療サービス	47.9	5	20	53.8	3	15	30.3	7	26	36.2	5	18	28.1	3	30	36.4	9	16	44.1	2	11	56.9	6	8	40.9	40	22
余暇・娯楽	35.7	7	34	37.9	6	28	32.9	6	20	31.1	6	30	65.2	15	3	38.7	16	13	46.9	7	8	60.6	20	5	48.2	83	5
雑多サービス	45.6	4	23	32.2	6	35	24.6	4	32	32.2	6	29	83.3	6	2	29.3	16	29	57.5	13	4	44.5	17	19	43.6	72	11
コングロマリット	55.4	4	12	46.7	10	23	31.8	9	23	35.0	12	21	23.1	9	36	28.1	12	30	37.3	3	21	47.6	12	16	36.9	71	39
産業合計	—	166	—	—	176	—	—	168	—	—	199	—	—	331	—	—	333	—	—	237	—	—	410	—	—	2020	—
産業平均	39.17	3.32	—	41.51	3.52	—	28.86	3.36	—	33.00	3.98	—	31.99	6.62	—	29.68	6.66	—	33.85	4.74	—	42.55	8.20	—	39.67	40.40	—
年件プレ	48.05	—	—	47.30	—	—	37.68	—	—	38.25	—	—	37.12	—	—	38.25	—	—	38.26	—	—	41.75	—	—	40.32	—	—

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。

注 1：単位は「%」であり、プレミアムが支払われた取引に基づいて算出されている。

注 2：項目名「Bs」は、ベース数 (プレミアムが支払われた取引の件数) である。また、「1 件プレ」は 1981 年から 1988 年までの 8 年間全体における 1 件 (1 ベース数) あたりのパーセントプレミアム数値である。

注 3：「1 件プレ」の「産業平均」は、「1 件プレ」の産業間算術平均である。ただし、その数値は、小数点以下 3 桁を四捨五入した各産業の小数点以下 2 桁までの 1 件プレ数値に基づいて算出したものである (数値詳細は、以降の表 3.1 を参照)。因みに、各産業の小数点以下 1 桁までの 1 件プレ数値を用いる場合、0.01 高くなり、39.68 になる。

注 4：各年の「年件プレ」は、各年における 1 件あたりのパーセントプレミアム数値である。なお、「1 件プレ」の「年件プレ」は、8 年間全体における 1 件あたりのパーセントプレミアム数値である。

注 5：パーセントプレミアムおよび 1 件プレに関する産業合計数値に特に経済的意味はないため、それぞれ「—」を代入している。なお、「年件プレ」におけるベース数関連項目は、産業合計の対応するそれらと同じであるため、「—」を代入して省略した。

表 3.1 産業別パーセントプレミアム

産業分類	年・特性																						
	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(3)	σ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
農業生産	0.0	0	33.0	2	19.4	3	14.0	1	12.5	1	26.3	1	71.4	1	0.0	0	16.60	27.55	22.08	23.02	27.60	9	1.13
食品加工	55.1	4	46.8	9	48.6	5	40.1	6	27.7	12	33.5	7	27.1	6	50.2	10	47.65	34.63	41.14	10.70	39.94	59	7.38
飲料	0.0	0	51.6	7	33.6	3	46.6	3	27.4	2	20.0	1	17.4	2	51.8	2	32.95	29.15	31.05	18.47	40.75	20	2.50
衣料品	49.2	3	1.4	1	19.1	2	29.4	9	21.6	9	58.4	5	26.5	3	53.5	14	24.78	40.00	32.39	19.65	38.41	46	5.75
織物	37.9	1	34.5	6	32.4	6	35.7	1	11.7	4	36.8	7	25.9	2	28.0	3	35.13	25.60	30.36	8.63	30.51	30	3.75
材木・森林製品	23.3	2	23.0	1	0.0	0	39.9	2	36.8	1	0.0	0	41.0	1	0.0	0	21.55	19.45	20.50	18.27	32.46	7	0.88
紙	0.0	0	83.2	1	19.0	1	0.0	0	30.1	3	66.5	3	0.0	0	35.6	2	25.55	33.05	29.30	31.65	46.32	10	1.25
包装・コンテナ	99.9	1	0.0	0	29.1	2	45.4	3	13.1	2	0.0	0	32.9	3	0.0	0	43.60	11.50	27.55	33.95	38.11	11	1.38
家具	0.0	0	17.2	2	2.1	1	0.0	0	9.9	1	22.6	6	69.7	1	22.5	4	4.83	31.18	18.00	22.93	22.78	15	1.88
建築物・建築資材	55.6	1	61.7	3	71.3	2	17.5	3	31.6	6	6.7	1	32.3	2	38.9	5	51.53	27.38	39.45	22.16	38.75	23	2.88
家庭用品	65.1	2	41.2	3	30.8	3	25.7	3	32.5	4	11.0	4	17.4	1	36.9	3	40.70	24.45	32.58	16.46	31.54	23	2.88
印刷・出版	42.9	1	0.0	0	43.1	4	72.0	4	17.0	1	27.8	6	44.9	5	43.2	9	39.50	33.23	36.36	21.54	43.35	30	3.75
化学・塗料・塗装	30.0	5	33.6	3	0.0	0	23.7	2	23.2	8	33.2	6	28.6	2	37.1	9	21.83	30.53	26.18	11.62	30.69	35	4.38
医薬品・医療サプライ・医療設備	22.3	3	35.5	6	25.7	2	38.3	2	36.2	10	52.4	9	35.2	8	53.0	12	30.45	44.20	37.33	10.98	41.52	52	6.50
化粧品・美容	0.0	0	23.5	1	0.0	0	34.3	2	62.7	2	0.0	0	29.3	3	72.8	2	14.45	41.20	27.83	28.35	45.10	10	1.25
プラスティック・ゴム	65.9	2	0.0	0	7.0	1	66.0	3	35.9	5	32.0	6	23.7	5	64.5	4	34.73	39.03	36.88	26.47	41.72	26	3.25
石・粘土・ガラス	40.3	1	82.0	1	35.9	2	33.6	1	50.2	1	30.8	4	44.2	2	45.1	3	47.95	42.58	45.26	16.18	41.65	15	1.88
第一次金属加工	14.5	3	0.0	0	35.6	3	29.2	4	37.6	3	31.1	4	29.5	5	11.5	5	19.83	27.43	23.63	13.36	26.27	27	3.38
組立金属製品	36.7	4	54.5	3	0.0	0	0.0	0	22.3	4	27.6	8	40.0	2	47.8	4	22.80	34.43	28.61	20.39	35.66	25	3.13
工業・農業設備機械	53.2	10	49.5	9	28.9	6	51.0	7	30.6	8	41.9	12	25.0	12	35.1	21	45.65	33.15	39.40	11.00	38.74	85	10.63
建設・採鉱・油田設備機械	0.0	0	33.3	1	41.4	3	10.5	1	0.0	0	34.6	1	11.1	3	291.1	2	21.30	84.20	52.75	97.64	74.37	11	1.38
バルブ・ポンプ・水力	73.1	1	64.7	1	0.0	0	40.9	4	0.0	0	30.8	1	36.2	1	110.9	1	44.68	44.48	44.58	37.54	53.26	9	1.13
自動車・トラック	3.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.75	0.00	0.38	1.06	3.00	1	0.13
自動車製品・自動車付属品	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	47.0	3	6.5	1	36.2	1	57.2	4	0.00	36.73	18.36	24.31	45.83	9	1.13
電気設備	46.3	4	93.0	1	39.1	1	19.5	5	61.2	7	26.6	10	38.8	7	44.0	12	49.48	42.65	46.06	22.75	40.61	47	5.88
オフィス設備・コンピューターハードウェア	41.0	4	39.0	3	64.8	1	43.5	5	32.1	8	43.7	10	39.3	10	35.5	16	47.08	37.65	42.36	9.87	38.91	57	7.13
電子工学	65.4	6	27.0	4	25.3	3	57.9	3	54.1	7	19.6	9	28.0	7	47.2	8	43.90	37.23	40.56	17.56	39.97	47	5.88
宇宙・航空・防衛	52.4	1	42.1	2	38.9	1	64.2	3	35.8	5	44.8	7	39.8	3	35.3	5	49.40	38.93	44.16	9.78	42.84	27	3.38
器械・撮影設備	36.0	4	82.9	2	24.0	3	33.3	1	28.5	8	46.3	12	47.7	7	40.7	23	44.05	40.80	42.43	18.29	41.15	60	7.50
玩具・レクリエーション製品	0.0	0	42.7	2	0.0	0	14.3	1	0.0	0	37.3	1	90.7	2	21.6	4	14.25	37.40	25.83	31.11	40.48	10	1.25
雑多製造	17.5	1	68.7	1	28.5	1	10.9	1	50.0	1	30.5	5	38.7	1	58.7	2	31.40	44.48	37.94	20.06	37.25	13	1.63
オイル・天然ガス	40.8	11	36.4	14	38.3	23	32.7	19	54.9	21	75.1	9	41.4	7	18.2	7	37.05	47.40	42.23	16.74	42.40	111	13.88
採鉱・鉱物	66.6	5	99.9	1	0.0	0	11.9	1	0.0	0	0.0	0	25.0	1	17.8	2	44.60	10.70	27.65	36.61	50.54	10	1.25
運輸	54.4	4	66.8	3	23.5	1	40.3	3	50.6	10	34.4	17	29.1	8	40.6	20	46.25	38.68	42.46	14.20	40.88	66	8.25

(次ページへ続く)

（表 3.1 の続き）

産業分類	年・特性																						
	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(3)	σ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
通信	14.5	1	52.9	1	0.0	0	5.6	1	15.8	2	0.0	0	25.8	4	34.0	6	18.25	18.90	18.58	18.33	27.45	15	1.88
放送	37.7	2	0.0	0	69.4	2	32.4	1	83.4	6	54.9	4	10.8	4	29.0	5	34.88	44.53	39.70	28.30	48.12	24	3.00
電気・ガス・水道・公衆衛生サービス	0.0	0	68.2	2	60.7	2	153.3	1	45.5	3	30.1	4	42.5	6	25.8	6	70.55	35.98	53.26	45.65	44.91	24	3.00
卸売・流通	45.2	5	47.0	2	32.9	4	34.2	5	35.4	15	36.1	2	22.7	3	48.0	9	39.83	35.55	37.69	8.59	38.35	45	5.63
小売	55.0	14	50.3	12	43.1	5	35.9	23	31.7	28	45.4	17	50.7	26	37.9	28	46.08	41.43	43.75	8.12	42.18	153	19.13
銀行・金融	53.6	14	60.3	22	40.6	31	53.9	12	27.3	53	46.8	48	38.5	28	33.5	42	52.10	36.53	44.31	11.30	40.64	250	31.25
保険	40.4	12	53.0	11	62.3	7	42.8	5	50.1	5	33.1	10	34.2	3	28.6	13	49.63	36.50	43.06	11.42	42.03	66	8.25
不動産	63.3	4	17.1	2	0.0	0	0.0	0	41.6	5	25.0	1	0.0	0	25.8	6	20.10	23.10	21.60	22.64	37.51	18	2.25
仲介・投資・経営コンサルティングサービス	72.2	4	17.4	2	36.9	3	22.8	4	24.9	1	26.8	2	55.7	5	21.0	6	37.33	32.10	34.71	19.42	37.35	27	3.38
コンピューターソフトウェア , サプライ , & サービス	46.5	3	75.0	2	31.3	2	48.9	7	30.8	14	40.9	12	34.4	5	55.9	8	50.43	40.50	45.46	14.90	42.18	53	6.63
建設請負・エンジニアリングサービス	57.2	1	8.7	1	41.1	2	29.0	4	28.4	9	23.8	7	27.2	4	32.3	8	34.00	27.93	30.96	13.96	29.26	36	4.50
エネルギーサービス	99.9	1	86.5	1	99.9	1	34.4	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	80.18	0.00	40.09	47.46	60.56	7	0.88
公共医療サービス	47.9	5	53.8	3	30.3	7	36.2	5	28.1	3	36.4	9	44.1	2	56.9	6	42.05	41.38	41.71	10.66	40.89	40	5.00
余暇・娯楽	35.7	7	37.9	6	32.9	6	31.1	6	65.2	15	38.7	16	46.9	7	60.6	20	34.40	52.85	43.63	12.85	48.18	83	10.38
雑多サービス	45.6	4	32.2	6	24.6	4	32.2	6	83.3	6	29.3	16	57.5	13	44.5	17	33.65	53.65	43.65	19.27	43.61	72	9.00
コングロマリット	55.4	4	46.7	10	31.8	9	35.0	12	23.1	9	28.1	12	37.3	3	47.6	12	42.23	34.03	38.13	10.94	36.94	71	8.88
産業合計	—	166	—	176	—	168	—	199	—	331	—	333	—	237	—	410	—	—	—	—	—	2020	252.50
産業平均	39.17	3.32	41.51	3.52	28.86	3.36	33.00	3.98	31.99	6.62	29.68	6.66	33.85	4.74	42.55	8.20	35.64	34.52	35.08	5.31	39.67	40.40	5.05
年件プレ	48.05	—	47.30	—	37.68	—	38.25	—	37.12	—	38.25	—	38.26	—	41.75	—	42.82	38.85	40.83	4.45	40.32	—	—

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成 (上木 (2005a) における表 8)。表記載内容における基本的留意事項は、先の表 2.1 および表 2.4 と同じである。

注 1：項目名「μ (p)(・)」「σ (p)」は、それぞれパーセントプレミアムのクロス・セクション平均・標準偏差である。また、項目名に添付した「p」と「b」は、それぞれパーセントプレミアムとベース数についてのものであることを表している。なお、「μ (p)(1)」は 1981 年から 1984 年までの期間 (政権第 1 期)、「μ (p)(2)」は 1985 年から 1988 年までの期間 (政権第 2 期)、「μ (p)(3)」は 1981 年から 1988 年までの期間 (政権期全体) における平均であり、「σ (p)」は政権期全体の標準偏差である。

注 2：産業合計および産業平均の平均・標準偏差は、8 年間全体における各産業の平均・標準偏差の合計および平均ではなく、各年の産業合計および産業平均より算出している。

注 3：パーセントプレミアムの平均・標準偏差に関する産業合計数値に特に経済的意味はないため、それぞれ「—」を代入している。

表 3.2.1 放送産業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(3)	σ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
放送産業	37.7	2	0.0	0	69.4	2	32.4	1	83.4	6	54.9	4	10.8	4	29.0	5	34.88	44.53	39.70	28.30	48.12	24	3.00
産業平均	39.17 (39.20)	3.32 (3.35)	41.51 (42.36)	3.52 (3.59)	28.86 (28.04)	3.36 (3.39)	33.00 (33.01)	3.98 (4.04)	31.99 (30.94)	6.62 (6.63)	29.68 (29.17)	6.66 (6.71)	33.85 (34.32)	4.74 (4.76)	42.55 (42.83)	8.20 (8.27)	35.64 (35.65)	34.52 (34.32)	35.08 (34.98)	5.31 (5.81)	39.67 (39.50)	40.40 (40.73)	5.05 (5.09)
参考：年件プレ	48.05 (48.18)	— (—)	47.30 (47.30)	— (—)	37.68 (37.30)	— (—)	38.25 (38.28)	— (—)	37.12 (36.26)	— (—)	38.25 (38.05)	— (—)	38.26 (38.73)	— (—)	41.75 (41.91)	— (—)	42.82 (42.77)	38.85 (38.74)	40.83 (40.75)	4.45 (4.61)	40.32 (40.23)	— (—)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。
注 1：本表は、上木 (2005b) における「表 4　M&A のパーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2005b) の表 4 および本稿の表 3.1 と同じである。
注 2：「産業平均」と「年件プレ」について、括弧を付していない数値は当該産業のベース数を含む場合の数値、括弧を付している数値は当該産業のベース数を含めない場合の数値である。
注 3：当該産業のベース数を含む場合と含めない場合のいずれも産業平均の対応するベース数 (平均値) と同数値になるため、「年件プレ」のベース数関連項目には「—」を代入している。

表 3.2.2 オイル・天然ガス産業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(3)	σ (p)	Δ (p)	1 件プレ	総計 (b)
オイル･天然ガス産業	40.8	11	36.4	14	38.3	23	32.7	19	54.9	21	75.1	9	41.4	7	18.2	7	37.05	47.40	42.23	16.74	-55.39	42.40	111
産業平均	39.17 (39.14)	3.32 (3.16)	41.51 (41.62)	3.52 (3.31)	28.86 (28.67)	3.36 (2.96)	33.00 (33.01)	3.98 (3.67)	31.99 (31.52)	6.62 (6.33)	29.68 (28.76)	6.66 (6.61)	33.85 (33.69)	4.74 (4.69)	42.55 (43.05)	8.20 (8.22)	35.64 (35.61)	34.52 (34.26)	35.08 (34.93)	5.31 (5.64)	8.63 (9.99)	39.67 (39.61)	40.40 (38.96)
参考：年件プレ	48.05 (48.57)	— (—)	47.30 (48.24)	— (—)	37.68 (37.59)	— (—)	38.25 (38.83)	— (—)	37.12 (35.91)	— (—)	38.25 (37.23)	— (—)	38.26 (38.17)	— (—)	41.75 (42.16)	— (—)	42.82 (43.31)	38.85 (38.37)	40.83 (40.84)	4.45 (5.00)	-13.11 (-13.20)	40.32 (40.20)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。
注 1：本表は、上木 (2006) における「表 4　M&A パーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2006) の表 4 および本稿の表 3.1･表 3.2.1 と同じである。
注 2：「Δ (p)」は、政権期全体におけるパーセントプレミアムの増加率である。なお、上木 (2006) の表 4 とは異なり、政権期全体におけるパーセントプレミアム産業平均の増加率は、小数点以下 3 桁を四捨五入した小数点以下 2 桁までの年数値を用いて算出・記載している。

表 3.2.3 通信産業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(全)	σ (p)	Δ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
通信産業	14.5	1	52.9	1	0.0	0	5.6	1	15.8	2	0.0	0	25.8	4	34.0	6	18.25	18.90	18.58	18.33	134.48	27.45	15	1.88
産業平均	39.17 (39.67)	3.32 (3.37)	41.51 (41.28)	3.52 (3.57)	28.86 (29.45)	3.36 (3.43)	33.00 (33.56)	3.98 (4.04)	31.99 (32.32)	6.62 (6.71)	29.68 (30.29)	6.66 (6.80)	33.85 (34.01)	4.74 (4.76)	42.55 (42.73)	8.20 (8.24)	35.64 (35.99)	34.52 (34.84)	35.08 (35.41)	5.31 (5.11)	8.63 (7.71)	39.67 (39.92)	40.40 (40.92)	5.05 (5.12)
参考：年件プレ	48.05 (48.25)	— (—)	47.30 (47.26)	— (—)	37.68 (37.68)	— (—)	38.25 (38.41)	— (—)	37.12 (37.24)	— (—)	38.25 (38.25)	— (—)	38.26 (38.48)	— (—)	41.75 (41.87)	— (—)	42.82 (42.90)	38.85 (38.96)	40.83 (40.93)	4.45 (4.44)	-13.11 (-13.22)	40.32 (40.42)	— (—)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。
注 1：本表は、上木 (2007a) における「表 2.4　通信産業 M&A パーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2007a) の表 2.4 および本稿の表 3.1･表 3.2.1 と同じである。
注 2：項目名「μ (p)(全)」は、政権期全体におけるパーセントプレミアムの (クロス・セクション) 平均である。

表 3.2.4 通信・放送産業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(全)	σ (p)	Δ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
通信・放送産業	30.0	3	52.9	1	69.4	2	19.0	2	66.5	8	54.9	4	18.3	8	31.7	11	42.83	42.85	42.84	20.60	5.67	40.16	39	4.88
産業平均	39.52 (39.71)	3.39 (3.40)	42.36 (42.14)	3.59 (3.65)	29.45 (28.62)	3.43 (3.46)	33.29 (33.58)	4.06 (4.10)	31.97 (31.25)	6.76 (6.73)	30.29 (29.78)	6.80 (6.85)	34.16 (34.49)	4.84 (4.77)	42.78 (43.01)	8.37 (8.31)	36.16 (36.01)	34.80 (34.63)	35.48 (35.32)	5.33 (5.62)	8.25 (8.31)	39.76 (39.75)	41.22 (41.27)	5.16 (5.16)
参考：年件プレ	48.05 (48.38)	— (—)	47.30 (47.26)	— (—)	37.68 (37.30)	— (—)	38.25 (38.44)	— (—)	37.12 (36.39)	— (—)	38.25 (38.05)	— (—)	38.26 (38.96)	— (—)	41.75 (42.03)	— (—)	42.82 (42.85)	38.85 (38.86)	40.83 (40.85)	4.45 (4.61)	-13.11 (-13.13)	40.32 (40.33)	— (—)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。パーセントプレミアムの単位は「%」であり、プレミアムが支払われた取引に基づいて算出されている。

注 1：本表は、上木 (2007a) における「表 3.4　通信・放送産業 M&A パーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2007a) の表 2.4・表 3.4 および本稿の表 3.2.3 と同じである。

注 2：通信・放送産業の各年パーセントプレミアムは、以下の算式より算出した数値を小数点以下 2 桁で四捨五入したものである。それゆえに、表中の通信・放送産業の各年パーセントプレミアムと対応するベース数を乗じて得られる数値は、「通信・放送産業の各年総パーセントプレミアム」のそれと一致しないこともある。

通信・放送産業の各年パーセントプレミアム＝通信・放送産業の各年総パーセントプレミアム÷通信・放送産業の各年ベース数。

通信・放送産業の各年総パーセントプレミアム＝通信産業の各年パーセントプレミアム×対応するベース数＋放送産業の各年パーセントプレミアム×対応するベース数。

通信・放送産業の各年ベース数＝通信産業の各年ベース数＋放送産業の各年ベース数。

なお、本表における通信・放送産業の 1 件プレ数値は、その表中掲載の小数点以下 1 桁までの各年パーセントプレミアム数値を用いて算出・記載している。

注 3：各年パーセントプレミアムの産業平均は、本表注 2 の算式より算出された通信・放送産業の各年パーセントプレミアムならびに対応するベース数より算出したものである。

表 3.3.1　銀行・金融業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(全)	σ (p)	Δ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
銀行・金融業	53.6	14	60.3	22	40.6	31	53.9	12	27.3	53	46.8	48	38.5	28	33.5	42	52.10	36.53	44.31	11.30	-37.50	40.64	250	31.25
産業平均	39.17 (38.88)	3.32 (3.10)	41.51 (41.13)	3.52 (3.14)	28.86 (28.62)	3.36 (2.80)	33.00 (32.57)	3.98 (3.82)	31.99 (32.08)	6.62 (5.67)	29.68 (29.33)	6.66 (5.82)	33.85 (33.75)	4.74 (4.27)	42.55 (42.74)	8.20 (7.51)	35.64 (35.30)	34.52 (34.48)	35.08 (34.89)	5.31 (5.36)	8.63 (9.93)	39.67 (39.65)	40.40 (36.12)	5.05 (4.52)
参考：年件プレ	48.05 (47.54)	— (—)	47.30 (45.44)	— (—)	37.68 (37.02)	— (—)	38.25 (37.24)	— (—)	37.12 (38.99)	— (—)	38.25 (36.81)	— (—)	38.26 (38.23)	— (—)	41.75 (42.69)	— (—)	42.82 (41.81)	38.85 (39.18)	40.83 (40.50)	4.45 (4.18)	-13.11 (-10.20)	40.32 (40.28)	— (—)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。

注：本表は、上木 (2007b) における「表 4(a)　銀行･金融業 M&A パーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2007b) の表 4(a) および本稿の表 3.2.3 と同じである。

表 3.3.2　オイル・天然ガス産業の M&A パーセントプレミアム

	1981	Bs	1982	Bs	1983	Bs	1984	Bs	1985	Bs	1986	Bs	1987	Bs	1988	Bs	μ (p)(1)	μ (p)(2)	μ (p)(全)	σ (p)	Δ (p)	1 件プレ	総計 (b)	平均 (b)
オイル･天然ガス産業	40.8	11	36.4	14	38.3	23	32.7	19	54.9	21	75.1	9	41.4	7	18.2	7	37.05	47.40	42.23	16.74	-55.39	42.40	111	13.88
産業平均	39.17 (39.14)	3.32 (3.16)	41.51 (41.62)	3.52 (3.31)	28.86 (28.67)	3.36 (2.96)	33.00 (33.01)	3.98 (3.67)	31.99 (31.52)	6.62 (6.33)	29.68 (28.76)	6.66 (6.61)	33.85 (33.69)	4.74 (4.69)	42.55 (43.05)	8.20 (8.22)	35.64 (35.61)	34.52 (34.26)	35.08 (34.93)	5.31 (5.64)	8.63 (9.99)	39.67 (39.61)	40.40 (38.96)	5.05 (4.87)
参考：年件プレ	48.05 (48.57)	— (—)	47.30 (48.24)	— (—)	37.68 (37.59)	— (—)	38.25 (38.83)	— (—)	37.12 (35.91)	— (—)	38.25 (37.23)	— (—)	38.26 (38.17)	— (—)	41.75 (42.16)	— (—)	42.82 (43.31)	38.85 (38.37)	40.83 (40.84)	4.45 (5.00)	-13.11 (-13.20)	40.32 (40.20)	— (—)	— (—)

出典：Merrill Lynch,1984,p.79,1987,p.93,and 1991,p.83 より作成。

注：本表は、上木 (2008) における「表 2.4(a)　オイル・天然ガス産業 M&A パーセントプレミアム」の一部を修正したものである。その基本的留意事項は、上木 (2008) の表 2.4(a) および本稿の表 3.2.3 と同じである。

図 3.2.1　放送産業における M&A パーセントプレミアムの動向

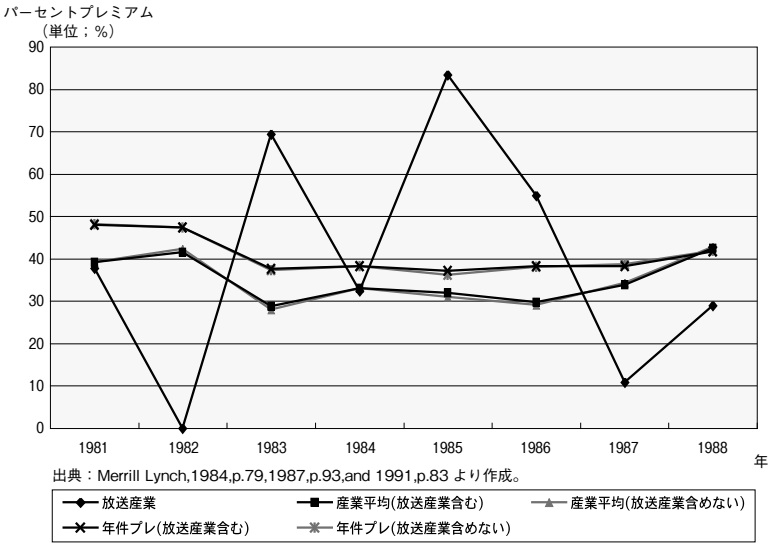

図 3.2.2(a)　オイル・天然ガス産業における M&A パーセントプレミアムの動向

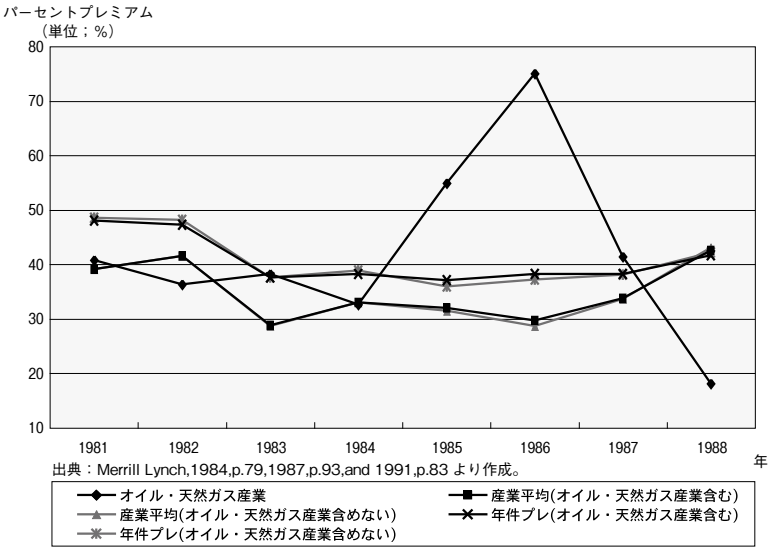

図 3.2.3(a)　通信産業における M&A パーセントプレミアムの動向

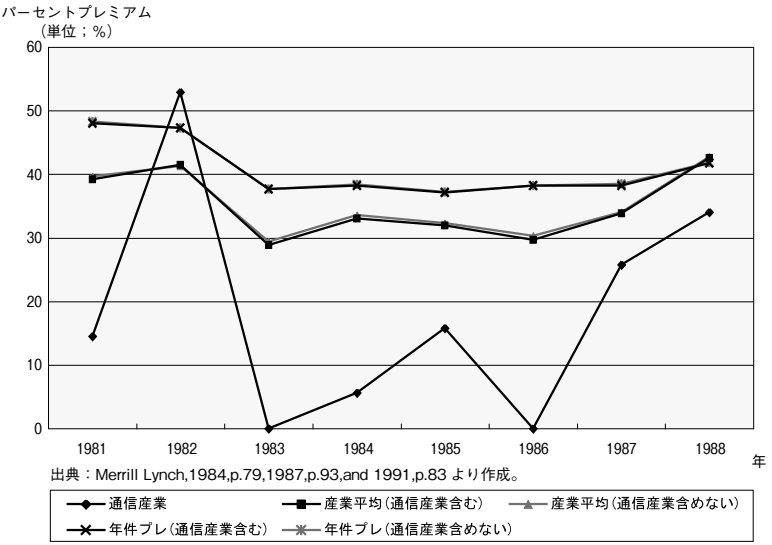

図 3.2.4(a)　通信・放送産業における M&A パーセントプレミアムの動向

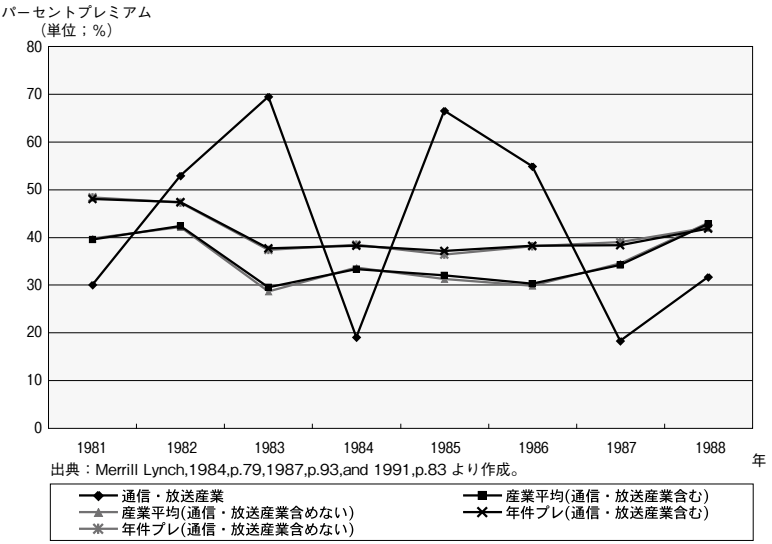

図 3.2.2(b)　オイル・天然ガス産業における M&A パーセントプレミアム産業平均との差の動向

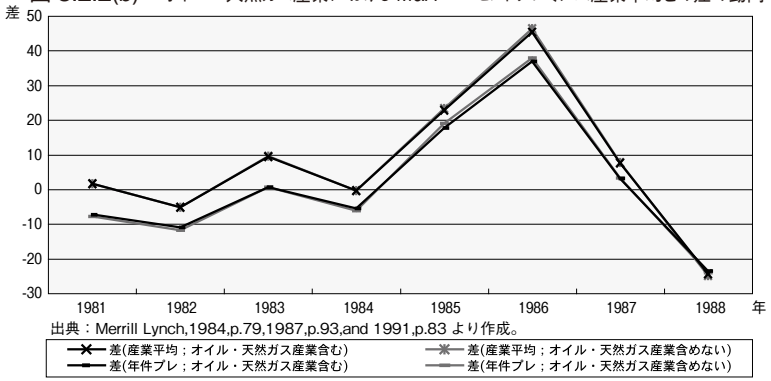

図 3.2.3(b)　通信産業における M&A パーセントプレミアム産業平均との差の動向

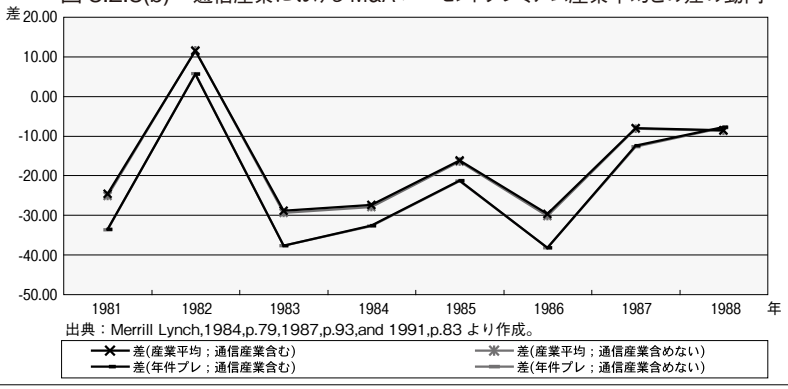

図 3.2.4(b)　通信・放送産業における M&A パーセントプレミアム産業平均との差の動向

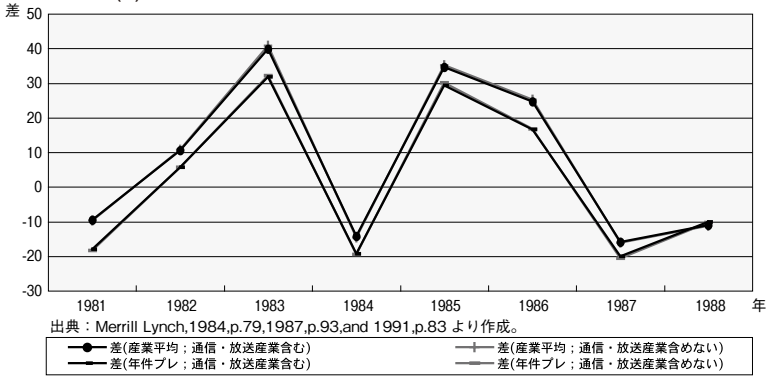

複合事業体としてのBRACとグラミン銀行

バングラデシュのBOPビジネスの事例を中心として

澤　田　貴　之

1．はじめに　BOPビジネスの定義について

途上国における貧困削減を目指したマイクロファイナンス（以下MFと略す）は、バングラデシュを中心として世界的に注目されてきたが、その事業は現在、市場経済との関係から次の発展ステージに向かうための大きな岐路に立たされている。事業主体となっているMFIs（Microfinance Institutions）やNGOであることの制約を乗り越えるためには、ビジネス化の度合いをどのようにして高めていくのかが大きな課題になっているからである。

世界人口の約70%超に相当する約40億人が年間所得3,000ドル以下の収入とされており、この層を一般的にBOP（Base of the Economic Pyramid）層と呼んでおり、その市場規模は5兆ドル（野村総研試算）ともいわれている。BOPビジネスの定義については、わが国の通商金融・経済協力課（2009）が記述しているように、幅広く多様なものであって、現段階で確定したものはない。例えば、BOP層において行われるビジネス一般を指すという見方や、社会的課題の解決を最優先したビジネスであるという見方など、「多様な考え方、議論が存在する。具体的な定義、支援範囲については、個別の支援制度の中で検討されていくべきもの」であって、「主として途上国におけるBOP層を対象（消費者､生産者､販売者のいずれか､またはその組み合わせ）とした持続可能なビジネスであり、現地における様々な社会的課題の解決に資することが期待される、新たなビジネスモデル」というように表現している。そしてキーワードとして、①BOP層を巻き込む（パートナーシップ）、②BOP層の生活向上（貧困削減）、③慈善事業ではなく本業（収益の確保）、④持続可能性の確保（サステイナビ

リティ)、の４点を挙げている（同 p.21-22)。

ただし、上記研究会による暫定的な定義には、新興市場に対する日本の対外経済政策面に関わるバイアスがかかっていることを差し引かねばなるまい。

BOP ビジネスの定義を確定することは困難である。例えば社会的起業との違いはどうか。前者が「ビジネス＝利潤追求」を目的とするのに対して後者は慈善的な要素が先行していると区別することもできそうだが、実際に個別の企業行動からの識別は難しいのが現状である。BOP ビジネスについて、わが国での先駆的研究である菅原（2010）によれば、貧困層固有のニーズを見つけ、これまでと異なる方法で企業が利益をあげるとともに、貧困層の削減や貧困社会の抱える課題の解決に寄与することとして、① BOP の人々を企業のバリューチェーンに取り込むこと、②企業としての慈善事業、社会貢献活動でなく、社会的課題解決に本業としてアプローチすること、③成功の条件として国際機関、NGO との連携が不可欠であること、以上の３点としている。

世界の人口を所得階層別にピラミッド型の形であらわせば、ピラミッド上部には富裕層・中所得層が位置しており、この部分は先進国市場を中心に従来の企業（特に多国籍企業）やグローバルビジネスが対象にしてきた購買層にあたる。ピラミッドのボトムに相当する所得階層は１日１～２ドルで生活している低所得層であり、途上国・先進国を問わず、こうした低所得層をこれまで大企業は購買層・顧客と見なしてこなかった。C・K・プラハラードは、マーケティングの視点からこのピラミッドの底辺部に位置する顧みられることのなかった約 40 億人を抱える BOP こそ次世代のビジネスにとって、非常に重要であることを指摘してきた（Prahalad(2005)）。また同じくマーケティング研究の視点から、P・コトラーらも BOP をターゲットとすることについて、次世代のビジネスモデルとしてその有望性に注目してきた（Kotler(2009)）。

以上の BOP ビジネスの動向を踏まえた上で、本稿ではマイクロファイナンス（MF) の限界と BOP ビジネスとの融合との可能性をバングラデシュの事例を中心に紹介し、日系企業の関わっている事業事例を取り上げていくことにする。ここで取り上げられる事例は限られたものであるが、

BRACとグラミン銀行という世界最大級のMFIに焦点を当てて、バングラデシュのような経済発展段階（大規模民間産業、現地ビジネスグループの未成熟）にある国では、MFIやNGOがコングロマリットとして成長する可能性があることに論及していきたい。

2．マイクロファイナンスの拡大と限界〈グラミンとBRACの挑戦〉

2001年から07年までのマイクロファイナンスの規模の拡大を見ると、銀行、協同組合、NGOなどのMFIによる融資総額は、MIX（Microfinance Information Exchange）による統計によれば、9倍以上に膨らんでおり、2007年には総額470億ドルに達している。一般にMFの金利は、新興国・途上国のインフレ率に対応して10%を超えるケースが多く、金利は妥当な水準に設定されている。また高利貸しを含む他の民間金融と比較すれば、著しく低金利である。2008年現在での世界のトップMFIを 債務者数で見た場合、1位にはバングラデシュのグラミン銀行が、総債務者約670万人、総貸出債権約5億3000万ドル、一人当たりの平均融資額79.3ドルとなっている。2位は同じくバングラデシュのBRACとなっており、債務者数640万人、総貸出債権約5億3000万ドル、一人当たりの平均融資額82.7ドルとなっている。3位にはベトナムのVBSPがきているが、4位もバングラのASAで、世界最大級のMFIがバングラデシュによって占められていることがわかる。

インドも含め南アジアのMFIの一人当たり平均融資額は中南米のMFI（一人当たり融資額400ドル超が多い）に比較して、より小規模で100ドル以下の場合が多い。また東南アジアのVBSPの一人当たり平均融資額は386.3ドルであることからしても、バングラデシュのMFIはより小規模零細、貧困削減といった目的に対応していることを特徴としている（以上データはMIE The MicroBanking Bulletin Issue No.18 Spring 2009）。ただし融資額の規模だけに限定して言えば、「広く浅く」という融資規模の制約によるMFの限界も見られる。いずれにせよバングラデシュのMFIは規模や他国のMFIのモデルとなっていることもさることながら、事業運営についても世界の先端に位置しているといってよい。そこで、MFIの規模とし

て、世界１位と２位であるグラミンと BRAC について以下触れておくことにしよう。(1)

1983 年に当時チッタゴン大学教授であったムハマド･ユヌス（M.Yunus）が創設したグラミン銀行（Grameen Bank）は、それまで銀行などの制度金融にアクセスできず、高利貸しに依存せざるをえない貧困層に対して無担保で少額融資の供与をスタートさせた。これを契機として、MF は開発途上国に広く普及していくことになる。そして、ユヌス自身は、こうした功績に対して 2006 年にノーベル平和賞を受賞している。

ユヌスによる貧困層向け少額融資という実験的試みはバングラデシュ大学のプロジェクトの一つとして開始されたものであり、1983 年にプロジェクトは政令を通じて銀行としての新たなスタートを切ることになった。同行向けに資金提供を行うドナーは複数機関にわたっていたが、1990 年代央までにはバングラデシュ中央銀行が主要な資本提供者となり、 その後、債券発行（政府保証付き）による資金調達も行えるようになった。このようにグラミン銀行は貯蓄預金機能を備えた株式会社であって NGO ではない。(2)

借り手が銀行資産のおよそ９割を、残りをバングラ政府が保有しており､2010 年５月現在までに借り手は 825 万人（前年同月 780 万人）を超え、その内 97% が女性である。同行支店はバングラデシュ国内 81,000 以上の農村に広く浸透しており、2,500 以上の支店を擁し農村部の 97% を網羅している。返済率は 95% と高率で、これは主に実質的に連帯責任に近い５名の借り手によるグループの形成が融資の条件として銀行側に求められているからだとされている（同行ウェッブサイトより）。

---

(1) 各国のマイクロファイナンス一般に見られる非常に高い返済率はこうしたグループ融資の成果の一つであるといえるが、米国メディアが指摘したように、数字が過大に算出されている可能性がある。一般の商業銀行のように返済遅延の期間に基づいて厳格に延滞債権、不良債権を区別していないと考えられるからである。ただし MIX はより厳密なデータを提示している。例えばグラミン銀行の 2008 年度における不良債権比率は 3.14% である。仮に焦げ付きが 4% 前後だとしても償却処理上非常に低いと言える。MIX（2009）

(2) MFI にとって資本市場の活用は次の事業拡大へ向けた重要なステップである。国内で債券、株式を機関投資家が引き受けるだけでなく、国際資本市場から個人投資家の投資を促進する動きが進んでいる。この点では欧米市場で一定の進展が見られるが、日本ではまだ数少ない。募集規模の大きいものとしては 2010 年に世銀グループの IFC による MF 債募集（売り出し先大和証券）が見られるのみである。

グラミン銀行と並んで、もうひとつ注目されるMFの事例としてBRACを挙げることができよう。BRACは1972年にファズレ・ハッサン・アベド（Fazle Hasan Abed）によって、71年のバングラ独立戦争後の避難民を救済する目的で設立された「バングラデシュ農村開発委員会」（Bangladesh Rural Advancement Committee）をその起源としている。設立当時、9カ月で、救済事業の一環として1万4000戸の家を再建し、漁師のために数百隻のボートを建造し医療センターもオープンさせている。この直後BRACは貧困層、土地なし層、特に女性、子供をターゲットにした長期的な経済開発と自己の組織編制の変更に乗り出すことになる。1974年までにマイクロクレジット事業に乗り出したのであるが、実はユヌスも同年に同事業をスタートさせている。この意味では1974年はバングラデシュにとってだけでなく、開発途上国全体にとってマイクロファイナンス元年であったと言っても過言ではなかろう。

1970年代後半以降、BRACは、自己の活動評価・検証部門、最貧困層をターゲットとした農村機構（VO）、幼児死亡率の減少を目指した草の根の運動、人権擁護プログラムなど各種の貧困削減のための活動を経て、2001年にはNGOとして一つの画期を迎えることになる。大学と銀行の設立である。BRAC大学とBRAC銀行はそれまでの初等教育を受けられない子供たちへの対策から高等教育の提供という側面で、またBRAC銀行はNGOの事業的な側面から見て、2000年代における新たな組織発展と拡大を象徴するものであった。

NGOとしてのBRACの規模は世界有数と言え、先に触れたマイクロクレジットの規模だけでなく、非正規の小学校については37,000以上を運営、12万人以上の雇用スタッフ（大半は女性）と7万人以上の保健ボランティアを擁し、アジア・アフリカを中心に9カ国以上でマイクロファイナンスなどの事業を展開している。注目すべき点は資金源であるが、その70~80%前後が工芸品ストアのチェーンや食糧プロジェクトなどの事業収益を原資としている自己資金だということである。

BRACはある意味組織を立ち上げたときから、短期的もしくは長期的に資金などをサポートしてくれる心強いドナーに恵まれたことでは幸運だったかもしれない。しかしながら、今日のBRACはドナーからの資金

供給は全体の 20~30% 前後にすぎない。ただし理念や戦略的な連携という面でドナーの存在は相変わらず大きいといえる。この意味で最初の、そしてベストパートナーともいえるドナーの一つはドイツの NGO、Bread for the World（世界にパンを Brot für die Welt）であった。また MF の普及を図るために事業の多国籍展開を立ち上げ進めていく上で、多くの先進国の NGO や財団、グローバル企業がリスクテイカーとなり、サポーターとなってきた。Oxfam、NOVIB（オランダ）、Gates、マスターカード、ノボ財団、ロックフェラー財団、フォード財団、ナイキ、また比較的大きなドナーとしては DFID（英国国際開発省）、EU、UNICEF、カナダ、ノルウェー、オランダ、オーストラリアなどの国際機関や国家の名前を挙げることができよう（Smillie（2009）252-253、BRAC ホームページ、Annual Report より）。

BRAC の事業は実に多岐にわたっており、NGO による「複合事業体」と言っても過言ではない。2009 年時点で養鶏、養鶏用ワクチン接種、飼料センター、食肉加工、魚ふ化、製塩、印刷、冷凍倉庫、代替エネルギー（太陽光発電）、古紙リサイクル、茶プランテーション、牛乳生産、養蚕、絹糸生産、手工芸品生産販売（Aarog）、茶プランテーション、園芸などであり、第一次産業関係の事業比重が高い。こうした事業は農村部を中心に雇用機会、事業機会の創出に貢献してきた。顕著な一例として、1992 年スタートした養蚕プログラムでは 25 万人の雇用を創出したといわれている。これら多角的な事業内訳を見ると、2009 年時点で MF が全体の 37%、社会的企業が 24%、教育が 14% となっており、前二者で全体支出の 6 割以上を超えている（BRAC Annual Report 2009）。そして、これらの事業概要から BRAC においては、MF とグループ内企業・事業を用いた「効率的な内部取引」が行われていることがわかる。

図 1 は貧困層による養鶏事業支援の例である。一目でわかるように借り手は BRAC から小規模融資を受けると、生産性の高い鶏の購入にはじまって、飼料購入、販売に至るまで BRAC 内企業との取引で完結している。このような「内部取引」は取引価格が公正であるならば、技術指導なども含めたパッケージ型の事業支援であり、民間企業の行なうフランチャイズシステムにも似ている。その結果、MF と各事業部門の有機的な連携によって、高い収益性を維持できるとともに、借り手に対する総合的なアフター

図1　BRACの内部取引事業の一例（養鶏・鶏卵事業のケース）

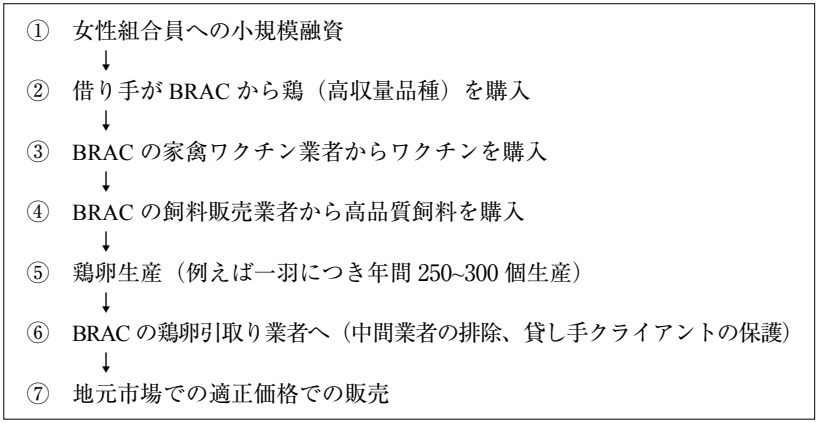

出所）BRAC Annual Report 2009より作成。

ケアを実現している。いわばWin-Winの関係を構築していることになる。

こうした事業効率、収益性の高さは総収入の内訳に反映されている。2009年の総収入約4.8億ドルの内訳はドナーからのグラント（贈与）が33%でDFID、CIDA（カナダ国際開発庁）、UNICEFなどの援助機関からのものが三分の一を占めてはいるが、他方で組合員向け融資手数料収入35.7%、プロジェクト収入15%、企業支援収入8.2%、投資収益4.8%というように事業部門からの収入は7割に達している。NGOであるため民間企業と同様の財務指標を用いることができないが、同年の余剰金（収入マイナス総支出）が590万ドルであるため、単純に見れば粗利は約9.6%となり、NGOの財務状況としては良好であるといってよい。こうした財務パフォーマンスを実現させているものこそ、上述のグループ内取引を通じた好循環ビジネスにあると考えられる。

他方金融事業として傘下にあるBRACバンクについても触れておく必要があろう。同行もMFIとして位置づけられているが、株式会社であるため事業性格はBRAC本体と大きく異なっている。BRACバンクのROE（自己資本利益率）が直近減少傾向を示しているにもかかわらず、依然として19%以上を維持していることや従業員一人当たりの収益は逓増傾向にあることにその一端が示されている。バンク自体の資金の80%は預金であ

り、株主構成は 37.2% が BRAC、45.5% が機関投資家、一般株主で構成され、残りが投資信託、世銀グループの IFC（国際金融公社）などである。バンクはダッカ証券取引所に上場しており、2009 年末時点での時価総額は 14,000 百万タカ以上に達しており、同市場全体の時価総額の 0.93% を占めている。収益の大半は利子収入や投資収益によって占められており、クレジットカード発行や多角的事業も行っている。つまりバンク自体は商業銀行であって株主に対して経営責任を有するれっきとした民間事業体である。融資の内訳を見ると、64% が商業向けで、工業向け（ジュート、繊維、縫製、化学など）は 6%、農林漁業向けは僅か 3% にすぎない。地域別では首都のあるダッカ地区が 61% を占めている（BRAC BANK Annual Report 2009 より）。

以上のごとくグラミンも BRAC も単なる MF サービスの供給だけでなく、機関自身が NGO という活動領域の制約を超えた強い事業志向を備えており、BRAC のようにグループ内での有機的な「内部取引」を行っているケースさえ見られる。このようなケースが見られるということは、ある意味では新興国バングラデシュの民間企業部門の発展度合いとも関連しているように見受けられる。つまり国内市場で一定程度の資本・設備規模を持った取引相手、事業者が限られることから NGO 自らが事業を立ち上げなければならなかったという側面があるということである。言い換えれば同国と同じような発展度合いにある場合、大規模な NGO にとって国内市場での事業機会は広いということを意味している。

一般的に MFI を支えるドナーが国際機関であれ、外国政府、現地政府、中央銀行であれ、ドナーによる資金供給の持続性には限界がある。MFI 自体も自己資本の強化、事業収益の強化を図らなければ、MF 自体の発展も早晩限界に直面せざるをえないことは避けられないであろう。事実世界の MFI、特に南アジアでの拡大（債務者増加率）が鈍化し、コスト上昇が収益率を圧迫していることを示しているというデータもある。(3)

(3) cf.MIX (2009) 2006-07 年と 2007-08 年の債務者一人当たりコスト／一人当たり GNI（国民所得）は、バングラデシュで 2.1% から 2.4% へ、インドでは 1.4 から 1.5% へ推移している。ただし ROE（自己資金利益率）は、南アジアで平均 4.5% と全地域平均 1.4% より高く、相対的に南アジアの MFI は収益性は高いと言える（同）。MF の限界を論じたものとしては澤田「補論（二）アジアにおける貧困撲滅のためのアプローチ」澤田（2004）所収を参照のこと。

一般にマイクロクレジット機関の貸し出しは女性に集中している。グラミン銀行にせよ、BRACにせよ、大半は女性である。この正当性の裏づけは女性が財産管理を行うことがエンパワーメントにつながるということにある。しかし、Feiner,Baker(2006)はこうした正当性に疑問を呈している。(4) また途上国の都市インフォーマルセクターの多くの研究は、同部門における女性の比率が一般的に高いことを指し示しており、こうした融資ターゲットの絞込みは、ボトムアップとしての有効性を備えてはいるが、他方でターゲティングの拡大（男性の低所得層、中小企業経営者層）と外資との連携、収益事業の開発拡大、資本市場の活用も、次の発展ステージとして求められている。

3．既存のビジネスモデルとBOPビジネス

日本の実質国内総生産に相当する5兆ドル規模に相当するBOP市場を重視することで、当然企業側にはこれまでと異なった製品開発・生産・流通チャネル・マーケティングなどが求められることになる。新興国・途上国市場におけるBOP市場は広大であり、新興国・途上国市場が高い経済成長率を示している場合、現在の低所得層は将来中所得層に転化する可能性が高い。

BOP市場における潜在的な消費力・購買力を如実に物語った例として、シャンプー、紅茶やコーヒー、紙おむつなどの日用品、嗜好品の量を少なくした手頃な価格の「使いきりパック」の販売を挙げることができよう。プラハラードが『ネクストマーケット』の中で提示した次の事例はあまりにも有名である。

「インドのシャンプー市場は、トン単位で算定すると米国市場と同規模である。ユニリーバーやプロクター・アンド・ギャンブル（P&G）などの大規模な多国籍企業や、現地の大企業がこの市場での主要な企業となって

(4) 一般にMFIの貸し出しは女性に集中している。グラミン銀行にせよ、BRACにせよ、大半は女性である。この正当性の裏づけは女性が財産管理を行うことがエンパワーメントにつながるということにある。しかし、Feiner,Baker(2006)はこうした正当性に疑問を呈している。男性自営業者・起業家からのニーズを考えるならば、経営哲学としてのジェンダーへの対応からジェンダーの超克へ向かう必要があると考えられる。

いる。貧困層は富裕層と同じくらいブランド志向であり、P&G の高級シャンプーである「パンテーン」もインドでは使いきりパックとして購入できる。これらの起業家精神あふれる民間企業が BOP に巨大市場を生み出した結果、インドでのシャンプーの浸透率は、約 90% にも達した」（Prahalad（2002）同邦訳版、pp.46-47.）。

同社はインドの農村地域で女性の自立を支援するため、事業者的役割を持った販売員として彼女たちをトレーニングし、衛生啓発活動では USAID（米国国際開発庁）、世界銀行、ユニセフ、NGO と連携しつつ自社製品を農村市場へ浸透させることができた。売り上げの高い事業として持続性が高く、同社は他のアジア諸国、中近東、南米市場へのグローバル展開を検討している（BOP ビジネス政策研究会資料（2009））。

単なる販売方法だけでなく、シャンプーが普及する前のインドの農村では泥で髪を洗う女性や石鹸が十分に行き渡っていないために、下痢や感染症に苦しむ人々も少なくなかった。プラハラードが指摘するように、現地最大の外資系メーカー HLL（ヒンドゥスタン・リーバ・リミテッド）は、他の石鹸メーカーとともに官民パートナーシップを通じて、手洗い推進キャンペーンを展開し自社製品の販売を伸ばすことに成功した。

とりわけ注目されるのが販売方法と雇用面において、農村地域の女性労働力を活用した点にあろう。シャクティ・アマ（活力ある女性）と呼ばれる方式で村々から選出された女性販売員による商品販促と販売がそれであり、農村における女性の経済的自立に貢献するとともに、彼女たちによって築かれた販売ネットワークが売り上げ増につながる成果を残している。この雇用と販売面の革新を通じた製品の売り上げ増という図式は先の菅原（2010）の研究においても強調されていることであって、グラミン・ダノン社、さらにはヤクルトによるおなじみのヤクルトレディ方式にまでその原型を遡ることができよう。

菅原（2010）は最も著名かつ先行的ケースとして、グラミン銀行とフランス食品大手企業ダノンの合弁企業グラミン・ダノン社がはじめたグラミン・レディによるヨーグルト販売の事例を取り上げている。また水質浄化剤をバングラデシュで販売している日本ポリグルが 2009 年夏からポリグル・レディを雇い、彼女たちが商品を仕入れて売り上げに応じて収入（売

り上げの約三分の一）を得るという方式（同（下））も同様であろう。販売と収入が連結しているために、彼女たちのインセンティブが高まることになり、女性の雇用と経済自立性を促すことになっている。

このような事例からも明らかなように、BOPをターゲットとしたビジネスは社会貢献を伴う、つまり社会的に有益な事業として、先進諸国の事例も含めて社会的起業と呼べる性格を持っている。むろん企業、特に株式会社が利潤獲得を主要な動機とし、CSR（企業の社会的責任）が二次的な動機や結果を伴うものであることは、株主（投資家）やステークホルダー（利害関係者）に対する責任からして自然なものであって、CSRや慈善そのものを目的とするものではない。また株式会社が短期・長期の観点から投資・生産・営業活動を展開させていく上で－利潤動機を先行させるものの－、雇用創出や低価格商品の供給も自然なことであって、その意味では既存企業、既存ビジネスモデルとBOPビジネスの間に明確な境界線が存在しているわけではない。むしろ既存ビジネスモデルに広く含まれると見た方が適切であろう。国内外の低所得者をターゲットとする場合でも、従来の市場セグメント戦略、差別化戦略、ニッチ戦略（あるいはブルーオーシャン戦略）とも変わりないと考えられる。

さらにBOPビジネスの舞台は新興国､途上国だけでない。先進国も「内なる貧困」を抱えている。元々ヨーロッパではバングラデシュや途上国よりも早くMFが普及した経緯がある。北米ではNGOから発展した社会的起業がホームレスを雇用し更生させるケースもあり、部分的ではあるがNGOは社会的起業に、企業はNGO、NPOに近づいていくような現象も進展してきた。その一方でグローバリゼーションの進行は米国、EUなどにおいて合法･非合法の移民労働者も増加させてきた｡グローバリゼーションの陰で、彼らは正規の金融システムや携帯電話の利用（加入）から締め出されてきた。そこでは日本の元銀行マン（栃迫篤昌氏）によって起業された米国ワシントンのNFICが、移民労働者層に提供する低料金小口送金サービス（従来の送金手数料の三分の一程度）や本国でのローン設定などの金融サービスの提供を行うビジネスを展開しており、NHKにおいてもドキュメンタリーとして放映・紹介（2010年8月20日NHK総合）されてきた。この他にもKDDI米国子会社による米国に居住する中南米からの

移民労働者向け携帯電話プリペイドカードの販売サービスといった事例もある。

BOP ビジネスの普及については、新興諸国が世界需要の牽引車となりつつあることを踏まえて、多国籍企業（既存企業）、ベンチャー企業の参入も増加しつつある。開発途上国では、貧困削減、貧困対策との係わり合いから多国籍企業が世界銀行や国連などの国際機関、政府機関、NGO と連携するケースが増えているのである。しかしながら、BOP ビジネスの定義については、未だ実験試行段階にあるため、冒頭で触れたように明確に定まっていないのが現状である。

新興国市場でターゲットそのものの所得水準が上昇していったならば、それはもはや BOP ビジネスと言えないかもしれない。しかしながら、他方で貧困問題は新興国・途上国の経済成長の加速化にもかかわらず、その解消にはなお長い時間を要するであろう。これから取り上げる事例は、既存企業が市場セグメント戦略においてさえも従来ターゲットとしてこなかった層に焦点を当てたビジネスであり、BRAC とグラミン銀行がビジネスのプラットフォームとなっている。そして､それらに共通している点は､国際機関などとの連携から外資パトナーとの連携へと発展していることである。

４．BRAC とグラミン銀行による BOP ビジネス（事例）

１）巨大 NGO とのアライアンス型事業モデルとしての BracNet

新興国での BOP ビジネスを見る場合、その経済効果と普及が最も顕著にあらわれるのは情報通信技術であろう（アメハッド、大杉編 (2009)）。2005 年 10 月より本格的な事業を開始した BracNet は、米国ベンチャーキャピタルのデフタ・パートナーズと BRAC との合弁企業である。出資比率はデフタ側 60%、BRAC 側 40% で立ち上げられたインターネット・サービス・プロバイダーである。同事業で上げた収益は BRAC 側の出資分に応じて医療支援や教育普及事業に使用されている。途上国の通信インフラ事情を考慮して、同社は事業立ち上げ時に最先端の無線技術である WiMax を用いた通信インフラを構築している。WiMax とポスト・コン

ピュータ技術によって農村部向け遠隔教育と遠隔医療が実現しており、こうした成功はBRAC側の協力とビジネスネットワーク抜きには語れない（BracNetホームページおよびプレスリリースによる）。

この事業連携を主導してきた原丈人会長が率いるデフタ・パートナーズは、ベンチャーキャピタルとしてハイテク･ベンチャー企業に数多く支援･出資してきた経緯があり、2008年第4四半期からの黒字達成による事業の安定軌道化と投資回収の見込みを契機として、BracNetのさらなる発展的継承と事業拡大を目指して、2009年11月に第三者割り当て増資を行った。これに応じたのが日本のKDDIである。この出資によって、KDDIはBracNet株式の50%を取得し、デフタと連携して固定WIMAXの増設を加速させ、インターネット・ブロードバンドの利用エリアの拡大を目指すという。インターネットの普及率が2%である反面、1億6千万人の人口規模を擁すバングラデシュが、外資の大手通信事業者にとって有望な市場であることは間違いない。したがって、ベンチャーキャピタルと巨大

図2　BracNetの事業概要の推移

（出所）DEFTA、BRACNetホームページ、KDDI、DEFTAプレスリリースなどから筆者作成。

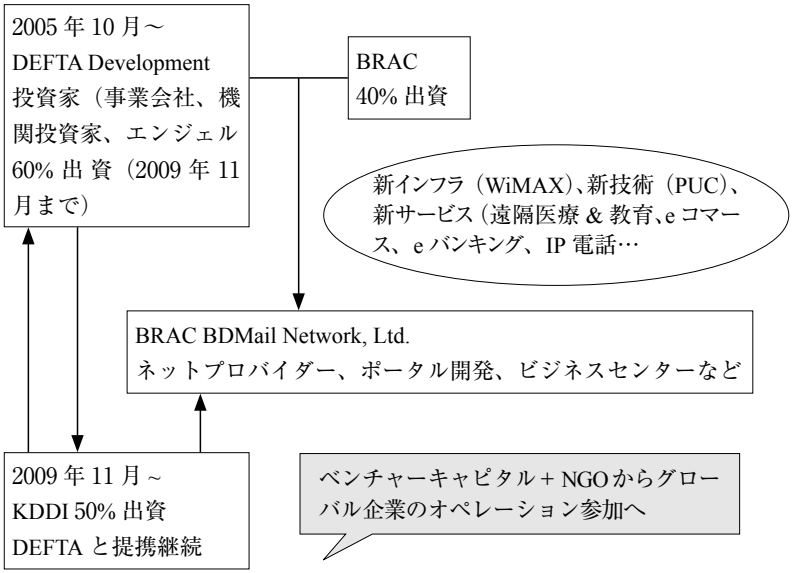

NGO が先鞭をつけたビジネスに大手企業が加わったことは、このタイプの BPO ビジネスの成否を占う上で極めて注目されるケースであるといえよう（KDDI によるニュースリリース、各種報道による）。

この事業ケースで注目される点は、ベンチャーファンドの関与によって事業の収益性が証明された後、外国企業（日本の KDDI）が事業に参加したことにあろう。2010 年 3 月に BracNet は KDDI と合弁しデフタ側の保有株式の大半が KDDI 側に移っている。bracNET SERVICES のホームページによれば、役員構成は会長チャウドリイ以下役員 8 名の内、KDDI から 4 名、デフタ、BRAC 各 2 名となっている。2010 年 3 月現在での BracNet の事業運営は図 2 のごとくである。また同社と次に見るグラミンフォンの事例では日本の商社丸紅も協力している。

2）グラミンフォンのビジネスモデル

ニコラス・P・サリバンがその著書の中で解説しているとおり、バングラデシュにおける携帯電話の普及と事業拡大いう点ではグラミン銀行が先陣を切った。世界的に知られるようになった「グラミン・ホーン」は 1997 年に設置され、僅か 10 年の内に国内最大の携帯電話事業会社となった。ここでは「外燃機関」となる三つの力として IT、現地の起業家、外国人投資家が不可欠だった。バングラデシュの携帯電話市場では、2005 年末にエジプト企業のオラスコムが価格戦争を仕掛けた。新しい競争によって市場が活性化し、グラミンフォンも 6 週間で 100 万人の新規顧客を獲得し、2006 年第 2 四半期にはさらに 200 万人を獲得している。

1997 年 3 月にサービスを開始した同社は、既に 1000 万人以上の加入者を獲得しており、売上は 10 億ドル以上、利益も 2 億ドルを超えている。同社はこれまでに 10 億ドル以上の投資を行ってきたが、競合会社も含めると、この分野への海外からの投資は累計 20 億ドルを超える。同社は徒歩圏内に置かれた 25 万台のビレッジフォンを通じて 1 億人に通信手段を提供している。ビレッジフォンを保有するのは、グラミン銀行からマイクロクレジットを受けた女性起業家たちである。「テレフォン・レディ」と呼ばれる彼女たちは、ビレッジフォンを村人たちに使ってもらい、使用料金による収入でローンを返済している。彼女たちの年間平均所得は 750 ド

ルで平均の２倍である（Sullivan（2007））。

起業したのは、米国でベンチャーキャピタリストとして働いていたイクバル・カーディアで、事業の実現には外国人投資家とグラミン銀行の連携が不可欠だった。外国人投資家としてノルウェーのテレノール、丸紅、さらにニューヨークの個人投資家ジョシュ・メイルマン、かつてヘッジファンドで名をはせたジョージ・ソロスによる資金支援などによって、グラミン銀行は筆頭株主として経営の主導権を得ることができたからである（同）。

BracNetもグラミンフォンも共に情報通信産業に属し、資本だけでなく技術の導入も外資との連携が欠かせないこと物語っている。他方で現地NGO側はBOP市場に対するネットワークを提供して、競合他社に対する明確な差別化を行うことができるというメリットを外資に与えられることを示す事例でもあろう。

３）ファースト・リティリング（ユニクロ）とグラミン銀行

縮む国内市場・購買力の下で、ファースト・リティリングは、柳井正会長（兼社長）の指揮下で高い売り上げ目標と積極的な海外進出を手がけてきた。ファストリイは1990年代から製品の大半を中国の委託工場に発注しており、2000年代に入ると中国の委託工場をそれまでの約140から40程度の生産能力・技術力の高い工場に集約化し、１工場当たりの発注ロットを大きくしてスケールメリットを実現させてきた。また日本から職人を派遣し現地工場を指導する「匠プロジェクト」を実施し、現地工場に対して全量買い取リ方式を行ってきた。資本関係がなく、ファストリイ側の品質基準が厳しいにもかかわらず、こうした方式は現地工場にとってファストリイとの契約を魅力的なものにしてきた（川嶋（2008））。

ファストリイの委託先は中国のOEM（相手先ブランド生産）企業として知られる申洲国際集団であるが、実はこのOEM企業自体がすでに生産拠点をカンボジアへ移転させている。2005年に申洲国際集団はプノンペンにアパレル工場を設立し、2006年４月から同集団の最大取引先であるユニクロ製品の生産を開始していた（丸川、中川（2008））。2009年に日本の大手小売業、SPA（アパレル製造小売業；Specialty store retaler of

Private label Apparel）は次々と 1000 円を切る格安ジーンズを国内市場に投入したが、その背景にはこれまでの中国へのアパレル生産の一極集中からよりコストの低い地域への生産調達拠点の移転があったのである。西友の事例を見ても親会社のウォルマートの SCM（Supply Chain Management）を活用してファストリイ（ジーンズの販売はジー・ユー）は 1,000 円以下の低価格ジーンズの販売を実現させている。

ウォルマートの生産調達拠点の一つはバングラデシュであり、欧米の SPA も同国を重要な生産拠点の一つとして位置づけてきた。日本ではファストリイの他、ファッションセンターシマムラなどがこの業態を採用しており、アパレル業界の中では「勝ち組」として知られている。ギャップ、ナイキ、アディダス、リーバイスなどの SPA は自社工場を持たないため、川上の研究開発、デザイン、川下のマーケティング、販売などに注力することができ、それによってブランド力を高めてきた企業が多いことを特徴としている。

言い換えれば、こうしたビジネスモデルはグローバル化の進展によって定着したものであったが、進みすぎたビジネスモデルは市況の変動やコスト変動に伴う生産面でのリスクを途上国や途上国の委託工場とそれらの労働者たちにリスクを転嫁したもので、発注企業側が契約解除に至れば、直ちに現地に雇用不安をもたらし、そうでなくても発注企業側によって委託工場が選別されるため、委託工場間の競争に伴い労働者の賃金、雇用環境も劣悪なものになりがちであった。少なくとも 1990 年代後半に至るまでは欧米の SPA は調達先のこのような状況に対して無関心であったといってよい。このため 1990 年代後半になると、ウォルマートや SPA による生産のアウトソーシングと調達が現地の労働環境の犠牲の上に成立しているという告発が多くの欧米 NGO によって行われるようになった。

例えば、ナイキもこの時期に事業存続に関わるほどの大きな試練に直面している。カンボジアやパキスタンで契約していた工場で児童労働者を雇用していたことが発覚したからである。また多くの欧米メディアを通じて、途上国における著しい低賃金をはじめとする契約工場の劣悪さ、いわゆるスウェット・ショップ問題が報じられ、こうしたサプライチェーンを展開している企業に批判の矛先が向かっていった。全米の大学でも学生を中心

に反スウェット・ショップが唱えられ、欧米でこれら企業に対して不買運動の火の手が広がっていった。企業側はこうしたビジネスモデルに一定の修正を加えるために、まず契約工場に関するディスクロージャーを進めることを決めた。NPOとしてFLA（Fair Labor Association）が1999年に創設され、これにナイキをはじめとして、アディダス、パタゴニア、リズ・クレボーンなどの著名なアパレル、小売企業が加盟することになった（日本からは唯一アシックスが加盟）（今井他編、澤田第1章（2008））。(5)

繊維、アパレルといった労働集約的な製品については、IMF・GATT自由貿易体制下での例外規定として、1974年以降、「多国間繊維取り決め」（MFA：Multi-fibre Agreement）によって、米国、EUは新興国・途上国に対して輸入割り当て措置を講じてきた（日本は未加盟）。MFAはそれまでのGATT体制に代わるものとして、1995年に発足したWTO（世界貿易機関）によって、繊維協定（ATC：Agreement on Textiles and Clothing）として引き継がれ、10年間の段階的自由化を経て2004年末に失効することとなった。これによって繊維・衣料品目別に各国毎に細かく定められた輸入割り当て制が撤廃され、米国、EU市場では中国を筆頭にしてインド、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム、トルコなどの新興国からの輸出が急増することになった。10年間の猶予期間に相当する自由化移行期間を経て、自社工場を持たない欧米の製造小売業（SPA）は、世界中に配置した契約工場によって形成された製造拠点の分散化から集約化を図ってきた（澤田（2009）「グローバリゼーションと国際ビジネス」今井他編著（2009））。

こうした欧米SPAの動向と国際競争激化という環境の下で、ファースト・リティリングの次なるビジネス戦略が大いに注目されていたところに、2010年7月に東京で柳井会長はグラミン銀行のユヌス総裁と記者会見を行い、アパレル衣料の合弁企業「グラミン・ユニクロ」（仮称、同年10月設立予定）の設立を突然発表した。柳井氏は「現地の人の生活がよくなる一助になればビジネスとしてやりがいがある」とコメントし、他方のユヌ

(5) 日本のSPAは欧米のSPAに比較して生産拠点の分散化が遅れてきた。SPA自体の国際事業規模が小さかったことに加えて、日本は繊維・衣料貿易の自由化が先行して進展していたために、生産拠点の中国依存が大きかった。この点についての詳細は澤田第1章今井斉他編著（2008）を参照のこと。

ス総裁は「従来型の利潤を生むだけのビジネスではなく、新しいタイプのビジネスを導入することで、世界を変えていける」。「寒い冬に衣料が足りず苦しんでいるひとを助けることにもなる」と会見場で語った。同年９月に 100％出資の現地法人を設立し、同現地法人が 99％、グラミンが１％を出資して合弁会社を立ち上げることになっている。この事業計画では、ファストリイが生地の調達から製造、物流、販売までのすべてをバングラ国内で構築し運営していくことになっている。女性用下着や学校の制服などを製造し、農村部の女性を通じて販売する計画である（以上．日経、毎日、Yahoo Japan ニュースなど各種報道より、 2010.7.14 付け）。

バングラデシュの最重要輸出品は衣料品で、輸出額全体の 70% 前後を占めるほどに高い。このため同国の衣料産業は、欧米の SPA による OEM 生産先として急速に成長してきた。BOP ビジネスとしてファストリイが内需向け生産販売に乗り出すことは、情報技術産業の事例に続いて労働集約的産業の振興と雇用効果を見極める上で大いにその動向が注目されるところであろう。

小括

ここまで概観してきたように、研究者間での BOP ビジネスに対する評価は比較的共通していると言ってよい。その共通性とは、「新しいビジネス」としての BOP 型「ビジネスモデル」というものが、先駆的な企業によって無意識的に開拓された後、研究者たちが後付けとはいえ、特にマーケティングの側面から高く評価、提起している点にあろう。

これまで見られてきたような MF への賛辞に反して、世界的に見れば金融としての規模は依然として小さく、全体としては補助金への依存、収益性の確保という点でも限界に達している。他方で途上国の中で MF の「先進国」バングラデシュの試みは、こうした限界を乗り越えた次の発展ステージを示していると言ってよい。

本稿で示した BRAC やグラミン銀行による MFI を中心としたグループ内での「内部取引」、NGO による「事業複合体」化がそうした発展進化の一つの形態であった。「内部取引」も現時点では農業部門におけるものが

主であるが、BOPビジネスが進展していくならば、「内部取引」の多角化によって、事業の有機的複合化が進展していく可能性がある。その発展条件として、BPOビジネスがターゲットとする現地貧困層・低所得層へのアプローチを容易にするために、現地政府サイドとのネットワークという見えないMFIやNGOの資産と外国人投資家、ベンチャーファンド、多国籍、中小企業の資金、技術、経営ノウハウなどの資産との結合が不可欠となっている。このように内外の資本市場の活用も含めてバングラデシュの事例は、アジアの最貧国から魅力ある市場と需要の創造に向けたMFIの次の発展モデルを提示していると言っても過言ではないのである。

参考文献

アシル･アメハッド、大杉卓三編（2009）『BOPを変革する情報通信技術 バングラデシュの挑戦』集広社。

今井斉他編著（2008）『経営から視る現代社会』文眞堂。

川嶋幸太郎（2008）『なぜユニクロだけが売れるのか』ぱる出版。

経済産業省（2010）『BOPビジネス政策研究会報告書（案）』

経済産業省（2010）『BOPビジネス政策研究会報告書　（参考資料案）』

経済産業省貿易経済協力局、通商金融・経済協力課編（2010）『BOPビジネスのフロンティア－途上国市場の潜在的可能性と官民連携－』財団法人　経済産業調査会。

澤田貴之（2004）『アジア経済論：移民・経済発展・政治経済像』（初版）創成社。

澤田貴之（2010）『アジア社会経済論：持続的発展を目指す新興国』創成社。

菅原秀幸（2010）「世界40億人貧困層へのビジネス・アプローチ（上）（下）」『世界経済評論』5/6、7/8。

丸川知雄、中川涼司編著（2008）（中国発・多国籍企業』同友館。

Feiner, Susan F., Barker, Drucilla K.（2006）“Microcredit and Women’s Poverty”, *Dollar & Sense, The magazine of Economic Justice*, Boston, Economic Affairs Bureau, Inc.

Kotler Philip, Nancy R. Lee（2009）*Up and Out of Poverty*：*The Social Marketing Solution*, Pearson Education, Inc.

Microfinance Information Exchange（2009）The MicroBanking Bulletin Issue No.18 Spring 2009.

Prahalad, C. K.（2002）*The Fortune at the Bottom of the Pyramid*：*Eradicating Poverty Through Profits*, Wharton School Publishing（スカイライト・コンサルティング訳『ネクスト・マーケット 「貧困層」を「顧客」に変える次世代ビジネス戦略』英治出版、2005年）.

Smillie Ian（2009）*Freedom from Want*：*The Remarkable Success Story of BRAC, the Global Grassroots Organization, That’s Winning the Fight Against Poverty*. Quicksilver Drive（USA）, Kumarian Press.

Sullivan Nicholas P.（2007）YOU CAN HEAR ME NOW：How Microloans and Cell Phones are Connecting the World‘s Poor to the Global Economy, JOHN Wiley & Sons International Rights, Inc.（東方雅美、渡部典子訳『グラミンフォンという奇跡』英治出版、2007年）

BRAC and Grameen Bank as New Conglomerate New challenges of BOP Business in Bangladesh

Takayuki Sawada

Abstract）

This paper has focused on the alliance between MFIs（Microfinance Institutions）and private companies on BOP（Base of the Economic Pyramid）business. Microfinance has contributed to poverty reduction in developing countries for the past 20 years, however, it is also the fact that the Microfinance Institutions have several problems. Taking into consideration the fact that the markets of emerging countries are just growing more and more, therefore, we need to notice more business oriented strategy as the development of their second stage.

MFIs this paper has taken up are BRAC（Bangladesh Rural Advancement Committee）and Grameen Bank in Bangladesh, and it is needless to explain Grameen and BRAC are known for the large scale NGO in the world, They are now becoming important player for economic development with foreign partners in emerging market. In conclusion, this study has showed that these BOP business has possibilities to be the role model for other emerging countries,

民俗与乡村秩序

——基于中国云南省江川县Y村汉族“做九”事件的实证解读

李　樹燕

摘要：文章对一个“做九”事件，进行了十二天的参与观察，获得第一手资料。论文在对整个事件进行话语分析和文本解读的同时建构了事件的意义解释，通过对村民个体行为的视角来讨论乡村秩序的可能，为民俗对乡村社会的治理提供了可能的解释模式。

关键词：民俗，乡村秩序，“做九”

乡村秩序，就是乡村社会运行与发展的状态。普遍认为，中国古代农村社会的宗族自治，乡绅治乡及儒家文化有效地保持了乡村秩序。解放后的人民公社是乡村秩序的治理者，家庭联产承包责任制以后，地方政权，村干部和村民构成了乡村秩序的组织结构[1]。这些分析基本都是围绕着制度，组织和国家为主体的宏观层面来讨论。但本论文不从制度与结构视角上来讨论乡村秩序，而是通过村民的民间习俗，村民个体行为[2]的视角来讨论乡村秩序的可能。

在目前研究乡村治理领域里，主流思维是从正式制度组织的视角出发，如，地方政权－村干部－村民的三位一体视角展开。而笔者通过对“做九”事件的深度挖掘，发现了维持乡村秩序的另一种可能形式－民俗。日本爱知大学周星把其称为“民俗宗教”[3]。而日本学者渡边欣雄对民俗宗教观点是，民俗宗教通常以宗族、地域社会等为背景而自发地产生，是沿着人民的生活脉络而编成，并且往往集中地表现为年节岁时祭典或人生关节的通过礼仪及相关的各种俗信[4]。也有人认为是一种民俗文化以“润物细无声”的方式调

1. 周星“国家与民俗——中国民俗学必须直面的研究课题（提要）”，中国民俗学会第六届代表大会暨“新世纪的中国民俗学：机遇与挑战”学术研讨会，北京，2006年3月。
2. 贺雪峰：论乡村社会的秩序均衡，http://solw.cn/Article/20070319183427_3557.html
3. 周星，“民俗宗教”与国家的宗教政策[J]，开放时代，2006/04
4. 渡边欣雄著、周星译，汉族的民俗宗教[M]，第3页、第18页等，天津人民出版社，1998年。

解着人们的价值观念、思维和生活方式。

钟敬文把民俗文化的特点归纳为五点，即集体性、类型性（或模式性）、传承性和扩散性、相对稳定性和变革性、轨范性和服务性。它不是个人的文化，而是集体的、群体的人的意愿和生活习惯。民俗也是一种集体记忆。这种民俗行为是由社会成员自己通过观察、模仿或在该社会的其他成员的经验指导下获得的。

民俗做为生活世界的重要内容之一，通过解读民俗，了解生活中个体行为行动的逻辑与意义，及民俗对乡村社会秩序维续的功能，为民俗对乡村社会的治理提供一种可能的解释模式。

一、本论文实证调查的的概况

1、实证调查地区的概况。

本研究的实际调查地，位于云南省玉溪市江川县江城镇西南角的 Y 村。距江城镇政府所在地 5 公里，通向乡镇道路全程为水泥路，交通方便，距江川县城 15 公里，距市府玉溪市红塔区有 36 公里，距省会城市昆明有 85 公里。Y 村民委员会下辖 11 个村民小组。现有农户 1073 户，共 3927 人，其中农业人口总数为 3810 人，占总人口数的 97%，劳动力为 2435 人，占总人口数的 62%。

全村土地面积 4326 亩，海拔 1736 米，年平均气温 15.6℃，适合种植稻谷、烤烟、蔬菜、油菜等农作物。全村耕地面积 2574 亩，林地 1809 亩，人均耕地 0.65 亩，全村农民收入以烤烟、油料、蔬菜收入为主，2007 年农民人均纯收入 4329 元[5]。经济水平在云南属于中等偏上的地区。

Y 村属于该镇的坝区，村民都是汉族，普遍信仰祖先崇拜，崇尚民间民俗信仰。“养老送终”是每个人的权力与义务，也是民间民俗的重要内容之一，本文谈到的“做九”事件其相关的内容解析就是围绕着“养老送终”展开的。

送终也就是葬礼的一个体系，包括丧葬（当地实行棺木土葬），做五七（逝后 35 天开始超度亡灵，做三天），脱孝（守孝满三年以后。做三天）。[6] 这一程序和仪式是当地普遍遵行的民俗。

---

5. 江川县江城镇网页：http://www.ynf.gov.cn/zmb/newsview.

6. 有关云南葬礼请参看李缵绪，杨亮才：《中国民俗大系『云南民俗』》263 － 278，甘肃人民出版社，2004。

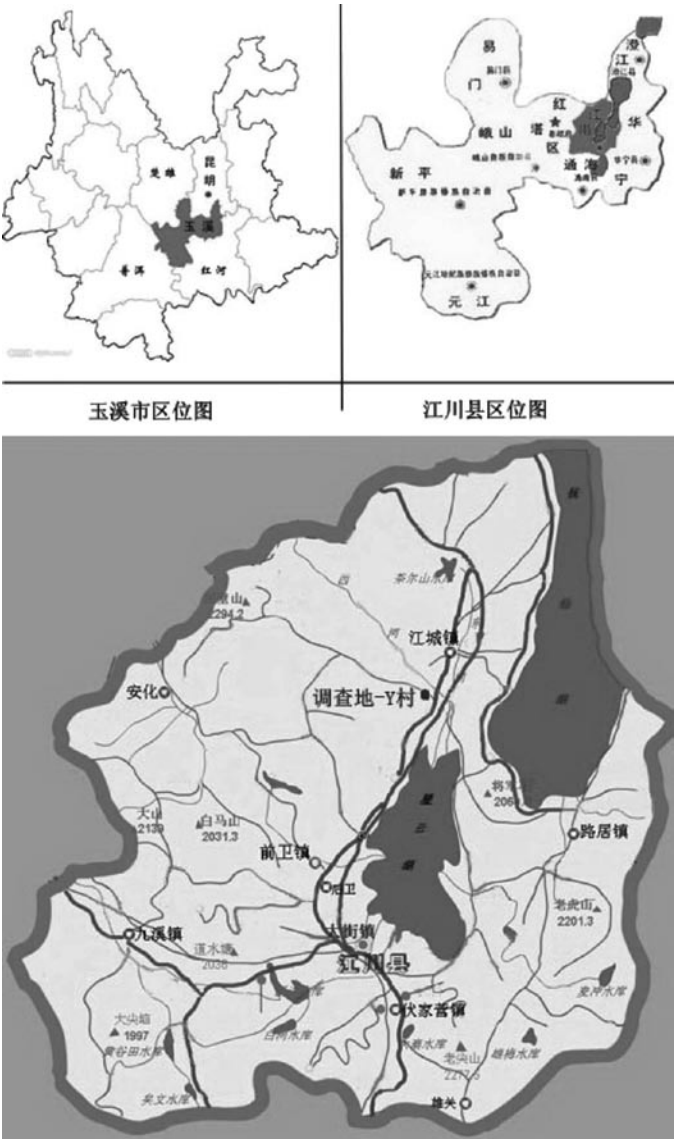

图 1：江川县地图

笔者制作

2、研究方法与理论支持

（1）参与式观察法。笔者 2009 年 1 月 2 日－1 月 13 日，对整个做九事件进行了参与式观察。与“做九”主家“陈氏”家人一起同住同吃。对陈氏家做了个案深入访谈，包括家族史，家庭生活史。对做九主持“化师”进行了个案深入访谈，主要从他本人的生活史展开。本人亲自观察并参与到了整个做九事件活动中。还深入 Y 村进行口述“复数”调查，尽量做到资料收集的“效度”与“信度”。

（2）过程－事件分析方法。本文运用“过程－事件”分析方法，以社会学的视角对文本进行了解读。[7]

（3）日常生活世界。本论文运用日常生活世界理论来解读“做九”事件背后的意义。[8]

二、“做九”事件的文本分析

1、“做九”与“脱孝”仪式

做九是云南省江川县江城镇 Y 村乡民的民俗说法。整体仪式属于“脱孝”范畴。在云南省江川县 Y 村有这么一个习俗，死者死后三年期间，家人必须为其守孝，守满三年后举行脱孝仪式，在这三年之内，家里的春联不能贴红色，第一年是白色，第二年是紫色，第三年脱孝后才能换成红色，在守孝期间，不能起屋建房，不能嫁娶。特别是父母的守孝更要遵守这一风俗。

民间的脱孝仪式一般是由主人请当地有名的法师（佛教居士）[9]，或是“地师”（道教居士），但据了解，当地并没有明显的佛与道之分，“地师”穿着活佛的衣服，却念着佛经与道经，笔者在这里把所有的这些现象都称为民俗宗教。脱孝仪式由法师操念三天的经文就完事了，主家把三年前葬礼上留下来的孝布一起烧毁。一个人在人间的所有仪式就算全部结束，由人间人变为阴间人，甚至升入天堂的神。

---

7. 过程－事件分析方法，试图摆脱传统的结构分析或制度分析方法，从社会的正式结构、组织和制度框架之外，从人们的社会行动所形成的事件与过程之中去把握现实的社会结构与社会过程。力图将所要研究的对象由静态的结构转向由若干事件所构成的动态过程。参看孙立平：《“过程－事件分析”－与当代中国国家－农民关系的实践形态》，载清华大学社会学系编《清华社会学评论》特辑一，厦门：鹭江出版社，2000 年
8. 有关日常生活世界请参看李猛《舒茨和他的现象学社会学》，载杨善华主编《当代西方社会学理论》，北京大学出版社 1999 年
9. “化师”的身份当地民俗称为“法师”，书面语及内业人士叫“居士”。本论文为了尊重民俗的原创性统一称为“法师”

然而,“做九”比起脱孝仪式又多了九天的“法事”[10]活动。但在“做九”之前，一定要举行三天的“脱孝”仪式。这三天的“脱孝”仪式与普通“脱孝”仪式一样。三天过后，举行正式的“做九”仪式。

但“做九”仪式并不是每个人都有资格。当地民俗认为,要有佛缘的人，要高寿的人才能做。做了九会增加逝者的功德，最后成佛，“做九”仪式上的象征符号“九莲灯”也称为“九莲台”[11]，就是希望通过“做九”让赵氏也登上“九莲台”成佛升天，获得在天堂的职权，有能力保佑后世子孙。做九要做 12 天，比普通脱孝仪式多九天，花费也在 4000 — 5000 元以上，而普通脱孝仪式一般在 600 — 700 元。在当地，近 60 年来，没有人做过，笔者接触的是第一家。这位已逝老人 88 岁高龄，在当地是难得的高寿，34 岁守寡吃斋念佛。这就是她得于“做九”的先行条件。也就是说，“做九”对逝者和本家都是一种“哀荣”。

2、“做九”的程序与内容[12]

（1）选择黄道吉日。一家人的“时生八字”不能有冒犯[13]

（2）准备法事所用物品。香、纸，灯，蜡烛，油（一般用于点灯），九莲灯（初十准备好）

（3）设立经坛，摆奉香灯斋茶，供品[14]

（4）开坛奉请佛菩萨，众位神灵，申表文上奏天堂

（5）开坛诵经礼忏，讽诵《太上洞玄灵宝高上玉皇本行集经〈上，中，下卷〉/ 宝忏》[15]

---

10. 本地对这种活动的民俗统称为“法事”，意思就是由“法师”主持的“活动”

11.“九莲灯”就是“九莲台”,他们认为就是如来佛祖坐的那种莲苔,但如来佛祖坐的是最高的九台，莲台的数量决定着其在佛门中修行和地位的高低。

12. 以下（1）—（16）条内容和注释里的解释皆有本次法事主持“化师”提供。

13. 所谓生辰八字不能有冒犯，就是择“法事”活动的日子不能与本家的核心成员的属相有冲突，具体到时辰的冲突。本次“做九”的冒犯主要是（陈氏，小陈夫妇的属相为核心）。

14.（1）(2)(3)条,无论是“做九”还是“脱孝”等法事都是先前要准备好的工作。“九莲灯”只有“做九”才有，本次“做九”活动用了 15 斤油（菜籽油），而普通“脱孝”最多能用 1 斤。设立经坛，就是做法事所需的场所，在 Y 村普遍设在祖先牌位的“家堂”前，有一张贡桌，上面摆满了贡品。本文付有图片。

15. 以上（4）(5）为第一天法事活动，“开坛诵经”就点上香灯，贡品，向天地神灵禀告，请众神归位，表示活动开始了。“申文”就是写着家谱名字的一份名单，也就是本次活动的参与者，希望得到祖先庇佑的后代们的名字。第（4 条）的意思是奉请菩萨、神灵聆听本家人要求脱孝的名字，一般是以三代之内的家谱为主，本次活动只以陈氏本家为主，旁支没有写进申文，这一原因后文会有所交待。

（6）摆奉祖先牌位，搭桥安放莲花灯，开经讽诵召亡灵，破地狱按度亡故祖先，请祖先梳头，洗脸，迎接祖先亡魂上金桥，上银桥，上香桥，上法桥，法桥普度大天尊，迎接祖先亡魂上楼台 ，帮助祖先亡魂参礼，诵经忏罪，安奉祖先亡魂上家堂[16]

（7）开坛诵经超度祖先

奉供天祭坛，诵经礼忏祭天，申文祈祷，讽诵《朝天经忏》全部。供天以（已）毕，安奉门神，请水安奉灶君，讽诵《冥府十王真经和宝忏〈一至十卷〉，》，《金刚波罗密经》《佛说阿弥陀经》《观世音普门品经》《集福延龄观音宝忏》，转经礼仪，申文。[17]

（8）开坛诵经，讽诵《皇本行经启请〈上卷，中卷，下卷〉赐福 》转经礼仪，申文[18]

（9）开坛诵经《雷祖玉枢宝经》《北斗延生真经》《三官赐福妙经》《玉枢赦罪宝忏》《观音大师磨折真经》《观音大师磨折宝忏》[19]

（10）立九莲灯，祭坛，安奉门神，请水，讽诵《度世真经〈上，中，下卷〉》《度世宝忏〈上，中，下卷〉》[20]

（11）开坛诵经《五斗真经礼请》，《东斗真经》《南斗真经》《西斗真经》《北斗真经》《中斗真经》和《五斗宝忏礼请》，《东斗宝忏》《南斗宝忏》《西斗宝忏》《北斗宝忏》《中斗宝忏》。转经，申文。[21]

（12）开坛诵经《大乘法宝龙华宝经〈一至十二卷〉》，转经，礼忏，申文。[22]

（13）开坛诵经《地藏菩萨本愿经〈上、中、下卷〉》和《地藏菩萨本愿宝忏〈上、中、下卷〉》转经，申文。[23]

---

16. 第（6）条的意思是迎接祖先亡魂，并为祖先超度亡魂，忏悔，脱离苦难，礼忏和宝忏都是对神虔诚忏悔的经书。这天的活动主要是祭天。
17. 第（7）条是第三天的活动，意思是按照申文里的名单奏告请求脱孝，请求亡灵在阴间得于安宁，脱离苦海，为申文里的人们请求平安。这一仪式结束后，三年守孝就算结束。也意味着申文里的人们会得到祖荫的庇佑。
18. 第(8)条是法事活动的第 4 天，是做九的第 1 天，意思是向菩萨、神灵奏告亡灵本人的生、死时间，吃斋时间，也就是亡灵本人的基本信息。
19. 第（9）条是法事活动的第 5 天，是做九的第 2 天，意思是向菩萨神灵奏告亡灵本人一生的公德、苦难、罪过等情况。
20. 第（10）条是法事活动的第 6 天，是做九的第 3 天，意思是立九莲灯，祈求风调雨顺、社会安定。
21. 第（11）条是法事活动的第 7 天，是做九的第 4 天，意思是祈求东西南北中四方神灵保佑。
22. 第（12）条是法事活动的第 8 天，是“做九”的第 5 天，目的是为吃斋的亡灵本人在阴间的龙华会上祈求较高的身份和地位。
23. 第（13）条是法事活动的第 9 天，是“做九”的第 6 天，目的是向地藏菩萨奏告亡灵本人的前世、今生、后世之事，祈求在阴间一切都好，得到较好的待遇。

（14）开坛诵经《十一 消灾神咒妙经》《太乙青玄救苦真经》和《十一消灾神咒妙宝忏》《太乙青玄救苦宝忏》。[24]

（15）开坛诵经，《观音救苦真经》《消灾经》《解劫经》《施孤救亡魂经》《脱离苦海经》转经，申文。[25]

（16）开坛诵经,《苦海慈航真经》《五公未劫经》《六祖坛经》,转经,申文,礼忏祈福，脱白换红，转大运，顺财运，奉送佛菩萨归位。请众圣贤，神灵贺返天庭。拔祖先，恭送祖先，发放金、银、冥衣，酹谢九莲灯，撤九莲灯焚烧。经功圆满。[26]

为了突出“做九”仪式的特殊性，笔者根据调查资料与普通“脱孝”仪式做出了一个表格参照对比，更能突显出“做九”的宏大与哀荣。

法事活动	时间	转经次数[27]	要求	经费	意义
“做九”	12 天	6 次	与佛有缘，吃斋之人	4000－5000元左右	亡灵登上九莲台，成佛西去。有权力有能力庇护子孙后代。亲人们在祖荫的庇护下平安，兴旺发达。
普通脱孝仪式	3 天	1 次	没有特别要求，已故亡灵都可以	600－800元左右	超度亡灵在阴间得于安宁，脱离苦海，为人间亲人请求平安。

笔者通过“做九”程序与内容的解读，对“法师”提供的经文解释和陈氏的访谈发现，他们用阳间的一套理念来看待阴间的异域空间。认为，人间与阴间是一样的模式。也就是“阴”和“阳”两界观是相等的。但对“阴间”的敬畏超过了“阳间”。

24. 第(14)条是法事活动的第 10 天,是“做九”的第 7 天,目的是为亡灵本人在人间所做的错事消灾,为活着的亲人祈福。

25. 第（15）条是法事活动的第 11 天，是“做九”的第 8 天，目的是为亡灵本人在西方世界能得到观音菩萨的点化，为亡灵本人在阴间施舍行善。

26. 第（16）条是法事活动的第 12 天，是“做九”的第 9 天，目的是为亡灵本人的近邻亡魂超度。奉请菩萨归位，神灵回天，撤九莲灯，请亡灵本人登上九莲台，成佛西去。

27. 转经，念每天的最后一段宝忏，具体是从“家堂”念到“九莲灯”下，然后又念回去，这种仪式对主家是消灾祈福，对亡灵是超度。这种仪式在整个法事中被认为是最好的形式，胜过静坐在经坛旁的功效。转经次数越多，越隆重。

照片 1　笔者摄于 2009 年 1 月 12 日

“做九”主持“化师”与“做九”的象征符号“九莲灯”,“做九”结束后，象征着本家已经脱孝，大门两边换上了红色的“门神对子”。所有关于已逝老人赵氏的人间礼仪圆满结束。象征着赵氏已登上九莲台，成佛西去。主家也会得到祖荫的庇佑。

照片 2　笔者摄于 2009 年 1 月 12 日

“法师”在转经

照片 3　笔者摄于 2009 年 1 月 12 日

设在“家堂”前的经坛，本地汉族家庭里都有“家堂”，是祖先崇拜的象征。

照片 4　笔者摄于 2009 年 1 月 12 日

法师在“家堂”前念经，平时不穿法事专用服。只有到转经，第（6）条，第（12）条和第（16）条活动时才见到他穿上法事服。

照片 5　笔者摄于 2009 年 1 月 12 日

在祖荫庇护下成长的孩子们

三、“做九”事件如何成为可能

在笔者调查中发现，当地村民都不太知道“做九”一事，但大家都知道“脱孝”仪式，而且是每个活着的人与逝者都要经历的人生仪式。只有“脱孝”仪式结束了，整个人生才算完满地划上了句号。也意味着本人结束了人生的短暂旅程而真正回到了他的“老家”（当地人把坟墓称为老家，意思是永久居住的地方，人间只是他短暂的停留地）。笔者感兴趣的是，“做九”在

当地民间并不普遍，可为什么这一仪式确在特定的时空下发生了。带着这一疑惑，笔者对主家与主持该仪式的宗教人士进行了深度个案访谈。想寻找“做九”仪式背后的动力机制。

1、家族生活史。

赵氏家谱表

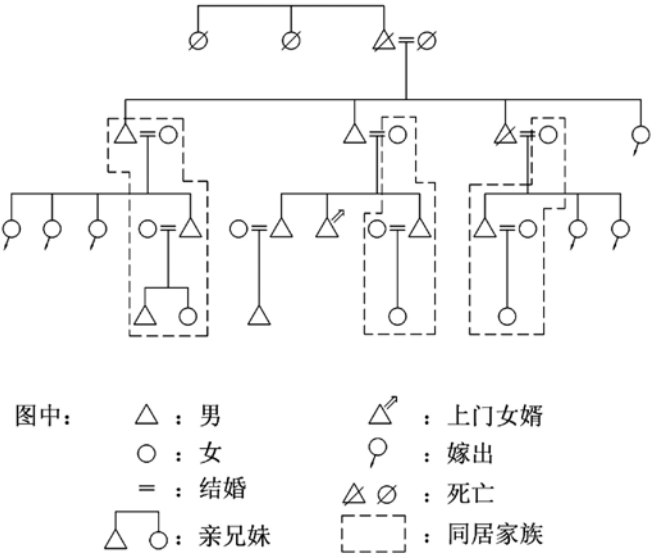

笔者调查发现，赵氏，已逝老人，女，享年 88 岁，34 岁守寡，生有三男一女，大儿子 66 岁，任过当地的副乡长，二儿子 64 岁，当地农民，三儿子在 35 岁时死于不明原因，小女儿 58 岁，嫁给了一个小学老师。赵氏，3 岁死了母亲，送给亲属家寄养成人，用主家的话说，她一生经历了“幼年丧母，中年丧夫，老年丧子，一生很悲惨”。赵氏自从死了丈夫没有再嫁，守着四个孩子过日子。当过本村的妇女主任，一直很活跃于本村公共事务，吃常斋[28]，长年活跃于本村的寺庙及宗教活动，三儿子死后，大儿子说“大儿子养爹，小儿子养妈”，而把赵氏养老的责任交给了三儿媳家，赵氏的田地也划给三儿媳家负责耕种。而实际上，赵氏一直是一个人做饭吃，一个人独自住在老房子里一间不足 8 平方的小楼房里，其余老房子都分给其它三个儿子了，据说，赵氏分家时，没有给自己留有一份，她住的小楼房是三媳妇家的，

由于赵氏年事已高，上下楼不方便，三媳妇把原来的柴房整理后让老人住下了。只是每年由三媳妇家里提供所有的粮食与燃料等生活用品，大儿子，二儿子家只是凭良心或者在逢年过节时叫去吃饭，据调查，这一现象很少，大儿子当过当地的副乡长，据于村民的舆论，过年，过节会叫去吃一顿饭，或者每年给赵氏 50 － 100 元钱。有时赵氏会把这些钱以他们的名誉捐给寺庙里。三儿媳似乎重复了赵氏的人生轨迹。三儿媳一家成了笔者调查的“主家”。因为整个事件都发生在三儿媳家里。所以有必要交待一下三儿媳家的情况。

三儿媳，陈氏，女，现年 61 岁，35 岁守寡，育有一男二女。大女儿现年 38 岁，初中文凭，结婚在本村，有两男，其夫曾经跟随佛教士做过几年佛事，现经营小本生意。陈氏唯一的儿子现年 35 岁，工程硕士文凭，在省城工作，是一家民营企业的高层管理人员，有一独生女，现年 5 岁，陈氏现在与儿子住省城，帮助儿子带小孩。陈氏小女现年 31 岁，小学文凭，结姻在邻村，育有两女。陈氏也长年吃斋，每年的除夕之夜都是在本村的寺庙里度过，她主管该村寺庙里的财会，但寺庙里的大事小事都是她在主管，既便现在住在省城，只要寺庙里有什么活动，她都要回来，每年至少三次回来办事，寺庙里的财务也是她管，这是大家的意见，大家说交给她放心。在整个调查过程中，笔者发现，陈氏的人生与赵氏部分重合，如都是 35 岁守寡，她们都认为自己吃长斋，长期活跃于寺庙工作。

“做九”事件发生在公历 2009 年 1 月 2 日至 1 月 13 日，农历腊月初七到十九，前后共 12 天。具体事件在上文已经有所交待，前后共花费近 4500 元钱。这笔开销是在省城的儿子小陈全部出资的，陈氏与在村里的大女儿大女婿全权负责操办，邻村的小女儿与小女婿也隔三差五地来帮忙。

当问“做九”的原由时，陈氏说，这是赵氏的遗愿，赵氏还在世的时候就有这个心愿，赵氏曾经拿过 300 元钱给大孙子小东（化名）（赵氏二儿子的长子），还吩咐了赵氏的小女儿，由他们两人主持操办，给她本人做一个九。

---

28. 访问“化师”时，他向笔者提供了吃斋的四种分类法，“三斋”，“四斋”，“七斋”和“常斋”。所谓“三斋”是每个月吃三天，或者每年吃三个月；所谓“四斋”是每个月吃四天；所谓“七斋”是每个月吃七天；所谓“常斋”是常年不吃荤。但笔者访谈赵氏有关情况时，她本人初一，十五，逢年过节到寺庙里念经，家里还要烧香，祭祀，这期间不能沾荤菜，赵氏平常不吃她们认为的“臭菜”，如：韭菜、大蒜，牛肉、牛奶、羊肉、狗肉，平时，村民家里有除秽的事情会请她去念经。所以“化师”与赵氏本人，陈氏本家都认为她是吃“常斋”。从赵氏的情况来看，她并非“化师”严格意义上的“常斋”。“常斋”要求常年不吃荤，可赵氏只是在“吃斋”期间不沾荤。

当时小东在一家保险公司工作，扬言到时会连本一起出资 700 元。可到脱孝的时间了，他们两人也不提起，只好我来完成这个心愿了。她来我家帮些忙，一来就说错话，叫我别做那么多了，做六个就行了，别做九个了，上天会有惩罚的，做九这些天，她（赵氏小女儿）在我家时，眼睛一直淌眼泪，一直说眼睛疼，按陈氏的观点就是，赵氏的小女儿不但违背了先人的遗愿，而且还在神面前说错了话，遭报应了，因为她的眼睛一直淌眼泪，一直疼。这就更坚定了陈氏的信仰，这一影响也在陈氏的大女儿小丽（化名）心里加深了印象。在村里也戴上了一层神秘的面纱。

陈氏认为，赵氏没有吩咐她做九，是因为她过意不去了，因为陈氏守了她一辈子，做了连她两个儿子也做不到的孝顺。当年，赵氏及两位兄长都会认为，陈氏年青不可能守寡，肯定会再嫁的，所以受了很多兄长妯娌的欺侮，赵氏也不寄期望于陈氏，所以对陈氏一直也不太好，只是到了晚年，才真正感觉到陈氏对她的照顾，赵氏曾经说过，如果没有陈氏，她不可能活到今天。而陈氏认为，虽然家里穷，没有大儿子家富裕，可没少给她吃穿，也没有给她气受，她很自由，“想一个人吃我就给她柴米油盐，想跟我吃，我也不反对，只要她不嫌弃”。通过对村民的访谈，提起一个寡妇赡养婆婆的事迹，这是远近闻名的，村民都很敬仰。而且，陈氏与赵氏都有着共同的信仰，都吃长斋，所以她们之间就更容易理解和包容了。

陈氏一生的安守妇道，与陈氏的母亲有关，陈氏的母亲也是一位连接人间与神的中介人，与佛很有缘分，陈氏受其影响，一生有这样的宿命。她的母亲告诉过她，好好守着三个孩子 过日子，别想其它办法，这三个孩子是神仙送来的，不是凡人。她相信了，虽然两位女儿因家庭贫穷没能好好上学，可唯一的儿子很争气，一直都很顺利，年年考试是班里的第一名，陈氏最爱看的电视就是“白蛇传”，她相信她的儿子就是许世林，一定会救她出苦海的。她用她的信仰支持着走过没有男人的大半生。当问起，怎么知道做九这件事情时，她说她的高祖做过，但那时，没有钱，只做了 4 个半，没有做完，现在还在天堂里受着罪。

针对“做九”的事情，笔者也访谈了陈氏的儿子小陈。他说，不是因为相信这些冥冥中的事情而支持她去做，只是想顺从母亲的心愿。在问起陈氏的大女儿与女婿时，他们说，这是为了子孙后代好，希望一家人平平安安，大女婿说“十个劳动力在田里苦着，不抵一个老人在山里睡着”，他们相信

如果把已逝老人的后世解决好了，家里一定会兴旺发达的。说完，很满意地看看他的两个超过 175cm 的儿子，而他本人还不到 160cm。调查发现，他的两个儿子学习很好，一直是班上的前五名，长得也很舒展，在家也很听话，这与当前不好管教的很多同龄男孩形成了鲜明的对比，两位儿子也一直是这位文盲父亲的骄傲，而他本人在外做小本生意也很顺利，他把这些好处归到了祖先的保佑。所以每年春节或寺庙里有什么活动他都少不了要参与，全家对这方面很积极，“做九”期间，他们夫妻两人放弃了在外面做生意的半个月时间，全力投入了这个活动。

在对村民进行访谈时发现，村民都很佩服陈氏的行为，从来没有人做过九，这次还是她做了，一提起来，大家都把大姆指竖了起来。很多村民都说了类似的话，“老天长眼，她终于熬出头了，一个寡妇守了婆婆一辈子，还供出了一个大学生，她现在好了，跟儿子去省城享福了，这是她一辈子积的功德”。

笔者还访谈了做九的主持，一位本村的神职人员“化师”（化名）。“化师”带着两位徒弟，一位是华师的小舅子（华师妹妹的丈夫，是一位小儿麻痹症患者），另一位是华师的大舅子（华师姐姐的丈夫，华师姐姐已故）。这位华师不但在当地乡镇有名，邻县也请他去做法事，不但家庭邀请，学校等事业单位，企业也经常邀请他去开土奠基，看风水。他本人，14 岁就跟随一位在过少林寺的师父，慢慢地对这一行感起了兴趣，以后一直从事这一工作，已经有 30 年了，本人曾经去过少林寺学习，有佛教协会发的认证书。他跟师父做过一次九，自己没有独立做过，这次是第一独立次做。

他说，赵氏在世的时候跟他说过，希望他来帮她“做九”，她也觉得跟赵氏，陈氏一家很有缘分，与陈氏的大女婿也是很要好的朋友，陈氏的大女婿曾经跟过华师几年一起从事佛事活动。华师说，“做九”是要找有缘的人，不是谁想做就能做的。要与佛有缘的人才能做，赵氏符合这个条件，长期吃斋，一生守寡，一心向佛。华师也曾经跟赵氏讲过“做九”的事情。华师认为，一个人做了九，也就是人间对她的超度，会增添她的功德，而人间的后代也会功德无量，子孙后代兴旺发达。达到天上人间共美满的境界。

笔者也调查了他们的收入情况。在十二天的“做九”事件中，他们师徒 3 人，全部的人工费收入是 1250 元，化师会按情况分别给每个徒弟一天 15 — 20 元的收入，其余是化师的收入。笔者通过保守估计，化师的收入一天

不会低于 50 元，化师的收入超过当地一个建筑工人一天的苦力费（当地建筑工作一天的劳工费大致在 30 — 40 元，好一点的能拿到 50 元）。他们一天三餐由主家供饭，做九期间不吃荤菜，只吃素菜，不过，每天主家不会低于 5 个素菜供应，与主家一起吃。如果这算一个行业的话，化师的行为有经济人的理性驱使。

2、做九事件的文本解读

通过以上调查，笔者对这次做九事件进行了深入的文本解读，试着发现百年不遇的“做九”事件发生的可能性。

（1）做九本身的严格要求，限制了只能有很少的一部分人享受，这种严格的排它性提高了做九的尊严与荣誉。做九成为一种人间修练的象征符号。不分穷人与富人，是阴阳两界对一个人的审判。做九也成为一个家族的荣耀，不但显示财力，还宣扬了伦理道德的合法性。

（2）陈氏本人对这件事情的同情式理解，陈氏与婆婆赵氏具有相同的命运与对民俗信仰的认同感。民俗信仰在两代寡妇之间产生了融合的平台，据调查显示，本村的寺庙一直是她们婆媳精神与心灵的栖息地，一直由她们婆媳主持操办大大小小的民俗活动。

（3）陈氏儿子的经济后盾与顺从式默许。如果没有陈氏儿子的经济支持，这个“做九”活动是不可能实现的。陈氏儿子成为这个家里唯一的主男，他的话语权与经济支持是最关键的因素，而长期在这种环境下成长起来的他，或多或少还是习得了这种民俗的认同感。所以习俗的传承性可能通过代际传递，并植根于个人的本性，小陈本人是一名硕士研究生，但是从小习得的惯习还是沉积在本性里，在特定的条件下激发了他的乡土情感，并且这种传统知识沉积下的顺从式的孝顺也顺应而生。

（4）在特定家庭里成长起来的他人的经验支持。最重要的就是陈氏的大女婿，“老二”（化名），老二也是从小死了父亲，母亲带着弟弟改嫁远方，留下他与一个哥哥在本村，那时他才 12 岁。日子很是凄惨，陈氏把自己 18 岁的大女儿小丽嫁给了当时 24 岁的老二。并帮助他们抚育了两个儿子（他们的两个儿子是陈氏从小带大的），老二由一个玩世不恭，被人看不起的半孤儿，变成了两个儿子的父亲，由一个整天游手好闲，不务正业的懒汉变成了勤快的生意人。据调查发现，本村村民擅长经营“烟丝”生意，老二经常

在外地做生意，目前是村里做得很好的人，大家都对他另眼相看，特别是两个学习很好的儿子也给他增了光。似乎这一切都有一种归因，家庭里的影响，陈氏与大女儿家基本不分家，吃在一起，两个孙子一直在陈氏家里睡。晚上女儿女婿回到自己的家里睡，两家只有 50 米之隔。两个面临破碎的家庭重新得到整合，其中陈氏起了关键作用。而陈氏的行为又与他长期的民俗信仰有关，对老二的容忍感化，对两个孙子的无私抚育，自身对大女儿的潜移默化。陈氏的大女儿“小丽”也认为，虽然这笔做九费用贵，可我相信“明里去，暗里来，只要一家人平平安安，顺顺利利就得了”，她说的“明里去，暗里来”就是指，祖先会保佑他们，让他们的孩子学习好，听话，让他们的生意好，不生病，不出遇外事故，这就是暗里来的。据调查得知，目前，陈氏去了省城帮助儿子带孩子了，寺庙里的钥匙，日常杂事已经交给小丽。陈氏只是有事，办活动时回来主办。

值得一提的是，陈氏认为，侍奉老人不会影响家庭开支，也就是农村里说的一样，不会因为奉养父母而变为穷人，父母不是家庭的负担。这是陈氏从她自己的娘家习得的经验，她的小弟承担了赡养双亲的责任，而大弟没有尽义务，但小弟家的两个孩子都很有出息，一个参军了，一个上了大学，都出去外面工作，并且还盖起了新房。而大弟家不但没有盖起房子，唯一的儿子还进了监狱。陈氏认为，赡养老人会有因果报应。在当地民间也有这种说法。

“父母是自己家里的一尊神，把自己的父母孝顺好了，也就对神尽义务了”。家里也就会平安，顺利。其实，从社会学的视野讲，这就叫孩子在家庭里接受的社会化，是以父母为参照对象。

在这里我们也发现，弱势群体在社会流动中是以什么取胜呢？除了父辈的权力，财富，声望以外。伦理道德，民俗信仰在这一个案例里起到了关键作用。

（5）他者的眼光。从笔者调查的情况来看，陈氏不仅在本村，而且在附近村子都很有影响。她的事迹成为了一个口碑。她一生的寡妇生活，奉养婆婆，抚养孩子，特别是陈氏把儿子供上了大学及儿子在省城的一系列成就，村民还有一个对比的参照就是当过副乡长的赵氏大儿子。村民们在敬佩的同时又把这一切因素或多或少归于“因缘回报”的民俗信仰里面。用村民们的话说就是“好人有好报”。从代际流动上来看，陈氏的后代是超过前辈了。而副乡长的后代确没有一个通过教育走出农村，他有三个女儿一个儿子都在农村

务农，没有一个接受过高中教育。与之对比的成就感更让陈氏坚定了自己的信仰。同时这一影响也在乡村扩展，最明显的就是陈氏成为老年人活动的中心人物。

还有一个典型的例子就是，本村号称为“老三婶”的一位 60 岁妇女。用她的话说,“我最佩服的人就是陈氏,我不相信一个寡妇能有这么大的能耐，这一切都是她吃斋念佛的回报，神在她身上最灵验了，家里很顺”。“老三婶”晚年带了哮喘病，儿子与儿媳妇不合离了婚，老伴是水库退休工人，每个月有 1000 多元的退休金。她受陈氏影响，朝向了行善，每次寺庙里搞活动，她都要主动去寺庙里打扫卫生，主动帮忙做义工，本村到寺庙的小径道大概有 500 米，她负责打扫这条路。她说，很有效，现在她的病好多了，精神也好多了，她希望家里也能顺利。他者的眼光对陈氏进一步形塑自己在村里的形象也起到了一种规范和促进的作用，这也是做九案产生的外部环境影响。

（6）神职人员“化师”的经济理性人作用。从对“化师”的个访谈来看，他身兼两职，一个是村民，一个是当地神职人员，但他的主要工作就是作为一名神职人员，他家庭的主要收入也来自这一行业。“化师”的身分对当地村民来说很有权威性，就像医生对病人，老师对学生一样。所以在为民还愿的情境下或多或少又带有经济人理性的思考成份。或者是鼓动,或者是迷惑。

（7）通过以上访谈发现,做九针对不同角色的人具有不同的看法和目地。其中，陈氏认为是顺应已逝婆婆的心愿，期望通过了确这一心愿让子孙后代兴旺发达，但笔者调查时还发现其中另一个很隐蔽的轴心意图。

陈氏很希望竖立自己在村民心中完美的形像，还有意把赵氏的两个儿子拿来做参照，在脱孝时，两位儿子家一起合起来念了三天的经，并没有给赵氏做九，而且时间还不满三年，才两年半的时候就脱了孝，按陈氏的看法，母亲守孝一定要满三年，父亲可以 2 年半以后脱孝。特别是任过副乡长的赵氏的大儿子，她很有意识与之参照。在赡养老人时，这位副乡长一直在村里抬不起头来。

在赵氏病重期间，他们一家都没有尽过义务，只有赵氏的孙子孙媳也就是副乡长的儿子与儿媳来看过一次，赵氏一直在陈氏家里，有陈氏及女儿们，孙儿们照顾了近一个月，赵氏逝世以后，装进了棺木的第二天副乡长才来。副乡长要等着陈氏去叫他才来,他认为他是大儿子,少了他,肯定办不了这事。可是陈氏认为，他自己的亲娘死了他都不来，还要我去叫他，这世上没有这

个理，两家人一直关系不好，没有往来，陈氏没有去叫，大儿子还是自己来了，据说，20 多年以来，这位副乡长第一次进陈氏家门槛。值得提一下的是，陈氏家与副乡长家只有一步之隔，每天副乡长都会从门口途经很多次，所以家里的动向应该是很清楚。最后，通过商量三家一起出钱办丧事，这让村民们很佩服陈氏，都认为她很能忍。这位副乡长也在这事情上弥补了一点没有养老人的面子。笔者通过村民访谈得到了对副乡长这一行为的证实。虽然他是副乡长，可在村里并没有多少声望，村民也不把他当回事。

在葬礼这件事情上，是陈氏的儿子希望和平解决，他不希望在丧葬期间吵架闹事，如果其他二家来了就一起和解，如果不来，就他们一家人自己解决。可陈氏与大女儿一家还是反对副乡长家参与，想让他家一辈子在村里抬不起头来，也就是想把事情做得歇斯底里。可这个家还是陈氏的大儿子最有话语权，毕竟他才是这个家唯一的男主人。在访谈小陈时，他说，“我们都养了老人一辈子，村民们都很清楚谁是谁非，又何必在这种关键时候去闹呢，也给他们最后一个做孝子的机会吧，相信这也是已逝老人的心愿。”

儿子之间因赡养老人和丧葬事件发生暴力纠纷的情况，兄弟反目成仇的情况在农村很普遍，但陈氏家并没有发生丧葬期间家庭打架事件，陈氏大儿子起了关键作用。虽然民俗对他有过根深蒂固的影响，但受过高等教育的他，又再生了民俗的解释。过虑了民俗里非理性的成分。在这里又发现了一件很意外的事情，赵氏活着的时候也不确定其他二位儿子会管她身后的葬礼，她只把所有的希望放在了陈氏一家身上。所以，有过遗嘱，“如果他们两家不管，你们就简单办一下就行了，请一下我的后家”。所以赵氏很想“做九”，但没有对陈氏开口，而是把平时攒下来的 300 元钱交给了长孙，让长孙与小女儿来做，这似乎可以理解赵氏的逻辑了。值得我们思考的是，为什么一位含辛茹苦的母亲对自己的两位亲儿子如此的不确定，连死后的仪式也不指望他们来操办呢？

副乡长一家的出现，让做九事件背后多了一层解读的意义。做九也就成为这位寡妇与这位副乡长大哥 22（从陈氏丈夫死亡时算起）年以来斗争的最后舞台。在中国乡土社会的农村，父权制依然保持着他顽固的地位，在没有主男的大家庭里，一个寡妇如何在这个大家庭里生存下去，是一个严酷的考验，特别是面对兄长妯娌的驱赶，婆婆的威严，孩子的嗷嗷待哺。所以，笔者认为，对民间习俗的信仰，无疑成为她支撑下去的一个精神支柱。民间

习俗对她的熏陶建构了她维持这个家庭完整的动力机制。而在还有两个儿子的大家庭里，由一个寡妇来承担赡养婆婆的义务并成为了实然的情况下也成就了一段佳话。这种非正式制度的民间信仰是值得我们再三思考他的社会整合功能的。

三、本研究面临的“困境”讨论

民俗的意义不可能在别处而只能在生活本身中才能发现。民俗只能在生活深处而不会超出生活之外，民俗不能与生活相分裂。但，个案的特殊性也突现出了民俗接受“人性”“自由”“解放”等现代性的挑战。这是一个不能回避的问题，本研究也曾面临以下两方面的困境，但在访谈过程中又从“民俗”的解释里回归了“民俗”的合理性。如果，我们要研究“民俗”，就不能站在“民俗”之外来批判“民俗”。而只能去发现它，去解读它。

1，对寡妇母亲的“人性”讨论

赵氏与陈氏分别以 34 岁和 35 岁分分守寡。两位母亲都没有再婚，笔者在调查时也对这一问题非常感兴趣。做过专门访谈。通过对访谈文本的分析，笔者从三方面做出解释。

其一，离不开的孩子与离不掉的祖坟

两位母亲受传统文化与当时社会背景影响较深。赵氏出生于 1919 年，1953 年守寡。陈氏出生于 1949 年，1984 年守寡。当问及陈氏为什么不选择再婚时，陈氏很得意地说，自从她守寡以来的 26 年，包括现在，每年都有人来提亲，有单位上的人，有生意人，很多是农民。她说，“有三个孩子，嫁谁都不会对他们好的。而且也只能找已婚的男人，别人也有孩子，一家的外人组成一个家庭很麻烦。日子不会好过！还不如我自己带着自己的孩子清清白白地过日子”。当问起，现在孩子们都结婚了，可以不用考虑这些问题时，她说，不想再去伺候别人了，只想跟孩子们好好过日子，老年人再婚有很多遗产纠纷，死后，也不知道应该进谁家的祖坟。年青时考虑到的是孩子，年老时想到的是死后的归属地。

其二，熟人社会的经验参照。附近村子也有再婚的人，走上这条路的人日子都不是很好过，有的嫁出去了又转回来。对别人的再婚经验经常拿来做对比。而且，很多妇女因为再嫁，虽然日子不好过，但顾于自身和家人的面子也只能忍气吞声，默默承受着。陈氏不愿意去冒这个险。

其三，异域空间的力量支持。两位寡妇母亲都信仰民俗宗教。她们活跃于本村的民俗事务中，陈氏家里最讲究的地方就是祖先祭祀“家堂”。无论大事小事，过年过节，她都要向祖先祈求，对已逝丈夫诉说，他的丈夫就像一个活在世间的人一样，在家堂上静静地听她说。在祈求与诉说中她得到了力量。她也相信这种冥冥中的力量能帮助她战胜一切困难，陈氏还说起过，她在自己家看见过很多次“家蛇”，她相信那是她丈夫的化身，有一次，家族“大妯娌(副乡长的妻子－大嫂)”到她家里来欺辱她，抬头看见屋顶上的“家蛇”就连滚带爬吓跑了，后来她还生了一场大病。大妯娌尖刻地骂陈氏是一根“困稻草”(陈氏的身体向来不好，带有很多慢性病)。可不到一个月，大妯娌就被检查出来带了乳腺癌，还好是良性，割了一边乳房。以后，大妯娌(大嫂）就再也不敢当面欺侮陈氏了，家族里的二妯娌（二嫂）说，“你别跟她斗，她的死鬼男人随时都跟着她呢”。这种冥冥中的力量给陈氏一种精神支柱。

其四，反哺性的补偿

陈氏的二个女儿与唯一的儿子都很孝顺陈氏，特别是唯一的儿子小陈，以孝在村里闻名。陈氏与大女儿家除了“家堂”是分开的，其它基本都是共用，吃饭也在一起。这种关系上文已经有交待。

从以上分析，我们不难看出，所谓的“人性”讨论是被建构起来的，主体自己在选择“守寡”的生活方式时，已经做过很多理性人的思考，主体自己选择了最让她自己获得快乐的生活方式。与现代性的“自由”，“解放”“追求爱情的权力”等等并不矛盾。我们只要把衡量“人性”的指标多元化就能走出这一疑问。每个人都有选择自己生活的权力，满足与尊重主体自己的自由选择也是一种“人性”的需要。幸福美满的婚姻固然是“人性”存在的一个重要内容之一，但绝不是唯一决定性的因素。

2，对“做九”经费的批判与反思

上文对“做九”经费有过详细的阐述。在农村，4500 元，对一个普通农业家庭来说是一年的积蓄。对这笔经费使用的观点，笔者调查过本家的看法与村民的意见。“十个劳动力苦着，不抵一个老人在山里睡着”，“明里去，暗里来”是本村村民的普遍看法。意思是，你再苦多少钱，如果家里不顺利，也会一贫如洗，因为祖先不保佑你，让你把苦来的钱都以另外的方式散去了。如，疾病，遇外事故等。而，事件的出资人“小陈”的观点是满足母亲的愿

望，是一种“孝顺”的表现。中国的“孝顺”里就包含了“顺”字，既“孝敬”与“顺从”。

笔者并不提倡花费大量的经费在民俗法事上，但村民们与当事人的解释又让笔者多了一些反思的空间。“什么才叫合理的花钱”？“如何来评价4500元钱的价值”？如果这4500元钱能满足这么多人的愿望，它值吗？笔者认为已经远远超出事件本身的意义。“做九”也并不是每个人都有的资格，这一现象并不普遍，如果人们都能修身养性达到“做九”的要求，与社会控制的成本相比，就算不上昂贵了。

四、结论：民俗对乡村秩序的整合功能

本研究发现民俗作为一种非正式制度的文化权力网络，对乡村秩序起到了整合作用。特别是本个案出现的特殊性，更体现了民俗在乡村社会的价值整合。“做九”这一民俗事件在这里成为了一种社会事实。而民俗做为一种传统习俗，它具有历史性，经验性，传承性和扩散性。不但在家庭内部传承，还在地域上扩散，这种功能就更具有了秩序的可能性。就像个案中分析的一样，陈氏的行为受其母亲，婆婆的影响，同时，她也在影响她的子女，她的行为与经验也在邻近的乡村扩散。

当民俗成为一种信仰的时候,它也就成为民间统治秩序的一套话语体系。虽有别于法律体系的理性，但他们的目的是殊途同归，对于生于斯长于斯的民俗信仰，在中国千百年以来的民间社会一直发挥着维持乡村社会秩序的有效功能，“中国的家庭体制、亲属关系网，乡村社会在相当程度上能够自我管理和自我调节”[29]。民俗可以成为而应成为乡村治理的一套规范，它本身也具有过虑性与选择性。在现代化过程中，似乎我们已经失去了很多，民俗总是戴着迷信与落后的的帽子遭受歧视与打压。把产生于国外背景下的法律硬性嫁接到乡村社会，把自身传承了几千年的传统文化一概否认，这是值得我们深思的。

我们可以从本案例中的两位寡妇母亲与副乡长的关系中略知，正式制度的法律与非正式制度的民俗在其中所扮演的角色。民俗是一种内省，是嵌入个人价值观的一种信仰，一但形成，有其相对的稳定性与指引性，它的意义

29. 贺雪峰，农民行动逻辑与乡村治理的区域差异，开放时代，2007年第1期

已经深入在行动者自身生活的信念里。这种信念是很难摧毁的，它可以挽救一个家庭，可以整合一个家族，可以影响一方乡民，也可以做为一种乡村社会的维持范式。而正式制度作为一种公共话语体系，更多体现于宏观和公共的领域，是一种外在强制的手段，它可以监管光天化日之下的行为，但对于光天化日之背后的阴暗角落，就得更多地靠行动者自身的内省来实现。民俗在这里就起到了重要的作用,两位寡妇母亲没有副乡长的学识与宏观大道理，但她们的行为在乡村社会里得到了公正的评价。

乡村社会也处于激烈变迁的时代，值得肯定的是，这种已经渐渐被人们视为落后，迷信的民风民俗对乡村社会的正面功能值得我们去反思，在我们的社会还不能全面为个人提供服务，满足个人需求的条件下，民俗信仰无疑起到了一种弥补作用。同时，民俗控制的低成本，自觉性，无意识性，集体性，扩散性和经验模仿性也适合乡村社会的生态环境。

参考文献

【1】李缵绪，杨亮才《中国民俗大系『云南民俗』》甘肃人民出版社，2004，
【2】钟敬文《钟敬文学术论著自选集》北京： 首都师范大学出版社， 19941
【3】周星《民俗学的历史、理论与方法》< 上、下集 >，商务印书馆，2006 年
【4】周星《“民俗宗教”与国家的宗教政策》，开放时代，2006/04
【5】松岡正子《中国青藏高原東部の少数民族－チャン族と四川チベット族》ゆまに書房、2000 年
【6】日本爱知大学现代中国学部：《中国 21》Vol.25、风媒社， 2006.9
【7】孙立平《“过程－事件分析”－与当代中国国家－农民关系的实践形态》，载清华大学社会学系编《清华社会学评论》特辑一，厦门：鹭江出版社，2000 年
【8】卢辉临《迈向叙事的社会学》广州，《开放时代》2004 年第一期
【9】E. 迪尔凯姆《社会学方法的准则》商务印书馆，1995 年
【10】杨善华《田野调查中被访人叙述的意义诠释之前提》社会科学，2010 年第 1 期
【11】杜赞奇《文化，权力与国家》江苏人民出版社，1994
【12】段江波《“日常生活世界”的道德秩序建构：先秦儒家的尝试》伦理学研究，2005 年 3 月第 2 期
【13】李猛《舒茨和他的现象学社会学》，载杨善华主编《当代西方社会学理论》北京大学出版社 1999 年
【14】四林《哈贝马斯论“生活世界”》求实学刊，1995 年第 5 期
【15】黄宗智《中国乡村研究》北京：商务印书馆，2004 年
【16】张和青《国家、民族与中国农村基层政治》北京：社会科学文献出版社，2010 年 2 月

寧夏農村の建国後の変遷について

馬場 毅、周 星

周と馬場は科学研究費補助金による「西部大開発をめぐる日中共同の実証的研究」のため、2008 年 8 月 29 日から 9 月 2 日にかけて中国側の共同研究のパートナーである寧夏回族自治区の寧夏社会科学院の研究者とともに、彭陽県および銀川を訪れ調査をした。

彭陽県は 1983 年に固原県から分離して作られた県であるが、行政的には現在、固原市に所属しており、寧夏南部の山地である。我々は初年度の調査であることから、まず基礎調査としてこの地域のある村、ある鎮などを対象として建国後の農業集団化とそれの解体さらに西部大開発までの歴史的過程、さらに西部大開発以後の変化、社会主義新農村建設などについて、できるだけ農民、あるいはできるだけ現場にいた人からのインタビューを試みた。西部大開発を研究するにあたって、その基礎として建国後の比較的長い視点からその変化を位置付けることと、政策研究ではなく現場の農民や農村の変化を研究したかったからである。

このインタビューに応じてくれたのが、景世儒氏である。景氏の詳しい経歴はインタビューの中に出てくるが、1926 年生まれで、当時 83 歳、農民出身で、1929 年に甘粛省鎮源県から現在の彭陽県紅河郷河源村に移住し、1948 年に人民解放軍に入隊し、53 年に除隊し、紅河郷信用社主任、区党委員会書記、水電局局長、固原県県長、王洼区区長などを歴任し、農業集団化とその解体の過程、さらには改革開放後の変化、西部大開発政策を自ら実行したり、実見した人物である。景氏の農業や農村の話は、具体的で極めて精彩に富む。さらに恐らくはあまり話したくないだろう文革中に批判されたことなども具体的に話してくれた。長時間にわたってインタビューに応じてくれた景世儒氏に改めて感謝申し上げる。

このインタビューには、寧夏社会科学院歴史研究所の薛正昌所長、魏淑霞助理研究員、仇王軍助理研究員も参加した。各研究員の方の協力に感謝

したい。その他にお世話になった彭陽県教育局の王田忠副局長にも感謝申しあげる。

インタビューは2008年8月29日午後、景氏の現在の住まい彭陽県白陽鎮白陽村で行った。インタビューの質問は、周と馬場が行い、周が適宜通訳を行った。それに対し景氏が答えているが、一部薛所長が答えているところがあり、そこだけ答のところに薛と記してある。その他に（　）は景氏が言葉を補っているところであり、[ ]は訳注である。

なおテープ起こしは大学院中国研究科修士課程に所属していた王旭燕さん、翻訳は中国研究科修士課程を修了した加藤紀子さんが担当し、周と馬場が編集をした。

インタビュー

我々がお聞きしたいのは以下の事柄です。

1、社区の歴史的変遷。1949年以来、彭陽鎮或いはある村を舞台とした土地改革から農業合作化運動、人民公社化運動、文化大革命、改革開放以後、人民公社の解体以後の農家生産請負制、更に1999年以来の西部大開発に至るまでの全体的な歴史的変遷過程です。西部全体についてではなく、ある鎮もしくは村の変遷についてお話しをお聞きしいたいのです。この他に最近、政府は三農問題を重視しており、国家は西部において多くの特恵措置をとっていますが、これらの措置が西部においてどのような変化を引きこしているのでしょうか。

2、農業や農村の問題。この地区の農作物の栽培情況、農家の所得情況、更に出稼ぎの情況、そして集団労働についてです。人民公社はすでに解体しましたが、ある村ではまだ集団労働が存在している可能性があります。例えば集団灌漑や集団活動です。また（村民委員会以外の）村の民間共同体にはどのような活動が存在するのでしょうか。例えば祭祀或いは何かの儀式の挙行など。更に教育情況もお聞きしたいです。あなたには比較的具体的に話してもらいたいと思います。今回の調査で我々は出来るだけ真実を知りたいのです。

１、社区の歴史的変遷

個人の経歴および家庭の状況

問：まず、個人の経歴及び家庭の状況を説明してください。あなたはいつ生まれて、彭陽県のどこの村にいらっしゃいましたか？

答：私は 1926 年生まれですでに 83 歳になりました。軍隊出身で、退任するまでずっと部隊の末端で就業していました。紅河郷河源村にいました。河源村は県城から 40 里 [約 20 キロメートル] 離れており、県城以南に位置します。

問：幼い頃から何か教育を受けたことがありますか？

答：ありません。勉学をしたことも、学校へ通ったこともありません。ただ、軍隊で文盲一掃の時に少しだけ教育を受けました（第一野戦軍 192 師 35 団 1 営 3 連）。

問：あなたは幼い頃から河源村で成長したのですか？何人家族ですか？両親は共に、農業に従事していたのですか？

答：6 人家族で、私は 3 男です。民国 18[1929] 年末、民国 19 年初め（当時、大旱魃に遭ったため）、鎮源県から飢饉を避けるために逃げて来ました。民国 16 年及び 17 年、小麦を植えた時に雨が降り、20 数キログラム（但しほとんど種子に等しかった）を収穫しました。我々は飢饉のために逃げて来て、ここに住み着きました。当時、土地はありませんでした。

問：幼い頃の生活は苦しかったのですね。

答：両親が亡くなってから、私が一家の煙火柱子（即ち大黒柱）となりました。当時、私はわずか 12、3 歳前後でした。

問：その時、何を頼りとして生活をしていたのですか？農業ですか？

答：長工をして生活を維持していました。私の父、兄、弟は皆、長工でした。それによって食料を手に入れ、生活を維持していました。また、短工をしたこともあります。

問：あなたは何年に軍隊へ参加したのですか？軍隊に参加した年に結婚したのですか？

答：1948 年（戦争で世の中が乱れた秋）に軍隊へ参加しました。1955 年に軍隊から戻ってきた後に結婚しました。

問：あなたの奥さんはこの土地の人ですか？

答：同じ村の同じ生産大隊の人間でした。当時、私は区党委員会の書記を担当しており、結婚するには地区委員会に申請する必要があり、承認を得た後､結婚することが出来ました。階級闘争にまで波及するため、階級区分が同じでなければなりませんでした。

問：子どもは何人いますか？

答：息子が 2 人、娘が 3 人います。孫が 7 人、曾孫が 2 人おり、現在は四世代が同居しています。

土地改革から農業集団化へ

問：復員して戻ってきた後、引き続き農業に従事したのですか？

答：そうです。戻ってきた後、作物を作りました。ちょうど土地改革に居合わせ（1952 年）、私も土地、牛、豚、鍋を分配されました。当時、私の長兄は互助組の組長を担当していました。合作化の後、1954 年に互助組から初級合作社に変わり､その後高級合作社へと移り変わり、最後に人民公社となりました。

問：土地改革の時、あなたたちの村には何戸の地主が存在していましたか？

答：若い地主が一人いただけです。その地主は 480 ムーの土地を持ち、2 頭の牛、50 匹の羊を飼い、2 人の長工を雇っており、その中の 1 人の長工は身体に障害のある人でした。

問：あなた個人はどのくらいの土地を分配されたのですか？

答：我々の村は農地が少なく､一家全部で 20 数ムー（即ち一人当たり 3 ムー余り）が分配されました。

問：当時、あなたのお兄さんが所属していた互助組には何戸ほどが存在していたのですか？

答：全て同じ村の人により組織された 37 戸です。

問：その村には他にも互助組がありましたか？

答：ありました。1 つの大隊には 12 の生産大隊があり、これは 12 の互助組（即ち、後に言うところの生産隊）でもありました。私は紅河郷信用社の第一主任でした。

問：それでは、あなたは戻ってきた後は農民ではなかったのですか？
答：軍隊で少し教育を受けたことがあったため、私は戻ってきた後、紅河郷の第一信用社主任となりましたが、当時、給料はありませんでした。上級組織は文書を下して任命すればいいのです。預金、貸付の責任を負い、人を動員して合作化を行いました。また、土地、牛羊等の登録業務の責任を負っていました。
問：当時の郷信用社は宣伝活動を担当しなければならなかったのですか？
答：宣伝活動は郷党支部が主管となっていました。
問：その時、あなたはすでに共産党員でしたか？
答：私は軍隊で共産党に入党しました。
問：その信用社は全郷の農民の預金に責任を負うのですか？
答：農民の預金と貸付業務に責任を負います。例えば、養殖業、農業生産物や農具等を購入する際に貸付を行いました。当時はまだ化学肥料はありませんでした。信用社はお金がなくなると銀行へ申請に行き、預金を銀行にし、銀行は利息を出して農民に与えたため、銀行の出先機関であると言えます。
問：では、あなたは業務幹部であり、行政幹部ではなかったのですか？
答：信用社で1年勤めた後、区に転属させられました。1955年に区で共産主義青年団委員会書記を担当し始めました。1956年に城陽区区党委員会副書記（紅河郷党支部書記を兼任）を担当し始めました。
問：では、あなたはまず共産主義青年団委員会で働き、その後、共産党の仕事をしたのですか？
答：そうです。1971年に転任させられて固原県の水電局へ行き、局長を担当しました。
問：土地改革以後、全県の情況をあなたも比較的理解しているのですね。
答：その時は固原県と呼ばれていました。当時、37の人民公社があり、3つの区、1つの鎮を管轄していました。1982年、王洼区で区長を担当した後、退任しました。

大躍進

問：1958年の公共食堂はどのような情況でしたか？

答：1958 年末、1959 年初めに公共食堂（大鍋の飯、すなわち親方日の丸にと変わった）は始まりました。

問：公共食堂はどのような原因によって終結したのですか？

答：上級組織からの指示は何もなく、公共食堂は 1961 年から自然に解散しました。1958 年にかつて打鍋献鉄運動が起こったことがありました。その時、国家は貧しかったため鋼鉄の生産が追いつかず、このため打鍋献鉄運動が起こり、農民の生活に対する影響は非常に大きかったです。1959 年、元彭陽公社の信用社主任（袁保清）は左傾路線の甚だしい幹部でした。打鍋献鉄運動の中で、かつて 1 戸の農民が作った飯を直接落とした後、鍋をぶちこわして、処分を受けました。

問：それ以前に地方で反右派運動はありましたか？

答：具体的にははっきり分かりません。当時､私は末端で働いていたため､鎮レベルでは反右派運動はありませんでした。県城では反右派運動があり、かつて何人かが処罰を受けたことがあります。毛主席は、上級機関は一にほらを吹き、二に押さえつけ、三に許諾を与え、下級機関は処理しにくい、とおっしゃったことがあります。これらの問題は中央政府に指摘された後、修正しました。

問：1964 年になって、生産は良くなりましたか？

答：良くなりました。しかし、１つの意見があります。一つの県にはただ一人の生産隊長がいるだけです。全ての生産活動は県長の指示下で進行しなければならず、即ちこれが計画経済の生産です。また、農業は大寨に学べ、と提起しました（実際には 1962 年にすでに始まっている）。よく学んだり、よく学ばない鍵は指導（即ち一つの県にはただ一人の県長がいる）にあるとします。同時に農民の間にも 1 つの意見があります。民衆の意見は根本的に大寨に学ぶ必要はなく、自家保有地の意義を十分に理解すればいいのです。当時、農民の理想的な生活様式は自家保有地、自家保有の羊、30 ムーの土地、１頭の牛、妻と子ども、更に暖かいオンドルを持つことでした。上級機関は地方の小農経済に対する指導思想に反対意見を持っており、纏足をした女性が歩く（わずかの歩行も困難である）ようだと言っています。その時、末端では全力で生産を行っていましたが、そのことが上へ上がってい

くのは難しく、とても困難でした。

自然災害

問：1959、1960 年に自然災害が発生し、深刻であったと聞きましたが固原県の情況はどうであったか、説明してください。

答：固原県の情況は非常に辛苦なものでした。私はかつて 2 度、延安に行って会議に参加しましたが、現在の王洼区は当時、48 の県のうち最も貧しい場所でした。主な問題は 3 年間続く旱魃だけでなく、人間の飲用水の問題を解決する方法がないことでもありました。王洼区の貯水池は皆、私が作ったものです。（食糧の不足は）固原県政府がトウモロコシを買ってきて、500 g のトウモロコシを 2 元、後に 0.28 元で人民に売りました。県政府が国外で買い付けた食糧を解放車で運び込みました。

問：どの年に買い付けたのですか？

答：1956、57、58、59、60 年です。

問：その時、固原県では飢饉のため逃げ出していく人はいましたか？

答：いませんでした。その時は解放されたばかりで農民の意欲や信念は高く、共産党を非常に信頼していました。わずか 7 ヶ月で全国では合作化が実現されました。問題は大げさに言うことが生れたことでした。私は事実に基づいて真実を求めるという原則によって、ずっと「21.75kg（1 ムー当たりの生産量が 21.75kg）」をありのままに上級機関へ報告していました。しかし当時、多くの幹部が大げさに言うやり方が普遍的に存在していました。

毛主席はかつて、上級機関は一に均等、二に徴用、三に金を受け取り、下級機関は処理しにくいとおっしゃられました。このため、一部分の金銭の費目を持ち出して農民の心を買い戻さなければなりませんでした。そこで、この後平均主義の労働力に対して現金を支払うことになりました。1963 年になると、情勢は大きく好転しました。自然環境、生産条件は全て好転しました。あの（3 年間の自然災害）期間、自然災害は一つの原因であり、人為的な減産も一つの大きな要因でした。

四清運動

問：文革以前に、四清運動はありましたか？

答：1960 年に双反（即ち悪人や悪事に反対する）運動が起こりました。悪事とは主に食糧の窃盗、農業生産の破壊等を指しています。双反運動も一つの左傾運動でした。1963 年に政社という呼称が始まり、政社の中心的な政策は左傾路線を徹底的に継続することであり、一年に一度、幹部を正しました。1964 年に社会主義教育運動の普及が始まりました。

まず、3700 人余りの幹部を集めて寧夏の永寧で試験的に実験が行われました。村に入った幹部は基礎幹部と一緒に、睡眠をとったり、肉を食べてはならず、酒を飲んではならないなど多くの制限が定められました。基礎幹部に対しては無愛想にしなければならず、大変冷ややかでした。更に自白を強いるような方法で幹部を正しました。劉少奇夫人の王光美の指導の下で行われました。私はそこに 83 日間滞在して戻ってきましたが、県以上の幹部は引き続き滞在して 4 ヶ月間教育を受け、その後、全面的に活動を展開しました。四清運動は 1964 年から始まり、文化大革命まで持続し、最後は階級の隊列の整理運動へと展開しました。四清運動の際、中央政府は『農村工作 60 ヶ条』を出しました。この後また 23 ヶ条が出され、幹部に対する冷ややかな方針が改められました。

問：あなたが当時、所属していた公社の四清運動の具体的な情況はどのようなものでしたか？

答：幹部を正し、千字戸（1000 斤 [500kg] の食糧と 1000 元を着服した幹部）の行為を正しましたが、汚職をしていない幹部も汚職犯とされました。県ごとに平均 10 人前後の幹部が批判を受けました。1966 年に展開した黒五類運動は、私が所属していた公社でも数十名の都市から来た黒五類を受け入れました。

文化大革命について

問：文化大革命の時、あなたは迫害を受けましたか？

答：はい。私は全県の斬首名簿 73 人中の 14 人目に入れられていました。

問：文化大革命の情況はどのようなものでしたか？

答：1966 年に文化大革命が始まりましたが、当時私は彭陽区の区長と共産党区委員会の副書記を兼任していました。1966 年末に始まり 1969 年に終結しましたが、私も批判を受けました。まず私を「反動的で頑固な資本主義の道を歩む実権派」と定め､最後には（私が恐れていた）反革命現行犯分子とされましたが、これらは民衆の決めたのであって政府が決定したわけではありません。私が批判を受けたのは、私が当時、文革小組の成員に対して懐疑的な態度を持ったためであり、反革命分子と判断されてしまいました。

批判を受けましたが、私は逃げ出しませんでした。毛主席は荒波にもまれ、世間を知らなければならないとおっしゃったので、批判を受けることは民衆闘争の艱難辛苦と世間に耐えることである、と私は考えました。当時、現状反対派の一部のメンバーは公事にかこつけて私服を肥やし、個人的恨みを公の事を利用してはらしており、このため私は多くの苦難を受け、腕が脱臼しました。当時、私が終始堅持していた信念は毛沢東に忠誠を尽くすことであり、中国共産党に忠誠を尽くすことでありました。その後、1969 年 12 月から 1971 年にかけて私は固原県の発電所に転属させられ、所長（当時は革命委員会主任と呼んでいた）を担当し、また、党支部書記も兼任しました。この後、1971 年 12 月にまた､草廟郷公社へ転属させられ書記を担当しました。草廟区に転属させられて書記を担当したのは、中央政府の農業会議が終結した後に一名の農業幹部が来たためです。彼は、農業業務は農業を熟知している幹部に担当させるべきであると言い出しました。

問：文化大革命の期間、紅衛兵と農村における社会主義建設はどのような情況でしたか？

答：1969 年に紅衛兵がやって来ました。始まってすぐの頃は外へ出て経験交流をすることはありませんでしたが、毛主席が天安門で紅衛兵の代表と接見してからは経験交流が始まり、文化大革命の全国における展開が推し進められました。至る所で資本主義の道を歩む実権派がつかまり、中央、省から生産大隊に至るまで全面的に展開しました。

問：都市の紅衛兵を農村に派遣して革命を行ったことはありますか？

答：ありません。

問：この県には上山下郷に参加した知識青年がいますか？

答：杭州と銀川から来た知識青年がいました。私は知識青年が上山下郷の鍛錬を受け、実践を通じて教育を受けることは良いことだと思います。現在の学生はなぜ殴打、破壊、略奪を行うことが多いのでしょうか？私は現在の映画やテレビ中の暴力シーンが彼らに対して悪い影響を与えているからだと思います。

問：あなたが所属していた公社にはどれぐらいの知識青年がきましたか？

答：７つの公社のうち、どの公社にもいました。

各戸生産請負制の始まり

問：各戸生産請負制の始まりについてお話し下さい。

答：1978 年に作業班が実行され始めました。当時、私と共産党区党委員会副書記の薛某は彭陽公社における典型的な人物でした。私は周溝村李砦生産隊でまず試験的に行ってみました。まず、李砦生産隊を二つの作業班に分けました。周溝村の李砦生産隊は農業合作化以来、基礎条件は良かったのですが親方日の丸のため、生産はずっと上がりませんでした。（1970 年）この生産隊は 700 人余りの人口を有しており、私は生産隊を２つの作業班に分けました。２ヵ月実験を行ったところ生産は上がりましたが、その後はうまくいきませんでした。

のちに私は一つの方針を制定しました。労働によって土地を定め、土地によって生産を定め、生産によって集団を定め、超過生産を奨励し、減産を処罰する（当時、このようなことをすると官職を失う可能性があった）というものでした。その後、私はまずトウモロコシ、ジャガイモ、粟を世帯ごとに請け負わせました。開始してから間もなく、農民からの信用がなくなりました。化学肥料が来てから、私は化学肥料を請負に応じて支給することを決定し、これによって農民の信用を得ました。

各戸生産請負政策を施行したその年、食糧生産は 204 トンに達し、その時まで歴史上最も高い生産量は 113 トンでした。これに反して、その年の全県の 95％の村は全て生産が減りました。私はその年の共

産党県委員会工作会議でこの方法を報告しました。会議の期間、張義公社の書記が私の報告を聞いた後、私と談話をし、翌年（1980年）、我々の公社では全面的に生産責任制を導入することになりました。1980年春（国家はまだ請負責任制を開始していなかった）、張義公社は李砦村の経験を取り入れた基礎上において、全面的に生産責任制を施行しました。

当時、固原地区の政府指導部は断固として責任制に反対し、自治区では2つの派閥、支持意見と反対意見に分かれました。1980年8月、自治区政府は工作会議を召集し、会議で請負責任制を批判する方法を準備しました。会議が召集されて2日目に、胡耀邦が寧夏自治区へ視察にやって来て、自治区の書記は胡書記に地域業務も報告をしました。その結果、胡耀邦は生産責任制を支持し、農家生産請負制度を他の地区でも行って発展させました。

問：個別農家への請負を人民は歓迎しているようですが、問題は上級機関にあるのですか？

答：そうです。地区政府の指導者の意見は、まず農民に種をまかせてから責任制を行うというものでした。1981年に農民が自発的に生産責任制を始めました。毛主席は落後した幹部はいるが、落後する農民はいない、とおっしゃいました。私はとても道理にかなっていると思います。例えば農民は積極的に土地を請負おうとしますが、政府は抑圧して認めません。

改革開放後の彭陽県の農業

問：改革開放後の彭陽県の農業についてお話し下さい。

答：1978年に中国科学院副秘書長の石山が固原県で長期にわたって調査を行い、固原県の生産方針をどのように改善するかということを研究しました。彼と私は雑談をした時、ここでは単純に食糧を求めることが出来ず、植樹や草の栽培、牧畜業を発展させることに力をいれなければならない、と話しました。当時、討論していた固原の発展方針は退耕還林し、草を栽培して放牧することで農業を促し、農業、林業、畜産業を全面的に発展させることに力を入れることでした。当時は考

え方が統一されていなかったので、施行されることはありませんでした。

1983年に彭陽県が成立した後、前述した方針が施行され始めました。彭陽地区は過去に「耕地は山の低いくぼみにあり、傾斜しているところはすべて壕であり、北風は浮土を飛ばし、洪水が壕を作り、一声の叫び声はとおり、歩いていくと半日かかる（彭陽地区の地形情況の描写）」という論法がありました。他に「山があり、川があり、淵があり、川には水があり、田にまく」という論法もあります。

1983年に我々は全県を十字の骨組み（即ち十字型の交差路）で分けました。1984年春、道路の両側は基本的に緑化が実現しました。十字の骨組みの中間に小流域を定めました。次第に溝や分岐点、くぼみが形成され、全面的な緑化が実現しました。彭陽が県になって25年以来、植樹や造林活動のこれまでの指導は非常にうまく執行されました。全国的に見ても、植樹、造林、草の栽培が非常に典型的な県です。人工水路の修理､ダムの建設を通じて灌漑地が発展しました。「川の両側の土地が灌漑地へ変わり、原野が細長い田畑へ変わり、山地が段々畑に変わり、高山が緑を帯び、経済林が山の中腹に立ち並び、大いに果樹園の発展に力を入れてます。」

彭陽の気温は高く、水質は比較的良く、飲用水は鉱泉水です。地下水は基本的にまずまずであり、地表水は少なく、1.2メートルに達しません。耕地面積は150万ムーあり、私の推定では、退耕した農地がおよそ50万ムー前後あります。このため、かつて私は県に意見を出したことがあり、我々の県では農作物の配置上、実際に基づいて正しく行動し、その土地に適したようにする必要があり、自然の法則に背いてはなりません。彭陽県の歴史から､冬小麦の栽培面積が多いです。現在、上級機関からはジャガイモを栽培するように要求されており、ジャガイモは陰湿な地区や､黒土地区では栽培することが出来ますが､黄土地区での栽培は質が悪く､かつ生産量が低いため栽培は20万ムーを超えることができません。小麦の面積は最小でも20万ムーより低くできません。最も発展に適するのは、トウモロコシであり、全県で25万～30万ムー栽培することができます。余っている土地には野菜、

搾油植物を栽培し、草地にしています。上級機関は実際の情況を理解しておらず、一面的に面積の広い土地にはジャガイモを栽培するように要求し、干渉することが多く、農業の正常な生産と発展に影響を及ぼしています。現在施行しているのは市場経済であり、このため政府は無理に経済生産に関与することが出来ません（司令性はまだ存在しています）。

人民公社解体以後の変化

問：公社が郷へと変わった時の情況はどうでしたか？

答：1980 年に革命委員会が県政府へと改められ、選挙を通じて県長に選び出されました。同年、人民公社が郷鎮政府へと改められました。

問：この体制の変化について、あなたは違和感を感じましたか？

答：行政と企業権限を分離したことが、比較的良かったと思います。政府は政務に専念しなければなりません。我々の県では現在、正真正銘の市場経済がまだ形成されていません。例えば、農民は小麦を栽培したいのですが、政府はジャガイモを栽培するように定めています。

問：村では生産大隊が村民委員会、村民小組と変わりましたが、あなたはどう思いますか？

答：生産責任制を実現した後、農村組織の機能は弱くなっていきました。

問：農業生産と農業の変化について、集団で請負制の指導を行うという変化以外に、化学肥料、農業の自主改良、農業の機械化方面、農民の生活等の方面で、どの変化が最も大きかったですか？

答：各戸生産請負責任制度の変化が最も大きかったです。次に、どのように完全な生産をするのか、生産と供給の一本化、市場農業の発展について更に研究しなければなりません。これらの問題を解決するのに最も重要なことは、まず指導者の思想を転換させる必要があり、市場経済の発展の要求に適応することが必要です。現在、計画経済の思想は依然として農業経済の発展を束縛しています。

政治協商会議での仕事

問：1980 年から、県長は何年間担当しましたか？

答：１年半担当しました。その後、政治協商会議で９年間、主席を担当しました。

問：県長を退任した後は政治協商会議で仕事をしていたのですか？

答：そうです。彭陽県の政治協商会議主席を９年間担当しました。

問：政治協商会議の業務内容はどのようなものですか？

答：主に民主統一戦線の業務を行います。政治を協議し､民主的に監督し､協力して仕事を行い、広く交際します。統一戦線の業務は主に民主的に団結をして仕事を行うことや回族と漢族の団結、主な民族間の団結であり、更に党外の人事と人員の就任に関する業務もあります。これは共産党の宝物であり、特殊な働きをします。

問：具体的にはどのようにして漢族と回族を団結させるのですか？

答：我々の県には、回教徒、漢民族、トンシャン族がいます。回族と漢族間の関係は比較的打ち解けたものです。

２、農業や農村の問題

農業の問題

問：この地区は主にどのような農作物を栽培していますか？

答:主に生産しているのは冬小麦です。確実に生産することができ、かつ、寒さに強いのが特色です。現在、１ムー当たりの生産量はおよそ 250～300kg（以前は 21.75kg であった）です。私の経験に基づくと、小麦は確実に生産することができ、旱魃に遭っても収穫することが出来ます。

問：冬小麦は何月ごろに種子をまくのですか？

答：陽暦の７～８月（24 節気の白露、８月８日ごろ）にまきます。

問：いつ収穫するのですか？

答：２年目の夏至に収穫します。

問：小麦を収穫した後は何を栽培するのですか？

答：そば（５月、夏季の最も暑い時期にそばの種をまく）です。もう一つ主に生産しているのがトウモロコシで、陽暦の３～４月に種をまき、およそ 90 日後には収穫することが出来ます。更にもう一つ、主に生産しているのがジャガイモですが、保存するのが難しいです。

問：あなたが先ほど話した 21.75kg が指しているのは、どのような作物の収穫ですか？

答：私が指したのは、平均 21.75kg ということです。

問：現在、1 ムー当たりの生産量は 250 ～ 300kg であり、以前と比べると大々的に高まりましたよね。

答：生産量を高めることが出来たのは、入念に耕作をしたからではなく、化学肥料が大きな効力を発揮したからです。

問：肥料以外に、農業の基盤上で何か大きな変化はありましたか？

答：以前農民は主人となれなかったのです（即ち農民の一存では決めかねた）。例えば、生産隊の土壌の質は異なるにも関わらず、トウモロコシだけを栽培するように定めています。人民はどうすればよいでしょうか。問題は政府が何を栽培するかということに関与するだけで、収穫後、どのように売りさばくかということに関与していないことです。

問：現在、農民の農業収入はどのくらいの割合を占めていますか？

答：トウモロコシは去年、500 g ごとに 0.5 元であり、今年は 0.7 元まで引きあがるかもしれません。トウモロコシの生産量は比較的高いです。私は五穀を全て栽培する必要があると考えています。現在、燕麦を栽培している人は比較的少なく、これは生産量が低いためであり、1 ムーごとにおよそ 100 ～ 200kg 生産することが出来ます。

問：1982 年に退任した後、更に観察を行って、農村を調査して事情を理解しましたか？

答：時々、私は観察に行きます。以前と比べて変わっており、更に良くなっていました。1 つ目は植樹方面であり、至るところに樹木が見られました。以前は乾燥して日照り、かつ、雹が多い気候でしたが、現在は雨が多くなり、雹も少なくなりました。私の観察と経験に基づいて総括すると、土壌は紅土、黒土、黄土、砂質土が主であり、その中でも紅土が多く、黒土は最も肥沃です。合作化の段階で、災害はとりわけ雹害が多く、農業にもたらす危害はとても大きかったです。2 つ目は農民の住宅情況の変化が大きいことです。日照りで乾燥している地方では水を貯蔵するために掘った井戸が多いです。この地区は以前、洞穴式住居が主であり、地震を防ぐことが出来ました。3 つ目の変化は

畜産業の変化が比較的大きく、良く発展していることです。ここの養牛、養羊の畜産戸は増加しています。食糧の栽培に適していない土地を改良して草地にすることで畜産業と牧畜業の発展を促進することができ、これは非常に前途があります。政府は土地を農民に請け負わせ、農民に十分な自主権を与えるべきであり、農民の生産に関与しすぎるべきではない、と私は思います。政府の主流（市場へ農業発展を導く）は正しいものであるが、方法に問題があり、改善する必要があります。

問：農作物の品種にはどのような変化がありましたか？ずっと冬小麦が主だったのですか？

答：変化はとても大きかったです。冬小麦は減少し、燕麦は価格は高いが生産量が低いため、基本的に栽培されなくなりました。そばは一部分でまだ栽培されています。

問：何か新しい品種を導入しましたか？

答：関東ハコヤナギの導入は林地と草地を破壊しました。

問：固原県で最も稼ぐことの出来る工芸作物は何ですか？

答：搾油原料（胡麻）です。私が王洼区区長を担当していた時、年間で24万kgの搾油原料が生産されたことがあります。紅河は冬小麦とトウモロコシが主であり、東山は搾油原料とじゃがいもが主です。

問：県外へ野菜を輸出していますか？

答：ジャガイモが大量に大都市へ輸出されていますが、買い付け価格は異なります。私が読んだことのある歴史の書籍で、中国の歴代の王朝の食糧には順流（西北の食糧を南方へ運ぶ）と倒流（東南の食糧を西北へ運ぶ）があり、倒流は少ない、と書いてありました。南方の水害が多いため、生産量は安定していません。彭陽では水稲を栽培することができず、綿花と落花生は栽培することが出来ます。

出稼ぎの影響

問：全国で現れた出稼ぎブームの固原県と彭陽県における情況はどのようなものですか？

答：（全国の情況と）同じです。現在、農村の子どもは都市で学校へ通うことが多いです。

農村では、一人の教師が基本的に 4、5 人の学生を教えています。農村の教師の教養水準は低く、かつ少なく、これは若くて優秀な教師は皆、都市へ移って行ってしまい、農村の教師は大体において年長の者が残ってしまうためです。現在、働くにも大卒資格が必要であり、農民には方法がなく、子どもを都市へ送って勉強させるよりほか仕方がありません。大体は夫が働き、妻は家事をこなして家庭と子どもの世話をします。このため農村の労働力、とりわけ若者の労働力が大量に減少しました。農村での農業は現在､主に機械に依拠して栽培を行い、化学肥料に頼っていますが、大して入念に耕作を行っているわけではありません。

現在、農村での畜産業は新しい生体であり、発展を継続させることができ、潜在能力が大きい、と私は考えています。ある畜産専業戸を訪問したことがありますが、一家は 7 人家族であり、5 人が他郷で働いており、家には老夫婦 2 人だけが残っていました。280 頭の豚を飼育しており、その中の 38 頭は肥えた豚（1 頭が 100kg前後ある）で、売るつもりのようでした。他に 220 頭の子豚もおり、畜産場は非常に衛生的でした。1 頭の豚はおよそ 450 元で売ることができ、220 頭の子豚も価値があると考えられます。このため､私は当地で財を得る（商機を探して家を栄えさせ、金持ちになる）べきであり、出稼ぎに行くべきではないと考えています。

問：県政府は出稼ぎを奨励していますか？それとも人が戻ってくるように注意をしていますか？

答：地方では依然として出稼ぎを奨励し続けています。特に若者で他郷へ行く者が多いです。しかし、出稼ぎでは一年に 5000 ～ 6000 元前後しか稼ぐことが出来ず、その上、企業は契約を実行することがなく、例えば本来、一ヶ月 700 元の給料が事実上 400 元前後しか与えられないことがあります。一度出て行ったものの、結局戻って来ることになり旅費を稼ぐだけになってしまいます。

問：若者が多く出て行ってしまい、村にはどのような問題が存在していますか？

答：土地問題が存在しています。農民の多くは土地を下請けに出すか、も

しくは請け負った土地を直接放棄してしまいます。更に、子どもの教育問題（児童の留守番）と養老問題もあります。

問：政府が農業税を免除した後、農民の負担は軽減しましたか？

答：そうですね、農民はほとんど何らかの負担がなくなりました。商工税も免除されたため、小商人の発展が速くなりました。これらの政策はとても農民の歓迎を受けました。

薛：現在、国家の農村及び農民に対する政策はとても優遇されたものであります。

農民の集団的行動、医療、福祉、教育について

問：人民公社の解体後、農村にはまだ集団労働がありますか？

答：ありません。我々の県にはありません。全て専門家が指導し、作業隊と機械化で作業を行いました。

問：農村の宗族組織はどのようなものですか？例えば祭祀、族譜の作成、祠堂の建築などはどうですか？

答：以前と比べて盛大になりました（本人は反対意見を持っており、見栄を張って浪費していると考えている）。とりわけ、石碑を建てることが比較的多いです。更に、葬儀も比較的盛大に行うようになり、笛を吹いて太鼓をたたいたり、劇を演ずる者もいます。族譜の作成はあまり多くありませんが祠堂の建築は増加しています。

問：労働能力が無く身寄りも無い農民に対して、誰が世話をする責任を負うのですか？まだ五保戸制度は存在していますか？

答：存在しています。全て政府が責任を負って管理し、世話をしています。

問：村と村の間には地盤を争奪するためなどに生じた矛盾についての論争は多いですか？どのようにして解決するのですか？

答：土地と土地との境をめぐる論争が生ずることが比較的多く、政府は一般的に表立って関与しません。しかし、論争が原因で殴り合いの喧嘩や死傷事件が起こった後、政府が協議、或いは調停を通じて解決するようになりました。

問：民国年間、或いは改革解放前に紅白 [吉事と凶事の] 理事会はありましたか？

答：ありませんでした。
問：現在、集団で組織した、農作物の見張り或いは治安を守るものはありますか？
答：ありません。
問:現在、農村の子どもが少なくなり、農民も教育を重視するように変わってきましたか？医療衛生の条件は良くなりましたか？
答：個々の家庭について言えば、そうでもありません。しかし、医療衛生の条件が改善、及び向上したため平均寿命が延び、このため国家について言えば、人口が更に増加しました。
問：計画出産の実施はどうですか？
答：農民は基本的に２人の子どもを産み、公務員と労働者は１人だけ産みます。
問：教育の負担はどうですか？
答：9年間の義務教育費はすでに全て免除されており、授業料と雑費も減免され、農民は基本的に負担はありません。
問：あなたが県長を担当していた時、教育情況はどのようなものでしたか？
答：彭陽が県になる前、大学、専門学校に通う者は少なく、一般的に中専（中等教育学校）へ通う者が多かったです。もともと３つの中心的な玩小（小学校）があり、教育の質は比較的良いものでした。県ができた後、教育が積極的に強化され、大学に通う学生が増加しました。
問：県には何か特別な教育方針がありますか？
答：ありません。重要なのは指導と教員及び責任問題です。
問：最近、村に幼稚園が出現しましたか？
答：２、３出現し、良い趨勢にあります。県には元々、１つの公立幼稚園と２つの私立幼稚園が存在し、今年また１つの私立幼稚園が増えましたが、まだ不足しています。
問：農民の子どもも幼稚園へ送られるのですか？
答：はい。農村から送られてくる子どもは多く、多くの農民は皆、子どもに幼稚園教育を受けさせた後、小学校へ通わせたいのです。農民は子どもの教育問題を非常に重視しています。
問：この地区の風俗にはどのような特色がありますか？

答：比較的寛容であり、排外的ではありません。

水の問題

問：近年、気候が変化して雨が比較的多くなりましたが、まだ井戸は必要ですか？

答：まだ、継続して増やさなければなりません。現在の重要な点は如何にして井戸の数を増やし、かつ、比較的丈夫にするかということです。現在は土質（黄土）が柔らかいため､地盤が陥落することが多いです。

問：以前、農民は公平に水を分けるために何か研究していたことがありますか？

答：灌漑をするために、水を奪うという情況が多かったです。上流に住む農民は水源を切断し、下流に住む農民が灌漑をすることが出来ないようにしました。現在もこの種の論争が存在しています。

問：水は公共資源であり、政府が配分と管理の責任を負うものであって、如何なる人のものでもないですよね？

答：そうです。個人が勝手に横領することは出来ません。ただし、個人の井戸は個人のものとなります。

問：一戸ごとに、平均して幾つの井戸がありますか？

答：2つ前後あり、全て生活用水（灌漑用水はない）です。一つは軒先のしずくを蓄えるために用い、これは飲料に適した水です。もう一つは地面の雨水を蓄えるために用い、家畜の飲用水等の問題を解決するために用います。現在、東山の一部の地域では旱魃に遭い、飲用水が問題になっています。

問：井戸を掘るにあたり、政府は補助を与えてくれますか？

答：はい。井戸を掘る、植樹をする、草を植える、メタンガス池を作る時は政府が補助を与えてくれます。

問：メタンガスは普及していますか？

答：基本的に普及しています。

問：太陽エネルギーは普及していますか？

答：あまり普及していません。

問：現在、固原県城の地下水位はすでに低くなっていますか？

答:低くなっています。井戸を掘ることが多く、水位の降下が激しいです。

退耕還林、退耕還草

問：胡耀邦が提起した退耕還林 [農地を林地に変える]、退耕還草 [農地を草地に変える] という政策をここで実施した時、どうでしたか？

答：この県城で実行したところ比較的うまくいき、全国でも比較的際立っていました。特に牧草の栽培はうまくいきましたが、牧草を売ってお金に換える方法がありませんでした。ここ数年、牧草の種の価格が高くなりました。このため、現在は牧草の栽培は減少しています。

問：食糧に対して、何か影響はありますか？

答：しばらくは何も問題はありません。しかし、もしも何か災難が起こったならば問題が出てくる可能性があります。

問：農村の燃料問題はどうですか？

答：以前は主に燃料植物に頼ってましたが、現在は主に石炭と液化ガスを利用しています。

問：農村の生活で消費等のために現金を利用しますが、農民は主にどのような方式によって現金を得ているのですか？

答：ここ数年、燃料、肥料、ビニール等の値上がり幅が比較的大きくなっています。政府はトウモロコシの栽培を奨励し、農民もトウモロコシを栽培したいと考えています。しかし、化学肥料とビニールの価格が高すぎるため、トウモロコシを栽培する者は少ないです。

問：現在、農薬を使用している人は多いですか？

答：そうですね、以前は日常的に農地で雀を見ることができましたが、長い間、農薬を使用していたため雀の生存環境に対する影響が大きくなり、現在ではほとんど雀を見ることができません。

問：退耕還林、退耕還草政策を実行した農民に対して、政府はどのようにして補助を与えたのですか？

答：1 ムー当たり 100kgの食糧を与え、40 元の補助金を支払いました。2008 年 4 月、胡錦濤国家主席がここへ視察に来た後、退耕還林した者に対する補助を更に 4 年（本来は 8 年間である）延長することが決定しました。しかし、当時回収することが出来た農地と比べて、植林

地の利益の回収は遅れるため（7～8年)、農民は容易に引き受けませんでした。4年延長するという政策を推し出したとはいえ、収入は依然として農業による収入には及ばないため、植林したくありませんでした。一方、山岳地帯の多くの住民が（山から）下りてきて農地が荒れ、草地も次第に発展していきました。ここ十数年の改造を経て、この付近の山は全て緑へと変わり、これはとても大きな変化であると言えます。退耕還林に関して、数量上、政策上は比較的良いものですが、植林方法に問題があるので、経済林はすでに数年間、収入がありません。

薛：寧夏大学と島根大学は以前ここに来たことがあり、第一巡目の8年にわたる退耕還林政策が終結した後、引き続いて共同で調査を行いました。

西部大開発について

問：西部大開発以後、あなたは農業政策に何か新しい変化があったと思いますか？

答：私は中央政府を重視しています。我々の鎮について言えば小康社会の進展がとても速く、県内では非常に重視されています。西部大開発後から、この県の付近は多くの石油田が採掘され、およそ3メートルの深さがあります。石炭の採掘も増加し、目の前に見えるこれらの山は皆、石炭を埋蔵しており、およそ8メートルの深さがあります。

問：交通は明らかに便利になりましたね。村々には道路が通じ、電気が通じ、テレビやラジオが放送されるようになりましたよね？

答：そうですね。道路の建設は非常に速く、現在は村々に道路が通じています。特に、分岐点での建設が素晴らしいです。

薛：また県にはインターネットが通っています。

答：今回調査に来た共産党県委員会書記（張有成）に対し、民衆は素晴らしいと報告しました。胡錦濤国家主席、温家宝総理もかつてここへ訪問に来たことがあります。

問：あなたの晩年の生活は幸せなようですが、何か気がかりな問題はありますか？

答：私には現在、心に引っかかるものがなく、ただ、社会主義が延長されることを希望するだけです。私は貧乏人に生まれたため依然として国家情勢に関心があり、ニュースをずっと見ています。他には一般教養を学んでいます。歳はとりましたが、私はまだ毛筆の練習をしています。

The Changes of Ningxia（寧夏）Farm Village after the Foundation of People's Republic of China

BABA Takeshi, ZHOU Xing

Abstract）

This report is the record of the interview to JING Shixu（景世需）in August, 2008, who was originally a peasant living in Heyuan（河源）village, Honghe district（紅河鄉）, Pengyang prefecture（彭陽県）, in the southern area of Ningxia（寧夏）, and the clerk of CCP, the head of the Bureau of Waterworks, Electric Power, and the Prefectual Governor. The content of the interview is as follows:

1. The change of the Pengyang prefecture through the the period from the founding People's Republic of China, Grouping of agriculture, Cultural Revolution, and the beginning of the Contracting system of each family, until breaking up People's Communes.
2. The condition of agriculture in the present Pengyang prefecture, the influence of the farmer's work away from home, the problem of the group behavior, medical service, welfare, and education, the problem of water service, and the influence of the policy of conversion from farmland to forestland, and conversion from farmland to grassland and the influence of the policy of Western Large Development.

ロバート・ヘンリー・コックス「福祉改革の帰結；社会的権利の概念はどのように変化したのか」

訳者　保住敏彦
（国研所員・経済学部教授）

凡例；

1. 本訳稿は、Robert Henry Cox, The Consequences of Welfare Reform :How Conceptions of Social Rights are changing, in; Steffen. Leibfried and Steffen Mau(edited by),Welfare State: Construction,Deconstruction and Reconstruction Vol. Ⅰ Analytical Approaches,Edgard Elgar Publishing Limited 2009 の邦訳である。この論文は、元来、Journal of Social Policy.27,1-16,1998,Cambridge University Press. に、掲載されたものである。
2. 訳文中の括弧〔　〕でくくられた部分は、訳者の補足である。また、括弧（　）でくくられた部分は、原著者の補足である。
3. 原注は、文末に提示した。
4. 後書きにおいて、筆者のコックス教授のプロフィルと、本論文の要旨と特徴について解説した。

要約；

福祉国家の観念は、普通には、社会的権利、普遍性、および連帯の原理において根拠づけられている。過去 20 年以上、福祉改革はこの概念化の特徴に挑戦してきた。本論文は、緊縮的な政策、年金改革、行政の脱中央集権化、および市民権の義務を復活させようとする努力のような変化が、社会的権利というかなり散慢な概念を助長したと主張する。もしも権利が散慢な概念であれば、〔年金・保険などの〕給付金の配分に際して、さまざまのクライアントの諸利害の相対的な力が、欲求の客観的条件よりも、より大きな役割を果たすのである。そのうえ、普遍性や連帯というような観念は、福祉国家の卓越した原理である〔真に必要とする人にのみ福祉を提供する〕厳選主義と個人的責任に、道を譲りつつある。

はじめに

福祉国家はあらゆるところで変化しつつある。1970年代のグローバルな不況以来、すべての西欧諸国は、改革をもとめる無数の圧力に直面してきた。しばしば、圧力は矛盾したものであった。経済の不況のために、政府は緊縮的な政策を実施するように圧力をかけられた。同時に、不況は個人の苦難をもたらし、こうして、切り詰められつつある〔福祉に関する〕計画への公的需要を増大させる。福祉国家は、財政上のディレンマに加えて、道徳的ディレンマに満たされてくる。もともと福祉国家は、貧困を縮小し、資本主義のかなり鋭い刃先を和らげ、戦後の繁栄の最高の成果として存続しようと意図しながら、いまや、従属、社会的孤立、および公共の道徳性の崩壊を助長するものとして、批判されている。政府は、こうした懸念に反応しようと努めてきた。しかし、圧力は矛盾にみちているので、反応もまたしばしば同様である。その結果は、〔福祉国家の〕修理を増大させているにすぎないのであり、その修理は通常増大する不安の感覚を鎮めるのに失敗しているのである。

修理は、しばしば、現実の改革の代替物と見做されているけれども、それは重要な変化をもたらしうるものであった。とりわけ、それの累積された影響が、考慮された時にはそうであった。緊縮的政策、行政的責任の適格性と非中央集権化との計画における無数の些細な改竄, 消極的失業対策から積極的失業対策への変化などのなされた数年間、これらのすべては、重要な変化であった。そして正確には、そうした変化は、些細で分かり難いものであるので、重要でないように見えた。しかし、そうした変化の大多数は、毎年、いずれの福祉国家にも導入されるので、そのため、それらの累積的な効果は、本当に大きいように見える。

けれども、多くの学者は、変化が為されなかったかのように、福祉国家について語り続けている。かれらは、いまなお、連帯、普遍性、社会的権利のような用語を、福祉国家の基本原理を論じるために用いている。かれらは、いまでもなお、福祉国家に代わるものは、19世紀の救貧法だと想定している。かれらはいまなお、福祉国家のプロジェクトは、社会問題の解決に向けられた、国家権力の幻想的な一例にすぎないと信じてい

る（Esping-Andersen,1990、pp.18-29,Mishra,1990.pp.96-119, 概観のためには、Roche,1992,pp.11-37）。進みつつある変化は、――たとえそれらがどれほど緩慢に生起しているように見えるとしても――それらの意義を見出そうとするわれわれの認知的な能力をはるかに超えたところで、金切り声を挙げているのである。福祉国家が蝶になってしまったとすれば、多くの人々は、いまなおそれを毛虫と呼んでいる。

こうした事態の理由の一部は、学者の注意が推移したということである。1980 年代まで、研究者たちは、福祉国家の発展を定義し、説明しようと努めた。現代という時代には、学者は、福祉国家が存在することを所与の事柄とらえ、それが他の公共的問題にどのような影響をおよぼしたか、発見しようとしている（Esping-Andersen,1990,Pierson,1994)。この論点を社会科学の用語に置きかえるならば、福祉国家はかってはひとつの従属変数であったが、いまや、それは独立変数として使用されているのである。

こうした焦点の推移の最良の実例は、福祉の「三モデル」類型への現在見られる注目である。このアプローチによれば、1970 年代までは , ヨーロッパ福祉国家は、三つのタイプに発展した。これは、普遍性、連帯性などの原理が制度化される程度に従って、区別されるのである。「経路依存性」という仮定を用いながら、学者たちは、福祉国家の三類型が、ポスト工業的な経済的調整のような新しい圧力を開始する政府の試みとして、三つの異なった反応の類型を生み出していると、想定することができる（Esping-Andersen,1990;Mishra,1990）。

しかし、経路依存性の仮定は、簡単に経験的な問題と述べることのできるような問題を提起する。すなわち 1970 年代に作られた福祉国家の類型は、1990 年代にも未だ変化させられないままであり、それ故、政府が新しい圧力にどのように反応するかについて、いまなお同じような影響を及ぼしているというのは、正しいのか。もしも、改革の 20 年間が、福祉国家の様相を変化させたことが証明されるなら、経路依存性という論点は、経験的問題と取り扱われねばならず、理論的仮説と取り扱われてはならない。社会科学の用語法では、経験的な設問は、福祉国家を従属変数と捉えるのであり、それを独立変数と取り扱う現代の傾向には反対するのである。

本論文は、最近の改革が福祉国家の理念にとって何を意味するかについ

て解釈することによって、この問題に取り組む。福祉国家に関する戦後の観念は、市民権から導き出された普遍的な権利保有の原理に基づいているが、社会的な権利保有という、もっと形式的でなく、もっと議論の余地のある概念に、道を譲る。その帰結は、1990 年代の福祉国家は、1970 年代の福祉国家とはドラマチックに異なっているということだ。こうした推移は、三モデルによるアプローチの論理を、問題にするのであり、われわれが福祉国家を比較するための新しい枠組みを発展させるように要求するのである。

A. 福祉国家の標準的概念

とりわけ学者の間で、T.H. マーシャル、リチャード・テイトマス、ウィリアム・ベヴァリッジ、エルンスト・ウィグフォルスなどは、――ここでは少数の名前を挙げるにとどめるが――福祉国家の概念の構築者とみられてきた。そして、かれらの福祉国家の定義は、われわれが今日使用しているものである。四つの要因が、福祉国家の観念の中心的な構成物と見なされることができた。そして、これらの同じ四つの原理が、福祉改革の最近の歴史によって変更されつつある。

T.H. マーシャル（1964 と 1981）に由来する福祉国家の第一の原理は、市民権に基づく権利保有としての福祉国家の原理である。マーシャルの見解によると、近代の社会史は、市民権、政治的権利、および社会的権利という三つの権利の実現に向けての漸次的な進歩を、意味している。ラフな用語を使えば、18 世紀は、市民権の実現を見た時代であり、これは法の前の平等な表現と、財産を所有し処理する平等な権利等を意味している。19 世紀は、概略的に言って、政治的権利の時代であり、これは、政府、普通・秘密選挙に参加する平等な権利、組織する権利を意味している。20 世紀にその実現が見られ始める社会権は、おのおのの市民が社会的文化的な遺産を分かち合う権利である。それは、マーシャルが述べているように、各々の市民が生存のための苦役から解放され、よき生活を享受することができるようになった状況である。マーシャルは、市民権と政治権とが既に達成された自由な政治思想のなかにおいて、社会的権利に同じ位置を与えた。

社会的権利は、国民国家の自由なヴィジョンが論理的に展開する際、その一部を代表している。

第二の基軸的要素は、所得維持の計画が、福祉国家の核心をなしているという信念である。リチャード・ティトマス（1973、pp.10-2）は、福祉国家の別の類型論を発展させた。それは、社会保障計画の、とりわけ、老齢年金、疾病給付、および社会扶助の性格に基づいている。ティトマスによると、ヨーロッパの福祉国家は、このような計画がわずかに支援の最少レベルを保障する際の程度によって区別されうるのであり（残基的モデル）、達成と社会的地位の原理に基づいていたか（産業の達成・実行モデル）、あるいは、資源を再分配し、平等というゴールを実現しようと努力した（制度的モデル）。学者たちは、福祉国家の類型論を発展させることに没頭し続けた。しかし、かれらは、ティトマス自身の分析的な枠組みを改善することはできなかった[i]。

福祉国家の観念の第三の構成要素は、中央の計画と調整が、福祉国家の作用のメカニズムであるという仮定である。福祉国家は、中央集権化された国家が、社会の特殊なグループの圧力から独立して、その計画を企画し、実行する能力を持っているような国においては、いっそう発展しているとみられる（Heclo, 1974；Weir and Skocpol,1983）。この構成要素は、国民的福祉国家の観念と微妙に絡み合っている。国民国家は、市民の社会的権利を保障するためには、当局が必要な集権的能力を持たねばならないのであり、また、社会福祉という公的利益を確認するように管理しなければならないのであり、それを私的な行為者の地方的な利害から保護しなければならないのであり、さらに、すべての市民に福祉の平等な支給を保障しなければならない。このことと関連しているのは、専門的知識が福祉国家の兵器廠の重要な道具であるという観念である。専門知識は、成熟した福祉国家に、技術的な調整という問題を生じさせるのであり、政治的論争という問題を生じさせるだけではない（Taylor-Gooby,1994）。

---

i 分かりにくい類型論を作ることは、家内工業のようなものになる。良い批評としては、Peter Abrahamson(1994) を見よ。目下のところ、最もポピュラーな類型論は、Goester Espin-Andersen's (1990) の類型論である。エスピン・アンデルセンの類型論を実際の福祉国家に適用する際の難点は、このアプローチに対して批判という拷問を生じさせた。（Baldwin,1990; Ashford,1992; Klosterman,1995; Overbye,1996）。

福祉国家の観念の最後の構成要素は、福祉国家の人間性への影響に関するしばしば明白な仮定である。福祉国家に関する多くの哲学者は、人間性の柔順性を信じており、福祉国家は人間の性格に最良のものをもたらしうると想定するか、あるいは主張する。T.H. マーシャルや T.H. グリーンのような進歩的な自由主義者にとっては、物質的安全の保障は平等と公的教育の強調を伴わねばならず、労働者階級に対しても、よき生活を見出し享受することを許さねばならない（Marshak,1964）。福祉国家の過激な提案者で、もっとも悪名高いのは、スェーデンの社会主義者の指導者であるエルンスト・ウィグフォルス Ernst Wigfors だが、福祉国家はプロトタイプの社会主義者、つまり、平等を包含し、他の人間に対する共感と連帯とを感じている人間の発展を促すだろうと信じているのである（Tilton,1990、pp.257-80)。

合わせて考えるなら、これら四つの構成要素は、福祉国家に関するきわめて論理的で、かつ相対的に首尾一貫した哲学を、生み出している。福祉国家は、社会的な諸権利の国民的な基準を樹立し、また強化する。これらの権利は、計画の多様性を通じて表現されるが、何よりもまず社会保障によって表現される。国民的基準の実現は、中央集権的な国家能力観、および、問題解決のための知識の技術的な適用と最もよく適合している。最後に、適切に機能する場合には、福祉国家は人間性のなかに最もよいものをもたらすだろう。

近年、これらの構成要素のいずれも、一連の批判の犠牲になってきた。国民国家によって保証された社会的権利の観念は、ヨーロッパ連合のような、民族を超えた組織の影響のおかげで、作用しなくなったようにみえる（Deleeck、1992；Leibfried and Pierson,1993）。あるいは、それらは、普遍的人権の概念が、国民国家によって保護された国民的権利への偏狭な固執に取って代わるように、不適切になる（Klausen,1994）。福祉国家を定義する要素としての社会保障に固執すれば、社会サーヴィスのもつ重要な役割を見落とすことになる（Alber,1994）。あるいは、そうした固執は、男性志向的な労働観に基づいているのであり、そうした労働観は、社会の全般的な福祉に対する（しばしば女性による）不払労働の貢献を認識できなくさせるのである（Sainbury,1993)。知性ある国家は、その社会の設計を立て、操舵することができるという観念は、非民主的でフレクシブルではないと

いう理由で、また、自らを組織できるという社会の能力を締め出してしまうという理由で、批判されてきた（Birch,1984；Offe,1984；Peters,1991. ch.6）。最後に、おそらく最大の批判は、福祉国家と人間性との間の思い通りにならない相互作用だと見られているものに、向けられてきた。福祉国家は、かれらの社会的義務を回避しようとする合理的な人間を助長しているという理由から、また、イニシアテイブと野心を阻喪させるという理由から、批判されている[ii]。こういうタイプの批判は、政治的変化と福祉改革のエンジンである。政府は、あらゆるところで、そうした変化と改革を開始しようと努力してきた。あまり明確でないものは、こうした努力の影響である。狭い意味においてではないにせよ、改革は、明白な問題を確定するか、あるいは批判を開始することによって、直接の目標を充足すると、言うことができる。改革は、新しい要素を福祉国家の観念の中に導入する。まさしく、このような改革の衝撃が些細なものと見えるので、それの持つ巨視的な影響は、容易に見落とされるのである。

福祉改革は社会的権利の変化をどのように助長するのか。

どの福祉計画も、一組の原理と、同様に、これらの原理を実現するための一組の手段を提示する。それゆえ、手段を変化させようとする努力は、原理に対しても影響を及ぼす。〔手段の〕変化は、〔福祉計画の〕場所に新しい原理を提供することによって、その変化が現存の原理を脅かす程度に応じて、影響を及ぼすのである。観念と政治との間の関係を理解することは、福祉国家の財政的および道徳的改革の影響を理解するために、決定的に重要である。その時、変化が意味するものを解釈することが、課題となる。本節は、福祉改革が福祉国家の概念に及ぼした影響を解釈するための枠組みを、荒削りに示している。その焦点は、四つのタイプの改革に向けられる。つまり、緊縮的政策 , 年金計画の現実的改革、行政改革、および、市民の義務を強化しようとする努力である。

---

ii　多様な各国の経験から生まれた、この問題に関する大量の文献が存在する。（とりわけ、Meyer et al,1981;Anderson,1984;Kam and Nypele,1984; Goodwin,1988: Wolfe,1989:Marmor et al,1990:Schuyt,1991:Miegel and Wahl,1993 などを見よ）。

緊縮的な政策の影響

経済的不確実性の時代には、経費節減は多くの福祉改革の第一の目標である。このような改革は、しばしば、計画が提示する福祉の権利保有の概念にたいして、二次的な影響を及ぼす。たとえば、計画の適格性を縮減することは、また福祉の権利保有の範囲をも縮小する、経費節減の方策である。市民が給付金を要求する資格がない場合には、資金が節約されるだけではなく、問題となっている権利が何人かの人にはもはや利用できないという、宣告がなされているのである。しかし、他の緊縮的政策は、社会的権利保有に対して、あまり直接的な攻撃を含んでいない。実際、政治家は、しばしば、かれらの主張する緊縮的政策は、あまり好ましくない経済的動向の現実を認識するものに過ぎず、福祉の権利保有の原理に、挑戦しようとするものではないと、論じている。このような事例において、第一次的な目標が資金の節約にあるとしても、福祉の権利保有の概念は、直接的な仕方では影響を受けることはできない。このような重要な二次的影響をもつ、緊縮的政策の三つのタイプは、〔福祉支出の〕全面的な削減 ,[福祉に関する] 支払い計画を阻喪させようとする努力、および、公的扶助受給者を対象にする際により選択的に「目標設定」すること、である。

全面的削減が、社会的権利保有の概念に重要な影響を及ぼしうるのは、われわれが、以前に T.H. マーシャルによってなされた、「社会的最小限度」を保障する普遍的計画と、「社会的最適」を提供しようと努力する計画との間の区別を、考察する時である（Marshall,1965、pp.91-2）。マーシャルにとっては、この区別は、イギリス国家年金制度と国民保健サーヴィス the National Health Service との間の相違を特徴づけるものである。国家年金は、すべてのものにとっての最小限の給付金を提供し、個人にはただ、かれあるいは彼女がこの水準以上の保障をおこなうに任せたのである。他方では、国民保健サーヴィスは、すべての者に、医療の最適の水準を保障した。それらが社会的最適を実現しようと努力する計画に導入されるときには、全面的な削減は、権利というものは適当な水準において保証されるべきだという原理からの出発だと、特徴づけることになってしまう。ちなみに、この原理は、権利が「経済的にみて合理的」だと呼んでもよいよう

な水準で、保証されるべきだという観念に比べられる[iii]。もっと極端なレベルでいえば、[福祉] 計画の削減とは、最適水準への関与を、最小限以上のものは保障されるべきではないという概念でもって完全に置き換えることと、特徴づけることができる。福祉の権利保有は普遍的なものと言及できたが、しかし、その真の内容と、おなじく諸権利に関する暗黙の仮定とは、変化するだろう。〔権利の〕利用率を削減しようする努力は、権利保有の計画に同様の効果を及ぼす。利用率は、給付金の資格を付与された人々が、現実に、それを要求する程度と関連している。福祉の拡張のなされた時期である 1960 年代に、強調されたのはより大きな利用率を奨励することであった。計画は公表されたのであり， 資格のある人が見落されないように、ソーシャル・ワーカーは、潜在的受益者を確認しようと努力した（Leibfried,1978）。利用率に狙いを定めた緊縮的な政策は、逆の事態を実現しようとする。組織的福祉活動 outreach の代わりに、受給計画の軽薄な使用を阻喪させることに、強調は置かれている。たとえば、疾病手当の受領のための待機日の導入は、人々が深刻な病気でない限りは自宅に留まるのを妨げるように、設計されている。待機期間は、多くの国において導入されてきた。もっともドラマチックなもののうちには、オランダにおいて課された 2 週間の待機時期がある。この改革は、労働組合が（団体交渉を通じて）使用者からの疾病保障を要求するように、促した。このことは、労働組合の持つ、賃上げのような他の問題のために圧力をかける能力を、弱体化させた。利用率を縮小しようとする努力に見られるアイロニーは、かれらが権利保有に影響を及ぼしながら、同時に適格性の形式的な指標を離れるところにある。かれらは、権利は普遍的な要求であるという観念を、単に真の必要性のみが、権利を行使すべきであるという道徳的な概念をもって、置き換えるのである。

---

iii　ある経済学者は、最適の意思はいつも望まれているゴールとこれを達成するのに利用しうる資源との間のバランスを認識すると論じるだろう。マーシャルは、最適 optimum という用語を異なった意味で用いている。この相違点は、Ronald Dworkin(1995) によって、もっとも良く捉えられた。ドォーキンは、健康管理制度は、全ての努力は人間の生活を救うために向けられねばならないという観念を伴う、「救済という原理」に基づいていると、論じた。この「救済という原理」と呼ばれるものに基づく制度は、「慎重な保険原理」と呼ばれるものに基づく制度とは異なっている。後者においては、諸社会は、最適のバランスについての経済学者の理解に基づいて、もろもろの計算を行うのである。

貧しい者だけがかれらの権利を行使すべきだとする観念は、大いに議論を歴史の以前の時点に復帰させる。福祉国家の初期の哲学者たちについていえば、このような道徳的義務は、かれらの著作の中に暗黙には示めされていたが、明白には述べられなかった。個人がその権利を主張する際に慎重にならざるをえなくさせる道徳的非難は、国家の政策の一部である必要はなかった。というのも、行為の基準は、家族や教会のような他の社会制度によって教えられたからである。今日、これらの社会制度がその特徴を失い始める時、道徳的規準が教えられないことについて関心が増大している (Wilson, 1985; Lasch, 1995)。その結果、それが利用できるという理由で社会的権利を主張することは、必要性とは関係なく、合理的な行為と見なされるようになるのである。また、まさしく、市民的徳の感覚を育成することのできる社会制度が存在しないので、福祉改革は社会が失ったものを取り戻すために、国家を用いる一つの方法と見做されている。福祉の利用を阻喪させることは、人々がかれらの権利を見る見方を変化させる媒体である。

目標設定は、緊縮的政策が福祉の権利保有の概念を変化させる第三の方法である。目標設定は、[福祉の] 受益者の範囲が決められる場合には、もっと限定されたものとなる。たとえば、スウェーデンでは、歯の治療給付は、19 歳以上の市民には利用できないのであり、また、80 歳以上の患者は放射線治療を慣例として拒否されている (OECD,1994)。また、オランダにおいては、寡婦年金の制度は以前に比べてより選択的になった。古い計画は、寡婦の年金を、その夫の死亡した 65 歳以下のどの女性にたいしても保証した。あたらしい遺族年金計画は、労働年齢にある女性にたいして仕事に就くことを要求し、新しいパートナーと共同生活している女性には給付を拒否している。これらすべての場合に、改革は、分類された諸権利を用い、それらを集団のうちの選択された二次グループに割り当てている。

簡単にいえば、緊縮的政策が福祉の権利保有の概念の変化を導入する三つの方法がある [iv]。合わせて考察すれば、こうした改革の衝撃は、基本的に、福祉国家における社会的権利の観念を変化させる。個人は合法的に政府に圧力をかけることが出来るという公的な要求を成文化する代わりに、計画

iv　緊縮的な政策についての別の議論としては、Paul Pierson(1994,ch2) を見よ。

は、内包的というよりはより外延的になるのであり、また、支援の要求の基礎として、権利よりも必要を、より強調するようになり、さらに、しばしば、普遍的支援から選択的支援へと変わってゆくのである。

年金改革の影響

緊縮的政策に加えて、多くの福祉改革は、それの福祉支出への影響とは無関係に、擁護されている。こうした出発点ついて言えば、争点となっているのは、政策の費用というよりはむしろ政策の道徳的帰結である。この例は、福祉国家はひとびとが仕事に就くようにする適切なインセンティヴを与えるのに失敗しているかどうかという問題に関する論争である（Atkinson and Mogensen,1993）。何人かの人は仕事を回避するかもしれないという信念は、福祉国家を支えるために税金を支払っている人と、それに依存している人との間の現実の論争という炎に、油を注ぐものである。この傾向は、年金制度をより現実的なものにする。つまり、国家年金をより多額にすることによるか、あるいは労働力の担い手に彼ら自身の年金を創造するより多くの自由を与えることによってである。こうした変化の効果は、リチャード･ティトマスの年金制度の分類を考察すれば、明らかである。ティトマスによれば（Titmuss,1974、p 30-2）年金制度の三類型は、福祉の権利保有の三つの異なった原理と照応している。[年金] 制度のシステムは、年金が一般的な公的収入から資金をえて、年金が均一の率であるときには、連帯と平等の価値を助長するのである。これに比べて、業績制度は、給与に比例した年金を提供し、社会保険料によって資金を得ている。この制度は、仕事に支払い、退職後の経済状態を保存することによって、社会集団の間の階層的相違を維持しようとする人々に、報いるものである。最後に、残基的年金制度は、最小の公的計画という特徴を持ち、また、年金収入を享受したい人々が、彼ら自身の年金に対する支給額を作りたいという期待をもっているという特徴を持っている。この制度は、個人の責任を強調する。

どのように年金の資金が供給されるのかに関する論争に答えるなかで、多くの国は、仕事と福祉との関係の新しい概念に、向かっている。多くの変化は、社会保険の業績･残基モデルの特徴をますます強調するようになっ

ている。アイナー・オヴァーバイ（Einar Overbye 1996）は、最近、次のようなことを証明した。すべての北欧諸国は、労働力に対して拠出型年金制度を加えるか、あるいは強化することにより、ビスマルク型社会保険モデルに近接するような、ドラマチックな年金改革を、導入した。保険料と年金との関係を強めることは、より大きな報酬が、支払われた仕事をしない人にではなく、それを行う人々に与えられることを意味している。

個人が彼自身の財政問題に責任を持つようにする手段として、私的（個人年金）制度を奨励することは、雇用に対する責任が、公共政策の問題というよりは個人の問題になるということを意味している。その一例は、イギリス連合王国の雇用者が、かれらの二次的年金制度 second-tier pension を、通貨購買個人年金契約によって資金供給するという、近年の選択である（Fawcett,1995 を見よ）。オランダでは、1994 年に〔国会を〕通過した法律によって、労働者は、年間 1,580 ギルダーまで、特別な貯蓄口座に投資することが許された。これらの金額は、それが少なくとも 4 年間投資される場合には、所得税や社会保障税を完全に免除された。その結果は、こうした私的年金制度の購入が、著しく増加したのであり、この制度は、使用者が租税インセンティヴを利用することを学んだ制度でもあった（Bikker,1994）。これらの変化の結果、こうした私的年金制度の購入が、著しく増加したのであり、この制度は、使用者が租税インセンティヴを利用することを学んだ制度でもあった（Bikker,1994）。これらの変化は、多くの年金制度に埋め込まれている連帯の観念と、直接に、対立している。連帯主義的な社会保険は、かっては最も発展した福祉国家の品質を示すものであったが、〔新しい原理に〕置き換えられつつある。

脱中央集権化の影響

福祉国家に対するそれ以外の規範的な批判は、それが計算性を欠如し、民主的な参加を拒否する、官僚的な存在になってしまったということである。これらの不満は、しばしば、行政改革を守る中で、呼び起こされた。この行政改革たるや、福祉改革を民主主義的情報によりアクセスできるようにし、クライアントの必要性により反応させ、市民社会が国家介入なし

に福祉サーヴィスを組織する能力に対するよりおおくの尊敬を作り出すだろう。皮肉なことには、多くの不満は、市民の社会的権利を保障するという明白な目的のために導入された、もろもろの変化に対して向けられている。適格性という公式のルールが導入されたのは、貧民が平等に処遇され、通常、救貧法の計画に伴っていたスティグマ（烙印）、恣意性、および傾向性を除去するためであった (Briggs.1985:　Ashford.1986: Gouda.1995)。

今日では、これらのルールは、個人の必要にとって、あまりにも画一的で無感覚であると見られている。第二外国語は、クライアントに、抽象的全体としてよりは人間として話しかけることには、無関心であり、意欲も無く、また、不可能である。社会福祉に関する国家の想定は、本来、市民をスティグマと、地域的共同体と家族への依存を伴う社会的統制とから解放しようと、企図するものである。これに比べると、私有化は、社会に、市民の福祉上の必要に反応する力を与える一方法として、しばしば、宣伝されている（Abrahamson,1993)。

このような行政的改革は、ひょっとすると、その福祉の権利保有の概念が、国民的な市民の概念に縛られている福祉国家に対して、深刻な影響を及ぼすだろう。一方では、それらの改革は、市民権に基づく権利保有の概念からの後退を示し、救貧法という多少とも福祉国家以前の観念に後退している。極端な政治的権利に対するいくつかの批判は、このゴールを記憶している。しかし、行政的な不満を持つ者は、福祉国家を廃止しようという欲望をいだいていないグループからも生じている。これらのグループの不満は、うまく言えば、社会的権利に関するヘーゲルの議論の一部と見なされる。この光のなかで見ると、福祉を国家の課題とする戦後の想定は、また、公式のルールの導入は、古い制度に対するアンチ･テーゼであった。しかし、このアンチ･テーゼは、過剰反応であることが分かったのであり、今日では、この二つの極端の間のジン・テーゼが、要求されている。行政上の改革は、フレクシビリティとコモン・センスという中間のコースを取る意図を持っている。地域のレベルでは、自由裁量の力をもった役人は、クライアントの推定された必要性に基づく支援を提供することが出来る。その結果が、フレクシブルで個人の必要性に適合した制度である。

これらの利点にもかかわらず、諸変化は社会的権利により不安定な地

位を与えている。戦後の時期を通じて、社会的権利の法典化は、それらの権利を厳格で分かりやすいものにした。給付金の計画は、権利の要求を充足するための、明白で量的な手段を、提供する。ところで、福祉国家の最近年の拡張の多くは、法律に制定されない活動を含んでいる(Scheuerman,1994)。たとえば、デンマークにおいては、老人たちは、施設におけるよりはむしろ家庭において介護される権利を、享受している。公的機関および補助金を与えられた私的な機関の全体的なシステムは、この権利を充足するために動員されてきた。しかし、この権利は、法律にも、地方の共同体においても、どこにも記述されていない。ちなみに、この地方の共同体は、これらの活動に資金を提供しており、他の〔福祉〕活動に対抗して、どれだけの資金が老人の介護のために割り当てられるべきかを決定する、フレクシビリティを持っているのだが（Koch-Nielsen and Rasmussen,1995)。もしも、諸地方自治体の間に不一致があるならば、あるいは諸地方自治体のうちに時間に関して不一致があるならば、それは、社会保障に対する他の請求者の権利に比べてバランスのある老人の権利の相対的重要性が機能しているのである。これは権利に関するより論争的な見解を示唆している。そこでは、社会的権利は、固定された原理に訴えるというよりは、競争する請求者の間の対話と競争の過程によって、決定される。もはや、社会的権利を持った市民、つまり福祉の受益者は、役人に、扶助の必要性を説得する必要がないのである。権利に関する散漫な見解の間では、実施の際の不平等の可能性が、増大する。権利は個人あるいはグループに適合しているので、実例を提示して、役人を説得することが、個人あるいはグループの責任となる。このような福祉国家においては、鉄面皮な者は、大人しい者よりも、ことがうまく運ぶのである[v]。

ベルギーの一例は、どのようにして行政改革が社会的権利に関する現実的な論議を促進しうるか、証明している。過去 20 年間以上、連邦制の政治制度は、ずっと分権化されてきたが、しかし、社会保障制度はそうではなかった。フランダースの地域は、ワルコーニア地域よりも富裕であったので、フランドル人労働者は、フランス語をしゃべる同国人よりも、ソーシャル･セー

v　同様の展開は、近年において、東ヨーロッパにおいて観察される。（Manning,1993 を見よ）。

フテイー・ネットのより大きい部分を支援している。フラマンの役人は、このアンバランスの再調整を要求するために、かれらの新しい政治権力を用いるのであり、あるいは、連邦政府から他の論点に関して譲歩をもぎ取るためのポイントを用いる。社会保障を分権化することは、現実的な利害関係を処理することであるが、しかし、その効果は、フランドル人に、ワルコーニア人よりももっと利益のある社会保障ネットを与えることが出来るだろう。

市民権の義務を修正しょうとする努力の影響

最後に、福祉国家が市民の権利と義務のあいだの歴史的な関係を破壊したという告発は、人間性に関するオプテイミステイックな見解に挑戦し、自由主義の福祉国家論に関する哲学的問題を提起する。複雑な哲学問題が、自由主義の政治イデオロギーのうちの社会的権利の観念の基礎づけから、派生する。自由主義にとっては、人間性は多元的であり、人々は良くも悪くもあるだろうが､かれらは何時もまず第一に彼ら自身の利益に関心を抱いている。かれらには、公益が個人の犠牲を正当化するものだとみることは困難なのである。かくして、福祉国家の保護的な効果の一つは、彼ら自身の自己利害だけを求める人々に、福祉計画の利用者であることを許す点にある。

社会民主主義的イデオロギーも保守主義的イデオロギーも、市民の道徳的義務に関する観念を明確に述べているが、たいていの西欧福祉国家は、自由主義の原理に基づいて樹立されている。これはとりわけ、それぞれの〔福祉給付の〕交付の計画について、真実である[vi]。ヨーロッパにおける戦後の公的扶助改革の特徴のひとつは、家父長的な貧民救済から「個人主義的な」社会扶助への転換であった。この観念は､必要の客観的規準に従って、それぞれの扶助を提供しようとし、また､〔福祉の〕受給者に、どのように貨幣は使われるべきか決定するのを許すのである。個人は援助を受け取るよりは、働くことを選ぶべきであると言うことは、あるいは、彼あるいは彼女のうけとった援助をロッテリー券よりは食料に使うべきだと言うことは、自由主義の根本的な教義に違反している（Jacobe,1993)。ある

vi　ポイントは、中産階級が福祉国家から利益を得ている仕方について、ますます強調されるようになったことである。

いは、もっと込み入った例を用いるなら、健康管理に関する普遍的な権利は、ある人物が体重を減じ、喫煙を自制し、運動をするように要求されることなく、心臓や肺に対する治療を要求することを、許すのである。

社会的義務の感覚を回復したいとおもう福祉改革家は、この窮地から抜け出る二つのコースのうちの一つについて、詳しい計画を立てる。ひとつの選択肢は、市場が決定することを認めるべきだとする。けれども、市場的解決に関するトラブルは、社会的義務を強めようとする方法が、均等には、減退しないということである。限定された経済的手段をもつ人々は、かれらの義務を受け入れるように強要されるが、他方では、大規模の資源をもつ人々は、〔課税の〕控除を買い取ることが出来る。もうひとつの選択肢は、普遍的に適応されうる社会的義務の感覚を補強しうるような、一組の道徳的条件を明確に述べることである。こうしたアプローチの歴史的な問題は、それがいつも、公益を、個人の自由よりも上位におくような政治的実践といつも結びついてきたことである。さらに、それは以下の基本的観念に対抗するものである。自由で民主主義的な国家は、契約的関係を強化しうるが、道徳的な関係を強化することは出来ない。社会的権利は、国家と市民との間の契約を含んでいる。権利の保有は、この要求を充足する義務を他の政党に押し付ける。しかし、権利は権利の担い手の側に、義務をもたらすという観念は、道徳に基づいているが、論理的な結びつきではない（Benn and Peter,1965、pp。101-3）。自由主義の国家は、――それは定義では道徳的に中立であるが――社会的義務の感覚をはっきりと述べることができないのである。

しかしながら、市民の義務に関する現在の議論は、論理的に筋の通った自由主義と、自由主義的なもう一つの選択肢との間の、中間的基盤のための計画を立てることが出来る[vii]。国家と社会との間の関係を再定義しようとする努力は非常に似ているが、市民の義務を回復するということに関する今日の議論は、社会的権利に関する散漫な理論を反映している。権利を（したがって福祉の権利保有を）絶対的要求を見なすことよりも、むしろ、

---

vii　もう一つの解決策は、義務に、前―理論的ステータスを与えることである（Klosko,1993）。もう一つの選択肢は、自由主義者に一定の義務を受け入れるように懇願することである（Pemberton,1990 を見よ）。

権利をば､〔給付金の〕請求者の自由や自治だけでなく､社会の他のメンバーの関心や声を均衡させるところの、交渉によって決められた要求と見なす傾向が、増大している。義務は強要されうるが、その理由は、租税支払者が、政府は彼らが支出する貨幣について説明できなければならないと要求する権利を持っているからである。

端的に言って、福祉改革に関する最近の議論が、福祉国家の基本要素を再定義する際に、多くのやり方がある。一般的に言って、国家が提供すべき事柄に関する、より極小の概念に向かう推移があるように思える。権利は、絶対的および無条件の要求を構成するという観念は、諸個人の間の競合する諸権利が互いにバランスを取る必要があるという観念によって置き換えられつつある。このことは、権利に関するより論争的な見解を示唆するものである。社会的権利を法典に明記することは、かっては、弱者を強者から保護し、すべてのものを平等化することを意図していた。この概念を緩めることは、力強いものが、臆病なものを犠牲にして、強者になろうとするのを容認するというリスクを犯している。マクロ的な見地から見れば、福祉国家における些細な変化の結果が、劇的なものになっているように見える。

結論

全体としてみて、ヨーロッパ福祉国家には多くの変化が生じたのであり、これはそれらを根本的な仕方で転形させざるを得なかった。福祉国家は適切なレベルの援助を提供すべきであるという観念から離れてゆく運動が生じている。実際、福祉国家は、最小限の支援を保証する以上のことをすべきではないという観念が、ますます受け入れられている。社会保険とその他の給付計画は、連帯の原理から離れつつあり、より業績志向的になりつつある。個人の支援請求の基礎としての市民権の概念は、変化している。市民は権利を請求する時には、義務を認識しなければならないという要求が増大しつつある。そして、画一的なルールによらずに、ケース･バイ･ケースの基礎の上で、状況を評価すべきという願望が見られる。こうした変化は、権利に関する取りとめのない見解を導入した。以前は社会政策の品質証明と考えられていた

公的な法的条件は、いまや、柔軟でない非人格的なものと、見なされるようになった。最近の変化は、われわれの福祉国家理解の現代化を要求している。

本論文は、これらの変化が福祉改革に反映されていることを、示唆した。福祉改革は、いかなる権利と義務が共同社会のメンバーに生じるのか、また、どのようにしてこれらは充足されうるのかに関するものである。それは、貧困、教育、健康、及び労働条件などの問題に対する、個人的解決とは対立するものとしての公的解決の、相対的に望ましい状況に関するものである。この論文は、国家―社会関係の核心を突くものであり、消費のレベルによって限界的に拘束された議論の領域に収まっている。この論文は、現実の改革がこれらの根本的な論争を開始するのかどうか問うのである。その答えは、肯定的なものである。社会的権利の現実の内容は変化しつつある。

どのように福祉国家は変化しつつあるかという問題の解釈は、福祉改革の影響に関する詳細な諸民族にわたる横断的探求のための枠組みに役立つのである。この枠組みは、諸国の間に類似性があることを示唆している。しかし、われわれは、類似性と収斂とを混同しないように注意すべきである。公共政策に関する比較研究は、諸国がそれらの政策のプロファイルに関して、どの程度収斂しているか、あるいは分散しているか、その程度に関する人為的な論争により悩まされてきた。単純な水準でいえば、どんな変化の組み合わせも収斂と分散の諸要素を明らかにするので、論争は人工的である。

もっと根本的なレベルにおいては、論争は人工的であった。というのも、それは福祉国家の比較研究に対する「三つの世界」というアプローチによって適切に証明された、概念化における宿命的な誤りに導くからである。本稿から導き出された一つの結論は、三つの世界のアプローチの中心的な命題が経験的な地盤においては欠点があるということである。三つの世界のアプローチに従えば、経路依存性は、福祉国家の異なったタイプをもつ国家が、国際的な経済競争の新たな圧力に、どのように反応しているのか、説明する。しかし、経路依存性とは、因果性に関する「ビッグ・バン」的理論である。それは、ある国の福祉の 21 歳の時のプロファイルが、どのようにしてその国が 1990 年代の新しい政策問題に反応するか説明するということを、前提にしている。改革の 20 年間は、多くの国において、このプロファイルを根本的に変化させた。新しい政策課題に対する福祉国家

の影響を吟味することを目指す研究は、現在のプロファイルを説明すべきである。普遍主義と連帯のような概念に基礎づけられた、福祉国家を評価するための古い規準は、あまり重要ではない。権利は論争されるようになり、選択性が規範になるとき、普遍的なものを分類的なものから、選択的なものを連帯的なものから区別する類型論は、最早重要ではなくなる。

本論文から引き出される一つの重要な結論は、福祉国家を従属変数と取り扱うことが、研究の実り豊かな路線を提供するということである。本論文は、どのように福祉国家が変化したか、あるいは変化しそうかについて理解するためのアウトラインを提供する。このような変化が個々の国において生じてきた程度を探求するような理論的および比較的な調査は、なお有用な洞察を生み出しうるだろう。たとえば、イギリスとオランダは、改革がもっと進みそうな諸国である。ドイツは、福祉国家の発展のこうした段階における新参者であるように見える。[この国は] 最近、深刻なコストカットと、年金改革を開始した。このような差異を説明することは、改革の必要性の認識、政府と政党の政治的意志、および現存の計画や実践の制度的な惰性のような、諸要素のもつ相対的な重要性に、光を当てるだろう。

後書き

本論文の筆者であるロバート・ヘンリー・コックス（Robert Henry Cox）は、オクラホマ大学の政治学部の国際・地域研究学系の教授であり、専門は、比較政治学（ヨーロッパ政治制度、比較公共政策、福祉国家）と政治理論（政治経済学・現代政治思想）である。1989 年に、インディアナ大学で、政治学博士の学位を取得している。著作としては、The Development of the Dutch Welfare State: From Workers' Insurance to Universal Entitlement. Pittsburg Press, 1993 などがある。なお、本論文には原著者の以下のような謝辞が揚げられている。「著者は、Jorn Henrik Petersen, Jon Kuist, Arthur Ringeling, Anton Hemmerijck, および Jorgen Goul Andersen に対して、本論文へのコメントを与えてくれたことに感謝したい。以前のバージョンの論稿は、コペンハーゲン大学の政治学部において発表された。これらの討論の参加者の発言もまた、大いに価値があった。」

訳者は、この論文を、ブレーメン大學社会政策センター教授で、ドイツ社会国家と欧米の福祉国家の研究者である、ステファン・ライプフリート氏とステフェン・マウ教授の編集した福祉国家に関する三巻の論文集の第一巻のうちに発見した。論文名に誘われて、読んだ。ここで語られている福祉改革は、1970 年代初頭以来、欧米福祉国家において進展した福祉国家の解体および再構築の試みを意味している。筆者は、まず、テイトマス、ベヴァリッジ、マーシャルなどの見解から、伝統的な福祉国家が、社会的権利、普遍性、および連帯の原理に基づいていたことを指摘する。さらに、福祉国家の観念の主要な構成物が、１.「市民権に基づく権利保有 entitlement としての原理」、２.「所得維持の計画が、福祉国家の核心をなすこと」、３.「中央の計画と調整が福祉国家の作用のメカニズムであること」、４.「福祉国家は人間の性格に最良のものをもたらしうると想定すること」などであると指摘する。これに対して、近年の福祉改革は、新自由主義的なイデオロギーに影響され、また、グローバル化の結果としての国際競争の激化に影響され、福祉のための経費削減を第一目標にしている。そのため、経費の全面的削減、緊縮的な政策、目標設定、などの政策が取られる。前述した福祉国家の三つのパラダイムに対する疑問がだされるようになり、代わりに、経費削減を第一目標にしている。そのため、経費の全面的削減、緊縮的な政策、目標設定、などの政策が取られる。前述した福祉国家の三つのパラダイムに対する疑問がだされるようになり、代わりに、選別主義（本当に必要な者に福祉給付はなされるべきとして、福祉の受給者を分類し、給付に差異をもうけるやり方）と自己責任の原理が、強調されるようになる。本稿は、このような近年の福祉改革が福祉の原理に及ぼしている影響を論じている。こうした観点から、コックス教授はまた、近年、欧米よびわが国において人気のある、エスピン・アンデルセン教授の福祉国家の三類型論（北欧の社会民主主義型、ドイツ・フランスの保守主義型、英米の自由主義型）が、実証性の乏しいと批判する。そして、福祉国家は、独立変数としてではなく、従属変数と捉えて、分析さるべきだと提唱している。しかし、この論点についてはあまり詳しく論じられていない。

なお、本英文論文は、2010 年度春学期の経済学部の外国書講読のテキストとして利用した。欧米の福祉国家の思想の流れを踏まえて、現在の状

況を論じており、興味深かったので、訳出した。また前記の福祉国家に関する三巻本を編集した、ステファン・ライプフリート氏からは、かねてより、ドイツ社会国家の研究に関して話を伺っており、感謝している。今後も、同書から、興味深い論文を訳出ないしは紹介したいと思っている。

なお、この邦訳は、私学研究費補助金費一般研究Ａ、「グローバル化時代におけるドイツ社会国家の思想と現状」および国際問題研究所の国研プロジェクト「ヨーロッパとアジアの社会・経済制度の比較」による研究の成果の一部である。

REFERENCES

P. Abrahamson (1991), 'Welfare and poverty in the Europe of the 1990s: social progress or social dumping?', *International Journal of Health Services*, 21: 2, 237–64.

P. Abrahamson (1994), 'The Scandinavian welfare model in a time of change', in W. Cave (ed.), *The Welfare Society in Transition: Problems and Prospects of the Welfare Model*, Danish Cultural Institute, Copenhagen.

J. Alber (1988), 'Continuity and change', *Politics and Society*, 16: 4, 451–68.

B. R. Andersen (1984), 'Rationality and irrationality of the nordic welfare state', *Daedalus*, 113: 1, 109–37.

D. A. Ashford (1986), *The Emergence of the Welfare States*, Basil Blackwell: Oxford.

D. A. Ashford (1992), *Context and History in Comparative Public Policy*, University of Pittsburgh Press, Pittsburgh.

A. B. Atkinson and G. V. Mogensen (eds.) (1993), *Welfare And Work Incentives: A North European Perspective*, Clarendon Press, Oxford.

P. Baldwin (1990), *The Politics of Social Security: Class Bases of the European Welfare State, 1875–1975*, Cambridge University Press, Cambridge.

S. I. Benn and R. S. Peters (1965), *The Principles of Political Thought: Social Foundations of the Democratic State*, The Free Press, New York.

J. A. Bikker (1994), 'Spaarloon: Een kunstgreep met grote effecten', *Economisch Statistisch Berichten*, 16: November, pp. 1037–40.

A. H. Birch (1984), 'Overload, ungovernability, and delegitimation: the theories and the British case', *British Journal of Political Science*, 14: 135–60.

A. Briggs (1985), 'The welfare state in historical perspective', in *The Collected Essays of Asa Briggs*, University of Illinois Press, Urbana, pp. 177–211.

H. Deleeck (1992), 'Social security and "1992"', in A. Pijpers (ed.), *The European Community at the Crossroads*, Kluwer, Dordrecht, pp. 90–117.

R. Dworkin (1995), 'Will Clinton's plan be fair?' *New York Review of Books*, 41: 1–2, 20–4.

G. Esping-Andersen (1990), *Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press, Princeton.

H. Fawcett (1995), 'The privatisation of welfare: the impact of parties on the private/public mix in pension provision', *West European Policies*, 18: 4, 150–69.

N. Gilbert and B. Gilbert (1989), *The Enabling State: Modern Welfare Capitalism in America*, Oxford University Press, New York.

R. E. Goodin (1988), *Reasons for Welfare: The Political Theory of the Welfare State*, Princeton University Press, Princeton.

F. Gouda (1995), *Poverty and Political Culture: The Rhetoric of Social Welfare in the Netherlands and France, 1815–1854*, Rowman & Littlefield, Lanham, MA.

R. Hanson (1987), 'The expansion and contraction of the American welfare state', in R. E. Goodin and Julian Le Grand, (eds), *Not Only the Poor: The Middle Classes and the Welfare State*, Allen & Unwin, London.

H. Heclo (1974), *Modern Social Politics in Britain and Sweden*, Yale University Press, New Haven.

C. Howard (1993), 'The hidden side of the American welfare state', *Political Science Quarterly*, 108: 3, 430–36.

L. Jacobs (1993), 'The enabling model of rights', *Political Studies*, 41: 381–93.

F. de Kam and F. Nypels (1984), *Afscheid van het Paradijs: De Herziening van de Sociale Zekerheid*, Contact, Amsterdam.

O. Kangas and J. Palme (1993), 'Statism eroded? Labor market benefits and challenges to the Scandinavian welfare states', in E. J. Hansen, S. Ringen, H. Uusitalo and R. Erikson (eds), *Welfare Trends in the Scandinavian Countries*, M. E. Scharpe, New York.

J. Klausen (1994), 'Social rights advocacy and state-building: T. H. Marshall in the hands of social reformers', paper presented at the American Political Science Association Annual Meeting, September, New York.
R. Kloosterman (1995), 'Three worlds of welfare capitalism? The welfare state and the post-industrial trajectory in the Netherlands after 1980', *West European Politics*, 17: 4, 166–80.
G. Klosko (1994), 'Political obligation and the natural duties of justice', *Philosophy and Public Affairs*, 23: 3, 251–70.
I. Koch-Nielsen and E. T. Rasmussen (1995), 'Den frivillige sektor og velfærdsstaten', *Social Forskning*, August, Special number, pp. 82–9.
C. Lasch (1995), *The Revolt of the Elites*, W. W. Norton, New York.
S. Leibfried (1978), 'Public assistance in the United States and the Federal Republic of Germany', *Comparative Politics*, 20: 1, 59–75.
S. Leibfried and P. Pierson (1993), 'Prospects for social Europe', *Politics and Society*, 20: 3, 333–66.
N. Manning (1993), 'T. H. Marshall, Jurgen Habermas, citizenship and transition in eastern Europe', *World Development*, 21: 8, 1313–28.
T. R. Marmor, J. L. Mashaw and P. L. Harvey (1990), *America's Misunderstood Welfare State: Persistent Myths, Enduring Realities*, Basic Books, New York.
T. H. Marshall (1964), 'Citizenship and social class', in *Class, Citizenship and Social Development*, Doubleday, Garden City, pp. 65–122.
T. H. Marshall (1965), *Social Policy*, Hutchinson University Library, London.
T. H. Marshall (1981), 'The right to welfare', and 'Afterthought on the right to welfare', in *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann, London, pp. 83–103.
N. I. Meyer, K. H. Petersen and V. Sørensen (1981), *Revolt From the Center*, Marion Boyars, London.
M. Miege and S. Wahl (1993), *Das Ende Des Individualismus*, Aktuell Verlag.
R. Mishra (1990), *The Welfare State in Capitalist Society*, University of Toronto Press, Toronto.
C. Offe (1984), *Contradictions of the Welfare State*, John Keane (ed.), MIT Press, Cambridge, MA.
Organization for Economic Cooperation and Development (1994), *The Reform of Health Care Systems, A Review of Seventeen OECD Countries*, Organization for Economic Cooperation and Development, Paris.
E. Overbye (1996), 'Pension politics in the Nordic countries: a case study', *International Political Science Review*, 17: 1, 67–90.
A. Pemberton (1990), 'Rescuing the Good Samaritan: an exposition and a defence of the Samaritan principle in the welfare state', *Journal of Social Policy*, 19: 3, 281–98.
B. G. Peters (1991), *European Politics Reconsidered*, Holmes and Meier, New York.
P. Pierson (1994), *Dismantling the Welfare State*, Cambridge University Press, Cambridge.
M. Roche (1992), *Rethinking Citizenship: Welfare, Ideology and Change in Modern Society*, Polity Press, Cambridge.
D. Sainsbury (1993), 'Dual welfare and sex segregation of access to social benefits: income maintenance policies in the UK, the US, the Netherlands, and Sweden', *Journal of Social Policy*, 22: 1, 69–98.
B. Scheuerman (1994), 'The rule of law and the welfare state: toward a new synthesis', *Politics and Society*, 22: 2, 195–213.
C. J. M. Schuyt (1991), *Op Zoek Naar het Hart van de Verzorgingsstaat*, Stenfert Kroese, Leiden.
P. Taylor-Gooby (1994), 'Postmodernism and social policy: a great leap backwards?' *Journal of Social Policy*, 23: 3, 385–404.
T. A. Tilton (1990), *The Political Theory of Swedish Social Democracy: Through the Welfare State to Socialism*, Oxford University Press, Oxford.
R. M. Titmuss (1974), *Social Policy: An Introduction*, Pantheon Books, New York.
M. Weir and T. Skocpol (1983), 'State structures and social Keynesiansim: responses to the great depression in Sweden, Britain, and the United States', *International Journal of Comparative Sociology*, 24: 1–2, 4–29.
J. Q. Wilson (1985), 'The rediscovery of character: private virtue and public policy', *Public Interest*, 81 (Fall): 3–16.
A. Wolfe (1989), *Whose Keeper: Social Science and Moral Obligation*, University of California Press, Berkeley.

教科書の中の君主政体

——清朝末期における倫理的・政治的知識の普及

P. ザルロー 著
石山真由、孫江 訳

はじめに

近代社会において、教科書ほど「公的知識」をよく示すものはおそらく存在しないだろう。実際、社会的、政治的エリートによって、教科書は効果的に教師の自由を制限し、教育内容における均一性をもつことを課し、青少年に対する大衆教育の基礎作りに利用されたことにそれは現れている。教科書は、限定されているものの、知識を分け与えることと、青少年を社会貢献者の一員として適応させることの、二つの目的のためのものであることは明白である。当然ながら、歴史的に見ても、公式、非公式を問わず、中国の多数の教育機関において、現在我々が教科書と呼ぶものを使用してきたわけだが、これは国家規模の大衆教育制度が具体化し始めた20世紀初めになってからのことである。清朝の新政改革においては、その初期にあたる1902年から教育を重要な課題とし、また1904年の教育章程の実施とともに、多くの近代的学校も出現した[1]。

知識には体制の正統化を脅かす可能性があり、知識普及と青少年の社会化という二つの目的はある意味で緊張関係にあったともいえる。ポスト啓蒙時代には、知識の生産における思索が物事の伝統的なやり方への挑戦を確かに表し、新しいやり方に専念する若年層を作り出すということは避けられないものであっただろう。同時に、自然科学における知識人たちは倫

1. Hiroshi Abe,“Borrowing from Japan:China's First Modern Educational System”, in Ruth Hayhoe and Marinanne Bastid,ed., *China's Education and the industrialized World* (New York:M.E. Sharpe,Inc.,1987),p.61. これについての簡潔なコメントは以下の論文を参照。Marinanne Bastid,“Servitude or Liberation:The Introduction of Foreign Educational Practces and Systems to China from 1840 to the Present,” idem.,pp.3-20.

理的知識と政治的知識の真の概念に対する疑問を投げかけた[2]。倫理は学校で教えられるが、科学的知識といったものには欠けている。

すべての近代社会において、知識生産とその普及は多くの中央機関にとって重要な課題である。清朝末期の中国においては、倫理的知識と政治的知識は長い間一体化していた。特に清朝のイデオロギーは、複雑ではあるが、儒教の等級制度で固められた倫理的是認が確実に込められていた[3]。長い間中国の政治体制の中央機関であった朝廷は、1905 年になるまで科挙を続けた。そして科挙が廃止されることで、すでに大きな変化にあったといえる知識制度は重大な局面を迎えたのである。しかしながら、当時はまだこの危機はそれほど認識されていなかった。新しい西洋の知識を「輸入」することで、主要な官僚たちはこれに気づき、伝統的な倫理的知識を強化する必要性を感じたのである。しかし、彼らはこの時、君主政体の基盤をも含む倫理的知識とこの新しい知識の間に生ずる矛盾に全く気づいていなかった。実際、学部は、この二つの知識制度は共存できるだけでなく、相互に支えあうものであるとまで主張したのである。政治的価値の観点からすれば、国家への忠誠は皇帝への忠誠であった。

清末以前にも「忠誠」といった類の知識は深く議論されていた。教科書の編者たちは、高官たちとは異なり、王朝への忠誠心を引き合いに出し、愛国心というものを強調したかったのかもしれない。同時に、過激論者たちとも異なり、君主政体を直接非難することもできなかったし、彼ら自身を清朝の忠臣であると見なしていた。こういった観点から見た愛国心は、朝廷に対して忠実でないことを意味するわけでもなければ、必ずしも王権に対する伝統的な賛美を含意したわけでもなかった。さらに言えば、実際の教科書の内容は政府のねらいを示しただけで、編者の意図したことを必

2. この点においては、筆者は社会進化論や理性による選択などの科学的次元で道徳行為や政治行動を理解しようとせず、特殊な道徳と政治体制を「真実」（truth）のように同一視する。
3. 指摘しておきたいのは儒教と君主制の間に緊張があるということである。以下の二つの著作を参照。Pamela Crossley, *A Tranluscent Mirror:History and Identity in Qing Imperial Ideology*(Berkeley:University of California Press,1999). Evelyn S. Rawski, *The Last Emperors: A Social History of Qing Imperial Institutions*(Berkeley:University of California Press,1998). また、儒教と君主体制の間の緊張について、Levenson も指摘した。Joseph Levenson, Confucian China and its Modern Fate: A Trilogy(Berkeley:University of California Press,1972),Vol.2,pp.25-73.

ずしも示していたわけではないのである[4]。以下で考察する歴史教科書の中に、歴史的知識が倫理的知識とともにかなりの緊張状態にあったことがうかがえる。

一、政府の目的

学生が実際に何を吸収したのかを教科書から知ることはできないが、社会的エリートたちが何を学生に学ばせようとするのが大事だと考えたのかは認識できる。同様に、教育制度に対する政府の目標から、その制度が何を達成したのかを知ることはできないが、政府が何を望んでいたのかは読みとれるのである。清末における社会的エリートたちは激しく分裂していた。新しい学校の関係者の多くが、清朝のこの関心事のすべてについて理解を示さず、また、一部は完全なる革命者であった。それでもやはり、朝廷の関心事は官僚の関心事であり、そして官僚は保守的改革派に属する大きな集団の代表であったのである。彼らはこの倫理における新しい教育制度に根拠を与え、倫理教育を基盤の一つとし、全ての学年に課した。倫理は、愛国心や君主への忠誠と、儒教の修身を結合させた。そして、これらの目標が反論されることはなかった。

これらの目標は 1906 年に学部によって公表された「教育目標」に基づいて始動された。学部の文書により、改革を促すと同時に、急進的な改革が批判された。学部がとりわけ懸念したのは後者の方で、それは西洋が悪い模範だったと主張するのではなく、学者たちが西洋を正しく理解していないのではないかというものだった。大衆教育は結局のところ、忠誠心を植えつけ、革命的異端に対抗するための手段であり、また国民を動員することで国家統治の強化を行うためのものであった[5]。

さらに、学部は、適切な政策というものは、「中国」の状況と国民の習慣に基づいた上でのみ設けられるものであると主張した。とりわけ、伝統

4. 一体どのぐらいの生徒が教科書の内容を吸収したのか、これは本文の論じる範囲を超えたのである。
5. 璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料匯編』学制演変、上海人民出版社、1991 年、第一巻、534 ～ 539 頁。

的国家原則（政教）は皇帝への忠誠（忠君）と儒教の崇敬（尊孔）から成り立つものであった。これらの基本原則を維持するために必要なのは、公共心（尚公）･武力（尚武）･実用的技芸（尚実）の尊重であった[6]。学部は、西洋の理論を真似し、それまでの中国の道徳的制度を廃止するという流行の観念は混乱を招くだけであると示唆した。同時に、東洋と西洋の国々の政治形態は異なるものの、政治の基盤となっているのは常に国王への崇敬であることに変わりはないと主張した。例えば、当時のドイツの隆盛は、帝国の統一を保つことに基づいた教育のためであったと言えるだろうし、日本の隆盛においては教育における帝国構想の強調と関係していたであろう。学部のいうところの、慈悲深く思いやりのある清朝は、反清革命者によって脅かされることはあったものの、これらに類似した教育制度を具体化することができた。

学部は、一般国民の国家に関する知識が乏しく、また彼らがそれに無関心であるということから､当時の教育制度の欠陥を認めざるを得なかった。これは、人々が自覚していなかったためではなく、それを意識させ教育する方法が存在しなかったためである。忠誠の精神というものは存在していたが、正しく機能していなかったのである。しかし、日本における教育を見ると、それは小学校を通して一般国民にも行き届き、国家の屈辱をぬぐい去ることの必要性、また天皇の幸福は国家の栄光であり、国家の栄光は自身にもつながってくるということを全国民が学ぶこととなった。学部の言葉によれば、これこそが、指導者と国民の一体（君民一体）の意味するところであった｡礼儀の国としての中国では､この個人と国家(そして皇帝)の一体化を一般教育を通して発展させることは容易であった。教科書は国家の歴史、起源、長期にわたる発展、最近の出来事、皇帝の懸念事、そして外国からの圧力による問題や国内の問題を強調した。学部は、そうすることによって、生徒たちが皇帝に対する忠誠を決して忘れることはなく、そして、先の英雄たちの偉大な功績と秩序への恩恵を覚えることは、反清革命を防ぐことにつながるだろうと考えたのである。

学部にすれば、公共心・武力・実用的技芸はつまり、これらの根本的な

6. 同上、535 頁。

目標を達成するための方法であった。しかしながら、学習課程や授業時間を考えると、ただちに実行できる目標を学校設立者に提供する必要があった。公共的忠誠心の団結が確固とした統一を生み出すのである[7]。学校の役割はきわめて重要なもので、生徒たちは授業で修身、倫理、歴史、地理などを学ぶことを通じて信頼と友情を育み、これらの全ての過程はその協調性を促すものであると学部は断言した。こういった意味で、歴史のような知識や修身のような倫理は、個人の中で完結してしまうのではなく、国民の結束に役立つものであったと言える。孔子が普遍的慈悲心は親孝行の精神の延長であると説いたように、愛国的結束は幼少期に根付かせるものである、と学部は主張した。このような結束は、衰退していた「国学」の復活による自己啓発や親孝行の精神から生まれたのかもしれない。今日の退廃した社会では、村々から家族までの単位まで様々な分裂が起こり、利己心が国の再結束にかかっているわけで、つまり公徳や協調性（団体）といった観念を理解させる必要があった。こうして、学部は、生徒たちに他者を自分と同等に捉え、同じように、国家を自分の家族のように愛することを学ばせようとした。

学部のいう学校教育における他の二つの柱は、軍事教育と実用的技芸であり、これは忠誠心よりも即効性のあるものであった。また、西洋における軍事は支配者と人民を結束させるものである、と注目している。こうしたことから、清朝の教育課程において軍事教育は重要なものとなり、体育の授業で軍事的訓練を行うだけでなく、軍事教育を文学、歴史、地理、また美術や音楽の授業にまで取り入れた[8]。実技の授業においては、明の王陽明や清の曾国藩といった軍事にも長けていた学者が例に出された[9]。この観点から見た教育では、明確な行動規範は技術といったものが問われていたわけである。

学部の文書は、進歩主義を食い止めているかのような保守的な声明であると言えるだろう。学部は、西洋においても必ずしも進歩主義が保守主義

6. 同上、535 頁。
7. 同上、536 頁。
8. 同上、537 頁。
9. 同上、538 頁。

よりも価値をおかれているというわけではないと主張した。また、これにより儒教の教えを傷つけることになるのではないかという議論もなされた。どの国においても、教育はその国の言語、文学、歴史、習慣、宗教に基づいて行われるもので、それは国家を保護するためであり、実質的には国家の教えを尊重しているものであるといえる[10]。再び、日本が適切な例となる。明治の王政復古は、尊皇の名の下で行われたものだが、これはもともと中国から学んだものであった。このことから、学部は、日本と同じように中国においても、儒教こそが教育にふさわしい基盤になると示した。日本は、中国から学んだことで物質的な発展を遂げたわけだが、それは青少年の忠誠心を育むことにもつながったのである。

1906 年、学部は、国の義務教育制度は帝国や皇帝を保護するためのものではなく、強大な国家をつくるためのものであると正当化した。しかし、ここにおける帝国と国家の区別は明確には示されなかった。また勅命においては、これを「君民一体」と、家族を守るといった意味での愛国心であると要約した[11]。それはまるで、政府が教育から全ての物事がうまく進むと信じているかのようであった。結束と忠誠心の名のもとに、学校教育は利己心の根絶を促し、人々は裕福に、国家は強大なものになるというものだった。

Zheng Yuan が述べているように、国家の教育改革は明らかに儒教の理想の影響を強く受けている[12]。1901 年の新政改革は明らかに儒教の社会的倫理観念に基づくもので、特に「三綱五常」は重視されている。政府の目的が「四書」や「五経」にあるのだと考えれば、歴史、政治や科学は二の次で、新しい教科の導入が重要になってくる。Ruth Hayhoe が指摘しているように、その新しい知識の分野は 1902 年に導入された。1904 年から 1906 年の間の教育課程改正は、それまでの古典、歴史、哲学、文学といった教科をさらに広範なものにし、また、外国の歴史、地理、言語や自然科

10. 同上、535 頁。
11. 同上、539 頁。
12. Zheng Yuan, "The Status of Confucianism in Modern Chinese Education,1901-1949: A Curricular Study," in Glen Peterson, Ruth Hayhoe, and Yongling Lu, ed., Education, Culture, and Identity in Twentieth-Century China(Ann Arbor: University of Michigan Press,2001),pp.193-216.

学、専門技術といった全く新しい教科も設けられるようになった[13]。

さらに、Zheng Yuan の言うように、「儒教の忠誠が衰退した君主政体の最後の柱であった」のなら、それは有力な柱であったのだろうか[14]。そして、清朝末期の知識改革において、儒教が君主政体を擁護していたのか、それとも君主政体が儒教を擁護していたのかを考える必要があるだろう。上記で示したように、学部が元来重要視していたのが孔子への崇敬だったのに対し、政府の命令では皇帝への崇敬が最優先であるとされている。それまでは儒教が王朝の柱だったのが、王朝が儒教を擁護するものになったといえる。また、全体的に見て崩れることのなかった社会的政治秩序こそが中国であるというのが政府の見解であったと理解すべきであろう。一方で、政府の教育方針である儒教と忠誠心というこの明確な結合が自然で理にかなったものであると考えるのは正しくない。しかし、清朝政府にとってこれはいたって自然なことで、君主政体を考慮しない「三綱」や自己修養を認めることはできても、儒教なしの君主政体を切り離して考えるとこは不可能であった。この頃には、革命家たちにより、国家への忠誠（愛国心）と皇帝への忠誠の違いが明らかになっていた。しかし、官僚たちはこれに反論し、二つの忠誠心は一体両面のものであり、強大な国家建設の過程において教育はこれを実現させる重要な手段であると考えていた。

二、教育目標の設定

暗示的ではあったが、これより２年前の 1904 年にはすでにこの教育規定の多くの目標が示されていた。子供たちは七歳で正式な学校教育を始めることとなった。そして、小学校の初期課程においては、生徒の知識、倫理関係、愛国心、発育が強調された[15]。その規定により、倫理教育では、時には歴史的な模範人物を用いて、徳性を養い、悪行を防ぎ、善行を習慣

13. Ruth Hayhoe,”Cultural Traditon and Educational Modernization: Lessons from the Republican Era,”in Ruth Hayhoe,ed.,Education and Modernization:The Chinese Experience(Oxford,Pergamon Press,1992),pp.51,71,n.11.

14. Zheng Yuan,“The Status of Confucianism in Modern Chinese Education,1901-1949: A Curricular Study,”p.202.

15. 璩鑫圭、唐良炎前掲書、291 頁。ここでは日本の教育制度から影響を受けた。Hiroshi Abe,op. cit.,p.294.

付けることを学ばせること。そして、この時期に子供たちに人類を愛する心（愛同類）を学ばせることは、大人になってからの愛国心（愛国家）への基礎となったのである[16]。初等教育はこうして修身と古典を強調した課程のもとに始められ、『孝経』、『四書』、『礼記』に焦点があてられた。実際のところ、読み書きを学ぶことが中心で、他にも数学、歴史、地理、理科、体育、美術や工作の授業もあった。これらの全ての教科において倫理教育が行われたわけではないが、歴史においては確実に行われたといえる。ここで、重要な教育目標となるのが、「聖主賢君」の偉業を伝え、中国文化の起源や「現在の王朝」の徳政を学びとることによって、国家への忠誠心（国民忠愛）を育てることであった[17]。

歴史の授業は、生徒たちに張り合いをもたせるために、それぞれの地域の歴史や地域の道徳者から始められた。同時に、壁には王朝の統治を示す年表がかけられ、生徒たちが自然に記憶できるようにした。子供たちを、身近でよく知っている場所とそれよりも大きくて抽象的な政治社会の両方に根付かせようと努めたわけだが、意識的に行われたのかというかはともかく、これにより、地方と国家（帝国）が関連づけられることとなった。

新しい学校教育のための学習課程は1904年までにはそのほとんどが完成していたものの、細部まで完結したのは1906年で、ここから政府の目的をさらに読み解くことができる[18]。清朝政府の見解がそうであったかどうかは定かではないが、おそらく、最も重要だと考えられていたのは、初等小学校の教育であろう。初等教育は、高等教育に進む前の、基礎知識を身につけるためのもので、何かを生み出すというよりは、その準備段階にあるものだと考えられた。しかしながら、それは莫大な数の人民に影響を与えることのできる絶好の機会であり、この段階の教育は、生徒たちの興味を引くことが求められ、後の教育の基礎を形成することになった。いずれにせよ、初等教育では、倫理、古典、中国文学、算数、歴史、地理、理科、そして体育が課された。地方の学校においては、それに美術や手工を

16. 璩鑫圭、唐良炎前掲書、294頁。
17. 同上、295頁。
18. 商務印書館編『大清新法令』、1909年。学校のレベルは以下のように分類した。初等小学（I～5年）、高等小学（6～9年）、中学堂・初級師範学堂（10～13年）、高等師範学堂（14～16年）、大学および孔子学院（17～19/10）。

加えることもあった[19]。倫理の授業では、朱熹の『小学』や、劉宗周の『人譜』を基に、具体的な行儀、品行が取り上げられた。また、教師たち自身が模範となることも求められたし、写真や絵、詩や歌などを用いるなどして、よい行いとは何かを学ばせた。最終的な目標は生徒たちの良心を喚起することであったのである[20]。

古典の授業では、一年生は簡単な説明を用いて一日に 40 の文字を学びながら、『孝経』や『論語』の古典を学ぶこととなった。二年生では、一日に学ぶ文字の数は 60 になり、三年生になると一日に 100 の文字を『孟子』から学ぶことになった。四年生は、『孟子』を続けるとともに、『礼記』も始め、一日に 100 の文字を学ぶことになった。すべての書物において、教師たちは口語体で分かりやすい説明を行うこととされた。

歴史の授業では、初めの二年間は、生徒たちはそれぞれの郷土の歴史について、特にその地域の著名な人物について学ばされた。三年生、四年生では、特定の王朝や統治、また「聖主賢君」の偉大な功績について学び、五年生では清の成立とその「仁政列聖」の正史について学んだ。同様に、地理の授業でも、ローカルなことから始まり、一年生、二年生は、その地域の道路、村、山、川から寺や重要人物といったものに焦点をあて、三年生では県や府、そして中国に関することを学ぶこととなった。四年生では中国の領土、有名な山々や川などを中心に、五年生では中国とその近隣諸国の両方を視野に入れた[21]。こうして、生徒たちは中国が世界のどこに位置するのかを、まずは国境の位置が表されることで理解することになった。歴史と地理の授業はともに愛国心を促し「国民忠愛」を助長するためにつくられたものであった[22]。学部は、近代愛国精神は、はっきりと認識できる郷土地域に対する感覚から、地図に表されるもっと曖昧な領域への感覚への延長にあると考えていたようだ。

高等小学校の課程も似たようなもので、倫理、古典、中国文学、算数、中国の歴史、地理、理科、美術と体育が課され、これ以上高い教育を受け

19. 前掲『大清法令』7:2:2 b。
20. 同上、7:2:3a。
21. 同上、7:2：5a-6a。
22. 同上、7:2：4a-b。

ない生徒は、農業や、手工芸、商業の授業が加えられた。倫理の授業での最初の目標は、冷静さや調和の精神ともいえる「自制心」を教育することであった。生徒たちは倫理規範を修得することが求められ、それが身についたかどうかは彼らがどれだけ学校生活において従順であるかで判断される。利己的な感情をコントロールするだけでなく、他者との関係も考え、「仁義」や「友愛」といったものを身につけなければならなかったのである。これが、個人的な関係から国家や世界の範囲にまで、徐々に発展することになったのである。また、倫理の授業は外国の教育制度においても課されているものであると、明確に示してもいる。

古典は倫理とつながっていて、高等小学校四年間のすべての学年において朱熹の『四書集注』を教科書にして教育された。さらに上の中学校になれば、生徒たちはこの難解な四書を追究することができたが、まだこの小学校の段階では、教師たちは具体的な道徳的行為を強調し、教科書は分かりやすく説明する必要があった。小学校の生徒たちは、まずは、自己を高め、社会の習慣を学ぶことが求められたのである[23]。

中学校における歴史の授業は、黄帝や堯や舜の時代からの王朝の盛衰についての内容だった。同時に、この循環的な考え方は、「治乱」や世界的な流れというものを強調することで修正された。また、歴史の授業は明らかに、清朝への忠誠を尽くすことが意図されており、政府からの恩恵や自己向上に努めることが学ばされた。地理の授業も同様に生徒の精神を強化するものであった[24]。

中学校や初等師範学校の段階になると、道徳、古典、中国文学に、外国語が加わるようになった。そして、歴史、地理、算数、理科、法律、経済、美術と体育も課された。倫理の授業で教科書となったのが、陳宏謀の『五種遺規』であった[25]。これは、１）道徳心、２）向上心、３）女性、４）政治、５）役人の心得・教育、を扱っている。内容が高度であるため、進

23. 同上、7: １：80b。
24. 同上、7: １：81b。
25. 陳は西南非漢民族の教育に力を入れた著名な官吏である。以下の論著を参照。William T. Rowe,“Education and Empire in Southwest China:Chen Hung-mou in Yunnan,1733-38,”in Benjamin A.Elman and Alexander Woodside, ed., *Education and Society in Late Imperial China, 1600-1900*(Berkeley:University of California Press,1994),pp.417-457.

んだ生徒に適しているものだと考えられた。陳の言葉は分かりやすいものであったが、彼の論証はきわめて厳密で複雑なものであった。この教育は中学校五年間すべてを通して行われ、生徒たちに、道徳心を身につけ、偉大なことをしたいという願望を抱かせることとなった。生徒たちは、この倫理規範を、家族や友人、そして中国や世界と自らの関係にどのように取り入れていくのか、またそれをきちんと実行するということを学ばされた[26]。

中学校の歴史では、「王朝の偉大な功績と統治」を挙げて、まずは清朝の「王の徳政」、そしていままでの進歩と偉業、優れた学者と忠臣の精神について、彼らの活躍や技量、古い軍事制度の見直し、農業、産業、商業における進歩、慣習の変化などが取り上げられた[27]。そして、アジア諸国の歴史から始まり、ヨーロッパ、アメリカまで扱われた。この段階での歴史教育は異文化の起源やそれぞれの関係を教えるためのものであった。こうして、生徒たちはなぜ世界には力のある国とそうでない国があるのかを理解することとなったのである。ここでもまた、最終目標は国民の志気を高めることであったといえる[28]。

中学校の段階での古典の授業は、自己啓発的要素よりも歴史に重点をおいていたようである。『春秋』、『左伝』、『周礼』はどれも経世のために有効な原典であると考えられた。これらは、古代周の高官たちの精神や勇敢な英雄たちを挙げ、かつての皇帝がどのように人々を養い、今日の政府をもたらすこととなった教育を行ったのかを示している[29]。地理の授業では、国境を越え、地球と人間の関係、気候、人種、経済活動、地図の書き方が含まれるようになった。しかし、依然として、外国地理の教育の焦点は愛国心を植えつけることにあったようである[30]。中学校の教育課程から初等師範学校にかけては教育方法が加えられただけである。

高等学校の教育課程は、人文、科学、医学の三つの専門課程にも分かれ、その全てにおいてまず重要視されるのが人倫道徳であり、古典、中国文学、外国語、体育はすべての課程に含まれていた。そして、人文課程では歴

26. 前掲『大清法令』7:1:72a- b。
27. 同上、7: 1 ：73。
28. 同上、7: 1 ：74。
29. 同上、7: 1 ：72b-73a。
30. 同上、7: 1 ：74a。

史、地理、法律、論理学などが、科学課程では数学と様々な科学分野の教科が、医学課程ではラテン語、数学、生物が、それぞれ専門科目とされる[31]。人文課程の倫理の授業では、三年間を通して、宋、元、明、そして清（国朝）の学者を採り上げて、人間や日々の生活の本質を問うことが教えられる。他の二つの課程においては、類似はしているものの、おそらくそれほどは重要視されず、帝国末期の哲学者たちが取り上げられた[32]。高等師範学校の教育課程は、『礼記』や『勧学篇』などの教材が加えられた[33]。ここでも、教師たちは具体的で分かりやすい基本的な意味を強調することが求められ、これらの複雑な文献のすべての詳細にわたって説明する必要はなかった。しかし、すべての授業において、常に道徳倫理を強調しなければいけなかった[34]。

この倫理の強調は、専門学校においても同じで、数学、気象学、農業などの専門分野においても、常に基礎に置かれるものであり、その課程において終始続けられた[35]。さらに上級の専門学校では、中等学校の倫理教育と同じ、宋・元・明・清の学者たちについて学ぶことまであった[36]。

この時点での教育は、まだ男子を対象にしたものであった。しかしながら、清朝の規定では、三歳から七歳までの子供たちのための家庭教育（家教）と保育園（保姆・蒙養院）についても触れられている。女子用の教科書には『孝経』、『四書』、『烈女伝』、『女誡』、『女訓』、『教女遺規』が用いられた[37]。この段階では、女子生徒は新しい知識を学ぶことを課されておらず、女子への正式な教育は1907年になって実施されるようになった[38]。

---

31. 同上、7: 1 ：64a。
32. 同上、7: 1 ：64b-65b;7:166a-69b。
33. 同上、7:2：15a。
34. 同上、7:2：22a。
35. 同上、7:2：36b,39a。
36. 同上、7:2：54a-56a,56a-b。
37. 同上、7:2：12b。清末期の女性教育について以下のものを参照。Joan Judge,“Citizens or Mother of Citizens: Gender and the Meaning of Modern Chinese Citizenship,”in Merle Goldman and Elizabeth J.Perry,ed., *Changing Meanings of Citizenship in Modern China*(Cambridge,MA: Harvard University Press,2002),pp.23-43; and Judge, *Reforming the Feminine: Female Literacy and the Legacy of 1898 Reform Period: Political and Cultural Change in Late Qing China*(Cambridge,MA: HUAC, Harvard University Press,2002),pp.158-179.
38. Joan Judge,“Citizens or Mother of Citizens: Gender and the Meaning of Modern Chinese Citizenship,”p.29.

女子教育は、これらの書物が示すほど伝統的なものにはなり得なかったが、政府の関心は示されている。

清末期における教育は、こうして倫理教育が重要視されたわけだが、これは学部の意図したように子供たちに反清革命に対抗する精神を植えつけるためだけでなく、西洋の新しい知識それ自体の脅威に対抗するためのものでもあった。前述したように、学部は、この新しい知識は正しく理解される限り、伝統的規範への脅威となることはないと主張したわけであるが、ここにはまた別の解釈も可能であり、新しい知識が伝統的規範への脅威となるかもしれない、ということも暗示されていた。清朝末期の教育者たちは、今までの教育者と同じように、道徳的品行はどのような原因によっても妨害されるものではないと考えていた。しかし、この時ばかりは「自由と平等」という不安要素は、「三綱」の厳格な教訓と共同の忠誠心によって取り除く必要があるとされた。学校や教師がそれぞれの教科の教科書を選ぶことができたのは非常に意味のあることである。中には慎重を要する歴史の教材もあったほどである。しかし、倫理と古典の教科書については、政府によって与えられるようになっていた。では、この他の課程は伝統的な規範への挑戦となったのだろうか。皇帝への忠誠という基本原則はどうなったのであろうか。

三、教科書編者の目標

もしも学部や保守派の高官の目標が比較的明確であったのなら、教科書の編者たちもそれぞれの目標をもったであろう。1906 に公布された初等小学校の倫理における指導要領は、親孝行や女性の純潔を強調しているが、政治に関する記載は含まれていない[39]。少なくとも、改革派であった蔡元培や張元濟の二人も急進的な姿勢を示してはいない。忠義の教えは危険を恐れず、それぞれの義務に従う勇気の下に営まれるものであると説いた。注目すべきなのは、よき時代には忠誠心などなくても人々は他者と喜びを分かち合うことができるが、困難の時代には忠誠心を呼び起こすこと

39. 高鳳謙、蔡元培、張元済編『最新初等修身教科書教授法』、上海商務印書館、第二版、1906 年。

によって、お互いが助け合うことができるということである。つまり、忠誠心は平和な時代には育成されたはずだが、危険な時代に見られるものであったといえる。教科書において皇帝への忠誠心も忠誠心の例のひとつであったわけだが、それは友好、または特別な意味での個人的な関係であると強調された。文学や歴史の中から例として挙げられたのが、張千載であった。彼は宋の忠臣、文天祥からの官職任命を辞退した人物であるが、宋の崩壊後、元によって文が投獄された際には同伴し、三年間にわたって面倒を見たという。そして文が処刑された後、彼の遺体を丁重に埋葬した。清の検閲官は当然この話を脅威だとは見なさず、これがただ個人的な忠誠心を示しているだけでなく、愛国心の教えをも強調している点を重要視した。文が捕らえられた時、彼は兵を率いて皇帝の救助に向かっていたわけだが（この話自体が忠誠心を示すいい例であるが、ここで取り上げるものではない。）、それこそが国家のために自身を犠牲にするもの（為国捐躯）であると示した[40]。

一般的に、編者たちは、彼らが伝えたいと考える倫理的政治観念を暗示するようなことはしなかった。彼らは、伝統と近代の混合した性格をもつものをつくりだそうとした。親孝行は、単に尊敬と従順に関するものではなく、その祖先は善行の模範になるものであった[41]。その活動力、勇気、自尊、また迷信的習慣の廃止や成功を収めるといったことは、この意味ですべて倫理的規範であると考えられた[42]。言い換えれば、これにより生徒の自信や独創力といったものを奮起させたかったのである。同様に誠実さ、寛大さ、礼儀なども促されることとなった。

後に考察する歴史教科書の場合、編者はその目標を、国家の屈辱や喪失というものの意識をもたせるというものであった[43]。丁宝書は、日本を模範としているというが、その主張するところは、中国人はその「歴史的視野」を広めていく必要があるということである。「祖先の国家」の起源を忘れてしまっていたところにもその必要性がうかがえる。丁は、国家の問題を、

40. 同上、6頁。
41. 同上、1頁。
42. 同上、2頁。
43. 丁宝書『蒙学中国歴史教科書』、文明書局、1905年、1頁。

一家の団結のための父親や祖父の功績を語る孫になぞらえた。この祖先の回想は、二種類の時代に基づく歴史を表すものとなった[44]。一方で、調和と不和の周期的な動きを強調し、当時のヨーロッパによる中国侵略の脅威と結びつけることができた。同時に、歴史は、過去の発展の現象と、未来のそれとを物語るものである。丁の最終目標は、発展した文化と社会をつくることだった。彼は、生徒たちに道徳的規範を与え、外国からの中国への影響を示しながら、王朝の支配や領土の征服といった内容を調べていくことを提案した。

丁は、かつての漢人と非漢人の間の抗争を、当時の黄色人種と白人種の間のそれと比較した。漢人・非漢人の問題から当時の人種の問題を考える際、満州人の問題に行き着いた。というのも、満州人は非漢人であるが、西洋の帝国主義に向かい合うことで、漢人との結束を求めるようになったということである[45]。また、丁は、中国が外に向かって開放することを強く主張したのである。中国の歴史から彼が読みとったのは、国の文明がだいたい同等の力をもっているときは、どちらかがもう一方を迫害することはできず、接触をもち、一定の競争を行うことで、お互いが発展することができるということであった。ヨーロッパの帝国主義に直面して、それに対抗するためにも、中国はその西洋の文明を吸収する必要があったのである。中国の子供たちは、国家を開放し経済的努力を続けることを学ばされ、青少年は、富国のために実用的なビジネススキルを教わった[46]。

丁の世界主義は、政府の改革と調和していながら王朝への忠誠を顧みないものであった。丁が教科書にかける望みは、急進的とは言えないまでも、確実に反保守的なものであった。知識を発達させることは、愛国心を発達させることである。これは丁の理論である。しかし、学部のねらいと編者たちのそれとの間には相違があり、彼らが指示されたものと実際書いたものとでは異なる点があった。

---

44. 同上。
45. 梁啓超「論変法必自平満漢之界始」、「変法通議」、『飲氷室合集』（中華書局）文集、1：77－83。
46. 丁宝書前掲書、2頁。

四、実用中国歴史教科書

初等小学校における歴史教育では、かなりすっきりとした政治的語り口で、今日の学校教育とそう離れてはいないものだった。「国家」についてはあまり触れられておらず、一般的なことや皇帝に関することを扱っていた。漢人と非漢人の問題も個人の物語として取り上げられている。こうして、調和と不和の問題を中心にもってくることに成功したのである。また、美術や哲学についても扱っているが、これらは革命意識の発展に寄与することにはなっていない。中国の調和と不和の時代は周期的に入れ替わるものであるといえるだろう。不和は「乱」と結びついていて、君主政体は調和と結びついているので、倫理的正義も君主政体と結びつくことになるのである。

しかしながら、この前提は常に成り立つものではなく、矛盾もうまれる。教科書は、古代において西方から渡ってきた漢民族の話から始まる[47]。ここで重要なのは、漢民族がその土地の人々を追いやったのではなく、彼らは遊牧民であったということである。それは、ある部族の長であった黄帝の政治的統一の基礎を築いたこと（定中国統一政治之基）に始まる。彼はこうして初代君主となり、文字、舟車なども制定した。丁のこの教科書では、伝統的な文明神話も歴史知識として扱われ、黄帝や「大聖之君徳」をもつ堯、舜、禹といった他の古代の王が取り上げられている[48]。彼らの統治時代において帝国は平和であった。もし、丁がここで物質的文明の進化や政治的結束、および中央集権の意識を伝えた。しかしながら、この進化の歴史がうまくいったかどうかは定かではない。禹が君主制の父子継承を始めたということを淡々と述べながら、丁はそこで王朝の最初のよい王と最後の悪い王について触れる。

教科書の中では、徳による王位継承と相続による王位継承の対照が明確に示されてはいない。その後も創始者の王たちが特に「道徳者」であったという記述があるわけでもない。禹によって建てられた夏朝は最終的には、

47. この説は章炳麟や劉師培などによって広く知られていた。最初に漢族西来説を提唱したのはフランス人 Terrien de Lacouperie。
48. 丁宝書前掲書、１～２頁。

商が禹の悪名高い後継者桀を倒すことで商朝に服従することとなる。無道の桀はすでに民心を失っていた。この話の重要な点は、新しい形の皇帝政治の登場である。湯の帝国を築いたのは軍隊によるものであった[49]。丁はまた、徳と軍隊の力の例として、周の繁栄も挙げている。周公は侵入していた野蛮人を討ったことや、文物を発展させたことで称えられている。子供たちは、礼楽や文物から周の制度がどれほど素晴らしかったのかを学んだ[50]。また、主な官僚機関や、井田税制、国家教育制度なども簡単に触れられた。

周の場合、その衰退は皇室の堕落のためではなく、野蛮人の侵入によるものだと示されている。たしかに丁は、この春秋戦国時代を戦争と混乱の時代であったと述べている[51]。この時には周の貴族たちはもう王を崇敬しておらず、代わりに彼らは自らの権力をかけて戦った[52]。丁はそこから野蛮人の圧力と王朝の衰退との関係を 20 世紀初頭のそれと比較している。一方で、中国にこの時ほど「才能」のある人材が存在した時代は他にはなかった。そしてこれはもちろん孔子の時代でもあった。孔子こそが慣習を発展させ、父と子、君主と臣下といったそれぞれの正しい役割を示した倫理規範を確立した人物であるため、丁はここに明確な進化を見出そうとした[53]。孔子の教えは孟子を通して伝えられることとなり、それが中国の政治原則（中国政教）や政治的学問（政体学術）の基礎となったのだと示した。さらに丁は、孔子自身が前例もなければこれからもない唯一の存在で、この時代こそが思想と言論の自由の時代であったと示唆した。知的、学問的繁栄はもたらされたものの、これらは丁のいう進化の構想とは異なった。また、おそらく教師たちが示唆することで生徒たちがすでに認識していると考え、丁は孔子が政教に関して述べたと言われることに関して解説をしなかった。

しかし、丁は戦国時代のさまざまな謀反についての項目を設けたのだろうか。封建的、もしくは貴族的であったといえる周の時代から、中央集権

49. 同上、２～３頁。
50. 同上、７頁。
51.「諸侯不復尊王」、同上、５頁。
52. 同上、６頁。
53. 同上、７頁。

化した君主制の秦までの移行を明確には示さずに、丁は、秦の天下統一と、その古い封建制度の撤廃を強調した。そして、秦は武力を用いて帝国を統一しただけでなく、「種族」を守りながら、領土も防御したのである[54]。丁は、秦が皇帝という称号をつくり、自らを始皇帝と呼ばせたその独裁的な傲慢さや、死後にも称号を与える制度を非難してはいるものの、もしくはそれを理由に、丁の目には秦の設立こそが真の帝国であると映ったように考えられる[55]。この時、支配者の権力が極致に達したことで、その秦の残忍性により政治と学問の両方が衰退したのだろうと丁は考えた。結局この三代の統治方法は堕落したと丁は懐旧的にまとめている。

明らかに、丁はこの古代中国の歴史を語る際に、それを進化的枠組みに取り入れるのに苦労した。（野蛮人の侵入に対する）防御や、（野蛮人を追放し、領土を広げていく）繁栄という点から考えれば、この中央集権や統一といった動きはよい事であるように思われる。しかし、実際の政策はほとんどがそうではなかったのである[56]。同様に重要なのが、彼が君主制を説明する際に直面したジレンマである。秦以降の皇帝を描くにあたり、丁は、彼れらの本質が徳よりも、基本的に道徳観念のない（道徳に反するわけではないが）軍事的能力にあったのではないかと考えたからである。丁が伝統的道徳を諦めたということは、秦の急速な衰退に関する記述にも表れていて、その原因は、創立者やその後継者に欠点があったからではなく、厳しい法律や重税に対する大衆の不満によるものであるとしている[57]。

秦と漢においての道徳観念の欠如の疑いは皇帝に関する丁の定義を導いている。皇帝というものは要するに帝国を支配する者である。丁は、ほとんどの部分で、褒貶を避け、その論調はいたって客観的なものとなっている。しかし、それでも、丁は漢の初代皇帝を評価している。漢の建国者について、それは初めて一般人が「天子」になったものであったと記述している。漢の皇帝は、基本的に周の封建制度と秦の軍事制度を組み合わせる

54. 同上、10 頁。
55. 同上。
56. 梁啓超も同じ問題に直面した。Peter Zarrow, "Old Myth into New History:The Building Blocks of Liang Qichao's New History," Historiography East and West vol.1,no.2(December 2003),pp.204-241.
57. 丁宝書前掲書、11 頁。これに加えて、丁宝書は今日のいわゆる社会史に関心を示しておらず、彼はあくまでもリーダーに注目していた。

ことで、さらに安定した統一を図り、また宮廷儀式を復活させ（秦における皇帝への崇拝儀式にならったものである）、有能であれば平民でも雇った[58]。これらすべてがよい事であったかは定かではないが、すぐに丁は漢における不明瞭な王位継承制の記述に移る。文帝は仁政を行ったが、これによって継承の際に大規模な貴族の反乱を招くことになる状態を作り出したともいえるだろう[59]。反乱鎮圧のために秦の軍事制度を復活させることとなり、結局は封建制の崩壊につながることになったのである。これが歴史的変革のテーマであると見なすこともできるが、丁がこの発展を賞賛に値するものだと考えたかどうかは定かではない。武帝の事例において明らかなように、中央集権にもそれなりの問題がある。丁は、武帝と秦の始皇帝は「英主」であると述べている。一方で、武帝は学問を奨励し、帝国の領土を拡大し、野蛮人の脅威を寄せつけず、今日のトルキスタン、ペルシャ、インドにまで派兵を行った。これが、漢を丁が理想としたであろう国際的で開かれた社会にしたのである。外国との接触や仏教の伝来については後の章で扱う。

武帝の帝国の中央集権的性格は、匈奴の脅威に打ち勝つことで、種族を守り国家の力を発展させた（以保種族以揚国威）のだろう[60]。しかし、丁によれば、彼は宮殿建設のために資源を浪費して犠牲を出し、結果として冷酷な役人たちは人々を酷使して私腹を肥やした。丁は後漢を含む後の漢の皇帝は帝国を再び安定化したと信じている。これに関して、王莽は簒奪者であり、君位を奪った後の改革はその時代に適していたとは言えず、匈奴との戦いに敗れ、大規模な内乱を引き起こすことになった[61]。それでも丁の皇帝に関する記述には不明瞭なところが残る。中国を守り、外国の影響へも開放的であった強力な皇帝たちは、学問の自由を支持せず、重い負担を民衆に押し付けるために、国政は困難に陥り、それは結果的に崩壊へとつながったのである。

丁は再び、漢が倒れた後の晋の天下統一を称えている。しかし、これも

58. 同上、12 頁。
59. 同上、13 頁。
60. 同上、16 頁。
61. 同上、16 ～ 17 頁。

一時的なもので、野蛮人の侵入が続いて起こったことで、この後中国は短命の王朝時代を迎えることとなる。丁は、ここから再び天下統一に成功した隋までの間、正統な継承制度を見ることはなかった、と示唆している。また、ここで再び、統一に対する評価が示されている。隋の文帝は倹約家で、「民治」を果たした[62]。しかし、彼は偏執病的になり、忠実な大臣たちを左遷させ、皇宮を離れさせた。彼の息子がこの王朝の支配に終止符を打つことになるのだ。そして、丁は長期に渡る平和を築いた唐の建国者を論理的に支持している。彼は、唐が隋を倒し、かつての同盟国であったトルキスタンにまで攻め入ったことを軍事的征服であったとしている。丁にすれば、歴史的重要点は、唐王朝がトルキスタンと親密な関係にあったことではなく、唐が最終的にトルキスタンを破ったことである。また、彼は高宗の「種族防衛と国威拡大」（衛種族張国威）を称えており、これこそが皇帝政治の本質だと考えるものであった。遠方との貿易からの利益をあげ、その国力と威勢は南方や西方にも拡大したことからも、丁は唐が国際的に開かれた社会であると述べている。また、彼は指導力の不足を暗示することで、唐の衰退の原因は外国からの圧力というよりも、政府の派閥の内部抗争によるものだったと示している。

もしもすべての皇帝が（実際そうであったように）軍事指揮者であったとしても、当然ながらすべての軍事指揮者が皇帝であるということにはならない。契丹の支配者のように、例え彼らが自分自身を皇帝と呼んだとしても、本当の鍵となるのは、実際に統一した中国を効果的に支配できるかということであった[63]。この教科書では、宋の建国者と、その弟で父親の古くからの敵を破って天下統一を果たした太宗を大いに称えている。たとえ宋が多少政治的能力に欠けたとしても、それは文化的に重要な時代であったといえる[64]。しかしながら丁は、その外交政策の不首尾や国内の派閥抗争は最終的に元朝への道を開いたものだとまとめている。丁は、モンゴル民族は遊牧民の羊飼いの種族であったことに触れながら、チンギス・ハンの孫のフビライ・ハンがどのように宋を破り、中国王朝を奪ったのか

62. 同上、28 ～ 29 頁。
63. 同上、37 頁。
64. 同上、37 ～ 38 頁。

を詳しく述べている。丁は、世祖の広域にわたっての征服や、限定的ではあるが、日本への勝利を挙げて、彼が実際どのようにシベリアとインドを除くアジア全土を統一したのかを示した。積極的な交流と接触がすべての党派に利益をもたらしたと主張されている。教科書において、この巨大なモンゴル帝国や元王朝と中国の区別の試みは見られない[65]。おそらくほとんどの生徒が、フビライは単に別の偉大な征服者で皇帝であったと考えただろう。広大なモンゴル帝国は、世祖の死後、最終的に明への道を進むこととなった。利己的なラマの聖職者たちの出現や、モンゴル内部の抗争や元への圧力により、重税や大衆の不満を引き起こすこととなり[66]、結果的に、元はその派閥抗争により崩壊したのである。

教科書において、民族の分裂や一般的な問題は強調されていない。これは、清朝の教育者たちの関心のためだけではなく、丁自身の中国の領土の完全さや政治的中央集権化に対する関心のためであり、驚くべきことではない。もし、元が宋に対する「野蛮人」による脅威であったとしても、元には正統性がある。元の問題は、それが「外国」であったということではなく（教科書では触れられていない）、世祖の王位継承問題がうまく行かなかったことにある。崩壊後の明は、愛国的な「復讐」ではなく、秩序の復活を象徴したものであった。宋・元・明の支配者たちの最終的な試みは中国を防衛する能力にあった一方、理想としては、外部へ開放し、接触し、貿易をすることであった。後に考察するが、丁は同時に中国の歴史的主題は独立国家という観念的なものであり、「種族」の記述があるにもかかわらず、それは民族や民間人に関するものではないとしている。

丁は、明時代に関して、ヨーロッパ人によってつくられた新しい世界制度への不完全な適応を述べているが、国内問題についても強調している。海賊行為と北方問題に触れて、韃靼指導者がラマ教に改宗させられた時に、北方からの略奪行為が終わることとなったと述べている[67]。そして、明は、派閥抗争や内乱によって崩壊することになった。教科書では、明の崩壊が満州族によるものだとしていない。同時に、ヌルハチに始まる満州族のリー

65. 同上、47 頁。
66. 同上、48 頁。
67. 同上、54 頁。

ダーたちを、途中、朝鮮を属国とし、明を首尾よく征服した皇帝であったと示した。興味深いことに、丁は、降伏することを拒否した、明の「忠臣」について触れていないのに（宋の忠臣については名指しで記述している）、「反逆者」については記述があるということである。また、清の建国者は別として、康熙帝や乾隆帝は偉大な征服者であり皇帝であるとしている。康熙帝に関しては「三藩の乱」を鎮圧し、台湾を合併し、ロシアとの国境を引き、モンゴル・チベットより西方へ勢力を拡大したことを、乾隆帝に関しては越南を防衛し、朝貢制度を東南アジアにまで広め、新疆や四川の部族を守ったことが称えられている[68]。また、丁はここで、政府制度について比較的詳細に記述している。

実際、大清帝国は明とその周辺諸国を征服したが、それは「中国」を征服したという意味にはならない。丁は、それ以前の記述においてもそうだったように、中国の中心地での闘争の話を自然に避けている。彼が記述することを避けなかったのは、乾隆時代の末期から直面した国内外の問題である。白蓮教徒の乱、アヘン戦争、太平天国（長髪賊）の乱や、起こり続ける外国による侵略はすべて簡潔に述べられている。アヘン戦争による威信の喪失は、太平天国の乱を引き起こした主な要因であるとしている。清の東南アジア、朝鮮、また琉球における宗主権の喪失は、当時の中国自身への外界からの影響と同様に重大なものであった。ロシアの脅威から中央アジアを守ったことや、清仏戦争においては賠償がなかったことなどの、清の勝利、部分的勝利に注目を向けている。しかし、三国干渉があったものの 1895 年の日本への敗北による朝鮮半島の独立を認めなければいけなかった。この頃から中国に対する列強の干渉が広まったが、これらに関しても一つ一つ詳細に述べられている。

そして光緒帝や西太后の統治に関する記述のないまま、教科書は終わる。20 世紀初頭の新政は帝国主義による屈辱と比較されている。教科書の論調はいたって客観的で淡々としているが、教師たちがこれを現実味を帯びたものにさせることができただろう。問題は、生徒たちが、この 150 年間における明らかな清朝勢力の衰退から、清朝の統治についてどのように考

68. 同上、58 頁。

えるべきかである。この教科書の最後の章にある愛国精神についての記述は控えめなものであるが、十分に明確なものである。君主政体は領土防衛において、その帝国機能を活用できていなかった。しかしながら、丁の王朝に対する忠誠は疑いのないものであった（必ずしもそう決め込む必要もないが）。丁は、それまでの教科書に見られたような、粗野で思慮に欠ける清への賛美をうまく避けることができたといえるだろう[69]。ここで重要なのは、丁が何を意図したのかではなく、小学校の生徒たちが何を学ぶべきであり、何を学ぶべきでないかと彼が考えたかである。丁の教科書が強調しているのは、統一という主題で、それは一般的にいう君主政体と、もっぱら清を包含しているといえるだろう。

そして、丁はその序論で述べたように、当時中国が直面していた屈辱に関する記述をうまく成し遂げた。しかしながら、生徒に模範を示すという目標に関してはややぼんやりしたものとなった。聖賢の時代といえる一種の神話的な先秦時代からの帝国像も浮かび上がるが、秦以降の時代における多彩な能力をもった歴史上の皇帝はかなり詳しく描かれている。丁がこの政治的語り口によって生み出されるものに気づいていたかどうかは分からないが、結果として、彼は皇帝政治は軍事征服の手段であると定義している。この教科書には君主政体の正統化や、そのイデオロギー、さらには革命を促すというような試みは見られない。

また、丁の教科書では、天命についてや、他の君主制に関する明確な議論も触れられていない。読者が倫理的な含意を当然のこととして受け止める一方で、統一のテーマは認識されない。分裂よりも統一された中国の方がよいとどうしていえるのだろうか。内乱の苦しみを示す以外、丁の教科書はこれを示していない。統一が絶対的に良いことであるとは示していない。しかしながら、この教科書の歴史的対象が「中国」である限り、その統一は実在的なものである。したがって、「種族」を守ることが必要なのである。

小学校の教科書から与えられる中国の歴史についての概略からは、教養のある分析や鋭い見識を期待することはできない。また、我々が教室でこ

69. 蒋維喬「創辦初期之商務印書館与中華書局」、張静廬編『中国現代出版史料』丁編、中華書局、1959 年、396 頁。

れを他の生徒や教師と一緒に読むという経験を再びすることはできないであろう。丁は、文化の変化（宗教、芸術、学問の発展）についても述べたものの、政治的な内容を教科書に取り入れた。その意味で、「中国」は絶対的に歴史的な主題であり、それは時代を長い目で見ることのできない気まぐれに不平や反逆をする者とは離れた存在である。そして、人々は時には盗賊により打ちのめされたり、時には未来の皇帝と結びつけて考えられたりもするが、決して歴史をつくる役にはなれない。歴史をつくるのは、主に皇帝と政治的指導者たちなのである。

丁や学部の高官たちが望んだように、この教科書は生徒たちの愛国精神を呼び起こす役目をよく果たしたと言えるだろう。しかし、それが伝統的倫理観念や皇帝への忠誠心を助長したかどうかはまた別問題である。

Abstract

Peter Zarrow

Textbooks are designed both to impart knowledge and to socialize the younger generation. They are approved by political or social elites to impart cultural continuity (collective memory and identity) and prepare the younger generation for new challenges. In modern society, educational institutions disseminating new knowledge often challenge existing views. One of the greatest challenges of new knowledge is to traditional "moral knowledge" that, among its other effects, binds together communities of memory. Although officials in the late Qing did not wish to challenge Confucian moral views in any way, they also wished to integrate the new knowledge with traditional moral knowledge. And politically, they sought to shore up the monarchy with "loyalism" (*zhongjun*). However, official desires in the case of the late Qing were in fact contested.

A national educational system was founded in the early twentieth century, and it needed textbooks. The Qing government did not prescribe textbooks but allowed individuals to author them, subject to official approval. Textbook-writers, unlike high officials, might wish to emphasize patriotism at the expense of loyalty to the emperor. Furthermore, the actual content of textbooks did not necessarily represent the conscious intentions of textbook-writers any more than the goals of officials. This paper examines both official views and the development of "self-cultivation" (*xiushen*) in the curriculum. It then goes on to discuss a history textbook, the author of which stated that he wished to instill students with patriotism, the historical theme of the unity of the empire, and the progress of the nation. Yet the textbook itself offered relatively little sense of political or social progress. Its political narrative highlighted the actions of great men, but these actions often had tragic consequences. China's various historical emperors were military conquerors, not exemplars of virtue. As disseminated in this textbook, historical knowledge lost most of its moral significance and, in effect, collective memory was simultaneously challenged and put on a new footing.

彙　報

2009 年 4 月～ 2010 年 3 月

刊 行 物

＊国際問題研究所紀要第 134 号　2009 年 9 月 30 日

論説

中国における公民権意識の台頭と社会変革の可能性に関する試み
～「法学博士」と「打假英雄」の事例を通して～　高　明　潔

中国的发展与世界格局的演变
—中华人民共和国六十年暨改革开放三十年发展述评
张　琢

The Recognition of Vietnam's Sovereignty in the South China Sea and Vietnam's Attitude Towards Sea Dispute Settlement
Professor Doctor Nguyen Ba Dien
Researcher Pham Quang Minh,MA
Centre for The Sea and Maritime Law
National University of Hanoi, Vietnam

Japan's Arrangements with South Korea and China for the Development of Oil and Gas in the East China Sea:A Memorandum　三　好　正　弘

世界保健機関への参加をめぐる決定要因
—台湾のWHAオブザーバー資格取得を事例として—
加　治　宏　基

欧州共同体の使節権をめぐって
—Parerga und Paralipomena (2)—　川　崎　晴　朗

1920 年代初頭の上海における朝鮮人「実業家」
～玉成彬，玉観彬を事例として～　武　井　義　和

关于第二次全国残疾人抽样调查（2006 年）的讨论
～以全国调查及四川省调查为中心～　真　殿　仁　美

ストリート・チルドレンを生み出す都市下層
—メキシコ市の都市交通網と都市下層の生活に焦点を当てて—
小松仁美
丸谷雄一郎
国連における中国の人権問題 山岸健太郎
中国における公共投資の不平等
—『基本建設投資』不平等度の地域間分解を通して—
兪嶸

研究ノート

中国甘粛省臨夏市の回族女性の生き方に関する研究
—自営業の M1 さん，臨夏中阿女校の職員 M2 さん，
看護婦 W さんの事例から— 金仙玉

翻訳

鬱金香 張愛玲 著
徐青 訳

＊国際問題研究所紀要第 135 号　2010 年 3 月 30 日

論説

中国水利資本ストックの事例的考察
—山東省蒼山県環境保全型農業事例から— 高橋五郎
近代中国華北農村の水利組織と村落、宗教圏について
—河北省邢台県を例として— 馬場毅
世界史のなかのノモンハン事件（ハルハ河会戦） John Hamilton
ドイツの労働市場とハルツ改革 保住敏彦
欧州共同体の使節権をめぐって
—Parerga und Paralipomena (3) — 川崎晴朗
中国旅行社企業の成長過程と現状に関する一考察
—江蘇省の事例を通した組織論の観点から— 張慧娟
中国の貧困村における農家の主婦の精神的健康と関連要因
—中国河北省Ｌ村のケーススタディから— 三橋かほり
国連人権委員会における中国の人権問題論議の特徴 山岸健太郎

研究ノート

M&A 活動に影響を及ぼしうる諸要因間の相関関係に関する一考察
—レーガン政権期におけるアメリカ国内オイル・天然ガス産業関連諸要因を対象として(Annual Energy Review 2001 編)— 上 木 敏 正

基督の創出
—「邪教案」にみるキリスト教系異端結社 孫 江

書評

ジャック・アタリ[2008]『21世紀の歴史 未来の人類から見た世界』作品社
佐 藤 政 行

翻訳

ヴォルフガング・カシュバ ヨーロッパとグローバリゼーション:ヨーロッパ・エスノロジーへの新たな挑戦
—2008 年 12 月 12 日 韓国ソウルにおける講演— 河 野 眞

＊創立 60 周年記念シンポジウム記録集
『アジア国家の分断と統合—60 年の奇跡と展望—』 2009 年 10 月 1 日

講演会等

＊第 1 回研究会
講 師：Satinder Kumar Uppal 大使（元インド政府外交官）
テーマ：2009 インド総選挙結果とその後
—日本外交にとってのその意味を探る—
開催日：2009 年 7 月 11 日(土)

＊第 1 回主催講演会
講 師：熊沛彪氏（武漢大学日本研究センター長、教授）
テーマ：九一八事変とワシントン体制の動揺
開催日：2009 年 11 月 9 日(月)

＊第 2 回主催講演会
講 師：伊藤亜人氏（早稲田大学アジア研究機構上級研究員）
テーマ：北朝鮮をめぐる問題—生活者の視点から
開催日：2009 年 11 月 25 日(水)

＊愛知大学・JICA 中部・名古屋国際センター連携シンポジウム

コメンテーター：楓原和子氏(NPO法人保見ヶ丘国際交流センター代表)
小山儀秋氏（前東浦町立石浜西小学校校長・現東浦町教育委員会アフタースクールコーディネーター）
田辺豊人氏（豊橋ブラジル協会理事）

パネラー：加納　寛（愛知大学国際コミュニケーション学部准教授）
稲葉　誠(独立行政法人国際協力機構中部国際センター所長)
豊島行宏（財団法人名古屋国際センター事務局長）

総合司会：中本克樹氏（テレビ愛知アナウンサー）

テ ー マ：地域を元気にする多文化共生

開 催 日：2009 年 12 月 13 日(日)

会　議

2009年度

＊運営委員会

2009年 4 月18日（第 1 回）

2009年11月20日（第 2 回）

＊所員会議

2009年 5 月16日（定例）

人　事

2009年度

＊所長

馬　場　　毅（現代中国学部教授）

＊運営委員

加　納　　寛（国際コミュニケーション学部准教授）

田　中　英　式（経営学部准教授）

三　好　　章（現代中国学部教授）

李　　春　利（経済学部教授）

2009年度　国際問題研究所所員

（五十音順）

	氏　名	所属職	担当科目・研究テーマ（専門分野）
	浅尾　仁	法学部教授	比較経済体制論
	安部　悟	現代中国学部教授	中国近現代文学
	荒川清秀	国際コミ学部教授	中国語学、日中比較語学
	李　泰王	経済学部教授	韓国経済論、東北アジア経済論
	伊東利勝	文学部教授	歴史学
	今井理之	現代中国学部教授	中国貿易論、中国対外経済論
	宇佐美一博	文学部教授	中国哲学
	海老澤善一	文学部教授	哲学
	太田幸治	経営学部准教授	流通機構
	大林文敏	法学部教授	憲法学
	奥野博幸	経営学部教授	金融論
	加々美光行	現代中国学部教授	中国政治史
	加藤克佳	法学部教授	刑事訴訟法学、比較刑事法学
○	加納　寛	国際コミ学部准教授	タイ語、歴史学
	川井伸一	経営学部教授	中国経営論、中国企業社会論
	河辺一郎	現代中国学部教授	国連問題、戦後日本外交
	葛谷　登	経済学部准教授	中国におけるキリスト教の受容
	栗原　裕	経済学部教授	国際経済学、ヨーロッパ経済論
	黄　英哲	現代中国学部教授	中国文学作家研究、台湾における戦後の意味
	高　明潔	現代中国学部教授	中国民族論、中国地域社会における人類学的研究
	河野　眞	国際コミ学部教授	民族学、西洋文化史、ナチズム研究
	佐藤元彦	経済学部教授	国際開発論、現代アジア経済
	清水伸子	経済学部准教授	現代ロシア語における動詞研究
※	周　星	国際コミ学部教授	現代中国に関する文化人類学的研究
	鈴木規夫	国際コミ学部教授	政治哲学、イスラーム研究、国際政治理論
	砂山幸雄	現代中国学部教授	中国現代政治体制論
	薛　鳴	現代中国学部教授	中国における言語使用に関する総合的研究
	高橋五郎	現代中国学部教授	中国・アジアの農業・農村の問題
	高橋秀雄	文学部教授	フランス語言語学
	竹内晴夫	経済学部教授	現代の貨幣・金融システムの理論的研究

○	田　中　英　式	経営学部准教授	日系企業の技術移転
	張　　琢	現代中国学部教授	中国史概説、中国社会学、中国農業論
	沈　　徹	経済学部教授	国際マクロ経済学
	常　石　希　望	法学部教授	日韓関係論、国際社会における日本文化論
	土　橋　　喜	現代中国学部教授	情報産業論
◎	馬　場　　毅	現代中国学部教授	中国社会史
	ジョン・ハミルトン	法学部教授	英語
	樋　野　芳　雄	国際コミ学部教授	国際関係思想・理論、社会学
	藤　田　佳　久	文学部教授	地理学
	藤　本　光　夫	経営学部教授	経営学
	藤　森　　猛	現代中国学部准教授	中国芸術文化論
	古　澤　賢　治	現代中国学部教授	中国経済の改革・開放
	星　野　靖　雄	会計大学院教授	国際企業買収､合併､合弁､完全子会社の業績についての実証研究
	保　住　敏　彦	経済学部教授	近代経済思想史、近代経済学史
	松　岡　正　子	現代中国学部教授	中国民俗学
○	三　好　　章	現代中国学部教授	中国近現代史
	村　松　幸　廣	経営学部教授	消費者行動論
	森　　久　男	経済学部教授	中国経済史
	山　本　一　巳	現代中国学部教授	発展途上国経済論
	吉　川　　剛	現代中国学部准教授	現代中国における法意識、法文化に関する法社会学的研究
	李　　秀　宓	法学部准教授	コーポレントガバナンスにおける機関投資家の役割
○	李　　春　利	経済学部教授	中国経済論
	劉　　柏　林	現代中国学部教授	中日文化・言語比較、中日関係

◎…所長、○…運営委員、※…新所員

2009 年度　国際問題研究所名誉研究員

（五十音順）

氏　名	研究主題
浅井　敦	・現代中国法の理論 ・中国の法と社会と歴史 ・日中比較法学－その目的と方法－
池上貞一	・清朝末期の維新変法思想 ・民国期の国共両党について ・文革以降の政治動向
今泉潤太郎	中国語・日本語語彙対照研究
大島隆雄	・近現代資本主義の国際的・比較史的研究 ・自動車工業の国際的・比較史的研究
酒井吉栄	アメリカにおける（議員）裁判の研究及び比較憲法史
嶋倉民生	中国・日中の政治・経済問題
陶山信男	日・中・韓三国の言語と文化の本質
高橋　正	・市場経済と持続可能な社会 ・国際協同組合運動の現状と展望 ・世界の食料需要動向と食の安全性
田崎哲郎	・アジアにおける牛痘法の普及 ・千歳丸の研究
谷　光隆	東亜同文会及び東亜同文書院の各種刊行物、並びに支那調査報告書稿本の中に見えるアヘン関係記事の集録
中島敏夫	・中国文学研究　・中国文学史研究　・中国神話学研究 ・中国文学理論研究　・中国唐詩研究
中西弘次	・アメリカ合衆国における国内市場の形成・展開、貿易構造、巨大企業体制の成立・展開とそれに対するアメリカ人・アメリカ社会の対応、社会思想と社会運動
夏目文雄	・中国刑事立法史の研究 ・A・A諸国の刑事立法の研究
藤城和美	・イギリス保守主義の研究（バークからサッチャーまで） ・小岩井淨の政治学とアジア研究　・朝鮮問題研究
宮崎鎮雄	DOR（東ドイツ）労働法の歴史的意義と問題の所在
三好正弘	・国際法 ・領土、国境紛争
松村一隆	・物価指数（とくにアメリカの消費者物価指数） ・世界経済論
柳澤英二郎	戦後国際政治史

2009年度　国際問題研究所客員研究員

（五十音順）

氏　名	推薦者	研究主題
浅野豊美	黄　英哲	東亜同文書院と台湾、中国法制調査
安達満靖	嶋倉民生	国際化する中国の農村自治
大野太幹	森　久男	近代中国東北地域における植民地支配の研究
小田則子	森　久男	中国清代から現代の華北農村社会
柯　麗華	奥野博幸	中国の消費者の小売店舗における購買行動
加治宏基	馬場　毅	現代中国の世界意識と「中華世界」
加藤寛昭	三好正弘	中国の民主化に関する研究、中国における合弁企業に関する研究
上木敏正	神頭広好	レーガン政権期におけるアメリカ国内M＆A活動の分析
川崎晴朗	草薙　裕	日中両国にあった外国人居留地制度の比較、欧州連合のもつ使節権
金　仙玉	周　星	中国甘粛省臨夏市の回族女性の健康状況及び健康意識に関する研究
虞　萍	高　明潔	冰心文学の研究
澤田貴之	藤本光夫	インドの多国籍企業の研究
柴田哲雄	馬場　毅	汪精衛南京政府の研究
邵　倫	加々美光行	アジア太平洋地域の安全保障と中米関係
孫　江	馬場　毅	近代東アジアにおける学術概念の形成と変遷
武井義和	加々美光行	戦時期上海朝鮮人居留民について
張　慧娟	南　龍久	中国自動車企業における品質管理の組織的一研究
張　萍	川井伸一	中国にける人口高齢化問題
平川雄一	藤田佳久	東アジアの山間における過疎現象と地域再生に関する研究
細井佐和子	藤本光夫	ベトナム語と歴史・社会の変動
堀田幸裕	加々美光行	中朝日を中心とした東アジア国際関係
増山久美	川井伸一	多国籍企業の進出によって変化するメキシコの低所得層に関する研究
真殿仁美	三好　章	中国の障害者福祉
丸谷雄一郎	太田幸治	メキシコの地域研究
水野光朗	三好正弘	中印国境紛争の研究
三橋かほり	保住敏彦	中国の農民の精神的健康に関する社会経済的要因の研究
山岸健太郎	河辺一郎	いわゆる台湾の国連再加盟問題と中国外交　など
兪　嶸	高橋五郎	中国の格差問題と財政構造
劉　星	加々美光行	中国と日米安保体制－地域安全保障の視点から
林　紅	加々美光行	売春婦の「収容」と「改造」-1950年代の福州市を中心に-
渡辺眞登	保住敏彦	管理通貨制度及び現代信用制度の研究

2009年度　国際問題研究所補助研究員

（五十音順）

氏　名	指導教授	研究テーマ
浅野勝彦	河野　眞	国際観光から見た観光地域づくり
佐藤政行	保住敏彦	クリエイティブ・シティ論の研究
徐　青	鈴木規夫	近代日本におけるシャンハイ・イメージ
鈴木一典	保住敏彦	現代における社会的経済の役割について
夏目晶子	周　星	自民の衣生活から見る中国社会の変容
野口　武	馬場　毅	清末光緒新政期における日中交流と産業改革
広中一成	三好　章	日中戦争期における傀儡政権の教育政策について
古村治彦	鈴木規夫	対外関係との相関に見る1993年以降の日本政治の変容
山口信久	保住敏彦	中国市場経済化の行方
湯原健一	三好　章	明治期関東州における衛生行政の確立

執 筆 者 紹 介

浅 尾　　仁（国研所員・法学部教授）
三 好　　章（国研所員・現代中国学部教授）
広 中 一 成（国研補助研究員）
川 崎 晴 朗（国研客員研究員）
虞　　萍（国研客員研究員）
平 野 孝 治（愛知大学 ICCS 研究員）
森　久 男（国研所員・経済学部教授）
上 木 敏 正（国研客員研究員）
澤 田 貴 之（国研客員研究員）
李　樹 燕（愛知大学中国研究科博士課程・中国人民大学博士課程在学中）
馬 場　　毅（国研所員・現代中国学部教授）
周　　星（国研所員・国際コミュニケーション学部教授）
保 住 敏 彦（国研所員・経済学部教授）
石 山 真 由
孫　　江（国研客員研究員）

2010 年 11 月 30 日　発行
編集代表者　　鈴 木 規 夫
発行所　愛知大学国際問題研究所
〒470-0296 愛知県みよし市黒笹町清水370
TEL.0561-36-5521
FAX.0561-36-8783

印刷所　㈱中部日本教育文化会
名古屋市名東区名東本町 177

本誌は会員頒布制ですが，ご希望の
方には 1 部 1,500 円で頒布します。

JOURNAL OF INTERNATIONAL AFFAIRS

Institute of International Affairs

Aichi University

No.136 November 2010

CONTENTS

Articles

Pollution of the Natural Environment in Copsa Mica, Romania ····· ASAO Hitoshi

Winning People in Wartime Central China ····· MIYOSHI Akira
BABA Takeshi
HIRONAKA Issei

The Right of Legation of the European Communities
—Parerga und Paralipomena(4)— ····· KAWASAKI Seiro

A Study on the Decline of the Shanghai Dialect caoused by Population Movement ····· YU Ping

An Enquiry into the Construction of the Propaganda Network and "Propaganda Work"
during the Early Years of the People's Republic of China ·····HIRANO Takaharu

Note

Resarch Tours of Toa Dobun Shoin College in the Inner Mongolia ····· MORI Hisao
ULJEI TOKTOH

An Analysis of the Characteristics and the Movements of M&A Activities in America
in Reagan Administration Period
—Based on the Research Records of Mergerstat® Review (Reinforcement on the Industrial
Researches and Analyses)— ····· KAMIKI Toshimasa

BRAC and Grameen Bank as New Conglomerate
—New Challenges of BOP Business— ····· SAWADA Takayuki

Folklore and Villege Order
—A Case Depth Study of the HanZu "ZuoJiu" from Y Village JiangChuan
County YunNan Province — ·····LI Shuyan

Material

The Changes of Ningxia（寧夏） Farm Village after the Foundation of People's Republic of China
····· BABA Takeshi
ZHOU Xing

Translation

The Consequences of Welfare Reform:
How Conceptions of Social Rights are Changing, by Robert Henry Cox ····· HOZUMI Toshihiko

Political Education Late Qing History Textbooks ····· ISHIYAMA Mayu
SUN Jiang